



(号外) 府内閣(原稿作成)  
発行 国立印刷局

特殊法人等  
公立学校共済組合役員の退職及び就  
業職員免許状失効・失効の取消、  
行旅死亡人、特定空家等の除却命令  
及び代執行関係

地 方 公 共 团 体

職 関 係

会 社 そ の 他  
会社決算公告

教 育 職 員 免 許 状 失 効 ・ 失 効 の 取 消 、  
行 旅 死 亡 人 、 特 定 空 家 等 の 除 却 命 令  
及 び 代 執 行 関 係

二 三 一 五 一 七 一 九 一 一 一 三

〔公 告〕

官 庁 事 項

〔官 庁 報 告〕

- 食料・農業・農村基本計画の変更  
(農林水産省)
- 食料供給困難事態対策の実施に関する件  
基本的な方針に関する公示 (同)
- 北陸地方整備局公示 (北陸地方整備局)
- 道路に関する件  
(北陸地方整備局二四、二五)
- 道路に関する件  
(北海道開発局五〇、五一)

- 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 (厚生労働五九)
- その他告示

〔省 令〕

目 次

一

五

三

三 三 五

三

裁 判 所  
破 産 、 免 責 関 係

諸 事 項

三

省 令

O 厚生労働省令第五十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第二十六号) の一部の施行に伴い、及び関係法  
令の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月八日

厚生労働大臣 福岡 資麿



## 二〇四 (略)

五 法第十条の三第一項の規定による失業等給付の支給を請求する者について行う当該失業等給付に関する事務 当該失業等給付に係る受給資格者、高年齢受給資格者（高年齢求職者給付金受給者を含む。）、特例受給資格者（特例一時金受給者を含む。第八十二条の三第二項第二号において同じ。）、日雇労働被保険者又は教育訓練給付の支給を受けることができる者の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「死亡者に係る公共職業安定所」という。）の長

（被保険者証の交付）

## 第十条 (略)

3 被保険者証の交付を受けた者は、当該被保険者証を滅失し、又は損傷したときは、雇用保険被保険者証再交付申請書（様式第八号）に運転免許証、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十二条の三第一項に規定する書面その他の被保険者証の再交付の申請をしようとする者が本人であることを証明することができる書類を添えて公共職業安定所長に提出し、被保険者証の再交付を受けなければならない。

（一般被保険者の教育訓練休暇開始時の賃金の届出）

**第十四条の二** 事業主は、その雇用する一般被保険者（被保険者のうち、法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者（以下「高年齢被保険者」という。）、法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者（以下「短期雇用特例被保険者」という。）及び日雇労働被保険者以外のものをいう。以下同じ。）が第一百一条の二の十八第一項に規定する教育訓練休暇を開始したときは、法第七条の規定により、法第六十条の三第一項に規定する休暇開始日（以下「休暇開始日」という。）の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額證明書（様式第十号の二の二）に雇用契約書、賃金台帳その他の休暇開始日及びその日前の賃金の額を証明することができる書類並びに就業規則その他の当該事業主が教育訓練休暇制度を設けていることを証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

業安定所の長に提出しなければならない。

事業主は、前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、同項に定める書類を添えないことができる。

3 | 公共職業安定所長は、第一項の規定により雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額證明書の提出を受けたときは、当該雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額證明書に基づいて作成した雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額證明票（様式第十号の二の二）を当該一般被保険者に交付しなければならない。

4 | 第十条第二項の規定は、前項の交付について準用する。

（被保険者の介護休業、育児休業又は育児時短就業開始時の賃金の届出）

**第十四条の三** 事業主は、法第七条の規定により、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額證明書・所定労働時間短縮開始時賃金證明書（様式第十号の二の三）以下「休業等開始時賃金證明書」という。に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開明書（様式第十号の二の三）以下「休業等開始時賃金證明書」という。に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開

## 二〇四 (略)

五 法第十条の三第一項の規定による失業等給付の支給を請求する者について行う当該失業等給付に関する事務 当該失業等給付に係る受給資格者、高年齢受給資格者（高年齢求職者給付金受給者を含む。）、特例受給資格者（特例一時金受給者を含む。第八十二条の三第二項第二号において同じ。）、日雇労働被保険者又は教育訓練給付金の支給を受けることができる者の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「死亡者に係る公共職業安定所」という。）の長

（被保険者証の交付）

## 第十条 (略)

3 被保険者証の交付を受けた者は、当該被保険者証を滅失し、又は損傷したときは、雇用保険被保険者証再交付申請書（様式第八号）に運転免許証、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十二条の三第一項に規定する書面その他の被保険者証の再交付の申請をしようとする者が本人であることの事實を証明することができる書類を添えて公共職業安定所長に提出し、被保険者証の再交付を受けなければならない。

（新設）

3 被保険者証の交付を受けた者は、当該被保険者証を滅失し、又は損傷したときは、雇用保険被保険者証再交付申請書（様式第八号）に運転免許証、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十二条の三第一項に規定する書面その他の被保険者証の再交付の申請をしようとする者が本人であることの事實を証明することができる書類を添えて公共職業安定所長に提出し、被保険者証の再交付を受けなければならない。

（被保険者の介護休業、育児休業又は育児時短就業開始時の賃金の届出）

**第十四条の二** 事業主は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額證明書・所定労働時間短縮開始時賃金證明書（様式第十号の二の二）以下「休業等開始時賃金證明書」という。に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開

帳その他の当該休業を開始した日及びその日前の賃金の額並びに雇用期間を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一 その雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した場合 第百一条の十九第一項の規定により、当該被保険者が同項に規定する介護休業給付金支給申請書の提出をする日

## 二・三 (略)

2～4 (略)

（特定理由離職者又は特定受給資格者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出）

### 第十四条の四

事業主は、その雇用する被保険者がその対象家族（法第六十一条の四第一項に規定する対象家族をいう。第三十六条を除き、以下同じ。）を介護するための休業若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（法第六十一条の七第一項に規定する子をいう。第一百一条の二十五（第三号に限る。）第一百一条の二十九の二（第一号イに限る。）、第一百一条の二十九の三及び第一百十条を除き、以下同じ。）を養育するための休業をした場合又はその雇用する被保険者のうちその対象家族を介護する被保険者若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者に関して所定労働時間の短縮を行つた場合であつて、当該被保険者が離職し、法第十三条に規定する特定理由離職者又は法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」という。）として受給資格の決定を受けることとなるときは、法第七条の規定により、当該被保険者が当該離職したことにより被保険者でなくなつた日の翌日から起算して十日以内に、休業等開始時賃金証明書に育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第五条第六項の育児休業申出に係る書面、育児・介護休業法第九条の二第三項の出生時育児休業申出に係る書面（第一百一条の十九第二項において「介護休業申出書」という。）、育児・介護休業法第二十三条第一項又は第三項に規定する申出に係る書類その他の介護休業、育児休業又は家族介護若しくは育児に係る所定労働時間短縮（以下この項において「休業等」という。）を行つたことの事実及び休業等を行つた期間並びに当該休業等を開始した日前の賃金の額を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2～4 (略)

（未支給失業等給付の請求手続）

### 第十七条の二 法第十条の三第一項の規定による失業等給付の支給を請求しようとする者（以下「未支給給付請求者」という。）は、死亡した受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者又は就職促進給付、教育訓練給付若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者（以下この節において「受給資格者等」という。）が死亡した日の翌日から起算して六箇月以内に、未支給失業等給付請求書（様式第十号の四）に当該受給資格者等の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類、未支給給付請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類並びに未支給給付請求者が死亡した受給資格者等と生計をじくしていたことを証明することができる書類を添えて死亡者に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、当該失業等給付が次の各号に該当するとき（当該死亡した受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は就職促進給付若しくは教育訓

始した日及びその前の賃金の額並びに雇用期間を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一 その雇用する被保険者（法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者（以下「短期雇用特例被保険者」という。）及び日雇労働被保険者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した場合 第百一条の十九第一項の規定により、当該被保険者が同項に規定する介護休業給付金支給申請書の提出をする日

## 二・三 (略)

2～4 (略)

（特定理由離職者又は特定受給資格者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出）

### 第十四条の三

事業主は、その雇用する被保険者がその対象家族（法第六十一条の四第一項に規定する対象家族をいう。第三十六条を除き、以下同じ。）を介護するための休業若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（法第六十一条の七第一項に規定する子をいう。第一百一条の二十五（第三号に限る。）、第一百一条の二十九の二（第一号イに限る。）、第一百一条の二十九の三及び第一百十条を除き、以下同じ。）を養育するための休業をした場合又はその雇用する被保険者のうちその対象家族を介護する被保険者若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者に関して所定労働時間の短縮を行つた場合であつて、当該被保険者が離職し、法第十三条に規定する特定理由離職者又は法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」という。）として受給資格の決定を受けることとなるときは、当該被保険者が当該離職したことにより被保険者でなくなつた日の翌日から起算して十日以内に、休業等開始時賃金証明書に育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第五条第六項の育児休業申出に係る書面、育児・介護休業法第九条の二第三項の出生時育児休業申出に係る書面（第一百一条の十九第二項において「介護休業申出書」という。）、育児・介護休業法第二十三条第一項又は第三項に規定する申出に係る書類その他の介護休業、育児休業又は家族介護若しくは育児に係る所定労働時間短縮（以下この項において「休業等」という。）を行つたことの事実及び休業等を行つた期間並びに当該休業等を開始した日前の賃金の額を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2～4 (略)

（未支給失業等給付の請求手続）

### 第十七条の二 法第十条の三第一項の規定による失業等給付の支給を請求しようとする者（以下「未支給給付請求者」という。）は、死亡した受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者又は就職促進給付、教育訓練給付金若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者（以下この節において「受給資格者等」という。）が死亡した日の翌日から起算して六箇月以内に、未支給失業等給付請求書（様式第十号の四）に当該受給資格者等の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類、未支給給付請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類並びに未支給給付請求者が死亡した受給資格者等と生計をじくしていたことを証明することができる書類を添えて死亡者に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、当該失業等給付が次の各号に該当するとき（当該死亡した受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は就職促進給付若しくは教育訓



(受給期間延長の申出)

**第三十一条** 法第二十条第一項の申出は、医師の証明書その他の同項に規定する理由に該当することを証明することができる書類及び受給資格者証（受給資格者証の交付を受けていない場合（受給資格通知の交付を受けた場合を除く。）には、離職票（二枚以上の離職票を保管するときは、その全ての離職票）。以下この条において同じ。）を添えて（該申出を行なう者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、当該書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）受給期間延長等申請書（様式第十六号）を管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行なるものとする。

**第三十一条** 法第二十条第一項の申出は、医師の証明書その他の第三十条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証（受給資格者証の交付を受けていらない場合（受給資格通知の交付を受けた場合を除く。）には、離職票（二枚以上の離職票を保管するときは、その全ての離職票）。以下この条において同じ。）を添えて（当該申出を行つて者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、当該事実を証明することができる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）受給期間延長等申請書（様式第十六号）を管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行うものとする。

7 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管轄公共職業安定所の長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出（当該者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、併せて個人番号カードを提示）しなければならない。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付（第二号に規定する場合であつて、当該者が受給資格通知の交付を受けたときは、提出を受けた受給期間延長等通知書に必要な事項を記載した上、返付）しなければならない。

7 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管轄公共職業安定所の長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出（当該者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、併せて個人番号カードを提示）しなければならない。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付（第二号に規定する場合であつて、当該者が受給資格通知の交付を受けた場合は、提出を受けた受給期間延長等通知書に必要な事項を記載した上、返付するとともに、受給資格通知に必要な事項を記載した上、交付）しなければなら

8

### (支給の期間の特例の申出)

**第三十一条の六** 法第二十条の二の申出は、登記事項証明書その他同条に規定する者に該当する」とを証明することができる書類及び受給資格者証（受給資格者証の交付を受けない場合（受給資格通知の交付を受けた場合を除く。）には、離職票（二枚以上の離職票を保管するときは、その全ての離職票）。以下この条において同じ。）を添えて（当該申出を行う者が受給資格通知の交付を受けた場合には、当該書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）受給期間延長等申請書を管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行うものとする。

256

(準用)

**第六十五条の五 第十九条第一項及び第四項、第二十条、第二十二条、第四十四条から第四十七  
条まで、第四十九条、第五十条並びに第五十四条の規定は、高年齢求職者給付金の支給につい  
て準用する。**この場合において、これらの規定中「**第十三条第一項**」とあるのは「**第三十七条  
の三第一項**」と、「受給資格者証」とあるのは「**高年齢受給資格者証**」と、「受給資格に」とある  
のは「**高年齢受給資格に**」と、「当該受給資格者」とあるのは「**当該高年齢受給資格者**」と、「受  
給資格通知」とあるのは「**第六十五条の四第一項に規定する高年齢受給資格通知**」と、「失業の  
認定日」とあるのは「**法第三十七条の四第五項の失業していることについての認定日**」と、「失  
業の認定を」とあるのは「**法第三十七条の四第五項の失業していることについての認定を**」と、  
「失業認定申告書（様式第十四号）」とあるのは「**高年齢受給資格者失業認定申告書（様式第二  
十二号の三）**」と、「受給資格者に」とあるのは「**高年齢受給資格者に**」と、「受給資格者」の  
とあるのは「**高年齢受給資格者の**」と、「受給資格者」とあるのは「**高年齢受給資格者**（と、  
「口座振込受給資格者」とあるのは「**口座振込高年齢受給資格者**」と、「**第三十三条第一項**」と

**第六十五条の五** 第十九条第一項及び第四項、第二十条、第二十二条、第四十四条から第四十七  
条まで、第四十九条、第五十条並びに第五十四条の規定は、高年齢求職者給付金の支給につい  
て準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格」とあるのは「高年齢受給資格」  
と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「受給資格者証」とあるのは「高年齢受  
給資格者証」と、「受給資格通知」とあるのは「第六十五条の四第一項に規定する高年齢受給資  
格通知」と、「第十三条第一項」とあるのは「第三十七条の三第一項」と「失業の認定」とある  
のは「法第三十七条の四第五項の失業していることについての認定」と、「失業認定申告書（様式  
式第十四号）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（様式第二十二号の三）」と、「口座  
振込受給資格者」とあるのは「口座振込高年齢受給資格者」と「第三十二条第一項」とあるの  
は「第三十七条の四第六項において準用する法第三十一条第一項」と「この款の規定（第十九  
条及び第二十条の規定を除く。）」とあるのは「第六十五条の五において準用するこの款の規定  
(第十九条及び第二十条の規定を除く。)及び第六十五条の四の規定」と読み替えるものとする。

256

(準用)

(支給の期間の特例の申出)  
第三十一条の六 法第二十条の二の申出は、登記事項証明書その他同条に規定する者に該当するこの事実を証明することができる書類及び受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていない場合(受給資格通知の交付を受けた場合を除く。)には、離職票(二枚以上の離職票を保管するときは、その全ての離職票)。以下この条において同じ。)を添えて(当該申出を行う者が受給資格通知の交付を受けた場合には、当該事実を証明することができる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して)受給期間延長等申請書を管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行うものとする。

あるのは「第三十七条の四第六項において準用する法第三十一条第一項」と、「受給資格者について」とあるのは「高年齢受給資格者について」と、「失業の認定又は」とあるのは「法第三十条の四第五項の失業していることについての認定又は」と、「この款の規定（第十九条及び第二十条の規定を除く。）」とあるのは「第六十五条の五において準用するこの款の規定（第十九条及び第二十条の規定を除く。）」及び第六十五条の四の規定」と、「第二十条、第二十二条、第四十五条、第四十九条及び第五十条中「受給資格者は」とあるのは「高年齢受給資格者は」と読み替えるものとする。

（特例高年齢被保険者に対する休業等開始時賃金証明書の特例）

**第六十五条の十二** 特例高年齢被保険者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、休業等開始時賃金証明書に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開始した日及びその日前の賃金の額並びに雇用期間を証明することができる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、当該特例高年齢被保険者を雇用する事業主については、第十四条の三第一項の規定は、適用しない。

一～三 （略）  
2～4 （略）

（準用）

**第六十九条** 第十九条第一項及び第四項、第二十条、第二十二条、第四十四条から第四十七条までの、第四十九条、第五十条並びに第五十四条の規定は、特例一時金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「第十三条第一項」とあるのは「第三十九条第一項」と、「受給資格者証」とあるのは「特例受給資格者証」と、「受給資格に」とあるのは「特例受給資格に」と、「当該受給資格者」とあるのは「当該特例受給資格者」と、「受給資格通知」とあるのは「第六十八条第一項に規定する特例受給資格通知」と、「失業の認定日」とあるのは「法第四十条第三項の失業していることについての認定日」と、「失業の認定」とあるのは「法第四十条第三項の失業していることについての認定」と、「失業の認定」とあるのは「法第四十条第三項の失業して

いることについての認定」と、「失業認定申告書（様式第十四号）」とあるのは「特例受給資格者証」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格者証」とあるのは「特例受給資格者証」と、「受給資格通知」とあるのは「第六十八条第一項に規定する特例受給資格通知」と、「第十三条第一項」とあるのは「第三十九条第一項」と、「失業の認定」とあるのは「法第四十条第三項の失業していることについての認定」と、「失業認定申告書（様式第十四号）」とあるのは「特例受給資格者証」と、「受給資格者」と、「受給資格者証」とあるのは「口座振込受給資格者」とあるのは「口座振込特例受給資格者」と、「第三十一条第一項」とあるのは「第四十条第四項において準用する法第三十一条第一項」と、「第三十一条第一項」と、「この款の規定（第十九条及び第二十条の規定を除く。）」とあるのは「第六十九条において準用するこの款の規定（第十九条及び第二十条の規定を除く。）」並びに第六十八条及び第七十条第二項の規定」と読み替えるものとする。

二～三 （略）  
2～4 （略）

（準用）

**第六十九条** 第十九条第一項及び第四項、第二十条、第二十二条、第四十四条から第四十七条までの、第四十九条、第五十条並びに第五十四条の規定は、特例一時金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格」とあるのは「特例受給資格」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格者証」とあるのは「特例受給資格者証」と、「受給資格通知」とあるのは「第六十八条第一項に規定する特例受給資格通知」と、「第十三条第一項」とあるのは「第三十九条第一項」と、「失業の認定」とあるのは「法第四十条第三項の失業していることについての認定」と、「失業の認定」とあるのは「法第四十条第三項の失業していることについての認定」と、「失業認定申告書（様式第十四号）」とあるのは「特例受給資格者証」と、「受給資格者」と、「受給資格者証」とあるのは「口座振込受給資格者」とあるのは「口座振込特例受給資格者」と、「第三十一条第一項」とあるのは「第四十条第四項において準用する法第三十一条第一項」と、「第三十一条第一項」と、「この款の規定（第十九条及び第二十条の規定を除く。）」とあるのは「第六十九条において準用するこの款の規定（第十九条及び第二十条の規定を除く。）」並びに第六十八条及び第七十条第二項の規定」と読み替えるものとする。

（特例高年齢被保険者に対する休業等開始時賃金証明書の特例）

**第六十五条の十二** 特例高年齢被保険者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、休業等開始時賃金証明書に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開始した日及びその日前の賃金の額並びに雇用期間を証明することができる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、当該特例高年齢被保険者を雇用する事業主については、第十四条の二第一項の規定は、適用しない。

一～三 （略）  
2～4 （略）

（準用）

**第七十七条** 第四十七条第一項及び第二項の規定は、日雇労働求職者給付金の支給について準用する。この場合において、「第三十一条第一項」とあるのは「第五十一条第三項において準用する法第三十一条第一項」と、「受給資格者について」とあるのは「日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者について」と、「失業の認定」とあるのは「第七十五条第一項の失業の認定」と、「受給資格認定」と、「受給資格者」とあるのは「日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者」と、「受給資格者証」とあるのは「被保険者手帳」と、「返付（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、受給資格通知にその処分に関する事項を記載した上、交付）」とあるのは「返付」と読み替えるものとする。

（準用）

**第七十七条** 第四十七条第一項及び第二項の規定は、日雇労働求職者給付金の支給について準用する。この場合において、「第三十一条第一項」とあるのは「第五十一条第三項において準用する法第三十一条第一項」と、「受給資格者」とあるのは「日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者」と、「失業の認定」とあるのは「第七十五条第一項の失業の認定」と、「受給資格者証」とあるのは「被保険者手帳」と、「返付（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、受給資格通知にその処分に関する事項を記載した上、交付）」とあるのは「返付」と読み替えるものとする。

**第八十一条の二** 法第五十六条の二第一項の規定により、同項に規定する日雇労働被保険者として同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間を法第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなす措置の適用を受けようとする者は、当該期間の最後の日の属する月の翌月の末日までに、当該同一の事業主の適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長又は管轄公共職業安定所の長に、被保険者手帳を提出して、その旨を届け出なければならない。

## 2 24 (略)

(再就職手当の支給申請手続)

**第八十二条の五** 受給資格者は、法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当（第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。以下「再就職手当」という。）の支給を受けようとするときは、同号の安定した職業に就いた日の翌日から起算して一箇月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類及び受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合には、当該各号に定める書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）再就職手当支給申請書（様式第二十九号の二）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一 第八十二条の二に規定する事業を開始した受給資格者 登記事項証明書その他の当該事業を開始したことを証明することができる書類

## 2 3 (略)

(常用就職支度手当の支給申請手続)

**第八十四条** 受給資格者は、法第五十六条の三第一項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）の支給を受けようとするときは、同号の安定した職業に就いた日の翌日から起算して一箇月以内に、第八十二条第二項第二号に該当することを証明することができる書類及び受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳（以下この節において「受給資格者証等」という。）を添えて（受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合には、当該書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）常用就職支度手当支給申請書（様式第二十九号の三）を管轄公共職業安定所の長（日雇受給資格者については、法第五十六条の三第一項第二号の安定した職業に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。次条において同じ。）に提出しなければならない。この場合において、当該受給資格者等が第八十二条の三第二項第一号に該当する者であるときは、常用就職支度手当支給申請書に再就職援助計画に係る援助対象労働者又は高年齢支援対象者に該当することを証明することができる書類を添えなければならない。

## 2 (略)

(法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める証明)

**第一百一条の二の四** 法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める証明は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める証明とする。

## 1 12 (略)

**第八十二条の五** 受給資格者は、法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当（第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。以下「再就職手当」という。）の支給を受けようとするときは、同号の安定した職業に就いた日の翌日から起算して一箇月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類及び受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合には、当該各号に定める書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）再就職手当支給申請書（様式第二十九号の二）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

## 2 24 (略)

(再就職手当の支給申請手続)

一 第八十二条の二に規定する事業を開始した受給資格者 登記事項証明書その他の当該事業を開始したことの事実を証明することができる書類

## 2 3 (略)

(常用就職支度手当の支給申請手続)

**第八十四条** 受給資格者は、法第五十六条の三第一項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）の支給を受けようとするときは、同号の安定した職業に就いた日の翌日から起算して一箇月以内に、第八十二条第二項第二号に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳（以下この節において「受給資格者証等」という。）を添えて（受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合には、当該書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）常用就職支度手当支給申請書（様式第二十九号の三）を管轄公共職業安定所の長（日雇受給資格者については、同条第一項第二号の安定した職業に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。次条において同じ。）に提出しなければならない。この場合において、当該受給資格者等が第八十二条の三第二項第一号に該当する者である場合には、常用就職支度手当支給申請書に再就職援助計画に係る援助対象労働者又は高年齢支援対象者であるとの事実を証明することができる書類を添えなければならない。

## 2 (略)

(法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める証明)

**第一百一条の二の四** 法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める証明は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める証明とする。

## 1 12 (略)

三 第百一条の二の七第四号に規定する専門実践教育訓練を受け、修了した者（当該専門実践教育訓練を受けている者を含む。）教育訓練給付金の支給に係る当該専門実践教育訓練を修了したことの証明（当該専門実践教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。以下「専門実践教育訓練修了証明書」という。）教育訓練給付金の支給に係る当該専門実践教育訓練を受けている者にあつては、第一百一条の二の十三第四項に規定する支給単位期間ごとに当該専門実践教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることの証明（当該専門実践教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。以下「第一条の二の十三第五項第一号において「受講証明書」という。）

（法第六十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）

**第一百一条の二の五** 法第六十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、一年（当該期間内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷その他管轄公共職業安定所の長がやむを得ないと認める理由により引き続き三十日以上法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始することができない者が、当該者に該当するに至つた日の翌日から、当該者に該当するに至つた日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなつた日から起算して二十年を経過する日までの間（この項の規定により加算された期間が二十年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間に管轄公共職業安定所の長にその旨を申し出た場合には、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算するものとし、その加算された期間が二十年を超えるときは、二十年とする。）とする。

2 前項の申出をしようとする者は、教育訓練給付金適用対象期間延長申請書（様式第十六号）に前項の理由により引き続き三十日以上教育訓練を開始することができないことを証明することができる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

3 管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が同項に規定する者に該当すると認めたときは、その者に教育訓練給付金適用対象期間延長通知書（様式第十七号）を交付しなければならない。

（法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率）

**第一百一条の二の七** 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一～五 （略）

**六 （略）**

イ 当該専門実践教育訓練を修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された日から起算して一年を経過する日までの間（一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者にあつては、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をした日から起算して一年を経過する日までの間）における連続する六箇月間（第一百一条の二の十三第七項第一号において「対象期間」という。）に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）を法第十七条に規定する賃金とみなして同条第一項又は第二項の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額

三 第百一条の二の七第四号に規定する専門実践教育訓練を受け、修了した者（当該専門実践教育訓練を受けている者を含む。）教育訓練給付金の支給に係る当該専門実践教育訓練を修了したことの証明（当該専門実践教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。以下「専門実践教育訓練修了証明書」という。）教育訓練給付金の支給に係る当該専門実践教育訓練を受けている者にあつては、第一百一条の二の十二第四項に規定する支給単位期間ごとに当該専門実践教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることの証明（当該専門実践教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。以下「受講証明書」という。）

（法第六十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）

**第一百一条の二の五** 法第六十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、一年（当該期間内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷その他管轄公共職業安定所の長がやむを得ないと認める理由により引き続き三十日以上法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始することができない者が、当該者に該当するに至つた日の翌日から、当該者に該当するに至つた日の直前の一般被保険者（被保険者のうち、法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者（以下「高年齢被保険者」という。）、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外のものをいう。以下同じ。）又は高年齢被保険者でなくなつた日から起算して二十年を経過する日までの間（この項の規定により加算された期間が二十年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）に管轄公共職業安定所の長にその旨を申し出た場合には、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算するものとし、その加算された期間が二十年を超えるときは、二十年とする。）とする。

2 前項の申出をしようとする者は、教育訓練給付適用対象期間延長申請書（様式第十六号）に前項の理由により引き続き三十日以上教育訓練を開始することができないことの事実を証明することができる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

3 管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が同項に規定する者に該当すると認めたときは、その者に教育訓練給付適用対象期間延長通知書（様式第十七号）を交付しなければならない。

（法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率）

**第一百一条の二の七** 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一～五 （略）

**六 （略）**

イ 当該専門実践教育訓練を修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された日から起算して一年を経過する日までの間（一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者にあつては、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をした日から起算して一年を経過する日までの間）における連続する六箇月間（第一百一条の二の十二第七項第一号において「対象期間」という。）に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）を法第十七条に規定する賃金とみなして同条第一項又は第二項の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額

(法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額)

**第一百一条の二の八** 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・三 (略)

四 前条第四号に掲げる者 百二十万円（連続した二支給単位期間（第一百一条の二の十三第四項に規定する支給単位期間をいう。以下この条において同じ。）（当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であつて、支給単位期間が連続して二ないときは一支給単位期間）ごとに支給する額は、四十万円を限度とし、一の支給限度期間ごとに支給する額は、百九十二万円を限度とする。）

五・六 (略)

2・3 (略)

(一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続)

**第一百一条の二の十一** 教育訓練給付金支給対象者は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該教育訓練給付金の支給に係る一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して一箇月以内に、教育訓練給付金（第一百一条の二の七第一号及び第二号関係）支給申請書（様式第三十三号の二）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一・四 (略)

2 教育訓練給付金支給対象者は、前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、同項第四号に掲げる書類のうち職業安定局長が定めるものを添えないことができる。

(特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続)

**第一百一条の二の十二** 教育訓練給付金支給対象者であつて、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの（以下この条において「特定一般教育訓練受講予定者」という。）は、当該特定一般教育訓練を開始する日の十四日前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第三十三号の二の二）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一・四 (略)

2 管轄公共職業安定所の長は、前項の規定により教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出した特定一般教育訓練受講予定者が教育訓練給付金支給対象者であつて第一百一条の二の七第二号に掲げる者に該当するものと認めたときは、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定による通知を受けた第一百一条の二の七第二号に掲げる者に該当する教育訓練給付金支給対象者は、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該教育訓練給付金の支給に係る特定一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して一箇月以内に、教育訓練給付金（第一百一条の二の七第一号及び第二号関係）支給申請書に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一・五 (略)

(法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額)

**第一百一条の二の八** 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額は、次の各号に定める額とする。

一・三 (略)

四 前条第四号に掲げる者 百二十万円（連続した二支給単位期間（第一百一条の二の十二第四項に規定する支給単位期間をいう。以下この条において同じ。）（当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であつて、支給単位期間が連続して二ないときは一支給単位期間）ごとに支給する額は、四十万円を限度とし、一の支給限度期間ごとに支給する額は、百九十二万円を限度とする。）

五・六 (略)

2・3 (略)

(一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続)

**第一百一条の二の十一** 法第六十条の二第一項各号に規定する教育訓練給付対象者（以下「教育訓練給付対象者」という。）は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該教育訓練給付金の支給に係る一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して一箇月以内に、教育訓練給付金支給申請書（様式第三十三号の二）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一・四 (略)

2 教育訓練給付対象者は、前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、同項第四号に掲げる書類のうち職業安定局長が定めるものを添えないことができる。

(特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続)

**第一百一条の二の十二** 教育訓練給付対象者であつて、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの（以下この条において「特定一般教育訓練受講予定者」という。）は、当該特定一般教育訓練を開始する日の十四日前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第三十三号の二の二）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一・四 (略)

2 管轄公共職業安定所の長は、前項の規定により教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出した特定一般教育訓練受講予定者が教育訓練給付対象者であつて第一百一条の二の七第二号に掲げる者に該当するものと認めたときは、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定による通知を受けた第一百一条の二の七第二号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者は、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該教育訓練給付金の支給に係る特定一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して一箇月以内に、教育訓練給付金支給申請書（様式第三十三号の二）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一・五 (略)

第二項の規定による通知を受けた第二百二十九条の二の七第三号に掲げる者に該当する教育訓練給付

教育訓練給付金支給対象者は、第一項、第三項及び前項の規定にかかるわらず、職業安定局長が定めるところにより、第一項第四号、第三項第五号及び前項第五号に掲げる書類のうち職業安定局長が定めるものを添えないことができる。

6

## (専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続

**第一百一条の二の十三** 教育訓練給付金支給対象者であつて、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの（以下この条において「専門実践教育訓練受講予定者」といふ。）は、当該専門実践教育訓練を開始する日の十四日前までに、次の各号に掲げる書類及び済転免証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類を添えて、又は次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならぬ。

一三

2 管轄公共職業安定所の長は、前項の規定により教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出した専門実践教育訓練受講予定者が教育訓練給付金支給対象者であつて第百条の二の七第四号に掲げる者に該当するものと認めたときは、教育訓練給付金及び教育訓練講座名、訓練期間、給付に係る処理状況その他の職業安定局長が定める事項を記載した通知をいう。以下同じ。)の交付を希望するものにあつては、教育訓練受給資格通知に必要な事項を記載した上、当該専門実践教育訓練受講予定者に交付するとともに、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3

4 この条及び第一百一条の二の十六において「支給単位期間」とは、専門実践教育訓練を受けている期間を、当該専門実践教育訓練を開始した日又は当該専門実践教育訓練を受けている期間において六箇月ごとにその日に応当し、かつ、当該専門実践教育訓練を受けている期間内にあらる日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「訓練開始応当日」という。）からそれぞれ六箇月後の訓練開始応当日の前日（当該専門実践教育訓練を修了した日の属する月にあつては、当該専門実践教育訓練を修了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

4 第二項の規定による通知を受けた第二百一一条の二の七第三号に掲げる者に該当する教育訓練経験

付対象者は、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該特定期間一般教育訓練を修了し、当該特定一般教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された日の翌日から起算して一箇月以内（一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者にあつては、当該特定一般教育訓練を修了し、かつ、当該特定一般教育訓練に係る資格を取得等した日の翌日から起算して一箇月以内）に、次の各号に掲げる書類を添えて教育訓練給付金支給申請書（様式第三十三号の二の三）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

教育訓練給付対象者は、第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めることにより、第一項第四号、第三項第五号及び前項第五号に掲げる書類のうち職業安定局長が定めるものを添えないことができる。

6

## (専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続

**第一百一条の二の十二** 教育訓練給付対象者であつて、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの（以下この条において「専門実践教育訓練受講予定者」という。）は、当該専門実践教育訓練を開始する日の十四日前までに、次の各号に掲げる書類及び運転免許証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類を添付して、又は次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第三十三号の二の二）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一三

管轄公共職業安定所の長は、前項の規定により教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給者であるが、該当するものと認めたときは、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給者証（様式第三十三号の二の四）（個人番号カード）を提示して前項の規定による坦白をした教育訓練給付対象者であつて、教育訓練受給資格通知（当該者の氏名、被保険者番号、性別、生年月日、教育訓練講座名、訓練期間、給付に係る処理状況その他の職業安定局長が定める事項を記載した通知をいう。以下同じ。）の交付を希望するものにあつては、教育訓練受給資格通知に必要な事項を記載した上、当該専門実践教育訓練受講予定者に交付するとともに、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3

(略)

この条及び第一百一条の二の十五において「支給単位期間」とは、専門実践教育訓練を受けている期間を、当該専門実践教育訓練を開始した日又は当該専門実践教育訓練を受けている期間内において六箇月ごとにその日に応当し、かつ、当該専門実践教育訓練を受けている期間内において六箇月ごとにその日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「訓練開始応当日」という。)からそれぞれ六箇月後の訓練開始応当日の前日(当該専門実践教育訓練を修了した日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

5 第二項の規定による通知を受けた第一百一条の二の七第四号に掲げる者に該当する教育訓練給付金支給対象者は、支給単位期間について専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、第二項第一号に規定する支給申請を行うこととされた期間内に、次の各号に掲げる書類及び教育訓練給付金及び教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して（当該教育訓練給付金支給対象者が教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）教育訓練給付金（第一百一条の二の七第四号関係）支給申請書（様式第三十三号の二の五）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一〇四 （略）

6 第二項の規定による通知を受けた第一百一条の二の七第五号に掲げる者に該当する教育訓練給付金支給対象者は、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該専門実践教育訓練を修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された日の翌日から起算して一箇月以内（一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者にあつては、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等した日の翌日から起算して一箇月以内）に、次の各号に掲げる書類及び教育訓練給付金及び教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して（当該教育訓練給付金支給対象者が教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）教育訓練給付金（第一百一条の二の七第五号関係）支給申請書（様式第三十三号の二の六）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一一四 （略）

7 第二項の規定による通知を受けた第一百一条の二の七第六号に掲げる者に該当する教育訓練給付金支給対象者は、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該専門実践教育訓練を修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された日の翌日から起算して一箇月以内（一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者にあつては、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等した日の翌日から起算して一箇月以内）に、次の各号に掲げる書類及び教育訓練給付金及び教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して（当該教育訓練給付金支給対象者が教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）教育訓練給付金（第一百一条の二の七第六号関係）支給申請書（様式第三十三号の二の七）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一一二 （略）

8 教育訓練給付金支給対象者は、第一項、第五項、第六項及び前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、第一項第三号、第五項第四号、第六項第四号及び前項各号に掲げる書類のうち職業安定局長が定めるものを添えないことができる。

九 （略）

（一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給）

第一百一条の二の十四 管轄公共職業安定所の長は、教育訓練給付金支給対象者に対する一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に教育訓練給付金を支給するものとする。

5 第二項の規定による通知を受けた第一百一条の二の七第四号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者は、支給単位期間について専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、第二項第一号に規定する支給申請を行うこととされた期間内に、次の各号に掲げる書類及び教育訓練給付金及び教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して（当該教育訓練給付対象者が教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）教育訓練給付金支給申請書（様式第三十三号の二の五）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一〇四 （略）

6 第二項の規定による通知を受けた第一百一条の二の七第六号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者は、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該専門実践教育訓練を修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された日の翌日から起算して一箇月以内（一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者にあつては、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等した日の翌日から起算して一箇月以内）に、次の各号に掲げる書類及び教育訓練給付金及び教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して（当該教育訓練給付対象者が教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）教育訓練給付金支給申請書（様式第三十三号の二の六）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一一四 （略）

7 第二項の規定による通知を受けた第一百一条の二の七第六号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者は、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該専門実践教育訓練を修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された日の翌日から起算して一箇月以内（一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者にあつては、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等した日の翌日から起算して一箇月以内）に、次の各号に掲げる書類及び教育訓練給付金及び教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して（当該教育訓練給付対象者が教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）教育訓練給付金支給申請書（様式第三十三号の二の七）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一一二 （略）

8 教育訓練給付対象者は、第一項、第五項、第六項及び前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、第一項第三号、第五項第四号、第六項第四号及び前項各号に掲げる書類のうち職業安定局長が定めるものを添えないことができる。

九 （略）

（一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給）

第一百一条の二の十三 管轄公共職業安定所の長は、教育訓練給付対象者に対する一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に教育訓練給付金を支給するものとする。

## (特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給)

管轄公共職業安定所の長は、第一百一条の二の七第二号に掲げる者に該当す

る教育訓練給付金支給対象者に対する特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定しここまは、二〇〇〇年四月一日から計算して二〇〇一年三月三十日までに支給する。

たときは、その日の翌日から起算して七日以内に教育訓練給付金を支給するものとする。

管轄公共職業安定所の長は、第一百一条の二の七第三号に掲げる者に該当する教育訓練給付金支給対象者に対する特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日より算定して得た額を支給するものとする。

管轄公共職業安定所の長は、第一条の一の十六

る教育訓練給付金支給対象者に対する専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に、当該支給申請に係る支給単位期間について教育訓練給付金を支給するものとする。

管轄公共職業安定所の長は、第一百一条の二の七第五号又は第六号に掲げる者に該当する教育訓練給付金支給対象者に対する専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に、全支給単位期間分の教育訓練給付金の額から既に支給を受けた当該専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の額を減じて得た額を基礎として、厚生労働大臣の定める方法により算定して得た額を支給するものとする。

第一百一十条

第一百一十七条の二の十七 第四十四条(第四項を除く。) 第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条

五十条及び第五十四条（一般教育訓練にあつては第四十九条及び第五十条、特定一般教育訓練にあつては同条を除く。）の規定は、教育訓練給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者に」とあるのは「教育訓練給付金の支給を受けることができる者に」と「受給資格者の」とあるのは「教育訓練給付金の支給を受けることができる者の」と「受給資格者」とあるのは「教育訓練給付金の支給を受けることができる者」と「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて教育訓練給付金の支給を受ける者」と「受給資格者証」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」と「受給資格通知」とあるのは「第一百一条の二の十三第二項に規定する教育訓練

受給資格通知」と「当該受給資格者」とあるのは「当該教育訓練給付金の支給を受けることができる者」と、「又は住所若しくは居所」とあるのは「住所若しくは居所又は電話番号」と「受給資格者氏名変更届」(様式第二十号)とあるのは「教育訓練給付金受給者氏名変更届」(様式第三十三号の二の八)と、「受給資格者住所変更届」(様式第二十号)とあるのは「教育訓練給付金受給者住所変更届」(様式第三十三号の二の八)を、電話番号を変更した場合にあつては教育訓練給付金受給者電話番号変更届(様式第三十三号の二の八)と、「受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届」とあるのは「教育訓練給付金受給者氏名変更届」、教育訓練給付金受給者住所変更届又は教育訓練給付金受給者電話番号変更届」と、「受給資格者について」とあるのは「教育訓練給付金の支給を受けることができる者について」と、第四十五条、第四十九条及び第五十条中「受給資格者は」とあるのは「教育訓練給付金の支給を受けることができる者は」と読み替えるものとする。

### (特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給

る教育訓練給付対象者に対する特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、三〇日の翌日から計算して二日以内に教育訓練料金を支給する。

は、その日の翌日から起算して七日以内に教育訓練給付金を支給するものとする。

管轄公共職業安定所の長は、第一百一一条の二の七第三号に掲げる者に該当する教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌月から起算して七日以内に、当該教育訓練給付金の額から既に支給を受けた当該特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の額を減じて得た額を基礎として、厚生労働大臣の定める方法により算定して得た額を支給するものとする。

管轄公共職業安定所の長は、

る教育訓練給付対象者に対する専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に、当該支給申請に係る支給単位期間について教育訓練給付金を支給するものとする。

管轄公共職業安定所の長は、第一百一一条の二の七第五号又は第六号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者に対する専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に、全支給単位期間分の教育訓練給付金の額から既に支給を受けた当該専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の額を減じて得た額を基礎として、厚生大臣の定める方法により算定して得た額を支給するものとする。

第一百一十条

(法第六十条の三第一項の休暇)

**第一百一条の二の十八 教育訓練休暇給付金**は、一般被保険者が、労働協約、就業規則その他これらに準ずるものに定めるところにより設けられた制度に基づき、自発的に教育訓練休暇を取得した場合に、当該休暇の期間内の自己の労働その他の職業安定局長が定める理由(第一百一条の二の二十五において「自己の労働等」という。)によつて収入を得ていない日について支給する。  
前項の教育訓練休暇は、法第六十条の三第二項に規定する教育訓練休暇であつて、当該休暇の期間が三十日以上であり、かつ、次に掲げる訓練を受けるものとして、事業主の承認を受けたものとする。

- 一 学校教育法に基づく大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が行う教育訓練
- 二 第百一条の二の二の規定による通知を受けた指定教育訓練実施者が行う教育訓練
- 三 前二号に掲げるもののほか、職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの

(教育訓練休暇給付金の受給資格の決定)

**第一百一条の二の十九 教育訓練休暇給付金**の支給を受けようとする者(未支給給付請求者を除く。)は、運転免許証その他の教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする者が本人であることとを確認することができる書類、休暇開始日前に教育訓練休暇(前条第二項に規定する教育訓練休暇をいう。以下同じ。)を取得することについて事業主の承認を受けたことを証明することができる書類及び雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票を添えて教育訓練休暇給付金支給申請書(様式第三十三号の二の十)を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、その者が第一百一条の二の二十四第五項の規定により教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。

- 1 管轄公共職業安定所の長は、前項の規定により教育訓練休暇給付金支給申請書を提出した者が、法第六十条の三第一項本文(同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第一百一条の二の二十一において同じ。)の規定に該当すると認められたときは、法第六十条の三第四項の規定によりその者が教育訓練休暇を取得していることについての認定(以下「教育訓練休暇取得の認定」という。)を受けるべき日(以下「教育訓練休暇取得認定日」という。)を定め、その者に知らせるとともに、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知(様式第三十三号の二の十二)に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。

(教育訓練休暇給付金の支給に係る事項の変更の届出)

**第一百一条の二の二十 教育訓練休暇給付金支給対象者は、教育訓練休暇給付金支給申請書その他の前条第一項に規定する書類の記載事項に変更があつたときは、速やかに、変更の事実を証明することができる書類及び変更内容について事業主の承認を受けたことを証明することができる書類を添えて、その旨を管轄公共職業安定所の長に届け出なければならない。**

(法第六十条の三第一項に規定する期間内に再び教育訓練休暇を取得した場合の受給手続)

**第一百一条の二の二十一 教育訓練休暇給付金支給対象者は、法第六十条の三第一項本文に規定する期間内に教育訓練休暇を終了したときは、当該期間内に再び教育訓練休暇を開始し、当該期間に係る受給資格に基づき教育訓練休暇給付金の支給を受ける場合のために、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知を保管しなければならない。**

**2 教育訓練休暇給付金支給対象者は、前項の期間内に教育訓練休暇を終了し、当該期間内に再び教育訓練休暇を開始し、当該期間に係る受給資格に基づき教育訓練休暇給付金の支給を受けようとするときは、その保管する教育訓練休暇給付金受給資格決定通知を添えて教育訓練休暇給付金支給申請書を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、法第六十条の三第一項本文の規定に該当すると認められたときは、その者について新たに教育訓練休暇取得認定日を定め、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。**

(新設)

(新設)

(法第六十条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める理由)  
第一百一条の二の二十二 法第六十条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一 事業所の休業

出産

事業主の命による外国における勤務

四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第四項第二号に該当する交流採用

五 前各号に掲げる理由に準ずる理由であつて、管轄公共職業安定所の長がやむを得ないと認めるもの

(法第六十条の三第三項の厚生労働省令で定める理由)

第一百一条の二の二十三 法第六十条の三第三項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一 疾病又は負傷

二 前号に掲げるもののほか、管轄公共職業安定所の長がやむを得ないと認めるもの

(法第六十条の三第三項に規定する申出)

第一百一条の二十四 法第六十条の三第三項の申出は、医師の証明書その他の同項に規定する理由に該当することを証明することができる書類その他の職業安定局長が定める書類を添えて

教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書（様式第十六号）を管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申出は、当該申出に係る者が法第六十条の三第三項に規定する者に該当するに至つた

日の翌日から、休暇開始日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第一項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内にしなければならない。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書に

天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

5 管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が法第六十条の三第三項に規定する者に

該当すると認めたときは、その者に教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書（様式第十七号）を交付しなければならない。この場合において、当該申出をした者が第一百一条の二の十九第二

項の規定により教育訓練休暇給付金受給資格決定通知の交付を受けているときは、管轄公共職業安定所の長は、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。

6 前項の規定により教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管轄公共職業安定所の長に届け出るとともに、交付を受けた教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書を提出しなければならない。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付（第二号に規定する場合であつて、当該者が教育訓練休暇給付金受給資格決定通知の交付を受

(新設)

(新設)

けたときは、提出を受けた教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書に必要な事項を記載した上、返付するとともに、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。

一 その者が提出した教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があつた場合

二 法第六十条の三第三項に規定する理由がやんだ場合

7 第十七条の二第四項の規定は、第一項及び前項の場合並びに第二項ただし書の場合における第一項の申出に準用する。

(教育訓練休暇取得の認定)

**第一百一条の二の二十五** 教育訓練休暇給付金支給対象者は、教育訓練休暇取得の認定を受けようとするときは、管轄公共職業安定所の長が定める教育訓練休暇取得認定日に、教育訓練休暇取 得認定申告書（様式第三十三号の二の十二）に教育訓練休暇の取得を証明することができる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該教育訓練休暇取得認定日に提出することが困難である場合は、当該教育訓練休暇取得認定日から七日以内に提出することができる。

2 | 教育訓練休暇給付金支給対象者は、教育訓練休暇取得の認定を受けた期間中に自己の労働等によつて収入を得たときは、当該収入を得るに至つた日の後における最初の教育訓練休暇取得認定日に、教育訓練休暇取得認定申告書により、収入のあつた日数その他の事項を管轄公共職業安定所の長に届け出なければならない。

3 | 管轄公共職業安定所の長は、前項の届出をしない教育訓練休暇給付金支給対象者について、自己の労働等による収入があつたかどうかを確認するために調査を行う必要があると認めるときは、教育訓練休暇取得認定日において教育訓練休暇給付金を支給すべき日まで延期することができる。

4 | 管轄公共職業安定所の長は、教育訓練休暇給付金支給対象者に対しても教育訓練休暇取得の認定を行つたときは、その処分に関する事項を教育訓練休暇給付金支給決定通知（様式第三十三号の二の十一）に記載した上、交付しなければならない。

(教育訓練休暇取得の認定の方法等)

(新設)

**第一百一条の二の二十六** 管轄公共職業安定所の長は、教育訓練休暇取得の認定に当たつては、前

条第一項の規定により提出された教育訓練休暇取得認定申告書に記載された訓練内容を確認するものとする。

2 | 管轄公共職業安定所の長は、前項の認定に関して必要があると認めるときは、教育訓練休暇給付金支給対象者に対し、運転免許証その他の教育訓練休暇給付金の支給を受けようとすると者が本人であることを確認することができる書類の提示を命ずることができる。

(教育訓練休暇給付金の支給)

(新設)

**第一百一条の二の二十七** 管轄公共職業安定所の長は、教育訓練休暇給付金支給対象者に対して教育訓練休暇取得の認定を行つたときは、その日の翌日から起算して七日以内に当該認定に係る

日の分の教育訓練休暇給付金を支給するものとする。

(準用)

**第一百一条の二の二十八** 第二十五条、第二十八条、第四十四条から第四十七條まで、第四十九条、

第五十条（第五項を除く。）及び第五十四条の規定は、教育訓練休暇給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「法第十五条第四項第一号に該当する受給資格者」とあるのは、「疾病又は負傷のために第一百一条の二の二十五に規定する手続を行うことができな

(新設)

かつた教育訓練休暇給付金支給対象者であつて、その期間が継続して十五日未満であるもの」と、「失業の認定を」とあるのは「教育訓練休暇取得の認定を」と、「失業の認定日」とあるのは「教育訓練休暇取得認定日」と、「受給資格者の」とあるのは「教育訓練休暇給付金支給対象者の」と、「法第十五条第四項第四号に該当する受給資格者」とあるのは「天災その他やむを得ない理由のために第百一条の二の二十五に規定する手続を行うことができなかつた教育訓練休暇給付金支給対象者」と、「受給資格者」とあるのは「教育訓練休暇給付金支給対象者」と、「受給資格者」と、「受給資格者」とあるのは「教育訓練休暇給付金支給対象者」と、「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて教育訓練休暇給付金の支給を受ける者」と、「当該受給資格者」と、「受給資格者」とあるのは「当該教育訓練休暇給付金支給対象者」と、「法第三十一条第一項に規定する者」とあるのは「教育訓練休暇給付金支給対象者が死亡したため教育訓練休暇取得の認定を受けることができなかつた期間に係る教育訓練休暇給付金の支給を請求する者」と、「受給資格者について」とあるのは「教育訓練休暇給付金支給対象者について」と、「返付（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、受給資格通知にその処分に関する事項を記載した上、交付）」とあるのは「交付」と、「又は住所若しくは居所」とあるのは「住所若しくは居所又は電話番号」と、「失業の認定又は」とあるのは「教育訓練休暇給付金支給対象者氏名変更届（様式第三十三号の二の八）」と、「受給資格者住所変更届（様式第二十号）」とあるのは「教育訓練休暇給付金支給対象者住所変更届（様式第三十三号の二の八）」を、電話番号を変更した場合にあつては教育訓練休暇給付金支給対象者電話番号変更届（様式第三十三号の二の八）と、「受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届」とあるのは「教育訓練休暇給付金支給対象者氏名変更届又は教育訓練休暇給付金支給対象者住所変更届」と、「返付（当該提出をした者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、受給資格通知に必要な事項を記載した上、交付）」とあるのは「交付」と、第二十五条、第二十八条及び第四十七条中「に出頭し」とあるのは「の長に対して」と、第二十五条、第二十八条、第四十四条、第四十七条、第四十九条及び第五十条中「受給資格者証」とあるのは「教育訓練休暇給付金受給資格決定通知」と、「第二十八条中「に出頭する」とあるのは「の長に対して、教育訓練休暇取得認定申告書を提出する」と、第四十五条、第四十九条及び第五十条中「受給資格者は」とあるのは「教育訓練休暇給付金支給対象者は」と、第四十五条及び第四十六条中「受給資格者証」とあるのは「教育訓練休暇給付金支給決定通知」と読み替えるものとする。

（法第六十条の四第二項第一号の厚生労働省令で定めるもの）

**第一百一条の二の二十九 法第六十条の四第二項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第三十五条各号に掲げるものとする。**

（法第六十条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める理由）

**第一百一条の二の三十 法第六十条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める理由は、第三十六条各号に掲げる理由とする。**

（準用）

第一百一条の十 第四十四条（第四項を除く。）、第四十五条第一項及び第四十六条第一項の規定は、高年齢雇用継続給付の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「高年齢雇用継続給付を受けることができる者」と、「受給資格者の」とあるのは「高年齢雇用継続給付を受けることができる者」と、「口座振込受給資格者」と

**（新設）**

第一百一条の十 第四十四条（第四項を除く。）、第四十五条第一項及び第四十六条第一項の規定は、高年齢雇用継続給付の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「高年齢雇用継続給付を受けることができる者」と、「受給資格者の」と

るは「高年齢雇用継続給付を受けることができる者」と「受給資格者」とあるのは「高年齢雇用継続給付を受けることができる者」と「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて高年齢雇用継続給付の支給を受ける者」と「管轄公共職業安定所」とあるのは「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」と「当該受給資格者が」とあるのは「当該高年齢雇用継続給付を受けることができる者が」と読み替えるものとする。

(法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める理由)

第一百一十条の十八 法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 教育訓練休暇  
五・六 (略)

(準用)

第一百一十条の二十 第四十四条（第四項を除く。）、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第一百一十三条の五第八項、第一百一条の六及び第一百一条の九の規定は、介護休業給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「介護休業給付金を受けることができる者」と「受給資格者」とあるのは「介護休業給付金を受けることができる者」と、「介護休業給付金を受ける者」と、「受給資格者」とあるのは「介護休業給付金を受けることができる者」と、「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて介護休業給付金の支給を受ける者」と、「管轄公共職業安定所」とあるのは「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」と、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」とあるのは「介護休業給付金支給申請書」と読み替えるものとする。

(通則)

第一百一十条の二十一 第十七条の二第一項、第三項及び第四項並びに第十七条の三から第十七条の七までの規定は、育児休業等給付について準用する。この場合において、第十七条の二第二項中「法第十条の三第一項」とあるのは「法第六十一条の六第五項において準用する法第十条の三第一項」と「受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者又は就職促進給付、教育訓練給付若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者（以下この節において「受給資格者等」と）」とあるのは「育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「当該育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「受給資格者等」とあるのは「育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、同条第三項中「受給資格者等」とあるのは「育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「当該受給資格者等」とあるのは「当該育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「受給資格者等」とあるのは「育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、同条第三項中「受給資格者等」とあるのは「育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「当該受給資格者等」とあるのは「当該育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「受給資格者等」とあるのは「育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、同条第三項中「受給資格者等」とあるのは「育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「当該受給資格者等」とあるのは「当該育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「受給資格者等」とあるのは「法第六十一条の六第五項において準用する法第十条の四第一項」と、第十七条の五第一項中「法第十条の四第一項」とあるのは「法第六十一条の六第五項において準用する法第十条の四第一項」と、第十七条の六及び第十七条の七中「法第十条の四第三項」とあるのは「法第六十一条の六第五項において準用する法第十条の四第三項」と読み替えるものとする。

(法第六十一条の七第一項の厚生労働省令で定める理由)

第一百一十条の二十九 法第六十一条の七第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

五・六 (略)  
四 教育訓練休暇

あるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて高年齢雇用継続給付の支給を受ける者」と「管轄公共職業安定所」とあるのは「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」と読み替えるものとする。

(法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める理由)

第一百一十条の十八 法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四・五 (新設)  
五・六 (略)

(準用)

第一百一十条の二十 第四十四条（第四項を除く。）、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第一百一十三条の五第八項、第一百一条の六及び第一百一条の九の規定は、介護休業給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「介護休業給付金を受けることができる者」と、「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて介護休業給付金の支給を受ける者」と、「管轄公共職業安定所」とあるのは「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」と、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」とあるのは「介護休業給付金支給申請書」と読み替えるものとする。

(通則)

第一百一十条の二十一 第十七条の二第一項、第三項及び第四項並びに第十七条の三から第十七条の七までの規定は、育児休業等給付について準用する。この場合において、第十七条の二第二項中「法第十条の三第一項」とあるのは「法第六十一条の六第五項において準用する法第十条の三第一項」と「受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者又は就職促進給付、教育訓練給付若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者（以下この節において「受給資格者等」と）」とあるのは「育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「当該育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「受給資格者等」とあるのは「育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、同条第三項中「受給資格者等」とあるのは「育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「当該受給資格者等」とあるのは「当該育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「受給資格者等」とあるのは「育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「当該受給資格者等」とあるのは「当該育児休業等給付の支給を受けることができる者」と、「受給資格者等」とあるのは「法第六十一条の六第五項において準用する法第十条の四第一項」と、第十七条の五第一項中「法第十条の四第一項」とあるのは「法第六十一条の六第五項において準用する法第十条の四第一項」と、第十七条の六及び第十七条の七中「法第十条の四第三項」とあるのは「法第六十一条の六第五項において準用する法第十条の四第三項」と読み替えるものとする。

(法第六十一条の七第一項の厚生労働省令で定める理由)

第一百一十条の二十九 法第六十一条の七第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四・五 (新設)  
五・六 (略)

(法第六十一条の八第一項の厚生労働省令で定める理由)  
第一百一条の三十二 法第六十一条の八第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

## 一・三 (略)

四 教育訓練休暇  
(略)

五・六 (略)  
(法第六十一条の十第一項第一号の厚生労働省令で定める理由)

第一百一条の三十六 法第六十一条の十第一項第一号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

## 一・三 (略)

四 教育訓練休暇  
(略)

五・六 (略)  
(法第六十一条の十二第一項の厚生労働省令で定める理由)

第一百一条の四十四 法第六十一条の十二第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

## 一・三 (略)

四 教育訓練休暇  
(略)

五・六 (略)  
(法第六十一条の十二第一項の厚生労働省令で定める理由)

第一百一条の四十四 法第六十一条の十二第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

## 一・三 (略)

四 教育訓練休暇  
(略)

五・六 (略)  
(法第六十一条の十二第一項の厚生労働省令で定める理由)

第一百二条 第四十四条(第四項を除く。)、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第一百一条の五第八項、第一百一条の六及び第一百一条の九の規定は、育児休業等給付の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者に」とあるのは「育児休業等給付を受けることができる者に」と、「受給資格者」とあるのは「育児休業等給付を受けることができる者」(一)と、「口座振込受給資格者」(二)とあるのは「育児休業等給付を受けることができる者」(一)と、「口座振込受けける者」と、「管轄公共職業安定所」とあるのは「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」と、「当該受給資格者が」とあるのは「当該育児休業等給付を受けることができる者」(一)と、「当該受給資格者が」とあるのは「当該育児休業等給付を受けることができる者が」と、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」とあるのは「高年齢雇用継続給付支給申請書」とあるのは「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書及び同条第四項に規定する育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児時短就業給付金支給申請書及び同条第四項に規定する育児時短就業給付金支給申請書」と読み替えるものとする。

（代理人）  
五百四十五条 (略)  
児時短就業給付金支給申請書」と読み替えるものとする。

五百四十五条 (略)  
（代理人）

二・四 (略)

5 第二項及び第三項の規定により提出する届書について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下「社会保険労務士等」という。)が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規

(法第六十一条の八第一項の厚生労働省令で定める理由)  
第一百一条の三十二 法第六十一条の八第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

## 一・三 (略)

四 新設  
(略)

五・六 (略)  
(法第六十一条の十第一項第一号の厚生労働省令で定める理由)

第一百一条の三十六 法第六十一条の十第一項第一号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

## 一・三 (略)

四 新設  
(略)

五・六 (略)  
(法第六十一条の十二第一項の厚生労働省令で定める理由)

第一百一条の四十四 法第六十一条の十二第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

## 一・三 (略)

四 新設  
(略)

五・六 (略)  
(法第六十一条の十二第一項の厚生労働省令で定める理由)

第一百二条 第四十四条(第四項を除く。)、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第一百一条の五第八項、第一百一条の六及び第一百一条の九の規定は、育児休業等給付の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「育児休業等給付を受けることができる者」と、「受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて育児休業等給付の支給を受ける者」と、「管轄公共職業安定所」とあるのは「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」と、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」と、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書及び同条第四項に規定する育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児時短就業給付金支給申請書」とあるのは「第一百一条の三十第一項に規定する育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書及び同条第四項に規定する育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書、第一百一条の四十二第二項に規定する出生後休業支援給付金支給申請書並びに第一百一条の四十八第一項に規定する育児時短就業給付受給資格確認票・(初回)育児時短就業給付金支給申請書及び同条第四項に規定する育児時短就業給付受給資格確認票」と読み替えるものとする。

（代理人）  
五百四十五条 (略)

二・四 (略)

5 第二項及び第三項の規定により提出する届書について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下「社会保険労務士等」という。)が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規

定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該届書の提出に関する手続を事業主に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該事業主の職務を代行する契約を締結することにつき証明することができる電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）を当該届書の提出と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同条第一項各号に掲げる電子証明書を当該届書の提出と併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して当該届書の提出を行うこととができる。

第一条の一  
(略)

## 第一条の二

2 前項の規定の適用を受ける者に対する第六十二条、第六十五条、第六十五条の五、第六十九条、第一百一条の二、第一百一条の二の十七、第一百四十四条の二第一項及び附則第三十二条の規定の適用については、第六十二条、第一百一条の二、第一百一条の二の十七及び附則第三十二条中「及び第五十四条」とあるのは「、第五十四条及び附則第一条の二」と、第六十五条、第六十五条の五及び第六十九条中「並びに第五十四条」とあるのは「、第五十四条並びに附則第一条の二」と、第一百四十四条の二第一項中「第一百三十条」とあるのは「第一百三十条、附則第一条の二」と、「第一百条の八第一項」とあるのは「第一百条の八第一項、附則第一条の二」と読み替えるものとする。

準用

**第三十二条** 第二十条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第四十四条から第四十七条まで、  
**第四十九条、第五十条及び第五十四条の規定は、教育訓練支援給付金の支給について準用する。**  
この場合において、これらの規定中「受給資格者証」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」と、「当該受給資格者」とあるのは「当該教育訓練支援給付金を受けることができる者」と、「受給資格通知」とあるのは「第一百一条の二の十三第二項に規定する教育訓練受給資格通知」と、「該当する受給資格者」とあるのは「該当する教育訓練支援給付金を受けることができる者」と、「受給資格者」とあるのは「教育訓練支援給付金を受けることができる者」と、「受給資格者に」とあるのは「教育訓練支援給付金を受けることができる者に」と、「受給資格者」とあるのは「教育訓練支援給付金を受けることができる者」である。  
「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて教育訓練支援給付金の支給を受ける者」と、「第三十一条第一項」とあるのは「附則第十一条の二第五項において準用する法第三十一条第一項」と、「受給資格者について」とあるのは「教育訓練支援給付金を受けることができる者について」と、第二十条、第四十五条、第四十九条及び第五十条中「受給資格者は」とあるのは「教育訓練支援給付金を受けることができる者は」と読み替えるものとする。

(法附則第十一條の三第一項の厚生労働省令で定める者)  
**第三十二条の二** 法附則第十一條の三第一項の厚生労働省令で定める者は、第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者とする。

(新設)

**第三十二条** 第三十条、第二十五条、第二十六条、第二十八条の四、第四十四条から第四十七条まで、第四十九条、第五十条及び第五十四条の規定は、教育訓練支援給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中、「受給資格者」とあるのは「教育訓練支援給付金を受けることができる者」と「法第十五条第四項第一号に該当する受給資格者」とあるのは「法第十五条第四項第一号に該当する教育訓練支援給付金を受けることができる者」と、「受給資格者証」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」と「受給資格通知」とあるのは「第一百一条の二」の十二第二項に規定する教育訓練受給資格通知」と「法第十五条第四項第二号に該当する受給資格者」とあるのは「法第十五条第四項第二号に該当する教育訓練支援給付金を受けることができる者」と、「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて教育訓練支援給付金の支給を受ける者」と、「第三十一条第一項」とあるのは「附則第十一条の二」第五項において準用する法第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該届書の提出に関する手続を事業主に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該事業主の職務を代行する契約を締結することにつき証明することができる電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）を当該届書の提出と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同条第一項各号に掲げる電子証明書を当該届書の提出と併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して当該届書の提出を行うこととができる。

**賃金月額証明書 (事業主控・安定所提出用)  
雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時 賃金月額証明票 (本人手続用)**

様式第十号の二の二を様式第十号の一の三とし、様式第十号の二の次に次の様式を加える。

① 被保険者番号	-	-	③ フリガナ	-	④ 休暇を開始した者の氏名	-	⑤ 休暇を開始した者の生年月日	年 月 日	
② 事業所番号	-	-							
⑥ 名称 事業所所在地 電話番号						⑦ 休暇を開始した者の住所又は居所 電話番号( )	-		
⑧ 休暇を開始した日の年月日 令和 年 月 日		⑨ 休暇を開始した時点での一週間の所定労働時間 時間 分		この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。 住所 事業主 氏名					
教育訓練休暇を開始した日前の賃金支払状況									
⑩ 休暇を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 休暇を開始する日 月 日	⑪ ⑩の期間における賃金支払基礎日数	⑫ 賃金支払対象期間	⑬ ⑪の基礎日数	⑭ 賃金額			⑮ 備考		
				⑮	⑯	計			
				月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日			
				月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日			
				月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日			
				月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日			
				月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日			
				月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日			
				月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日			
				月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日			
				月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日			
				月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日			
				月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日			
⑯ 賃金に関する特記事項									
⑰ 支給要件確認欄		私(事業主)は、雇用する上記の被保険者の教育訓練休暇の取得に関して、以下のとおり届け出ます。 <input type="checkbox"/> 就業規則等において、教育訓練を受ける際に活用できる休暇制度を設け、労働者に周知しています。 <input type="checkbox"/> 業務命令としてではなく、被保険者である労働者本人が自ら教育訓練を受講するために休暇を取得することを希望したため、教育訓練休暇を取得させます。 <input type="checkbox"/> 被保険者である労働者本人が取得を希望する上記の教育訓練休暇について、教育訓練の期間、目標、内容並びに教育訓練施設等及び講座の名称を確認しました。 <input type="checkbox"/> 教育訓練休暇の対象となる労働者について、解雇や雇止め、休業を予定しているものではありません。 <input type="checkbox"/> 教育訓練休暇の対象となる労働者について、解雇や雇止め、休業を予定していた場合、虚偽の届出をしたものとして罰則の対象となる場合があること、また、雇用関係助成金の支給を受けられなくなる場合があることを理解しています。							
⑱ この証明書の記載内容は相違ないと認めます。  〔被保険者 氏 名〕		※ 公共職業安定所 記載欄	雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書 交付 令和 年 月 日 (交付番号)  この雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票は、教育訓練休暇を開始した日前の賃金支払状況等を確認したものである。 公共職業安定所長 印						

## 注意

- 雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書は、事業主が、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(以下「事業所管轄安定所」という。)の長に、教育訓練休暇制度が規定された就業規則、賃金台帳、出勤簿等(いずれも写し)を添付して提出すること。また、事業主は、雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書の事業主控えを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
- 事業所管轄安定所の長が、事業主を通じて教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者に対して雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票(以下「賃金月額証明票」という。)を交付したときには、事業主は、事業所管轄安定所の長から交付された賃金月額証明票を速やかに当該一般被保険者に受け渡すこと。
- 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする一般被保険者は、事業所管轄安定所の長から交付された賃金月額証明票とともに、速やかに教育訓練休暇給付金支給申請書を本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。
- 事業主及び一般被保険者は、賃金月額証明票を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた事業所管轄安定所の長に申し出ること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
--------------------	----------------------	--------	------------------

※  就業規則  
確認欄

所長	次長	課長	係長	係

様式第10号の2の3(第14条の3、第14条の4、第65条の12関係)

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用) (介護・育児)  
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号	一	一	一	一	一	一	一	③ フ リ ガ ナ		④休業等を 開始した日の	年	月	日
② 事業所番号	一	一	一	一	一	一	一	休業等を開始した者の氏名		年	月	日	
⑤ 名 称 事業所所在地 電話番号									⑥休業等を 開始した者の	〒			
									住所又は居所	電話番号( )	—		

この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。

住所

事業主

氏名

#### 休業等を開始した日前の賃金支払状況等

号（裏面）を次のと

雇用保険法施行規則第14条の第3項、第14条の第4項及び第65条の12第1項の規定により被保険者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を明らかにする書類を添えてください。

本手続は電子申請による申請が可能です。

なお、本手続きについて、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本届書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

※	所長	次長	課長	係長	係

様式第十号の二の三、様式第十号の四、様式第十六号、様式第十七号、様式第三十三号の二から様式第三十三号の二の九まで及び様式第三十四号（裏面）を次のように改める。

様式第10号の4(第17条の2関係)

## 未支給失業等給付請求書

1. 死亡した者	氏名			支給番号					
	死亡の当時の住所又は居所		被保険者番号						
	死亡年月日		令和 年 月 日						
2. 請求者	氏名(カナ)								
	氏名								
	個人番号								
	生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	性別			
	住所又は居所								
死亡した者との関係									
3. 請求する失業等給付等の種類	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高年齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練休暇給付金・高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金・介護休業給付金・育児休業給付金・出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金・教育訓練支援給付金								
上記により未支給の失業等給付又は育児休業等給付の支給を請求します。									
令和 年 月 日		公共職業安定所長 殿		請求者氏名					
※公 共 職 業 安 定 所 又 は 地 方 運 輸 局 記 載 欄									
所属長		次長		課長		係長		係	

## 注意

- この請求書は、受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金、教育訓練休暇給付金若しくは教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者又は育児休業等給付の支給を受けることができる者(以下「受給資格者等」という。)が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に、原則として死亡した受給資格者等の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長(ただし、教育訓練給付金、教育訓練休暇給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、介護休業給付金、育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金及び教育訓練支援給付金は公共職業安定所の長に限る。)に提出すること。
- 2の個人番号欄には請求者の個人番号を記載すること。
- 2の生年月日欄については、該当する元号を○で囲むこと。
- 3欄については、請求しようとする失業等給付等を○で囲むこと。
- この請求書には、受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証、被保険者手帳又は教育訓練休暇給付金受給資格決定通知のほか次の書類を添えること。ただし、(4)から(21)までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。
  - (1) 死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類……死亡診断書等
  - (2) 請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類……戸籍謄本等
  - (3) 請求者が死亡した受給資格者等と生計を同じくしていたことを証明することができる書類……住民票の謄本等
  - (4) 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金を請求するとき……失業認定申告書
  - (5) 技能習得手当又は寄宿手当を請求するとき……公共職業訓練等受講証明書
  - (6) 傷病手当を請求するとき……傷病手当支給申請書
  - (7) 再就職手当を請求するとき……再就職手当支給申請書 (8) 就業促進定着手当を請求するとき……就業促進定着手当支給申請書
  - (9) 常用就職支度手当を請求するとき……常用就職支度手当支給申請書
  - (10) 移転費を請求するとき……移転費支給申請書 (11) 求職活動支援費を請求するとき……求職活動支援費支給申請書
  - (12) 教育訓練給付金を請求するとき……教育訓練給付金支給申請書等
  - (13) 教育訓練休暇給付金を請求するとき……雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票、教育訓練休暇給付金支給申請書又は教育訓練休暇取得認定申告書等
  - (14) 高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金を請求するとき……高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書又は高年齢雇用継続給付支給申請書
  - (15) 介護休業給付金を請求するとき……介護休業給付金支給申請書
  - (16) 育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書  
又は育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書
  - (17) 出生時育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書
  - (18) 出生後休業支援給付金を請求するとき……出生後休業支援給付金支給申請書等
  - (19) 育児時短就業給付金を請求するとき……育児時短就業給付受給資格確認票・(初回)育児時短就業給付金支給申請書  
又は育児時短就業給付金支給申請書
  - (20) 教育訓練支援給付金を請求するとき……教育訓練支援給付金受講証明書 (21) その他必要な書類
- 6 請求者氏名を記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

様式第16号(第31条、第31条の3、第31条の6、第101条の2の5及び第101条の2の24関係)(第2面)

## 受給期間延長等・教育訓練給付金適用対象期間延長・教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書

1 申 請 者	氏 名		生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日	性別	男・女	
	住所又は居所	〒 (電話 )						
2 延 長 等 を 申 請 す る 期 間 の 種 類	基本手当受給期間 ・ 教育訓練給付金適用対象期間 ・ 教育訓練休暇給付金受給期間							
3 離職年月日 受講開始日 休暇開始日	令和 年 月 日	4 被保険者と なった年月日	昭和 平成 令和 年 月 日					
5 被保険者番号								
6 支給番号								
7 この申請書を 提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(教育訓練給付金に係る対象教育訓練の受講を開始する又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練を継続して受講する)ことができないため ロ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため ハ 事業を開始等したため 具体的理由 [ ]							
8 職業に就く(教育訓練給付金に係る対象教育訓練の受講を開始する又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練を継続して受講する)ことができない期間、求職の申込みをしないことを希望する期間又は事業を実施する期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	※ 処理欄	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで					
※延長等後の受給 (教育訓練給付 金適用対象)期 間満了年月日	令和 年 月 日							
9 7のイの理由 が 疾病 又は 負傷 の 場 合	傷 病 の 名 称		診療 機 関 の 名 称 ・ 診 療 担 当 者					
雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項・第31条の6第1項の規定により受給期間の延長等、第101条の2の5第1項の規定により教育訓練給付金に係る適用対象期間の延長、第101条の2の24第1項の規定により教育訓練休暇給付金受給期間の延長を上記のとおり申請します。								
令和 年 月 日								
公共職業安定所長 地方運輸局長 殿 申請者氏名 _____								
備 考				離職票交付安定所名				
				離職票交付年月日				
				離職票交付番号				

※	所 長		次 長		課 長		係 長		係		操作 者	
---	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---	--	---------	--

様式第17号(第31条、第31条の3、第31条の6、第101条の2の5及び第101条の2の24関係)

## 受給期間延長等・教育訓練給付金適用対象期間延長・教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書

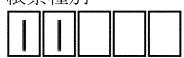
1 申 請 者	氏 名		生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日	性 別	男・女
	住 所 又 は 居 所	〒 (電話)					
2 延 長 等 を 申 請 す る 期 間 の 種 類	基本手当受給期間 ・ 教育訓練給付金適用対象期間 ・ 教育訓練休暇給付金受給期間						
3 離職年月日 受講開始日 休暇開始日	令和 年 月 日	4 被保険者と なった年月日	昭和 平成 令和	年 月 日			
5 被保険者番号							
6 支 給 番 号							
7 受給(教育訓練 給付金適用対 象)期間延長等 の理由	<p>イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(教育訓練給付金に係る対象教育訓練の受講を開始する又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練を継続して受講する)ことができないため</p> <p>ロ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため</p> <p>ハ 事業を開始等したため</p> <p>具体的理由</p>						
8 職業に就く(教育訓練給付金に係る対象教育訓練の受講を開始する又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練を継続して受講する)ことができない期間、求職の申込みをしないことを希望する期間又は事業を実施する期間	令和 年 月 日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで					
雇用保険法施行規則第31条第6項・第31条の3第3項・第31条の6第4項の規定により受給期間、第101条の2の5第3項の規定により教育訓練給付金に係る適用対象期間、第101条の2の24第5項の規定により教育訓練休暇給付金受給期間を上記のとおり延長等する。							
令和 年 月 日							
管轄公共職業安定所 の所在地 又は管轄地方運輸局							
公共職業安定所長 名 地 方 運 輸 局 長							

## 注意

- この通知書は、申請に係る給付を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 申請書の記載内容に重大な変更があったとき(例えば、職業に就くことができない(教育訓練給付金に係る対象教育訓練の受講を開始することができない又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練を継続して受講することができない)理由や期間に変更があったとき)には、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を提出すること。
- 職業に就くことができない(教育訓練給付金に係る対象教育訓練の受講を開始できない又は教育訓練休暇給付金に係る対象教育訓練を継続して受講することができない)理由がやんだとき又は事業を廃止・休止したときは、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を提出すること。その際、受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていないときは離職票)に添えて、この通知書を提出すること。

※

帳票種別



206 : 受給期間

580 : 教育訓練

1. 支給番号



2. 被保険者番号

4. 職業に就くことができない期間又は求職  
申込みをしない期間

3. 被保険者となった年月日



- 1 妊娠・出産・育児  
2 疾病・負傷  
3 安定所長がやむをえないと認める理由  
4 定年等

備 考		※	所 屬 長		次 長		課 長		係 長		係 長		操作 者	
--------	--	---	-------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--

様式第33号の2(第101条の2の11、第101条の2の12関係)(第1面)

## 教育訓練給付金(第101条の2の7第1号及び第2号関係)支給申請書

帳票種別

17501

1.個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 第2面の注意をよくお読みください。
- 支給申請期間は、受講修了日の翌日から1か月以内です。

4.名(漢字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2.被保険者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3.姓(漢字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5.フリガナ(カタカナ)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6.生年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

7.指定番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

教育訓練施設の名称

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

教育訓練講座名

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

8.受講開始年月日(基準日)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

元号 年 月 日

9.受講修了年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

キャリアコンサルタントの名称

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

10.教育訓練経費

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

13.郵便番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11.キャリアコンサルティングを受けた年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

14.住所(漢字)※市・区・郡及び町村名

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所(漢字)※丁目・番地

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所(漢字)※アパート、マンション名等

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※  
記  
公  
共  
職  
業  
安  
定  
所  
欄

15.決定年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

16.未支給区分

	(空欄未支給以外)														
--	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

17.支払区分

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

18.金融機関・店舗コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

特定一般区分

	(空欄一般特定)														
--	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

雇用保険法施行規則第101条の2の11又は第101条の2の12の規定により、上記のとおり教育訓練給付金の支給を申請します。

電話番号\_\_\_\_\_

申請者

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

氏 名\_\_\_\_\_

払渡希望金融機関指定届

19. 払渡希望 金融機関	フリガナ						金融機関コード		店舗コード		
	名 称						本店	支店			
	銀行等 (ゆうちょ銀行以外)		口 座 番 号	(普通)							
	ゆうちょ銀行		記 号 番 号	(総合)							

備 考											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 処 理 欄	決 定 年 月 日	令 和 年 月 日									
	支 給 決 定 額	円									
不 支 給 理 由											
通 知 年 月 日	令 和 年 月 日										
修 了 証 明 書	領 取 書	本 人 ・ 住 所	運 送 ・ 出 住 ・ 印	被 保 险 者 証	本 代 ・ 郵						
所 長	次 長	課 長	係 長	係	操作 者						

様式第33号の2（第101条の2の11、第101条の2の12関係）（第2面）

注 意

1 この申請書は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。

2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、指定教育訓練実施者より(1)、(2)及び(5)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、当該指定教育訓練実施者に対して修正を依頼してください。

(1) 指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」

(2) 指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

〔教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、指定教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を当該指定教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）、指定教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。〕

(3) 教育訓練の受講開始日前1年以内に受けたキャリアコンサルティングの費用の支給を受ける場合は次に掲げる書類

ア キャリアコンサルティング実施者の発行するキャリアコンサルティングの費用に係る「領収書」

キ キャリアコンサルティングの費用の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、キャリアコンサルティング実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項をキャリアコンサルティング実施者が付記したクレジット伝票でもよい）、キャリアコンサルティング実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。

イ 当該教育訓練の受講に関する「キャリアコンサルティングの記録」

ウ キャリアコンサルティング実施者の発行する担当キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングが実施されたことを証明することができる書類（以下「キャリアコンサルティング実施証明書」という。）

(4) 本人確認及び本人の住所又は居所を確認できる官公署の発行した書類（原則原本。ただし、代理人、郵送又は電子申請の場合は写しでも可。）

〔具体的には、運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真付き）のいずれか1種類です。これらがない場合は、国民健康保険被保険者証若しくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。〕

(5) 指定教育訓練実施者又はキャリアコンサルティング実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費又はキャリアコンサルティングの費用の一部が指定教育訓練実施者又はキャリアコンサルティング実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）

(6) 特定一般教育訓練給付金受給時報告（特定一般教育訓練給付金の支給を受けようとする場合に限る。）

3 妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で申請者本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所長がやむを得ないとして、教育訓練給付金の対象となり得る期間の延長を認める場合には、「教育訓練給付金適用対象期間延長申請書」の提出が必要になります。

4 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。なお、詳細については、「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。

5 申請書の記載について

(1) □□□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。

(2) 年月日を記載する欄には、元号をコード番号で記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→**平**□**0**□**0**□**0**□**0**□）

(3) ※印の付いた欄には記載しないでください。

(4) 1欄には、指定された個人番号（マイナンバー）を間違いないよう記載してください。

(5) 2欄には、雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお、被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。

(6) 3～5欄には、漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。

(7) 5欄のフリガナ欄は、姓と名の間に1文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い（例：ガ→ガ□、バ→バ□）、また「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。

また、14欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。

(8) 7～10欄は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された内容を記載してください。

(9) 10欄の額は、指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又は「クレジット契約証明書」）の額及び「教育訓練修了証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください。なお、教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、教育訓練経費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認してください。

また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、指定教育訓練実施者の台帳に登載されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金支給申請書が受理されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認することができます。

(10) 11欄及び12欄は、キャリアコンサルティング実施者の発行する「キャリアコンサルティング実施証明書」に記載された内容を記載してください。なお、11欄には、「キャリアコンサルティング実施証明書」に記載されたキャリアコンサルティングを受けた年月日の最後の年月日を記載してください。

(11) 12欄の額は、キャリアコンサルティング実施者の発行するキャリアコンサルティングの費用に係る「領収書」（又は「クレジット契約証明書」）及び「キャリアコンサルティング実施証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください。なお、キャリアコンサルティングの費用の一部がキャリアコンサルティング実施者から本人に対して還付された（される）場合は、キャリアコンサルティングの費用の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認してください。

(12) 申請書の電話番号欄は、平日昼間に連絡のとりやすい電話番号を記入してください。

6 払渡希望金融機関指定届の記載について

(1) 「名称」欄には教育訓練給付金の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。

(2) 「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の普通預（貯）金口座の通帳の口座（記号）番号を記載してください。

(3) 支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。

また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届けの必要がありません。



様式第33号の2の2（第101条の2の12、第101条の2の13、附則第27条関係）（第2面）

注 意

- 1 この確認票は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の給付に必要な受給資格の確認を行うためのものです。  
8欄に記載した受講開始予定年月日の前日から起算して14日前の日までに、下記の確認書類を添付して、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。  
(ただし、教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に、申請者本人が出頭した上で、確認票及び添付すべき確認書類の提出をすることが必要です。)
- 2 確認票に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と確認票の内容が異なる場合は、受給資格の確認を行うことができません。なお、当該手続及びこれに続き今後行う支給申請時に個人番号カード（マイナンバーカード）を提示する場合には(3)の書類を省略することが可能です。
  - (1)当該教育訓練の受講に関する「キャリアコンサルティングの記録」
  - (2)本人確認及び本人の住所又は居所を確認できる官公署の発行した書類（原則原本。ただし、代理人、郵送又は電子申請の場合は写しでも可。）  
具体的には、運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真付き）のいずれか1種類です。これらがない場合は、国民健康保険被保険者証若しくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。
  - (3)最近の写真（6か月以内の写真であって、正面に三分身が写った、縦3.0cm×横2.4cmのものを、2枚。ただし、特定一般教育訓練給付金の受給資格の確認を行う場合を除く。）
  - (4)雇用保険被保険者離職票一1及び2（教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合にのみ添付してください。基本手当等の資格決定を受け、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証の交付を受けている場合は、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証を添付してください。）
  - (5)専門実践教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金再受給時報告（過去に専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練を受講している場合に限る。）
- 3 妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で申請者本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所長がやむを得ないとして、教育訓練給付金の対象となり得る期間の延長を認める場合には、「教育訓練給付金適用対象期間延長申請書」の提出が必要になります。
- 4 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 5 確認票の記載について
  - (1)この確認票により、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の受給資格があるか確認の申請をすることができますが、受給資格の確認を申請しない給付金がある場合は、表題及び署名欄の確認を申請しない給付金の名称と「及び」を抹消してください。
  - (2)□□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読み取っていますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
  - (3)年月日を記載する欄には、元号コードを記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→平成030201）
  - (4)※印のついた欄には記載しないでください。
  - (5)1欄には、指定された個人番号（マイナンバー）を間違いないよう記載してください。
  - (6)2欄には、雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
  - (7)3～5欄は漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。
  - (8)5欄のフリガナ欄は、姓と名の間に1文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は1文字として取扱い（例：ガ→ガ、ペ→ペ）、また「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
  - (9)7欄及び8欄は受講を希望する指定教育訓練の実施者に確認の上、記載してください。確認票に記載された受講開始予定日と実際の受講開始日が異なる場合は、各給付金の支給申請時に受給できないことがあります。実際の受講開始日が変更された場合、速やかに公共職業安定所宛て連絡してください。
  - (10)10欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。
  - (11)11欄の電話番号は、平日昼間に連絡の取りやすい電話番号を記載してください。
- 6 払渡希望金融機関指定届の記載について
  - (1)「名称」欄には教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を今後申請する際に払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
  - (2)「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の通帳の口座（記号）番号を記載してください。
  - (3)確認票の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。  
また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届けの必要がありません。

様式第33号の2の3（第101条の2の12関係）（第1面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書  
(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

### 帳票種別

10507

1. 被保険者番号

### 3. 指定番号

2. 受講開始年月日  
令和        
年  月  日

### 教育訓練施設の名称

教育訓練講座名

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称

(販売代理店等)

(販賣員)

#### 4 受講修了年月日

令和  年  月  日

#### 取得资格名称

合和

节 和 年 月 日

6. 就職年月日

就職先事業所名

令和  年  月  日

事業主の証明	① 就職先の事業所	名称				(雇用保険) 事業所番号	一	一	一	一	一
	所在 地	〒 （電話番号）			事業の種類						
② 履入年月日	令和 年 月 日	③ 職 種		④ 一週間の 所定労働時間	時間	分	⑤ 賃金月額	万	千円		
⑥ 雇用期間	ア 定めなし イ 定めあり	令和 年 月 日まで	契約更新条項（ア 有 イ 無）	1年を超えて雇用する見込み（ア 有 イ 無）							
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令 和 年 月 日											
事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)											

雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項の規定により、

雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項の規定により、  
上記のとおり教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）の支給を申請します。

上記のことより教育訓練結果（第101条の2の1第3号関係）の文書を申請します。

申請者氏名

記 安 ※ 公 載 定 共 職 欄 所 業	15. 教育訓練給付金追加給付支給・不支給決定年月日	16. 未支給区分	17. 支払区分	18. 不支給理由
	令 和 年      月      日	□ (空欄 未支給以外) 1 未支給	□	□ (1 資格等未取得 2 未就職 3 申請期限 )

備考

※ 処 理 欄	決 定 年 月 日				令 和 年 月 日			
	支 給 決 定 額				円			
	不 支 給 決 定 理 由							
	通 知 年 月 日				令 和 年 月 日			
	合 格 等 年 月 日 • 合 格 証 等				令 和 年 月 日 ( )			
資格者証		修了証明		領取書		本人・住所		運・健受・出住・印

様式第33号の2の3（第101条の2の12関係）（第2面）

注 意

- 1 この申請書は、教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）の追加給付の支給申請を行うためのものです。  
教育訓練受講中又は受講修了後原則1年以内に定められた資格を取得するとともに、受講修了後原則1年以内に雇用保険の被保険者として就職した場合に支給申請を行うことができます。  
この場合、資格取得と就職の両条件を満たした日の翌日から起算して1か月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。  
なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、指定教育訓練実施者より（1）及び（2）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、当該指定教育訓練実施者に対して修正を依頼してください。なお、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格確認の際に、顔写真の添付を省略した場合には、個人番号カード（マイナンバーカード）の提示が必要になります。
  - (1) 教育訓練実施者の発行する「領収書」  
〔教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、指定教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を当該指定教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）、指定教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。〕
  - (2) 指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が指定教育訓練施設から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
  - (3) 定められた資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）
  - (4) 教育訓練給付金（特定一般教育訓練）受給資格確認通知書
  - (5) 特定一般教育訓練給付金受給時報告
- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 4 申請書の記載について
  - (1) 年月日を記載する欄には、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。  
(例：令和3年2月1日→030201)
  - (2) ※印のついた欄には記載しないでください。
  - (3) 1欄には、教育訓練給付金（特定一般教育訓練）受給資格確認通知書に記載されている被保険者番号を記載してください。
  - (4) 2～4欄は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された内容を記載してください。  
また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、指定教育訓練実施者の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金が支給されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い、確認することがあります。
  - (5) 5欄は定められた資格を取得した日を記載してください。
  - (6) 6欄は就職した日を記載してください。

様式第33号の2の4（第101条の2の13、附則第27条関係）（第1面、第2面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証

（第1面）

1. 被保険者番号		2. 氏名	
3. 性別	4. 受講開始時年齢	5. 生年月日	6. 離職又は在職の別表示
7. 住所又は居所			
8. 支払方法（記号（口座）番号—金融機関名—支店名）			
9. 支給番号		10. 離職時賃金日額	11. 支給日額
12. 指定教育訓練実施者名		13. 教育訓練施設の名称	
14. 教育訓練講座名			
15. 指定番号		16. 実施方法	17. 訓練期間
18. 受給資格確認年月日		19. 受講開始日	20. 受講修了予定日
21. 登録資格			
22. 登録訓練経費			

管轄公共職業安定所

電話番号

交付年月日

公共職業安定所長

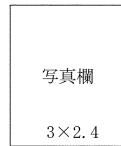
## 注 意 事 項

- 1 この証は、受講修了日から1年間は大切に保管してください。もし、この証を滅失、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 2 教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）、又は教育訓練支援給付金を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて、原則として、管轄公共職業安定所の長に提出してください。
- 3 あなたが預貯金口座への振込みの方法によって支給を受ける場合、支給金額欄の金額をあらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振り込む手続きを、支給決定後に行いますので、その金融機関から支払いを受けてください。この場合、その金融機関から支払いを受けることができる日が、給付金の支給日となります。
- 4 定められた日に来所しないときは、教育訓練支援給付金の支給を受けることができなくなることがあります。
- 5 教育訓練支援給付金を受給するために、失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があった場合はその旨を必ず届け出してください。
- 6 偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）又は教育訓練支援給付金を受け、又は受けようとしたときは、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 7 氏名、住所若しくは居所、又は電話番号を変更したときは、その後最初に来所したときに、届書を提出してください。
- 8 教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に雇用保険審査官に対して審査請求することができます。
- 9 教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）又は教育訓練支援給付金について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。

被保険者番号

（第2面）

様式第33号の2の4 (第101条の2の13、附則第27条関係) (第3面・第4面)



被保険者番号

氏名

(第3面)

処理状況						
行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

折り曲げ線

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	備考
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						

種類	教育訓練給付金 (第101条の2の7第4号関係)	専門訓練給付金
	教育訓練給付金 (第101条の2の7第5号関係)	訓練追加給付金
	教育訓練支援給付金	訓練支援給付金

未支給	支給金額の頭に(未)を付す。
追給	支給金額又は(未)の頭に(追)を付す。

(第4面)

様式第33号の2の5 (第101条の2の13関係) (第1面)

教育訓練給付金 (第101条の2の7第4号関係) 支給申請書  
(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別

13504

(この用紙は、そのまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

1. 被保険者番号

□	□	□	□	□	-	□	□	□	□	□	□	-	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2. 受講開始年月日

□	-	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	-	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

元号 年 月 日

(4 平成 5 令和)

3. 指定番号

□	□	□	□	□	□	□	-	□	□	□	□	□	-	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

教育訓練施設の名称

--

教育訓練講座名

--

4. 支給単位期間 (初日) (末日)

□	-	□	□	□	□	□	□	□	-	□	□	□	□	-	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

元号 年 月 日 月 日

(4 平成 5 令和)

5. 受講修了年月日

□	-	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

元号 年 月 日

(4 平成 5 令和)

6. 4 の期間に係る教育訓練経費

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称

(販売代理店等)	(販売員)
----------	-------

申請者氏名

雇用保険法施行規則第101条の2の13第5項の規定により、

上記のとおり教育訓練給付金 (第101条の2の7第4号関係) の支給を申請します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

記 安※  
公  
載 定 共  
職  
欄 所 業

7. 教育訓練給付金支給・不支給決定年月日

□	-	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

元号 年 月 日

8. 未支給区分

<input type="checkbox"/>	(空欄 未支給以外 )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1 未支給		

9. 支払区分

10. 不支給理由

<input type="checkbox"/>	(1 受講不良 )	<input type="checkbox"/>	(2 申請期限 )	<input type="checkbox"/>	(3 その他 )
--------------------------	-----------	--------------------------	-----------	--------------------------	----------

11. 所得制限に係る賃金日額 (区分-日額又は総額)

□	-	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

備  
考

※ 処 理 欄	決	定	年	月	日	令和	年	月	日
	支	給	決	定	額	円			
	不	支	給	理	由				
	通	知	年	月	日	令和	年	月	日
	資格者証	受講證明			領取書	本人・住所	運・健	受・出	印
※	所長	次長	課長	係長	係員	操作者	長	代	郵

所長	次長	課長	係長	係員	操作者
----	----	----	----	----	-----

様式第33号の2の5（第101条の2の13関係）（第2面）

注 意

- 1 この申請書は、教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）の支給申請を行うためのものです。  
指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して1か月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、指定教育訓練実施者より(1)～(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、当該指定教育訓練実施者に対して修正を依頼してください。なお、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格確認の際に、顔写真の添付を省略した場合には、個人番号カード（マイナンバーカード）の提示が必要になります。
  - (1)指定教育訓練実施者の発行する、本支給申請の対象となる支給単位期間の「受講証明書」
  - (2)指定教育訓練実施者の発行する、本支給申請の対象となる支給単位期間の教育訓練経費に係る「領収書」  

〔教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、指定教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を当該指定教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）、指定教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。〕
  - (3)指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
  - (4)教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証
  - (5)専門実践教育訓練給付金最終受給時報告（当該専門実践教育訓練に係る最後の支給単位期間について教育訓練給付金の支給を受けようとする場合）
- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また処罰される場合があります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 4 申請書の記載について
  - (1)□□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
  - (2)年月日を記載する欄には、元号コードを記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を附加して2桁で記載してください。  
(例：平成3年2月1日→**平成030201**)
  - (3)※印のついた欄には記載しないでください。
  - (4)1欄には、教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証に記載されている被保険者番号を記載してください。
  - (5)2～6欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。また、訓練が修了した方のみ5欄を記載してください。
  - (6)6欄の額は、指定教育訓練実施者の発行する当該支給単位期間の教育訓練経費に係る「領収書」（又は「クレジット契約証明書」）の額及び「受講証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください（「返還金明細書」が必要な場合を除きます。）。  
また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、指定教育訓練実施者の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金が支給されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い、確認することがあります。



様式第33号の2の6（第101条の2の13関係）（第2面）

注 意

- 1 この申請書は、教育訓練給付金（第101条の2の7第5号関係）の追加給付の支給申請を行うためのものです。  
教育訓練受講中又は受講修了後原則1年以内に定められた資格を取得するとともに、受講修了後原則1年以内に雇用保険の被保険者として就職した場合に支給申請を行うことができます。  
この場合、資格取得と就職の両条件を満たした日の翌日から起算して1か月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、指定教育訓練実施者より(1)～(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、当該指定教育訓練実施者に対して修正を依頼してください。なお、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格確認の際に、顔写真の添付を省略した場合には、個人番号カード（マイナンバーカード）の提示が必要になります。
  - (1)指定教育訓練実施者の発行する、全教育訓練期間の「受講証明書」
  - (2)指定教育訓練実施者の発行する全教育訓練経費に係る「領収書」  

教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、指定教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を当該指定教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）、指定教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
  - (3)指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
  - (4)教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証
  - (5)定められた資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）
  - (6)専門実践教育訓練給付金追加給付申請時報告
- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 4 申請書の記載について
  - (1)□□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
  - (2)年月日を記載する欄には、元号コードを記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を附加して2桁で記載してください。  
(例：平成3年2月1日→**平成030201**)
  - (3)※印のついた欄には記載しないでください。
  - (4)1欄には、教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証に記載されている被保険者番号を記載してください。
  - (5)2～4欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。  
また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、指定教育訓練実施者の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金が支給されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い、確認することがあります。
  - (6)5欄は定められた資格を取得した日を記載してください。
  - (7)6欄は就職した日を記載してください。
  - (8)7～14欄は受講期間によって記入すべき欄の数が変わります。記入することができない欄は、空欄にしてください。

受講期間が6か月以下…7欄のみ記入	受講期間が6か月を超えて1年以下…7欄及び8欄を記入
受講期間が1年を超えて1年6か月以下…7～9欄を記入	受講期間が1年6か月を超えて2年以下…7～10欄を記入
受講期間が2年を超えて2年6か月以下…7～11欄を記入	受講期間が2年6か月を超えて3年以下…7～12欄を記入
受講期間が3年を超えて3年6か月以下…7～13欄を記入	受講期間が3年6か月を超えて4年以下…7～14欄を記入
  - (9)7～14欄の額は、指定教育訓練実施者の発行するこれまでの全ての各支給単位期間の教育訓練経費に係る「領収書」（又は「クレジット契約証明書」）の額及び「受講証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください（「返還金明細書」が必要な場合を除きます。）。



様式第33号の2の7(第101条の2の13関係) (第2面)

記 安※ 公 載 定 共 職 欄 所 業	10. 教育訓練給付金追加給付支給・不支給決定年月日						11. 未支給区分		12. 支払区分		13. 不支給理由	
	令 和	<input type="text"/>	( )	<input type="checkbox"/>	(空欄 未支給以外) 1 未支給	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1 賃金上昇不該当) 2 申請期限				

備 考						

※ 所 長	次 長	課 長	係 長	係	操 作 者	

※ 处 理 欄	決 定 年 月 日				令 和 年 月 日			
	支 給	決 定 額	円					
	不 支 給 決 定 理 由							
	通 知 年 月 日				令 和 年 月 日			
	合 格 等 年 月 日 ・ 合 格 証 等				令 和 年 月 日 ( )			
	資 格 者 証		受 講 証 明		領 取 書		本 人 ・ 住 所	運・健 受・出 住・印
								本 代 郵

## 注意

- この申請書は、教育訓練給付金（第101条の2の7第6号関係）の追加給付の支給申請を行うためのものです。  
教育訓練受講中又は受講修了後原則1年以内に定められた資格を取得するとともに、受講修了後原則1年以内に雇用保険の被保険者として就職後、賃金が5%以上上昇した場合に支給申請を行うことができます。  
この場合、資格取得と就職の両条件を満たした日の翌日から起算して1年以内に、下記の確認書類を添付して、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。  
なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりです。これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができません。なお、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格確認の際に、顔写真の添付を省略した場合には、個人番号カード（マイナンバーカード）の提示が必要になります。
  - 教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）受給資格者証及び教育訓練支援給付金受給資格者証
  - 賃金台帳又は給与明細（①受講開始日の前日又は離職日から遡って賃金支払基礎日数が11日以上ある月が6月に達するまでの期間、②雇用後（又は資格取得後）、1年を経過するまでの間における連続する6か月間）
  - 出勤簿又はタイムカードの写し（①受講開始日の前日又は離職日から遡って賃金支払基礎日数が11日以上ある月が6月に達するまでの期間、②雇用後（又は資格取得後）、1年を経過するまでの間における連続する6か月間）
- 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 申請者の記載事項
  - 年月日を記載する欄には、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。  
(例：令和3年2月1日→030201)
  - ※印のついた欄には記載しないでください。
  - 1欄は、教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）受給資格者証（教育訓練支援給付金の受給資格もある方は、教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。
  - 2、3欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。
- 事業主の記載事項
  - 受講開始前
    - 受講開始日の前日（受講開始日において離職している者については離職日。以下同じ。）の直前の賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日。以下同じ。）の翌日（被保険者となった日の属する月の場合は、被保険者となった日。以下同じ。）から離職日までの期間を、次の段には、上段の左側の月日の前月の賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間を、以下の各段には順次遡って、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が6月に達するまでの期間について記載してください。もし賃金支払基礎日数が11日以上ない月がある場合は、更に遡って記載してください。
    - 7欄②は、7欄①の各期間において賃金の支払の基礎となった日数を記載してください。
    - 7欄③は、賃金の主たる部分が、月、週その他一定の期間によって定められている場合には、その月の賃金の全てを④欄に記載してください。賃金の主たる部分が労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、その主たる部分の賃金を⑤欄に記載し、その他の部分の賃金（月によって支払われる家族手当等）を⑥欄に記載します。
    - 離職票の写しの提示等により、公共職業安定所において受講開始前の賃金が把握できる場合は、6、7欄の記載は不要です。
  - 雇用後（又は資格取得後）
    - 9欄①は、受講修了日において離職している者については資格取得と就職の両条件を満たした日の翌日から起算して1年を経過する日までの間（受講修了日において在職している者については資格取得日から起算して1年を経過する日までの間）における連続する6か月間ににおいて、各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間を記載してください。
    - 9欄②は、9欄①の各期間において賃金の支払の基礎となった日数を記載してください。
    - 9欄③は、賃金の主たる部分が、月、週その他一定の期間によって定められている場合には、その月の賃金の全てを④欄に記載してください。賃金の主たる部分が労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、その主たる部分の賃金を⑤欄に記載し、その他の部分の賃金（月によって支払われる家族手当等）を⑥欄に記載します。
- 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- ※印欄には、記載しないでください。

様式第33号の2の8（第101条の2の17、第101条の2の28関係）（第1面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）受給者・教育訓練休暇給付金支給対象者 氏名  
住所 变更届  
電話番号

※帳票種別

11506

1. 被保険者番号

□	□	□	□	-	□	□	□	□	□	-	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2. 受講開始年月日

□	-	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

元号 年 月 日

(4 平成 5 令和)

1 氏 名	フリ ガナ												
	新												
2 住 所	新	〒											
	旧	〒											
3 電 話 番 号	新	— —											
	旧	— —											
4 生 年 月 日	大正 昭和 平成 令和	年	月	日	5 変更年月日	令和	年	月	日				

雇用保険法施行規則第101条の2の17・第101条の2の28の規定により上記のとおり届けます。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

受給者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 ( )

備         考													※口座名義変更確認欄

※	所屬 長	次 長		課 長		係 長		係 長		操作 者	
---	---------	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--

様式第33号の2の8（第101条の2の17、第101条の2の28関係）（第2面）

注 意

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」及び「電話番号」の文字を抹消すること。この場合には、2欄及び3欄には記載しないこと。
- 2 住所を変更したときは、標題中「氏名」及び「電話番号」の文字を抹消すること。この場合には、1欄及び3欄には記載しないこと。
- 3 電話番号を変更したときは、標題中「氏名」及び「住所」の文字を抹消すること。この場合には、1欄及び2欄には記載しないこと。
- 4 この届書には、電話番号を変更する場合を除き、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

様式第33号の2の9(附則第28条関係)(第1面)

## 教育訓練支援給付金受講証明書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別

11503

(この用紙は、そのまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

1 受講者氏名																												
2 証明対象期間	令和 年 月 日														～ 令和 年 月 日													
3 教育訓練講座名																												
4 右のカレンダーに該当する印をつけるとともに、開講日数、出席等日数、出席率を記入してください。	月							月							月													
(1) 教育訓練が行われなかった日(日・祝日=印等) (2) 教育訓練を一部のみ受けた日 (3) 教育訓練を受けなかった日	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7							
	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14							
	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21							
	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28							
	29	30	31					29	30	31					29	30	31											
	開講日数							出席等日数							出席率 %													

5 特記事項																												
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。 令和 年 月 日																											
公共職業安定所長 殿																											
指定教育訓練実施者名 教育訓練施設の名称 所在地 電話番号 長の職名・氏名																											

6	ア した 失業と受講の認定を受けようとする期間中に、就職をしましたか。 就職をした日は○印を右のカレンダーに記入してください。	月							月							月						
1		2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14		
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21		
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28		
29	30	31					29	30	31					29	30	31						

7	ア 就職 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職							(就職先事業所) 事業所名 ( ) 所在地 (〒 )						
イ 自営		月 日より就職(予定)							電話番号 ( )						

雇用保険法施行規則附則第28条の規定により、上記のとおり申告し、教育訓練支援給付金の支給を申請します。

令和 年 月 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_

公共職業安定所長 殿

被保険者番号 ( )

※ 公 共 職 業 安 定 所 記 載 欄	1. 被保険者番号	2. 受講開始年月日														(4 平成 5 令和)													
	□□□□□ - □□□□□ - □□□	元号	一	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□			
	3. 未支給区分	4. 支払区分																											
	<input type="checkbox"/> (空欄 未支給以外) (1 未支給)	<input type="checkbox"/>																											
	5. 支給期間その1 (初日)	(末日)														6. 認定日数その1							7. 不支給理由その1						
	□□ - □□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□			
	元号	年	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日			
	8. 支給期間その2 (初日)	(末日)														9. 認定日数その2							10. 不支給理由その2						
	□□ - □□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□			
	元号	年	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日			
	11. 就職年月日—経路	(5 令和)														12. 離職年月日—離職理由													
□□ - □□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□				
元号	年	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日				

備考	*	所長	次長	課長	係長	係	操作者
----	---	----	----	----	----	---	-----

様式第33号の2の9（附則第28条関係）（第2面）

注 意

- 1 この証明書は、教育訓練支援給付金の支給を受けようとするときに、必ず本人が提出してください。
- 2 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 3 証明対象期間は、原則、初めて教育訓練支援給付金の支給に関して失業の認定を受ける場合にあっては受講開始日（受講開始日以後に教育訓練支援給付金の受給資格の決定を受けた場合は、その日）から2か月間、それ以外の教育訓練支援給付金の支給に関して失業の認定を受ける場合にあっては、前回の証明対象期間の末日の翌日から2か月間です。なお、当該2か月間に当該教育訓練講座の訓練期間の末日が含まれる場合は、当該末日までです。
- 4 4欄の「開講日数」は、証明対象期間のうち講座が開講された日数を記載してください。証明対象期間が2か月ある場合、2か月分をまとめて記入してください。次の出席日数と出席率も同様に、証明対象期間が2か月ある場合は、2か月分をまとめて記入してください。遅刻、早退は、訓練実施日あたり2分の1以上の出席があった場合、カレンダーに△を付け、出席日数に0.5日として算入してください。  
「出席日数」は、講座に出席した日数と、カレンダーに△を付けた日数の合計を記載してください。小数点以下の端数は切り捨ててください。
- 5 「出席率」は、「出席日数／開講日数×100」（%）を記載してください。小数点以下の端数は切り捨ててください。
- 6 教育訓練講座を受講しなかった日がある場合は、具体的な事情その他必要な事項を5欄に記載してください。
- 7 6欄は、該当する記号を○で囲むこと。アを○で囲んだ者は、その内容をカレンダーに申告してください。
- 8 ※印欄には、記載しないでください。

様式第34号(裏面)

この検査証明書を所持する者は、雇用保険法第79条第1項の規定により、雇用保険の被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付金支給対象者を雇用し、若しくは雇用していたと認められる事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、又は帳簿書類の検査をすることができる。

様式第33号の2の10(第101条の2の19関係)(第1面)

様式第三十三号の二の九の次に次の三様式を加える。

## 教育訓練休暇給付金支給申請書

1 本 人 情 報	フリガナ ( ) 被保険者氏名 ( )	被保険者番号 ( )					
	昭和 年 月 日) 生年月日 ( 年 月 日)	〒 - 住所 ( )					
	電話番号 ( )						
	教育訓練施設等の名称 ( )						
2 教 育 訓 練 情 報	教育訓練講座名 ( )						
	受講開始年月日 (令和 年 月 日)	受講修了予定年月日 (令和 年 月 日)					
3 休 暇 情 報	教育訓練休暇開始日 (令和 年 月 日)						
	教育訓練休暇終了日 (令和 年 月 日)						
※ 事 業 所 情 報	事業所所在地						
	事業所名						
	事業主氏名						
	電話番号	事業所番号 ( )					
4 同 意 事 項	私(教育訓練休暇給付金の支給申請者)は、						
	<input type="checkbox"/> 業務命令によらずに教育訓練休暇を取得し、教育訓練を受講するため、教育訓練休暇給付金の支給申請を行います。						
	<input type="checkbox"/> 教育訓練休暇給付金の受給により、教育訓練休暇開始日前の雇用保険被保険者であった期間に基づく求職者給付(基本手当等)の受給資格を失うことを理解し、雇用保険法施行規則第101条の2の19第1項の規定による教育訓練休暇給付金の支給申請を行います。						
	<input type="checkbox"/> 解雇や雇止め、休業を予定されていることを知りながら教育訓練休暇を取得するものではありません。						
	<input type="checkbox"/> 上記について虚偽の申告をして教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、不正受給となることを理解しています。						
	雇用保険法施行規則第101条の2の19第1項の規定により、教育訓練休暇給付金の支給を受けるため申請します。						
令和 年 月 日			公共職業安定所長 殿				
申請者氏名							

## 払渡希望金融機関指定欄

5 払 渡 希 望  金 融 機 関	フリガナ			金融機関コード	店舗コード
	名 称			本店 支店	
	銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号	(普通)		
	ゆうちょ銀行	記号番号	(総合)	—	

備考						
----	--	--	--	--	--	--

*	所長	次長	課長	係長	係	操作者

様式第33号の2の10(第101条の2の19関係)(第2面)

注 意

- 1 この申請書は、教育訓練休暇給付金の支給申請を行うためのものです。  
この申請書は、雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票を受け取ってから速やかに、下記の確認書類を添付して申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出してください。  
なお、この申請書を提出するだけでは教育訓練休暇給付金は支給されません。教育訓練休暇給付金は、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に教育訓練休暇取得認定申告書を提出し、教育訓練休暇を取得していることについて認定を受けた後に支給されます。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給の確認を行うことができません。
  - (1)雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票
  - (2)本人確認及び本人の住所又は居所を確認できる官公署の発行した書類(原則原本。ただし、代理人による申請、郵送又は電子申請の場合は写しでも可。)  
具体的には、運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード(マイナンバーカード)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書(本人の写真付き)のいずれか1種類です。これらがない場合は、住民票記載事項証明書(住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書)、児童扶養手当証書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書(本人の写真がないもの)のいずれか2種類です。
  - (3)休暇を開始する日前に教育訓練休暇を取得することについて事業主の承認を得たことの事実を証明することができる書類
- 3 妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で30日以上教育訓練を受けることができない場合、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に「教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書」を提出してください。申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長がやむを得ないとして、教育訓練休暇給付金の受給期間の延長を認める場合には、「教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書」を交付します。
- 4 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練休暇給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 5 申請書の記載について
  - (1)1欄は、漢字、カタカナ、ひらがな及び英数字(英字については大文字体)により明瞭に記載してください。
    - ・被保険者番号は、雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票に記載されている被保険者番号を記載してください。なお、被保険者番号が16桁(2段/上6桁・下10桁)で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
    - ・年月日を記載する欄は、元号に〇をした上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
    - ・電話番号は、平日昼間に連絡の取りやすい電話番号を記載してください。
  - (2)2~3欄は、教育訓練施設等の名称、教育訓練講座名、受講開始年月日及び受講修了予定年月日並びに教育訓練休暇開始日及び教育訓練休暇終了日を記載してください。申請書に記載された訓練情報及び休暇情報と実際の訓練情報及び休暇情報が異なる場合は、教育訓練休暇給付金の支給申請時に受給できないことがあります。変更された場合、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長宛て連絡してください。
  - (3)4欄は、各項目の内容をよく読んだ上で、チェックを記入してください。
  - (4)※印のついた欄には記載しないでください。
- 6 払渡希望金融機関指定届の記載について
  - (1)「名称」欄には教育訓練休暇給付金を今後申請する際に払渡しを希望する金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)の名称及び店舗名(ゆうちょ銀行の場合は名称のみ)を記載してください。
  - (2)「銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の通帳の記号(口座)番号を記載してください。
  - (3)この届の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。

様式第33号の2の11(第101条の2の19、第101条の2の25関係)(第1面)

## 教育訓練休暇給付金受給資格決定通知・教育訓練休暇給付金支給決定通知

1. 被保険者番号	2. 氏名
3. 休暇開始時年齢	4. 生年月日
5. 住所又は居所	
6. 支払口座(金融機関・支店コード・口座番号)	

7. 休暇開始時賃金日額	8. 教育訓練休暇給付金日額	9. 所定給付日数
10. 通算被保険者期間	11. 休暇開始年月日	12. 休暇終了年月日
13. 受給期間満了年月日	14. 教育訓練施設等の名称	15. 教育訓練講座名

通 知 内 容	
------------------	--

公共職業安定所長

様式第33号の2の11（第101条の2の19、第101条の2の25関係）（第2面）

注 意

- 1 この通知は、13欄の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この通知を滅失し、又は損傷したときは、管轄公共職業安定所の長に速やかに申し出てください。
- 2 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとするときは、この通知を教育訓練休暇取得認定申告書（様式第33号の2の12）その他関係書類に添えて、原則として、管轄公共職業安定所の長に提出してください。
- 3 あなたが預貯金口座への振込みの方法によって支給を受ける場合、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振り込む手続きを、支給決定後に行いますので、その金融機関から支払いを受けてください。この場合、その金融機関から支払いを受けることができる日が、給付金の支給日となります。
- 4 定められた日に来所又は郵送等により申告を行わないときは、教育訓練休暇給付金の支給を受けられなくなることがあります。
- 5 教育訓練休暇期間中に離職したとき、自己の労働等によって収入を得たとき及び教育訓練休暇とは異なる休暇を取得したときは、その旨を必ず届け出してください。
- 6 偽りその他不正の行為によって教育訓練休暇給付金の支給を受け、又は受けようとしたときは、以後教育訓練休暇給付金の支給を受けられなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 7 氏名、住所若しくは居所、又は電話番号に変更があったときは、変更があった後の最初の認定日又は支給日に、届書を提出してください。
- 8 9欄の所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に教育訓練休暇給付金を受けることができる最大限の日数です。
- 9 教育訓練休暇給付金に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 10 教育訓練休暇給付金について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。

様式第33号の2の12(第101条の2の25関係)

## 教育訓練休暇取得認定申告書

1 今回申告しようとする教育訓練休暇期間の初日と末日を記入してください。 注) 教育訓練休暇全体の開始日と終了日ではなく、今回申告する期間の初日と末日を記入してください。なお、休暇の末日は休暇の初日から起算して30日目となります。	<休暇の初日>  令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		<休暇の末日>	
2 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする休暇中に自己の労働等により収入を得ましたか。 注) 収入を伴う労働等をした日とは、実際に収入を得た日ではなく、収入の発生する労働等の活動を行った日をいいます(申告時点で収入がない場合も、労働等の事実があった場合には申告する必要があります)。	<p>ア 得た (収入を伴う労働等をした日について、それぞれ記載してください。 (記載例: ○月○日、○日)</p> <p>イ 得ていない</p>			
3 1の教育訓練休暇期間中に、介護休業、育児休業、有給休暇等の教育訓練休暇以外の休業又は休暇を取得しましたか。	<p>ア した (教育訓練休暇以外の休業又は休暇について、その種類と期間を記載してください。</p> <p>イ しない</p>		<p>(休業又は休暇の種類) (期間) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</p>	
4 今回申告しようとする教育訓練休暇中に利用している教育訓練施設等の名称及び教育訓練講座名を正確に記入してください。	教育訓練施設等の名称		教育訓練講座名	
5 今回申告しようとする教育訓練休暇中に学んだ内容を具体的に記入してください。				

雇用保険法施行規則第101条の2の25第1項の規定により上記のとおり申告します。

令和 年 月 日

受給資格者氏名 \_\_\_\_\_

(この書類を提出する日)

公共職業安定所長 殿

被保険者番号 ( )

※ 記 載 欄	1. 被保険者番号					-					-	2. 未支給区分 ( 空欄 未支給以外 未支給 )	
	3. 支給期間 (休暇期間)	(初日)	年	月	日	~	(末日)	月	日			4. 教育訓練休暇給付金 支給日数	※連絡事項

## 注意

- この申告書は、教育訓練休暇を取得していることの認定を受けるためのものです。
- 申告は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、以後教育訓練休暇給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また処罰される場合があります。
- 2欄の「自己の労働等」とは、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合又は有償ボランティア活動をした場合等を含みます。また、「収入を伴う労働等をした日」とは、就労時間や就労場所は問わず、収入を伴う労働等を行った場合、その労働等を行った日をいいます。
- 5欄には、1の教育訓練休暇期間中に学んだ内容について記載してください。
- ※印のついた欄には記載しないでください。

次回来所日・時間
月 日 ( ) から まで

※ 所長	次長	課長	係長	係	操作者

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

**第二条** 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する

第十三條 法第十七条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める申請書等は、次のとおりとする。	
一 (略)	
改	正
後	前
第二条 (略)	第二条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 法別表第一の二の項第五号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。 一 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十条の三第一項(同法第六十一条の六第五項において準用する場合を含む。)の規定により請求することができる未支給の失業等給付	5 法別表第一の二の項第五号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。 一 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十条の三第一項(同法第六十一条の六第五項において準用する場合を含む。)の規定により請求することができる未支給の失業等給付
十三～五十六 (略)	十三～五十六 (略)
改	正
後	前
(生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。 一 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十条の三第一項(同法第六十一条の六第五項において準用する場合を含む。)の規定により請求することができる未支給の失業等給付	(生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。 一 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十条の三第一項(同法第六十一条の六第五項において準用する場合を含む。)の規定により請求することができる未支給の失業等給付
第三条 生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令(平成二十六年厚生労働省令(平成二十六年厚生労働省令第七十二号))の一部を次の表のよう改正する。	
改	正
前	前
(傍線部分は改正部分)	(傍線部分は改正部分)
十三～五十六 (略)	十三～五十六 (略)
改	正
前	前
(審査事項等の記載)	
第十三条 法第十七条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める申請書等は、次のとおりとする。	
一 (略)	
改	
後	
(審査事項等の記載)	
第十三条 法第十七条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める申請書等は、次のとおりとする。	
一 (略)	
改	
正	
前	
(審査事項等の記載)	
第十三条 法第十七条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める申請書等は、次のとおりとする。	
一 (略)	
改	
正	
前	



## まえがき

我が国の食料安全保障は、国内農業の持続的な発展や、農業の基盤である農村の振興を通じて、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できることを通じて確保されるべきものである。

四半世紀が経過する中で、制定時には想定していなかった、又は想定を超えた食料安全保障に関する情勢の変化や課題に、我が国は直面している。

世界の食料需給を見ると、世界人口は増加し、食料需要も増加する一方で、気候変動による異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まりにより、世界の食料生産・供給は不安定化している。また、我が国では長期にわたるデフレ経済下で経済成長が鈍化したのに対し、新興国の経済は急成長した結果、世界における我が国の相対的な経済的地位は低下し、必要な食料や生産資材の安定的な輸入に懸念が生じている。

また、持続可能な開発目標（SDGs）や2050年ネット・ゼロの達成に向けた取組の進展、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択など、世界的に持続可能性に対する意識の高まりが見られる中、農業・食品産業に対しても、環境や生物多様性等への配慮・対応が社会的に求められている。

国内に目を向けると、農業者の減少・高齢化は著しく進展している。基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）は、2000年の240万人から2024年には111万人と半減し、その年齢構成のピーカは70歳以上の層となっている。農地は、我が国の人口1.2億人分の国内需要を補うために必要な面積の1/3程度しかない状況である。

人口減少に伴う国内市場の縮小は、避けがたい課題となっている。これまでの国内市場への供給のみを想定した農業生産・食品生産を続けていくならば、将来の事業拡大や投資の意欲を削ぐことにもつながる。くわえて、国内市場の縮小の影響は、特に過疎地で顕在化・深刻化しており、このような地域への配送や小売等の採算が合わず、スーパー等の閉店が進んだ結果、食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる者が増加する「食品アクセスの問題」が発生している（物理的アクセス）。現在では都市でもこの問題が発生し、全国的な課題となっている。また、低所得者層の割合が拡大していることから、経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加していると考えられ、経済的な観点からも食品アクセスの問題が発生している（経済的アクセス）。

農村、特に中山間地域等の条件不利地域では都市に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響だけでなく、農村の地域社会の維持も懸念される。

このように、国民生活に必要不可欠な食料を供給する機能及び国土の保全等の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）を有する農業をはじめ、国産農林水産物の主要な仕向先として農業と消費者の間に位置し、食料の供給において重要な役割を果たしている食品産業、また、農業が営まれている場であり、農業者を含めた地域住民の生活の場である農村のそれぞれが課題に直面している状況にある。

このため、従来の食料・農業・農村基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価を並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、基本理念や基本的な施策の方向性を見直し、再整理した「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」（令和6年法律第44号）が、2024年6月5日に施行された。

これによる改正後の食料・農業・農村基本法（以下「改正基本法」という。）で掲げる「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「多面的機能の發揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の五つの基本理念に基づき、我が国の食料・農業・農村を維持・発展させるためには、施策の方向性を具体化する計画を明確に示すことが必要である。

今回策定する食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）は、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があつても転換を集中的に推し進めることとする。

また、基本計画の実効性を高めるため、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標、課題解決のための具体的施策及びその施策の有効性を示すKPIの設定を行うこととし、少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行い、おおむね5年ごとに基本計画の変更を行うことをとする。

## 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

改正基本法においては、「基本理念として、「食料安全保障の確保」、「農業の持続的発展」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の發揮」、「農村の振興」が定められている。農地においては、この実現を図るのに基本となる食料・農業・農村のそれぞれの分野において講すべき施策を体系的に整理することとし、これら施策についてテーマを設定した。以下にテーマごとの基本的な方針を示す。

「我が国の食料供給」は、国内の農業生産の増大を基本とし、これと併せて、国内生産だけでは賄えない食料の安定的な輸入の確保、凶作や輸入の途絶等の不測の事態に備えた備蓄を図ることにより行われる。

農地が限られた面積しかなく、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれることに加え、気候変動の農業生産への影響が顕在化している中であっても、農地、人々生産資材等の資源を確保し、それと、農業生産基盤の整備・保全、先端的技術の開発・普及が効率的に組み合わされた農業構造へ転換し、土地生産性及び労働生産性を向上させることにより、食料自給力を確保する。この農業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図ることにより、農業の持続的発展を図る。

また、国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の「輸出の促進」等により、海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保する。

国として食料の総量を確保するだけでなく、「国民一人一人の食料安全保障」を確保するためには農業者、食品事業者、消費者等、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」を構築して、食料を生産・加工し、消費者まで送り届ける必要があり、食料システムの中で重要な役割を担っている食品産業の持続的発展を図るとともに、食料の持続的な供給に要する費用が考慮された合理的な価格形成を推進する。また、物理的アクセスや経済的アクセスの問題に対応した平時からの食品アクセスに加え、食料供給が不足するなどの不測時の食品アクセスを確保する。

食料システムを持続可能なものとするために、農業生産を含む食料供給に携わる事業者の活動の各段階において環境に与える負の側面にも着目し、食料システムで環境への負荷の低減を図り、「環境との調和」を図る。農村で農業生産活動が適切に行われることにより發揮される「多面的機能」は、国民生活と国民主義の安定に重要な役割を担っており、環境への負荷低減を図りつつ、適切かつ十分に發揮する。

農村は、農業が営まれている場であるだけではなく、農業者を含めた地域住民の生活の場でもあり、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている。農村人口の減少下においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能が發揮されるよう、農業生産基盤の整備・保全、農地の保全に資する共同活動の促進、農村との関わりを持つ者の増加に資する所得の向上や雇用の創出を図る経済面の取組、生活利便性を確保する生活面の取組等の地域政策を推進し、「農村の振興」を図る。

こうした地域政策を、産業政策との車の両輪として実施していくことが重要である。あわせて、これらの施策の推進のためには、消費者、国民の理解を得て、共に歩んでいくことが重要である。このため、食料・農業・農村に対する理解を深めるだけでなく、食料の持続的な供給に寄与する行動姿容につなげよう、国民理解の醸成を図る。

近年、令和6年能登半島地震や豪雨災害をはじめとし、自然災害が激甚化・頻発化する中、農業・農村の強靭化等により、安定した農業経営や農村での安全・安心な暮らしを実現する。

なお、政府を始めとして、農業者、食品産業の事業者、消費者等の食料の生産から消費に至る各段階の関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、関係者が有機的に連携した食料システムをDX（デジタルトランスフォーメーション）の活用等により効率的に機能させることが重要である。

## 第2 食料安全保障の動向

我が国の食料安全保障の確保に向けては、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本として食料の安定的な供給を行うことが重要である。その上で、我が国のあるする農地面積の制約等から鑑みれば、国内生産だけでは需要を満たすことができない食料（小麦、大豆、なたね等）や、国内の農業生産に必要な生産資材（とうもろこし等の飼料穀物、肥料原料等）については、安定的な輸入を確保する必要がある。このように、我が国の食料安全保障は、世界の食料の需要と供給、貿易等の動向と密接に結びついていることから、平時から、これらの動向を把握し、そこにあるリスクを分析しておくことが必要である。

### 1 世界の食料の需要と供給

世界の食料事情は、①需要の増加、②供給の不安定化、これらに伴う③需給のひっ迫といった不安要素を抱えている。

#### （1）世界の食料需要の増加

世界の食料の総需要量は、世界人口と一人当たり食料需要量を掛け合わせて表される。

世界人口については、中・低所得国における人口増加を背景に今後も増加していくと予測されている。

一人当たり食料需要量（カロリーベース）については、経済が成長し一人当たりの所得が向上することに伴う、それらの国の食生活の変化が影響する。具体的には、中・低所得国において、油脂類や畜産物の消費量が増加することが見込まれており、油脂類の消費量の増加は、その生産に必要な油糧用作物の需要量の増加につながり、畜産物の消費量の増加は、その生産に必要な飼料の需要量の増加につながると見込まれている。

このように、世界人口、一人当たり食料需要量の双方が増加することから、世界の食料の総需要量は今後も増加傾向が続いていることが見込まれる。

#### （関連する指標）

##### ① 世界人口

世界人口は増加を続け、2024年現在82億人となっている。国連によると、今後は、増加ペースがやや緩和するものの、引き続き年率0.8%程度の伸びにより、2033年には87億人となることが見込まれている。

#### （2）一人当たり需要量

経済協力開発機構（OECD）及び国連食糧農業機関（FAO）によると、一人当たりの農産物の需要量は、経済発展に伴い、特に中所得国で大きく増加することにより、世界全体では2033年までに2023年比で3%程度増加することが見込

まれている。

#### （3）油糧用作物の需要量

OECD及びFAOによると、一人当たり油脂類の消費量は、先進国での減少、中所得国での増加により、世界全体では横ばいで推移するを見込まっているが、人口増加により、世界全体では2033年までに2023年比で9%程度増加することが見込まれている。非食用需要の増加と合わせると、油糧用作物の需要量は2033年までに11%程度増加することが見込まれている。

#### （4）飼料の需要量

OECD及びFAOによると、一人当たり畜産物の消費量は、2033年までに2023年比で肉類では12%程度、乳製品では11%程度増加することが見込まれており、飼料需要量も12%程度増加することが見込まれている。

#### （2）世界の食料供給の不安定化

世界の食料の総生産量は、世界の農地面積と単収（農地面積当たり生産量）を掛け合わせて表される。

世界の農地面積については、新規の農地開拓の減少と土壌の浸食や塩害等による農地の減少により、今後大幅な増加はしないと見込まれている。単収については、品種改良や肥料、農薬等の農業技術の向上により大幅に増加してきたが、最近ではその伸びも鈍化傾向にある。また、長期的に見て、気候変動が主要作物の単収にマイナスの影響を与えることも懸念されている。

これにより、世界の食料の総供給量（総生産量+期首在庫量）は今後その増加ペースが鈍化していくことが見込まれている。

また、異常気象や家畜伝染病・植物の病害虫の不測の発生による短期的な生産量の低下も確認されており、各年の供給量に大きな影響を与える可能性が高まっている。

生産資材である肥料について、化学肥料原料となる資源は世界的に一部の地域に偏在しており、輸出可能な国も特定の国に限られている。我が国もその調達に当たっては輸入に依存しており、肥料原料輸出国の動向により世界の肥料の需給がひっ迫すると、生産の不安定化やコストの増加に直結する。

さらに、農産物のバイオ燃料向けといった非食用需要の増加が、食料向け農産物の生産に与える影響についても注視が必要である。

#### （関連する指標）

##### ① 農地面積

OECD及びFAOによると、これまで増加を続けてきた世界の農地面積については、今後増加のペースが鈍化し、今後10年間で1%未満の増加にとどまることが見込まれている。

- (2) 各品目の単収（面積当たり生産量）**
- OECD 及び FAO によると、主要農産物（小麦、大豆、なたね、とうもろこし）の単収については、過去のベースに比して増加の鈍化が見込まれており、今後 10 年間で 7～10% の増加にとどまることが見込まれている。
- また、農産物の生産性を評価するに当たっては、全要素生産性（TFP）の伸びが用いられることがある。TFP は、付加価値の伸びのうち、農地等の資本投入と労働力の投入の寄与分を除いた指標であり、付加価値の向上に対する技術進歩等の寄与を示す指標であるとされている。米国農務省によると、世界的にみれば、2011 年から 2022 年にかけて TFP は年率 0.97% の増加にとどまっている。なお、TFP は、技術進歩以外に自然災害や景気等の影響を受けるため、長期的な傾向による評価が重要であるとされている。
- (3) 肥料原料の国際価格（肥料価格指数）**
- 国際通貨基金（IMF）が公表している肥料価格指数によると、近年ではロシアのウクライナ侵略の際に指数の高騰が見られたが、現在は侵略前の水準となっている。
- (4) バイオ燃料向けの作物需要量**
- OECD 及び FAO によると、バイオ燃料の需要量は、先進国での需要増加に鈍化が見られるものの、今後 10 年間で年率 1.3% 増加することが予測されている。これに伴い、バイオ燃料向けの原料作物の需要の増加が見込まれている（例えば、とうもろこしのバイオ燃料向けの需要量が約 5% 程度増加することなどが見込まれているが、とうもろこしの総需要に占める割合は横ばいとなる。さきびのバイオ燃料向けの需要は約 40% 増加するなど、大幅な増加が見込まれている）。

- (3) 世界の食料需給のひつ迫**
- 食料需給は、短期的には天候要因による豊凶等の影響により変動しつつ、上記のように、今後、世界的に、需要は増加する一方で、供給の不安定化の中で総供給伸びは鈍化していくと見込まれることを踏まえれば、長期的にはひつ迫していくことが想定される。
- 需給のひつ迫時には、在庫率（消費量に対する在庫量の割合）が減少し、食料価格が上昇する傾向にある（需給の緩和時には、在庫率が増加し、食料価格が低下する傾向にある）ことから、需給動向の評価に当たっては、こうした指標を注視する必要がある。
- (関連する指標)**
- (1) 在庫率**
- 米国農務省によると、主要農産物の全世界での在庫率に関しては、2023/24 年度時点で小麦 33.5%、大豆 29.3%、なたね 12.1%、とうもろこし 25.9% となっている。2020 年頃まで各品目で在庫率の向上が見られたが、近年では総じて微減傾向にある。
- (2) 食料価格指数**
- FAO が公表する食料価格指数は、世界の主な食料価格の動向を指標化したものであり、穀物や植物油等の主要品目の価格指数も公表されている。近年では 2022 年 3 月に新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵略等の影響により高騰が見られた。今後も、見通しが困難な天候要因による短期的な不作や、農産物市場への投機資金の流入、地政学的リスク等の影響が生じた際に、この指標の上昇が見込まれる。
- 2 世界の食料貿易**
- 世界全体で見ると、各国で生産された農産物の多くは自国内で消費され、輸出に回される割合は低い。その結果、輸出市場は、豊富な輸出余力を有する少数の特定国がシェアの大部分を占める構造となっている。一方、主に新興国の経済発展に伴う食料需要の高まりによる輸入量の増加等により、農産物貿易市場における需要先は多様化し、その取扱総量も増加している。こうした中で食料需給がひつ迫傾向で推移すれば、輸入国による獲得競争の一層の激化が懸念されることから、我が国が直接関与しないものも含め、世界各国の間で行われている食料貿易の動向を把握することの重要性は高まっている。
- また、世界的なサプライチェーンの不安定化が懸念される中、そのほとんどが船舶輸送により行われている我が国の食料輸入は、特に海運の影響を受けやすい構造となっている。
- (1) 世界の食料輸出市場と主要輸出国の動向**
- 我が国は、輸入依存度の高い農産物（小麦、大豆、なたね、とうもろこし）について、その大宗を米国、カナダ、豪州、ブラジル等の世界有数の食料輸出国か

し、食料供給の不安定化につながる場合があることも留意が必要である。

このほか、農産物市場への投機資金の流入により、国際的な食料価格が乱高下し、食料供給の不安定化につながる場合があることも留意が必要である。

ら輸入している。我が国が求める品質に適う農作物が安定的に生産・輸出されているかの観点で、これらの国の生産・輸出に関する動向を注視することが基本となる。

また、我が国的主要輸入相手国ではないものの、世界的に見れば主要な輸出国・地域であるEU、ロシア、ウクライナ等の生産・輸出に関する動向についても、世界の食料貿易に大きな影響を与え、それが我が国にも波及し得ることから、注視が必要となる。

#### (関連する指標)

##### ① 世界の農産物輸出市場の動向

OECD及びFAOによると、2023年時点において、全世界の生産量のうち、小麦、なたね、とうもろこしひは15～25%程度、大豆は40%程度が国際的に取引されており、需要量、生産量がそれぞれ増加する中においても、生産量に占める貿易量の割合はいずれの品目でも横ばいで推移すると見込まれている。

また、それぞれの品目において、輸出上位5カ国・地域により、全輸出量の大半（小麦は約70%、大豆、なたね、とうもろこしひは約85～95%）が輸出されている。

#### ② 日本の主要輸入相手国の生産量、輸出量

米国農務省によると、我が国的主要輸入品目に關して、主要輸入相手国の2023/24年度の生産量、輸出量（括弧内は世界の輸出総量に占める割合）は以下の状況にある。

##### ア 米国

小麦を約4,900万トン生産し、約1,900万トン（約8.7%）輸出。

大豆を約1.1億トン生産し、約4,600万トン（約26%）輸出。

とうもろこしひを約3.9億トン生産し、約5,800万トン（約30%）輸出。

##### イ カナダ

小麦を約3,300万トン生産し、約2,500万トン（約11.5%）輸出。

大豆を約700万トン生産し、約480万トン（約2.7%）輸出。

なたねを約1,900万トン生産し、約670万トン（約36%）輸出。

##### ウ 豪州

小麦を約2,600万トン生産し、約2,000万トン（約9.0%）輸出。

なたねを約610万トン生産し、約620万トン（約33%）輸出。

##### エ ブラジル

大豆を約1.5億トン生産し、約1.0億トン（約59%）輸出。

とうもろこしひを約1.2億トン生産し、約4,000万トン（約20%）輸出。

また、生産量や輸出量の長期的な動向に加え、直近の収穫期の短期的な生産量・輸出量の見通しについて把握することも重要である。多くの国が、自国の食料の生産動向や作況等を公表しており、これらの情報も注視する必要がある。

#### (2) 主要輸入国の動向

日本は過去には世界1位の農林水産物の純輸入国であり、プライスマーカー的な地位にあったものの、現在は中国が世界最大の純輸入国になるなど、貿易市場における我が国の中は低下している。今後も新興国を中心とした人口増加・経済成長に伴い、これらの国の国際市場における存在感が増す中、人口減少が進行する我が国の中の国際市場における地位の低下や、他の輸入国との価格競争の激化が懸念される。

##### (関連する指標)

##### ① 主要農産物の世界の主要輸入国・地域の輸入量

米国農務省及び各国統計によると、我が国的主要輸入品目に關して、世界の主要輸入国の輸入動向は以下のとおりである。

##### ア 中国

我が国的主要輸入品目に關して、各品目で我が国を上回る量を輸入しており（2023/24年度の輸入量：小麦約1,400万トン、大豆約1.1億トン、なたね約550万トン、とうもろこしひ約2,300万トン）、特に小麦、なたねに關しては主な輸入相手国が日本と重複している状況にある。長期的には人口減少により、これらの品目を含む食料需要は横ばいから減少傾向で推移していくことが見込まれているが、人口が大きい同国の輸入量の推移については、その動向を注視する必要がある。

##### イ メキシコ

大豆、とうもろこしひに關して、近年輸入量の大きな増加が見られる（2023/24年度の輸入量：大豆約650万トン、とうもろこしひ約2,500万トン）。これらの輸入の多くはブラジル及び米国から行われている。特にとうもろこしひに関してはメキシコが世界最大の輸入国となっており、その米国からの輸入量は日本の輸入量を上回るなど、輸入市場における存在感が増していることから、その動向を注視する必要がある。

##### ウ EU

なたねに關して、世界有数の輸入地盤となっている（2023/24年度の輸入量：約550万トン）。輸入の多くは豪州・ウクライナから行われており、このうち豪州は、日本の主な輸入相手国でもあり、主な輸入相手国が重複している状況にある。ウクライナ情勢やバイオ燃料需要の動向によってはその国際市場に影響がある可能性があることから、その動向を注視する必要がある。

また、輸入量の長期的な動向を上記指標で把握するほか、中国・インド等の国内需要量の大きい国については、当該国の国内生産量が不作等により大きく減少した場合、その減少を補うための輸入量の増加により、我が国との輸入競合が起これ得るため、当該国の生産動向についても併せて注視することが必要である。

### (3) 海外から我が国への輸送の状況

海外からの我が国への農産物輸送は、北米大陸西岸から太平洋を横断するルートや、南北米大陸東岸からパナマ運河を通過して太平洋を横断するルート、南米大陸東岸から喜望峰、マラッカ海峡を通過するルートなどにより、主に船舶で行われていることから、これらのシーレーンに支障が生じた場合には、我が国の食料供給に大きな影響が生じ得る。また、国際的な船舶輸送のコストの影響を受けることとなるが、そのコストは船舶輸送のひっ迫化や不安定化の状況に左右されることから、その動向を注視することが必要である。

さらに、主要な海路の中には、そのルートにおいて、狭い海峡や運河等の要衝(チョークポイント)を経由するものがある。我が国への農産物輸送においても、パナマ運河やマラッカ海峡といったチョークポイントを経由するものがあり、この地点の航行が困難となった場合には、輸入の遅滞や迂回ルートへの切り替え、それに伴う物流コストの増加につながることから、特に注視が必要である。

#### (関連する指標)

##### ① ハルチック海運指数

ハルチック海運指数は、穀物輸送等に使用される外航ばら積み船の運賃指數であり、農産物の輸入コストが増加するとこの指標が上昇する。近年では2021年に新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足等により高騰が見られたが、以降は平年並みで推移している。

また、上記の指標のほか、我が国の食料輸入の多くが北米・南米からの輸入となっていることを踏まえると、これらの国からの輸送ルートにあるパナマ運河の船舶の航行状況についての注視も必要である。近年、降雨不足に伴う水位低下によるパナマ運河の通航制限が実施された際には、輸送ルートの切り替え等により、航行日数の増加やそれによるコストの増加が生じている。

### 3 新たなリスクへの対応

世界の食料安全保障の動向を把握するに当たっては、上記以外にも、国際的な食料の需給・貿易に影響を与える新たなリスクや事項に関して、幅広く動向を注視すべきである。  
例えば、2022年2月に始まった、ロシアによるウクライナ侵略のような地政学的なリスクに関しては、世界の食料貿易市場における主要輸出国(特に我が国の輸入相手国)において生産量・輸出量が大きく変動するおそれがないか、国際的な物流や農作物の国際価格にどのような影響を与えるか、といった観点で注視することが重要である。

また、食料・農業分野における人権・環境に關する意識の高まりについても留意しておく必要がある。特に欧米諸国において、企業における人権・環境デューディジェンスの実施を重視する議論が見られることなどから、今後、我が国の食料等の調達に関する、人権・環境に対する一層の対応を行うことが求められる。  
さらに、新型コロナウイルス感染症のような未知のリスク要因が今後発生する可能性は否定できないことにも留意が必要である。

### 第3 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標

1 目標等の設定の考え方

基本計画では、平時からの食料安全保障を実現する観点から、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標を設定した。

具体的な目標については、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的な施策を踏まえた上で設定することも、その施策の有効性を示すKPIを設定し、少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行う。

なお、目標年（2030年（年度））の食料自給率の設定に係る国内消費仕向量については、第4の1の1に掲げる品目ごとの消費・流通等の施策を見込んで設定した。また、生産量については、需要に応じた生産や、第4の1の1に掲げる品目ごとの課題に対し講ずる施策を踏まえ、実現可能な生産量を、輸出量も見込んで設定した。

## 2 目標並びに食料、農業及び農村に関する施策のKPJ一覧

目標 (2030 年 (年度))	KPI (2030 年 (年度))
国内の食料供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品目別割り当てもろこし等農作物を含む、国内ごとの生産量と輸出量、庫収、作付面積、内消費仕向量</li> </ul>
○食料自給率 ※1 ・供給熱量ベースの総合食料自給率※2 ・生産額ベースの総合食料自給率※3 ・総合食料自給率※4	<ul style="list-style-type: none"> <li>38% (2023 年度) → 45% (2030 年度)</li> </ul>
・扶农熱量ベース 食料自給率※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄米、大豆、加工、業務用野菜の国産切替量 表 275,000t、大豆 125,000t、加工、業務用野菜 320,000t</li> </ul>
45% (2023 年度) → 53% (2030 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産小麦、大豆の保管数量 国庫小麦 : 28,711t (2023 年度) 国庫大豆 : 6,258t (2023 年度) → 25,500t</li> </ul>
○食料の備蓄の確保 (米・麦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料自給率 ・供給熱量ベースの食料国産率※5 ・生産額ベースの食料国産率※5</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>47% (2023 年度) → 55% (2030 年度)</li> </ul>
○食料の備蓄の確保 (米・麦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産小麦・大豆の保管数量【再掲】 国庫小麦 : 28,711t (2023 年度) 国庫大豆 : 6,258t (2023 年度) → 25,500t</li> </ul>
食料自給率の確保	
サステナブル農業推進 ※4 ○49 歳以下の担い手現在の水準 (4.8 萬人)を維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業分野における生産年齢人口 (15~64 歳) の「全面農業並に引上げ」 うち 49 歳以下のシェア</li> </ul>
人・農地・技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業分野における生産年齢人口 (15~64 歳) の「全面農業並に引上げ」 うち 49 歳以下のシェア 全農業 : 54.3% (2024 年) 農業 : 64.7% (2024 年)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の方針策定に参画する女性農業者の割合 農業委員会 : 14% (2023 年) → 30% 農協役員 : 9.6% (2022 年) → 20%</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域改良区理事 土地改良区理事 : 1.4% (2023 年) → 10%</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売金額に占める主導経営者 + 注入等団体経営者 當主 : 84% (2023 年) → 9.9% ・担い手への農業推進費 ・担い手への農業推進費 (参考指標) 農業法人の主要經營指標 益比率、借入金依存度、総資本回転率</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>60.1% (2023 年度) → 7.7% 益比率、売上高営業利益率、自己資本比率、借入金依存度、総資本回転率</li> </ul>

○農産物の付加価値 の向上	・多収化や高溫耐性などに資する品種の育成 〔再掲〕	35品種(純増)
付加 価値 の向 上	・地域資源を活用して付加価値向上に取り組 む事業体の割合	85%(2023年度)→75%
	・食品等の持続的な供給を実現するための食品 事業者による取組数	0件(2023年)→1,000件(2030年 までの累計)
	・「みえるらべる」のついた商品が通年購入可 能な店舗等がある都道府県数	6都道府県(2024年度)
	・知的財産を保護・活用し、農産物等の付加価 値向上等に取り組んだ優良事例の数 GJの登録件数	0件(2025年度より実施) →100件 148件(2024年) →212件
動植 防除 ○輸入の安定化 的な 輸入 の確 保	・農場における飼養衛生管理の自己点検結果 ・総合防除実績指標(仮称)策定数 ・輸入相手国による多様化状況(主要穀物別ウェイ ト付ハーフインダーナール指數※1) ・輸入相手国において我が國輸入事業者が有す る調達網への投資実行件数 ・二国間の政府間会話等の枠組数	・農場における飼養衛生管理の自己点検結果 ・総合防除実績指標(仮称)策定数 ・輸入相手国による多様化状況(主要穀物別ウェイ ト付ハーフインダーナール指數※1) ・輸入相手国において我が國輸入事業者が有す る調達網への投資実行件数 ・二国間の政府間会話等の枠組数 3(2023年)
※1 品目ごとの国内消費仕向額から見込んだ供給熱量、2,190kcal を分子、品目ごとの生産量から見込 975kcal を分子として計算。 ※2 年ごとの国内消費仕向量から見込んだ国内消費仕向額 1兆 4,277 億円を分子、品目ごとの生産額から見込 んだ国内生産額 1兆 968 億円を分子として計算。	・農場における飼養衛生管理の自己点検結果 ・総合防除実績指標(仮称)策定数 ・輸入相手国による多様化状況(主要穀物別ウェイ ト付ハーフインダーナール指數※1) ・輸入相手国において我が國輸入事業者が有す る調達網への投資実行件数 ・二国間の政府間会話等の枠組数 3(2023年)	・多収化や高溫耐性などに資する品種の育成 〔再掲〕
※3 分子は2030年度の国産熱量見込値である 975kcal とし、分母を模擬熱量 1,850kcal に固定して計算。1,850kcal という数値については、①日本人の成年男性の基礎代謝量が、1,300kcal から 1,600kcal 程度であり、それを上回 る水準であること、②平時ににおける 1 人 1 日当たりの平均摂取熱量(国民健康・栄養調査(厚生労働省))の最低 値が 1,849kcal(2010 年)であること、を参考に設定。	・農場における飼養衛生管理の自己点検結果 ・総合防除実績指標(仮称)策定数 ・輸入相手国による多様化状況(主要穀物別ウェイ ト付ハーフインダーナール指數※1) ・輸入相手国において我が國輸入事業者が有す る調達網への投資実行件数 ・二国間の政府間会話等の枠組数 3(2023年)	・多収化や高溫耐性などに資する品種の育成 〔再掲〕
※4 2030 年度の供給熱量見込値である 2,190kcal を分子、2030 年度の飼料自給率を反映しない国産熱量見込値で ある 1,783kcal を分子として計算。	・農場における飼養衛生管理の自己点検結果 ・総合防除実績指標(仮称)策定数 ・輸入相手国による多様化状況(主要穀物別ウェイ ト付ハーフインダーナール指數※1) ・輸入相手国において我が國輸入事業者が有す る調達網への投資実行件数 ・二国間の政府間会話等の枠組数 3(2023年)	・多収化や高溫耐性などに資する品種の育成 〔再掲〕
※5 2030 年度の国内消費仕向額見込値である 17 兆 4,277 億円を分子、2030 年度の飼料輸入額を反映しない国内生 産額見込値である 13 兆 1,810 億円を分子として計算。	・農場における飼養衛生管理の自己点検結果 ・総合防除実績指標(仮称)策定数 ・輸入相手国による多様化状況(主要穀物別ウェイ ト付ハーフインダーナール指數※1) ・輸入相手国において我が國輸入事業者が有す る調達網への投資実行件数 ・二国間の政府間会話等の枠組数 3(2023年)	・多収化や高溫耐性などに資する品種の育成 〔再掲〕
※6 指手：認定農業者、認定新規農業者(法人等を除く)。	・農場における飼養衛生管理の自己点検結果 ・総合防除実績指標(仮称)策定数 ・輸入相手国による多様化状況(主要穀物別ウェイ ト付ハーフインダーナール指數※1) ・輸入相手国において我が國輸入事業者が有す る調達網への投資実行件数 ・二国間の政府間会話等の枠組数 3(2023年)	・多収化や高溫耐性などに資する品種の育成 〔再掲〕
※7 2030 年の延べ耕地面積の見通しは 414 万 ha であり、その場合、耕地利用率は 101%となる。	・農場における飼養衛生管理の自己点検結果 ・総合防除実績指標(仮称)策定数 ・輸入相手国による多様化状況(主要穀物別ウェイ ト付ハーフインダーナール指數※1) ・輸入相手国において我が國輸入事業者が有す る調達網への投資実行件数 ・二国間の政府間会話等の枠組数 3(2023年)	・多収化や高溫耐性などに資する品種の育成 〔再掲〕
※8 対象となる農地面積は、農業水利施設により農用水が供給されている水田と耕地(かんがい施設が整備され ている地)の面積の合計であり、2023 年時点で 284 万 ha である。	・農場における飼養衛生管理の自己点検結果 ・総合防除実績指標(仮称)策定数 ・輸入相手国による多様化状況(主要穀物別ウェイ ト付ハーフインダーナール指數※1) ・輸入相手国において我が國輸入事業者が有す る調達網への投資実行件数 ・二国間の政府間会話等の枠組数 3(2023年)	・多収化や高溫耐性などに資する品種の育成 〔再掲〕
※9 基準年(2023 年)の資材価格、労賃等に基づき設定。評価にあたっては、その時点の資材価格等の状況を踏ま えて検証。	・農場における飼養衛生管理の自己点検結果 ・総合防除実績指標(仮称)策定数 ・輸入相手国による多様化状況(主要穀物別ウェイ ト付ハーフインダーナール指數※1) ・輸入相手国において我が國輸入事業者が有す る調達網への投資実行件数 ・二国間の政府間会話等の枠組数 3(2023年)	・多収化や高溫耐性などに資する品種の育成 〔再掲〕
※10 資源開発の安定性を量的に表現する統計手法の一つ。細占状態を 1 とした場合に 0 から 1 の間の数値となり、 調達先が分散しているほど 0 に近く。	・農場における飼養衛生管理の自己点検結果 ・総合防除実績指標(仮称)策定数 ・輸入相手国による多様化状況(主要穀物別ウェイ ト付ハーフインダーナール指數※1) ・輸入相手国において我が國輸入事業者が有す る調達網への投資実行件数 ・二国間の政府間会話等の枠組数 3(2023年)	・多収化や高溫耐性などに資する品種の育成 〔再掲〕

別表1 品目ごとの国内消費仕向量、生産量、輸出量、単収、作付面積

品目 (2023年産)	国内消費 仕向量 (万t)		生産量 (万t)	うち 輸出量 (万t)	単収 (kg/10a)	作付面積 (万ha)	飼養頭羽数 (万頭、百万 羽)
	1人・1年 (当たり消費量 (kg/人・年))	年(年度)					
米※2	824	777	791	818	4.4	39.6	535
小麦	561	505	632	622	6.0	50.6	570*
小麥	631	632	109	137	0	0	472
九州・大麦	31.0	31.7	197	196	23	26	537*
九州・関東・東山】	0.3	0.3	23	26	0	0	363
大豆	35.6	364	7.0	26	39	0.2	1.1
【北海道・関東・東山】	1.3	1.2	3.6	4.9	0	0	53
そば	0.6	0.6	7.4	85	72	8.4	0.7
かんじょ 【北海道・九州】	3.7	4.0	34	34	1.5	3.330*	3.12
かんじょ 【北海道・九州】	3.8	4.0	34	34	1.5	3.330*	3.12
甘藷資源作物 【沖縄】	21.2	20.0	54.0	54.0	0.1	0.1	—
てん菜 【精耕換算】	—	—	340	337	—	—	6,650
さとうきび 【精耕換算】	—	—	118	133	—	—	5,943
【沖縄・九州】	—	—	340	337	—	—	5,750
野菜	1,363	1,441	1,067	1,201	2.3	4.6	2,870
果樹	61.4	62.6	245	256	7.7	13.7	1,258
牛肉 【枝肉換算】	87	87	35	36	0.9	1.6	—
豚肉 【枝肉換算】	186	187	91	92	0.2	0.2	—
九州・関東・東山】	13.1	13.5	13.5	13.5	—	—	880
鶏肉	26.0	25.5	169	172	0.4	1.0	—
【九州・東北】	14.4	15.1	257	261	2.0	2.9	—
【関東・東山・東海】	16.5	17.3	248	252	—	—	129
生乳	1,170	1,152	732	732	1.3	2.7	—
【北海道・関東・東山】	90.0	88.0	—	—	—	—	136
水産物※7	66.3	73.6	349	526	55.8	212.6	—
花き※8	—	—	3,684	4,500	17.1	46	—
きのこ類	4.9	5.3	43	47	0.2	0.4	—
茶	7.1	6.3	7.5	7.5	0.8	1.5	209
【九州・東海】	0.6	0.5	—	—	—	—	3,541
飼料作物※9	—	—	336	409	—	—	3,718
飼料作物※10	—	—	—	—	—	—	88

※1 全国農業地域の区分で収穫量上位の2地域。各地域に所属する都道府県は以下のとおり。

全国農業地域	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

※2

米の輸出量は玄米換算。  
米の単収(2030年)は、主食用：55kg/10a、新市場開拓用：628kg/10a、米粉用：616kg/10a、飼料用：

720kg/10a。

※3

小麥の単収(2030年)は、田：489kg/10a、油：605kg/10a。

※4

大豆の単収(2030年)は、田：212kg/10a、油：208kg/10a。

※5

はれいしょの2023年の生産量は過去20年間(2004年～2023年)における最高単収により、238万tであるが、2022年の生産量は228万t。

※6 参考 水産基本計画において2032年度の生産量目標等が定められている。

※7 花きの生産量は産出額、輸出量は切り花の輸出額。単位は億円。産出額は「生産農業所得統計」「花木等

生産状況調査」により算出しており、「花木等生産状況調査」の最新値が2022年ため、産出額の最新値は2022年となる。

※8 薬用作物は国産の使用量が多い重点8品目。生産量等の最新値は2022年となる。

※9 飼料作物の生産量は、可消化養分総量(TDN)ベース。

(2) 輸出の促進(輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化)	
目標(2030年(年度))	KPI(2030年(年度))
○農林水産物・食品の輸出額	1.5兆円(2024年) →5兆円 (現状は、大規模に農畜産物の輸出を取り組む県地数100%)
輸出の促進(輸出拡大等による海外からの輸入競争の開始)	・輸出重点品目ごとの輸出額 ・大規模に農畜産物の輸出取り組む県地数65県地(2024年)→259県地 ・判断基準における海外への品種登録出願に係る審査者管理機関の法人化ヒューライセンス先に1件以上(法人化及び商業化開始)
○食品業界の海外展開による収益額(外から稼ぐ力の強化)	・外から稼ぐ力の強化(現地法人から支払われるロイヤリティ・グローバル・パートナーシップ・チェーン(GFC)による企業収益) ・外國人旅行消費額(訪日外国人旅行消費額のうち①飲食費、②食料品の貿易(合計)) ○インバウンド(訪日外国人旅行消費額)による食料通商額 ・インバウンドによる一人当たり飲食費、②食料品の貿易(合計) 訪日外国人旅行者数 1.6兆円(2023年) →3兆円 187社(2023年)→230社 6.4万円/人(2023年) →7.5万円/人 2,507万人(2023年) →6,000万人

別表2 輸出重点品目ごとの輸出額

品目	2024年実績	2030年目標
牛肉	648 億円	1,132 億円
豚肉	24 億円	52 億円
鶏肉	25 億円	44 億円
鶏卵	71 億円	109 億円
牛乳・乳製品	305 億円	883 億円
果樹（りんご）	201 億円	279 億円
果樹（ぶどう）	59 億円	380 億円
果樹（もも）	30 億円	180 億円
果樹（かんきつ）	15 億円	130 億円
果樹（かき・かき加工品）	11 億円	54 億円
野菜（いちご）	54 億円	253 億円
野菜（かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等）	101 億円	309 億円
米・パックご飯・米粉及び米粉加工品	136 億円	922 億円
茶	364 億円	810 億円
切り花	16 億円	46 億円
清涼飲料水	574 億円	2,876 億円
菓子	409 億円	2,050 億円
ソース混合調味料	669 億円	3,351 億円
味噌・醤油	185 億円	926 億円
清酒（日本酒）	435 億円	760 億円
ウイスキー	436 億円	750 億円
本格焼酎・泡盛	17 億円	50 億円
製材	74 億円	850 億円
合板	74 億円	115 億円
ぶり	414 億円	736 億円
たい	69 億円	204 億円
ホタテ貝	695 億円	1,150 億円
真珠	412 億円	472 億円
錦鯉	72 億円	100 億円

### (3) 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

目標 (2030年 (年度))	KPI (2030年 (年度))
○食品アksesの確立	(物理的アkses) 保有する農地の割合 ・高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる者(いわゆる買物困難者)への対策の実績が行われている市町村割合 (経済的アkses) ・経済的な食料アksesの確保に取り組む市町村割合
○食料システムの持続性の確保	○食料システムの持続性の確保を実現するための食品事業者による取組件数 (再掲) ・生鮮食料品等の中継共同物流拠点数 ・船舶、鉄道等による農産品・食品の輸送の割合 ・ブーテック宜民連携協議会に参加する企業、団体等数 ・食品産業における環境・社会への配慮に取り組む事業者数の割合 ・農業・食料関連産業の国内生産額(名目) ・食品の安全性の向上に定又は決定件数 (累計値) ・食品表示法の違反件数
合理的な価格形成	○食品の安全性の向上に定又は決定件数 (累計値) → 10件以上 ・食品表示法の違反件数
食品安全・消費者の信頼確保	186件 (2023年度) → 133件

## (5) 農村の振興

目標 (2030年(年度))	KPI (2030年(年度))
多様な人材が農村に残る市町村における機会の創出	・農村関係人口の増加に向けた取組が行われて いる市町村数 →1,190 市町村
経済面の取組(所得と雇用機会の創出)	○農村地域において創出された付加価値額 (2022年度) →22兆円 18兆円 ・地域資源を活用して付加価値向上に取り組む事業体の割合 【再掲】 も事業体の割合 794万人泊(2023年度) →1,200万人泊 1,223億円(2023年度) →2,200億円
生産面の取組(人材確保・定住化によるための条件整備)	○計画期間中に農村関係人口の拡大の取組みがなされた事例 314市町村 →540市町村 ・中山間地域で9%以下の集落率を有する市町村の割合 のうち、農村R&Dが活動している市町村 につながった事例のある市町村数 合
地域の共同活動の促進	○地域の共同活動の促進による農業生産活動の継続 ・農地・水路等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合 0%(2023年度)→50%
中山間地等の振興	○中山間地域等の振興 ・中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合 0%(2023年度)→50%
鳥獣被害対策	○鳥獣被害の防止 ・野生鳥獣による農作物被害額の総発生額に対する割合 0.25%(被害額: 164億円) →0.24%(被害額: 140億円) 2.72% (2023年度)→4.00%
・捕獲鳥獣のジビエ利用量	

## 第4 食料、農業及び農村に関する総合的かつ計画的に講ずべき施策

## I 我が国の食料供給

【目標 (2030年(年度))】
○ 食料自給率
・ 供給熱量ベースの総合食料自給率 : 45%
・ 生産額ベースの総合食料自給率 : 69%
・ 摂取熱量ベース食料自給率 : 53%
○ 食料の備蓄の確保 (米・麦)
○ 49歳以下の担い手数: 現在の水準 (4.8万 (2023年)) を維持
○ 農地面積: 412万ha
○ 1 経営体当たりの生産量 (生産量/経営体数) : 86t/経営体
○ 生産コストの低減: 米 (15ha以上の経営体) 9,500円/60kg 小麦・大豆 2割減(現状比)
○ 肥料の国内資源利用拡大と化学肥料原料の備蓄の確保
○ 防除ニーズに対応した農薬の確保
○ 主な穀物の国産電子の完全自給の継続
○ 一時的な輸入停滞等にも対応可能な飼料穀物の備蓄の継続
○ 農産物の付加価値の向上
○ 動植物防疫の確実な実施
○ 輸入の安定化

我が国においては、農地が現在の人口1.2億人分の需要全体を賄うために必要な面積の1/3程度しかなく、更に農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るために、人・農地等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要である。

こうした観点から、農業生産の基盤となる、効率的かつ安定的な農業経営である担い手(離農する経営の農地の受皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体)の育成・確保、多様な農業者(農業を副業的に営む経営体等)による適正な農地の保全・管理を図る。また、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保並びにスマート農業技術や多収品種等の先端的技術の開発・普及等による土地生産性の向上(単位面積当たり生産量の増加)及び労働生産性の向上(単位労働時間当たり生産量の増加)を図るとともに、農産物の付加価値の向上や輸出の拡大を図る。

農業生産において必要不可欠な生産資材について、輸入依存度の高い窒素、リン酸、カリウムといった肥料成分の国内資源の利用拡大や飼料作物の生産拡大を図る。また、生産資材の価格の著しい変動が育成すべく農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる。

くわえて、国内生産で賄えない食料・生産資材について需要を満たすには、輸入することになるが、輸入リスクの高まる中、安定的な輸入の確保が必要である。また、不測の事態の発生初期における対策として、備蓄の確保が必要である。

## 1 国内の食料供給 (1) 水田政策の見直し

水田政策を、以下の方針で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金(水活)を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕

米について、は国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

米、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水

田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬、減肥料等について支援する(主食用米も対象)。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めているよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた產地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

## (2) 土地利用型作物(米、麦、大豆、そば、いも類、甘味資源作物)

国内生産の増大に資するよう、產地の持続性を確保するための高温対策、輪作体系の確立など、それぞれの品目の特性に合った対応を進めるとともに、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の基盤整備、スマート農業技術、適切な輪作体系、フロッッククローテーションの導入、多収性や高温耐性等を備えた新品種の導入等による単収の向上等を通じて、生産性の抜本的な向上を推進する。

### ① 米 消費

米の消費は、食生活の多様化、高齢化による摂取熱量の減少や、中高年層における米消費量の減少等を背景に、長期的に減少傾向で推移しており、2023年度の1人当たり年間消費量は51.1kgとなっている。近年、1人当たり消費量の減少度合いが緩やかになっているが、人口減少効果が加わることで、マクロでは年10万トン程度の主食用米の国内需要の減少が続いている。

#### (ii) 米粉等の多様な用途に係る対応

米需要拡大を目指すためにも米粉用米の作付けを拡大することは重要である。米粉用米は、パンや麺等への利用により、年々需要が増加する傾向にあるものの、生産規模が小さく、米粉や米粉製品の製造に係る設備投資のハーダルが高い状況にある。そのため、米粉の生産コストの低減や米粉の加工に適した品種の普及を進める必要がある。また、飼料用米は、多収品種(専用品種)の作付割合が2024年度に7割を超え、品種転換が進

今後もこの傾向が続くことが見込まれる。一方、訪日外客数の増加に伴いインバウンド需要の増加が見られるほか、グレーテンフリーなどの食スタイルの広がりもあり、米粉の特徴を活かした商品開発の取組等により、米粉の需要量は増加傾向で推移している。

このような状況の中、主食用米について、食の簡便化意向、健康意識の変化やインバウンド需要を含む中食・外食ニーズへの対応等を通じて需要開拓を図る必要がある。また、米粉については、家庭や飲食店における認知度は高まっているものの、更に市場規模を拡大するためには、活用方法の開発・普及が必要である。

このため、食生活や意識の変化に対応し、学校給食やその他の食育の場において、食べ方や健康に関する知識等の普及を図る。また、米粉の特徴を活かした新商品・メニューの開発、活用方法に関する情報発信や喫食機会の拡大を通じ、新たな需要の創出を図る。

### イ 生産

#### (1) 総論

水稻は規模拡大により生産コスト削減効果が図られる典型的な作物であり、農地の集積・集約化による分散耕作の解消やスマート農業技術等による省力化栽培技術等の開発・普及等により、単位面積当たり労働時間は低下してきているものの、近年の肥料・農薬等の物貯費や人件費の高騰もあり、生産コストは近年下げ止まっている状況にある。

農業者が減少する中においても、需要に応じた生産を推進し、主食である米の需給と価格の安定を図るために、生産コストの抜本的な低減とともに、中食・外食ニーズへの対応等の抑制も課題である。

また、近年の気候変動に伴う高温障害等の抑制も課題である。

このため、地域計画に基づく農地の集積・集約化に加え、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成等の総合的な取組を進めるとともに、中食・外食ニーズへの対応等により所得の確保・向上が必要である。

農地の大区画化等の基盤整備、スマート農業技術の導入、ドローン直播等のより省力的な栽培方式や再生二期作等の実証・導入、適量施肥等による生産コスト低減等を推進するとともに、多収性・高温耐性を備えた品種の開発・普及を進める。

さらに、パッケージ食の生産拡大や中食・外食等実需者と生産者との結び付きの強化を図ること等を通じて、新たな需要への供給力強化等を図る。

んでいるが、生産・流通コストの更なる削減を進める必要がある。

このため、米粉用米については、米粉や米粉製品の製造能力の強化を促進するほか、米粉の加工に適した多収品種の開発・普及等によりコスト低減とこれによる更なる需要拡大を図る。また、飼料用米については、多収品種の導入等による生産性向上等を図る。

### (iii) 環境負荷の低減に向けた対応

我が国の温室効果ガス排出量に占める農林水産分野からの排出量の割合は小さい（約4%、2022年度）ものの、水稻栽培からのメタン排出は、その約27%（2022年度）を占めていることから、環境と調和のとれた持続可能な農業生産の観点から、削減を進める必要がある。また、水稻の有機栽培は、化学肥料や化学農薬を使用しないことを基本とすることで環境負荷の低減に資するものであり、その拡大が必要である中、水稻は他品目に比べて有機栽培技術の体系化が進んでおり、有機米のJAS格付け数量は増加傾向にあるが、その一方、有機栽培技術の普及や、有機栽培への移行期の単収が低く不安定といった課題がある。

このため、収量低下や生物多様性保全に留意の上、J-クレジット制度等も活用した中干し期間の延長の取組やその他のメタン削減技術の開発・利用を進める。また、水稻の有機栽培について、技術の普及に向けた指導体制の構築や自動抑草ロボット・乗用型除草機等を活用した省力化・効率化に資する機械除草体系の確立・普及を進めるとともに、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。

## ウ 輸出

「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」については、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和5年12月改訂）における輸出重点品目として、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号）に基づく認定品目団体等と連携した戦略的なプロモーションのほか、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例に関する情報提供等を実施している。また、2023年末時点で、年間1,000トン超の輸出を目指とする「モデル輸出产地」は30产地となっており、多収品種の導入や作期分散等、生産・流通コスト低減に資する取組への支援等を通じて、輸出向けを含む新市場開拓用米の生産拡大を推進している。こうした取組により、輸出は近年、年率10%を上回る増加が続いている。特に2024年の輸出量は前年比22%増（原料米換算：4.6万トン）と大きく増加したところであり、今後も増加が見込まれる。一方で、海外での米・米加工品の更なる需要開拓を図るには、海外市場の求める品質、数量、価格等への対応が必要となるが、輸出米の生産費の採算ライン（約9,500円/60kg（輸出業者からの聞き取り））に対し、現在、国内農家の平均生産コストは約16,000円/60kgであり、米の生産コストの低減が最も大きな課題となっている。

## エ 流通

米の流通ルートは、生産者から農協等集荷業者、卸売業者（精米業者）、小売実需が基本であるが、生産者による直接販売の割合が近年増加するなど、多種多様な流通ルートが存在している。また、産地銘柄ごとの需給や品質を踏まえ、主に相対での取引・価格形成が行われている。

令和6年の端境期以降、集荷業者等の集荷量が減少し、主食用米の円滑な流通に支障が生じたことから、よりきめ細やかな情報発信や产地との密な意見交換を通じて需要に応じた生産を推進していくほか、流通の目詰まりへの対応として、備蓄米の買戻し条件付き売渡しを実施したところであり、生産・流通の状況に対応しながら、引き続き円滑な流通の確保に向けて取り組んでいく。

こうした中、豊凶変動や価格変動リスクに対応しつつ、事前に販売先や販売数量等を見通すことができる事前契約の拡大を推進しているが、米は需給緩和基調が続いてきたことから、集荷業者の仕入計画的数量に占める播種前契約（複数年契約を含む。）の割合は31%（令和6年産）と伸び悩んでおり、产地と卸・実需が長期・安定的に結び付く取引慣行の定着を図る必要がある。このため、引き続き米の需給に関するきめ細やかな情報発信を通じて、米の需要に応じた生産・販売及び流通の円滑化を図ることに加え、令和6年の端境期以降に生じた事態が今後生じないよう、当該事態への対応や需給見通

このため、低コストで生産できる輸出向け产地を新たに育成することとし、以下の生産性向上の取組を強力に進めます。

農地の集積・集約化（輸出を行う経営規模15ha以上の経営体の作付面積を拡大）による分散錯闇の解消農地の大区画化（1ha以上の団地の農地を新たに整備）

品種改良、多収量品種の作付け拡大

大区画化を活かしたスマート農業技術の活用（全経営耕地面積に占めるスマート農業技術・機械の活用割合を50%以上に向上）

上記取組により大規模輸出に取り組む輸出产地を30产地形成（本產地からの輸出が輸出全体の過半以上を占める姿を実現）

あわせて、海外ニーズが高い有機米の作付け拡大を進めるとともに、ニーズ等の調査を行いながら海外における需要拡大を図ることとし、以下の取組を強力に進めます。

日本食のプロモーションや商流構築、国内外一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業（おにぎり屋、日本食レストラン等）の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成等を推進し、使用量を拡大する。くわえて、パックご飯についても、簡単かつ手軽に日本産米を食することができますという特性を最大限訴求し、輸出拡大を図る。

こうした施策の総動員により、輸出重点品目である「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」として、35.3万トン（原料米換算）の輸出量の達成を目指す。

しの在り方にについて検証を行っていくとともに、農業者の経営安定のため、事前契約による生産者と実需者との結び付きを強化し、播種前契約や複数年契約への転換を図る。また、産地から精米工場への推奨フレコンによる出荷や鉄道へのモーダルシフト等、低コスト化や物流効率の改善につながる取組を推進する。

また、将来にわたって米の安定供給が確保できるよう、水田政策の見直しと併せて、令和9年度以降の総合的な備蓄の構築に向け検討を進める。

## ② 玉米消費

小麦の1人当たり年間消費量は、長期にわたりおおむね31～33kgで安定的に推移しており、今後もおおむね横ばいで推移すると見込まれる。国産小麦は、食糧用の需要量の約2割と言われており、米国・カナダ・豪州から輸入している外国産小麦と比較して、希少性や独特的の食感等の特性を有する一方、こうした特性を活かした国産小麦を利用した食品の付加価値やブランド価値の醸成は進んでおり、特に菓子用、中華麺用、パン用における国産小麦の活用が十分に進んでいない状況にある。

大麦及びはだか麦についても、1人当たりの年間消費量は長期にわたりおおむね0.2～0.4kgで安定的に推移しており、今後もおおむね横ばいで推移すると見込まれる。近年は海耐用を中心外に国外から国産への切替えも見られるものの、こうした動きは一部にとどまっている。

このため、国産麦の機能性を活かした新商品の開発やPRなどへの支援を通じ、新たな用途への活用等による付加価値やブランド価値の醸成を図り、国産への切替えや更なる利用拡大を促進する。

## イ 生産

単収の高い品種の普及・定着や生産技術の向上等により、麦の単収は増加傾向にある。また、機械化の進展により労働時間が短縮され、米など他の作物と比較しても、単位面積当たりの農作業の軽労化が図られていることなどがから、作付面積が増加している。小麦の生産量は約100万トンと増加傾向にあり、「きたほなみ」や「春よ恋」など輸入小麦に劣らない品質の銘柄も一部で開発・導入され、生産の拡大が進んでいる。

今後、扱い手が減少する中においても、国産麦の需要に応じた生産の維持・拡大を図る必要がある。また、小麦は年産・産地ごとに生産量・品質の変動が大きいほか、基本技術や優良品種の導入が不十分であること等により、実需者が求める品種・品質水準を満たしていない産地・銘柄があることから、安定期的な数量・品質での供給を確保する必要がある。

このため、地域計画に基づく農地の整備・集約化により規模拡大を進めるとともに、大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備、スマート農業技術等を活用した省力的な栽培体系による適期作業の推進、多収品種の開発・導入等により、生産性の向上を図る。また、実需のニーズを踏まえた品種転換や農地の有

効活用を進め、産地形成を図る。北海道においては、产地における輸作体系の中で、特に耐病性品種等の開発・導入、都府県においては、特に農地の集約化やアプロックロードーションの導入、細地化等による生産性の向上、大規模化に向けた受託組織等の育成を進める。あわせて、米・大豆等の穀物の生産を下支えする畠作物の直接支払交付金（ゾタ対策）等を着実に講じる。

また、気候変動による春先の高温傾向に伴う節間伸長を防ぐとともに、実需者が求める品質水準が満たされるよう、病害虫抵抗性を備え、高品質で安定生産が見込まれる多収品種の開発や、降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等に対応する排水対策等の蓄農技術の導入を推進する。

## ウ 流通

国産麦は民間流通、外国産麦は国家貿易を通じ、国内の実需者（製粉・精麦メーカー）が原料を調達している。小麦については製粉メーカーが製造した小麦粉を原料に、製パン・製麺メーカー等がパン・麺等を製造し、大麦及びはだか麦については、精麦メーカーが精麦し、焼酎や味噌等の発酵用にしたり、蒸氣で加熱、圧んして押麦（麦飯）用にするといった加工工程を経ることにより、主に流通している。

また、需要の8割以上を輸入で賄っている中、不測の事態が生じた場合においても、安定供給を図る必要がある。国産麦の活用を拡大するには、実需からの安定的な品質・ロットのニーズに応える必要があるが、生産量や品質の年次変動がボトルネックとなってい、このため、国産麦の安定供給に向け、ストックセンターの整備や調整保管に対し、引き続き一定の支援を行う等、生産の拡大に伴う課題に対応した、物流機能の確保を図る。

不測の事態が生じた場合の代替調達先の確保など、次の対策を措置するまでに必要な量として、外国産小麦の需要量の2.3ヶ月分の備蓄を確保するとともに、輸入相手国の調査等、輸入相手国の多様化に向けた取組を進める。

## ③ 大豆消費

大豆の需要量は横ばいで推移しており、約356万トン（2023年度）のうち、食用は103万トン（約3割）で、そのうち25万トンを国産が占めている。食用大豆からみそ、しょうゆを除いた1人当たり消費量は7.0kgと、ほぼ横ばいで推移しており、今後、人口減少に伴い消費量の減少が見込まれるもの、需要量の約7割を占め、ほぼ全量を輸入している製油用大豆の消費が堅調であることから、大豆全体の消費量は引き続き横ばいと見込まれる。また、国産大豆に対する需要は、特に豆腐、納豆及び味噌製造業で高い状況にある。

このため、国産大豆を使用した商品開発等を推進し、付加価値やブランド価値の醸成を図り、国産への切替えや国産の更なる利用拡大を促進する。

## イ 生産

大豆の作付面積はこれまで伸び悩んでいたが、近年は全国的に増加している。大豆産地における栽培技術の導入は進んでいるものの、毎年の台風や集中豪雨等の気象災害の影響もあり、単収については年次変動が大きく、平均単収は横ばい又は減少傾向で推移している。

今後、担い手が減少する中につても、国産大豆の需要に応じた生産の維持・拡大を図る必要がある。一方、農地が分散した状態のまま担い手による引受けが進んだ場合、作業効率の低下による適期作業の逸失や、それによる生産性や品質の低下が生じることも懸念される。また、水田における温害、病害、地力低下の発生や、品種の転換の遅延等による単収の伸び悩み、年産・産地ごとの生産量の変動等により、安定的な数量で供給できていない状況にある。

このため、大区画化や汎用化・畠地化等の基盤整備、スマート農業技術等を活用した効率的な栽培体系による適期作業の推進、需要や地域の作業適期に応じた品種選択を推進するとともに、地域計画に基づく農地の集積・集約化により規模拡大を進め、生産性の向上を図る。また、大規模化に向けた受託組織等の育成を進める。

さらに、安定的な量・品質での供給に向け、極多収品種の普及・推進と更なる開発の加速化、気候変動にも対応できる排水対策等の営農技術の開発と導入、病害虫に強い品種の開発と導入を進める。特に北海道においては、適切な輸作体系による、都府県においては、農地の集約化やプロックローテーションの導入、畠地化等による生産性の向上を図る。

## ウ 輸入

大豆は主に米国、ブラジル等から輸入されており、輸入大豆の価格は、主に相場は変動し、近年は、ロシアのウクライナ侵略による物流の混乱を受け高騰し、高止まりしている。また、非GMO大豆（非遺伝子組換え大豆）については、国産大豆との価格差は縮小している。

このように、主要産地国における天候不順、近年の国際的な需要の増加や国際情勢の変化、為替変動等の影響により、輸入大豆の調達リスクが顕在化している。特に、製油用には低価格で大量の油糧大豆が必要なことから、国産への切替は困難である。

このため、製油用及び国産で購入しない食品用については、輸入相手国関係者との対話等による良好な信頼関係の維持・強化、我が国の輸入事業者が輸入相手国現地に有する調達網に対する投資の促進等を通じて輸入の安定を図る。

## エ 流通

食用輸入大豆は、主に商社を通じてコンテナ船により輸入され、大手大豆

加工メーカーは直接調達、中小加工メーカーは商社から各地の問屋で小分けされた必要量を調達している。製油用輸入大豆は、主に商社を通じてバラ積み船により輸入され、製油メーカーのサイロへ直接搬入されている。

国産大豆は紙袋による流通が主流である一方、大口実需者からはフレキシブルコンテナパッケージ（フレコン）などの流通形態への転換が求められている。

また、国産大豆の活用を拡大するには、実需からの安定的な品質・ロットのニーズに応える必要があるが、生産量の大きな年次変動がボトルネックとなっており、安定供給に資する調整保管機能の向上が必要である。

このため、産地等へのフレコン充填設備等の導入を促進するとともに、流通上の調整保管能力を向上させるためのストックセンターの整備や調整保管に対して、引き続き一定の支援を行う。

## ④ ア そば イ 生産

そばの国内消費は、外食向けが減少傾向の一方向、中食向け需要が伸びており、今後、1人当たり年間消費量はほぼ横ばいで推移するものの、人口減少に伴い、消費量は微減すると見込まれる。また、国内供給量の3~4割を国産が占めている中で、近年、国産と輸入の価格差の縮小により、国産の引き合いが高まっていることから、実需者ニーズに対応する生産に取り組むことで国産への切替が進むことが期待される。

このため、実需者ニーズに対応する新たな特性（冷蔵保存耐性等）を有する品種の開発・普及等を推進する。

## ウ 加工・流通

国産そばは、主に卸売業者を経由して製粉会社に販売されているが、生産量の変動により価格が大きく変動するため、安定生産・供給が求められており、単収の向上・安定化と併せて、安定供給のため産地と実需との結び付き

の強化を図り産地形成を進める必要がある。このため、加工・流通段階における複数年契約取引の拡大を推進する。

## ⑤ いも類 ア かんしょ

### (i) 消費

1人当たり年間消費量は今後、ほぼ横ばいで推移すると見込まれる中、人口減少に伴い、消費量は減少すると見込まれる。用途別仕向量(消費量)については、家庭内調理機会の減少により生食用(青果)が減少する一方、加工食品用は増加する見込みであるが、需要に対応できていない状況にある。また、でん粉原料用、醸造原料用は一定の需要はあるものの、サツマイモ基腐病の影響により、需要に応じた供給ができるいない状況にある。このため、生食用、加工食品用、でん粉原料用、醸造原料用の各用途で求められる品種や品質・規格等が異なることを踏まえた上で、産地と実需者が連携し、実需者に安定的に原料を供給する産地を育成・拡大し、国内の潜在需要を最大限に顯在化させる。

### (ii) 生産

作付面積は、2018年以降、主産地の南九州で発生したサツマイモ基腐病の影響により、特にでん粉原料用が大きく減少している。直近では、サツマイモ基腐病からの回復や、焼き芋用等の需要の増加に伴う新興産地等における作付面積の増加により、作付面積は微減傾向にとどまっているものの、生産者数の減少等により引き続き減少傾向で推移することが見込まれる。

单収については、でん粉原料用に比べて单収が低い生食用、加工食品用の作付割合が増加する反面、でん粉原料用等の作付割合が減少していることにより、総じて低下傾向にあり、引き続き低調な状態が見込まれる。

労働時間は他作物に比べ長く、特に苗生産の負担や植付け作業の機械化の遅れ等が課題となっている。

このような状況を踏まえると、まずは、サツマイモ基腐病の克服や、安定生産に向けた品種転換が必要がある。また、生産者の減少・高齢化に対応した機械化等による労働負荷の低減、規模拡大を図りながら、加工食品用等の各用途について、需要に応じた生産を拡大する必要がある。でん粉原料用については、需要に応じた原料の安定供給とでん粉工場の持続的な操業が必要である。

このため、サツマイモ基腐病の克服に向けて、引き続き、「持ち込まない」「増えさない」「残さない」取組を推進する。さらに、用途ごとの実需者のニーズを踏まえた安定生産・供給に向けて、基腐病抵抗性、多収性(でん粉原料用)、加工適性、機械化適性を有する品種の開発・普及を推進する。また、労働時間・労働負荷の低減、規模拡大に向けて、播種機、收穫機の開発・普及、機械化に対応した栽培体系の確立・普及、作業の集約化、

外部化に向けた作業受託組織の育成等を図る。くわえて、でん粉原料用かんしょの安定供給、でん粉工場の持続的な操業のため、引き続き、糖価調整制度を通じて経営の安定を図るとともに、合理化を推進する。

### (iii) 輸出

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、輸出重点品目に位置付けており、輸出額は堅調に増加している。特にアジアを中心とした海外需要が堅調な中で、更なる輸出拡大を図るために、需要に応じた生産の拡大を図るとともに、輸送時の腐敗ロス低減等を推進する必要がある。

このため、需要に対応した生産・新たな需要拡大が図られるよう、輸出産地の育成、輸送時の腐敗防止技術の普及やキュアリング施設等の整備等を推進する。

### (iv) 加工・流通

流通経路は、生食用、加工食品用については、農協等を経由した市場出荷、集荷業者を介した実需者への販売、生産者や農協から実需者への直接販売に大別される。また、干し芋については、生産者自らが加工・販売する6次産業化的形態が多く、でん粉原料用や醸造原料用は、集荷業者を通じ、でん粉工場、焼酎工場へ販売されている。このように、用途に応じて流通経路が異なることを踏まえつつ、加工食品用の生産増加に合わせて流通・加工体制の整備を図る必要がある。このため、需要に対応した生産・新たな需要拡大が図られるよう、加工・流通施設の整備、販路開拓を進める。

## イ ばれいしょ

### (i) 消費

1人当たり年間消費量は今後、ほぼ横ばいで推移すると見込まれる中、人口減少に伴い、消費量は減少すると見込まれる。用途別では、家庭内調理機会の減少により生食用が減少し、これと置き換わる形で冷凍・加工品の輸入の増加が見込まれる。

国産の加工食品用については、ボテトチップ等の国産需要が旺盛なことから増加傾向にあるほか、ポテトチップ製造事業者等から更なる国産原料の増産要望があり、国内では加工工場の増強・新設も行われている。でん粉原料用については、長期的に減少傾向となつており、近年は需要に対して供給が不足している。

このような状況を踏まると、需要に対応できていない加工食品用、でん粉原料用への安定供給、輸入シェアが大きい冷凍フレンチフライ等の加工食品用の国産への転換を図る必要がある。

このため、産地と実需者が連携し、実需者に安定的に原料を供給する産地を育成・拡大することで、国内の潜在需要を最大限に顯在化させる。

## (ii) 生産

需要が増加している加工食品用の生産は増加しているものの、生食用は需要減少に伴い生産が大きく減少、でん粉原料用についても、労働力不足により長期的には生産は減少傾向であり、ばれいしょ全体の作付面積は減少傾向にある。また、特に種ばれいしょは、「植物防疫法」(昭和25年法律第151号)に基づく検査に対応した栽培管理の労働負荷が大きく、作付面積も減少傾向にある。

持続的かつ需要に応じた安定生産に向けて、産地と実需の連携の下、輸出体系の中で、労働力不足に対応した省力作業体系の導入、生産性向上に資する品種・栽培技術の導入等を推進する必要がある。

農作業の省力化に向けた機械化は、小規模農家が多い本州以西では遅れている一方で、北海道など大規模経営が可能な地域を中心に進んでいるが、相手の減少に対応するためには、更なる省力化が必要である。

また、近年の気候変動やシストセンチュウ等の病害虫に対応する必要がある。

このため、加工用ばれいしょについて、生産拡大に向け、北海道においては、収穫・選別作業の省力化のための倉庫前集中選別等の基幹作業の集約化・外部化に加え、AI技術の活用による自動化・無人化を推進する。都府県においては、機械化一貫体系の確立・普及に向け、小型の乗用収穫機の開発・普及、農地の大区画化及び共運体制の整備を推進する。また、輸入シェアが高い加工食品の国産ばれいしょへの転換を促進するため、加工食品用に適した品種の開発や、加工施設の整備の充実を図る。

ばれいしょの生産拡大に不可欠な種ばれいしょの安定生産に向けては、AI技術等を活用した省力化や複合病害虫抵抗性品種の開発・普及により労働負荷を低減するとともに、実需と連携した需給計画に基づく種ばれいしょ産地の育成や作業の組織化等の持続的生産体制の構築を図る。くわえて、高温等、近年の気候変動に対応した安定生産が可能な栽培技術の確立・普及を推進するほか、需要に応じたばれいしょの安定生産に向け、複合病害虫抵抗性、多収性、加工適性や機械化適性等を有する品種の開発・普及を推進する。

でん粉原料用について、引き続き、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する。

## (iii) 加工・流通

国産ばれいしょについては、農協等を経由した市場出荷、集荷業者を介した実需者への販売、生産者や農協から実需者への直接販売に大別され、加工食品用の生産増加に合わせて流通・加工体制の整備を図る必要がある。でん粉原料用は、集荷業者又は農協を通じ、でん粉工場へ持ち込まれたため、でん粉工場の持続的な操業を図ることが必要である。

このため、加工施設の整備を推進し、加工用の国産ばれいしょへの転換

を促進するほか、でん粉工場について、引き続き、糖価調整制度を通じて経常の安定を図るとともに、合理化を推進する。

## ⑥ 甘味資源作物（砂糖）消費

我が国の砂糖（分蜜糖）の需要量は、人口減少や消費者の低甘味嗜好等により近年減少傾向で推移しており、2003砂糖年度（当該年の10月から翌年の9月まで）に217.4万トンであった需要量は、2018砂糖年度は183.5万トンまで、2019砂糖年度は新型コロナウイルス感染症等の影響により、172.1万トンまで減少した。2023砂糖年度は174.2万トンと緩やかに回復したが、砂糖の消費量は人口減少や消費者の低甘味嗜好等により引き続き減少する見込み、甘味資源作物及び国内産糖の安定供給には、砂糖の需要の維持・拡大が重要である。

このため、新規需要開拓等により、需要の維持・拡大を図る。

## (i) 生産

国内のてん菜・さとうきびを原料とする国内産糖と輸入糖では内外価格差が生じている中、国内産糖の安定供給を図るために、糖価調整制度の持続可能性の向上に取り組む必要がある。

## (ii) てん菜

てん菜は、北海道において麦などの土地利用型作物やいも類などの輪作により作付けされているが、砂糖の消費量が長期的に減少する中、需要に応じた生産を推進するとともに、このこととのバランスのとれた輪作体系としていく必要がある。また、輪作を構成する他の畑作物に比べて労働時間が長く、肥料費等の物貯費が高いといった課題もあり、作付面積、生産量は減少傾向にあることに加え、近年、高温等の影響による病害や糖度低下等が発生していることへの対応を図る必要がある。

このため、引き続き需要に応じた持続的なてん菜生産を推進することに加え、移植から直播栽培への転換や基幹作業の外部化等により労働負担の軽減を図るなど、規模拡大への対応を推進するほか、化学肥料等の投入量を低減した栽培体系の確立・普及、病害抵抗性品種の開発・普及、適期防除等を推進する。

## (ii) さとうきび

高齢化や人手不足が課題となっている中で、省力的な株出栽培や機械化の進展などで生産環境が大きく変化しており、労働時間は減少傾向にある。一方で、栽培面積・生産量については、ほぼ横ばいから微減傾向、単収は自然災害等の影響により不安定と見込まれる。このような中、甘しや糖の産糖量については、豊凶変動や製糖歩留まりの影響を受けるものの、近年は糖度が高い傾向であることもあり、ほぼ横ばいにある。

このような状況を踏まえると、担い手・後継者の確保、作業受託組織の早期育成、収穫作業以外の管理作業等を含む機械化一貫体系の確立・普及を図る必要がある。また、単収向上に向けた地力増進、品種転換、優良種苗の確保、畑地かんがいの推進、圃場条件の整備を図るとともに、自然災害、鳥獣害、病虫害、外来・難防除雑草等への対応を図る必要がある。

このため、農業機械の導入等による担い手・作業受託組織の育成を推進するとともに、地力増進等生産性向上の取組や多基型など機械化適性品種の開発・普及、農地の大区画化、かんがい施設等の生産基盤の整備を推進する。さらに、農業保険による対応に加え、基金を活用した自然災害による被害からの回復等への支援を行う。

#### (4) 野菜

##### ウ 加工・流通

てん菜やさとうきびの分蜜糖工場は、工場の老朽化や、製造コストの増加、労働力不足等が課題となっており、てん菜糖工場については、製造コストの低減、原料輸送等の効率化、甘しあ糖工場については、製造コストの低減、労働効率の向上、人材の確保・育成を図る必要がある。

このため、てん菜糖工場について、中間受け入れ施設や大型車両用導入に必要な設備等の整備を推進し、物流の効率化を図る。

また、甘しあ糖工場について、省力化設備・施設の導入、人材確保・多能工の育成等を推進し、安定的な操業体制を確立する。

#### (3) 飼料作物

##### ① 生産

飼料作物の生産は、畜産経営による自給生産が主体であるが、畜産経営の規模拡大が進む中、飼料生産における労働力が不足しており、飼料生産作業の外部化が進展している。また、飼料需要はあるものの、特に都府県では、近隣に十分な農地の確保が難しい状況である。くわえて、牧草については、草地更新率の低下等により、单収は伸び悩んでいる。

こうした状況を踏まえると、限られた農地や労働力を有効に活用しつつ、スマート農業技術等を活用した省力的な生産管理や生産性の向上を進め、地域の実情に応じた国産飼料の生産・利用拡大を図る必要がある。

このため、令和 9 年度に向けた水田政策の見直しに関する議論を踏まえ、青刈りとうもろこしや子実とうもろこし、飼料用米等の現場の実態を調査・検証した上で、田畠における耕畜連携の在り方も含めて検討する。また、畜産農家が必要とする飼料の種類や数量、品質等の情報を提供するなど畜産農家から耕種農家に働きかけるとともに、地域計画に飼料生産を位置付け、国産飼料の作付拡大を推進する。さらに、コントラクター、TMR センター等の外部支援組織の運営基盤を強化するほか、労働生産性や単収の面で有利な奨善策も高い青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー等の飼料作物について、作付けを拡大するとともに、草地の整備・改良、放牧、スマート農業技術や新品種の開発・普及等を推進する。

#### ② 流通・加工

飼料作物等の国産粗飼料については、これまで自給生産が主体であったため、流通量が少ないとといった状況があるとともに、品質も不安定、生産余力のある地域と需要のある地域が偏在する中で、輸送コストがかさむといった課題があり、品質の安定化や飼料輸送の効率化により持続的な流通体制を構築する必要がある。

このため、耕畜連携による安定的な量や品質の確保、販売時の品質表示、国内流通に適した加工・調製等により販売・流通の拡大を推進する。

#### (4) 野菜

##### ① 消費

国民健康づくり運動である「健康日本 21（第三次）」における野菜摂取量の目標値 350g（20 歳以上、1 人 1 日当たり、2032 年度）に対し、野菜の消費量は減少傾向にあり、国内消費仕向量は減少すると見込まれる。また、家庭における食の外部化や、インバウンドを含む中食・外食等のニーズを背景に、加工・業務用野菜の需要が高まっているが、約 3 割を海外産が占めており、国産野菜によるシェア奪還・拡大を図る必要がある。

このため、野菜摂取量の目標値 350g の達成に向けて、消費者に向けた情報発信や消費拡大の取組を図るとともに、加工・業務用野菜の国産シェアを高めるため、中食・外食等の場面において、国産野菜の需要喚起に向けた取組を推進する。

##### ② 輸出

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、「いちご」及び「かんじょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等」を輸出重点品目に位置付けており、輸出額は毎年増加し、2024 年は金額ベースで 155 億円と過去最高を記録している。

一方で、特定の輸出先や品目に偏っている状況にあり、更なる輸出拡大のためには、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出産地の形成等の取組が必要である。

このため、防除薬の見直しなど輸出先国・地域の規制やニーズに対応する産地育成等による供給力の向上とともに、フロモーション等による更なる海外需要開拓を図る。

#### ③ 生産、加工・流通

国内生産には端境期が存在するなど、周年供給が必ずしも可能でない場合等があることから、野菜の国内消費仕向量の約 2 割を海外産が占めている。くわえて、加工・業務用では、国産野菜は安価な輸入品との競争に晒されることや、実需者が求める周年安定供給のニーズ（周年供給・異物除去・市場価格に左右されない価格等）に十分に応えきれていないことから、家計消費用に多くの多くを推進する。

が仕向けられている。

また、野菜の多くは卸市場を経由して小売業者・加工業者に流通しているが、特に加工・業務用野菜については、一部で卸市場を通さず産地（生産者・農協等）から加工業者等が直接買い付ける流通経路も見られる。

このような状況を踏まえると、粗い手が減少する中でも、家庭用・加工・業務用を合わせて需要に見合った供給量を維持するため、労働生産性や土地生産性の向上を図る必要がある。特に、ニーズが高まっている加工・業務用野菜は、端末期を含めて周年的にリレー出荷ができる国内产地の育成や、契約栽培・出荷による効率的な生産・流通体系への転換により、国産野菜での周年的な安定供給を確立する必要がある。

くわえて、環境負荷の低減を図るため、施設園芸における省エネ機器等の普及・廃プラスチックの排出抑制などを進める必要がある。

このため、国産野菜の生産基盤の維持・強化に向けて、スマート農業技術・省力化品種・高温耐性を備えた品種等の開発・導入や地域計画に基づく農地の集積・集約化・基盤整備などによる生産性の向上・コスト低減を進める。特に国内消費の約3割を輸入が占める加工・業務用野菜については、国産シェアを奪還・拡大していく観点から、機械適性品種・大型品種の導入・機械一斉収穫の導入、出荷規格の簡素化等、実需者ニーズに応えた产地育成や、流通体制の合理化・冷凍・加工施設の整備等、複数产地、加工・流通、実需等が一体となったサプライチェーンの強靭化に取り組み、周年安定供給体制の構築を図る。

さらに、環境負荷の低減に向けて、ハイブリッド型施設モデルの作成による普及促進等や中長期展張ファームや生分解性マルチの導入を進める。

## (5) 果樹

### ① 消費

果実の消費については、「毎日くだもの200グラム運動」等の啓発活動を行ってきたものの、1人1日当たりの摂取量が減少しており、人口も減少局面にあることから、消費量は減少している状況にある。特に若年層・中年層で摂取量が少ない傾向にあり、今後も国内消費仕向量は減少すると見込まれ、生果実の消費量が多い高齢者層の購買意欲の維持や若年層・中年層の加工品需要への対応による国内消費の減少抑制を図る必要がある。

このため、高品質な国産果実の強みは活かしつつ、実需者や消費者の多様なニーズをとらえ、手頃で日常的に摂取してもらえる生果実・果実加工品など新たな需要に対応した取組等を行う。

### ② 生産

優良品目・品種への改植・新植を進めてきた結果、消費者ニーズに対応した高品質な果実生産が進み、国内外での堅調な需要を背景に、果実の卸売価格は上昇しており、果実の産出額は増加傾向で推移している。

一方で、果樹農業は、収穫など手作業が多く労働集約的であり、急傾斜地等の条件の厳しい樹園地では機械化、規模拡大が困難な状況にある。くわえて、整枝・せん定等の高度な技術を要する作業や園地の確保、未収益期間など新規就農等に対応して高い参入ハードルが存在する。

また、季節的な労働ピークが存在するため、年間を通じた雇用が困難で、臨時雇用等の外部労働力に頼っているなどの果樹特有の課題がある。雇用労働力の確保が、規模拡大のボトルネックとなり、生産者の減少や高齢化とあいまって栽培面積が長期的に減少するなど、生産基盤がぜい弱化している。くわえて、苗生産現場でも労働力確保等の課題を抱え、苗木供給力がぜい弱化しているほか、人工受粉に不可欠な花粉についても、輸入に依存する品目があり、国内供給体制のぜい弱化が顕在化している。

さらに、地球温暖化が進行し、高温等の影響による果実障害が頻繁に発生する中、高温等の影響が長期に及ぶことを踏まえた上で対策が必要である。

このため、労働生産性の向上に向けて、地域計画に基づく園地の集積・集約化や基盤整備を進めるとともに、省力樹形等の導入・スマート農業技術の開発・導入・省力化栽培への適性や化学農薬使用量削減にも資する病害抵抗性を有する品種等の開発・導入を強力に推進する。その際、大規模な経営体の育成・参入や、省力樹形等への改植・新植による省力的な樹園地への転換をスピード感を持って実現するための取組も併せて推進する。

また、新規就農者を増やし、粗い手の減少を緩和するため、高度な技術の習得や園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有の課題の解決に園地が取り組む果樹型トレーニングファームの取組を推進するとともに、サービス事業者等を活用した労働力の確保、作業の省力化などによる季節的な作業ピークへの対応や労働時間の平準化を図る。

気候変動への対応として、夏季の著しい高温等による被害を回避・軽減するため、遮光資材の活用等による技術的な対策や、複数品種の組み合わせ等による高温に対応した栽培体系への転換、高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進するとともに、果樹生産に不可欠な苗木・花粉の生産・供給力の強化を図る。

### ③ 輸出

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、「りんご」「ぶどう」「もも」「かんきつ」及び「かき・かき加工品」を輸出重点品目に位置付けており、輸出金額は堅調に増加している。一方で、特定の輸出先や品目に偏っている状況にあり、更なる輸出拡大のためには、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出産地の形成等の取組が必要である。

このため、防除暦の見直しなど輸出先国・地域の規制やニーズに対応し、輸出向けに特化した産地育成の推進とともに、プロモーション等による更なる海外需要開拓を図る。

#### ④ 加工・流通

国産果実は7割が卸売市場を経由して流通している。加工仕向については、選果の過程で生じる規格外品の一部が流通している状況であり、果実生産量の減少に伴い加工仕向量が減少している。また、集出荷・輸送での人手不足や集出荷施設・選果場の老朽化、流通コストの上昇などが課題となる中、安定的な果実流通を確保するため、流通体制の合理化を進める必要がある。

このため、生食用果実のみならず、加工等の関連産業等との連携等を通じた加工仕向用の原料果実の安定生産・供給を推進する。

また、労働力不足や品質保持に対応した流通体制の合理化のため、集出荷施設・選果場の再編集約・合理化、果実やコントainerなどの出荷規格の見直し、共同輸送やモーダルシフトなどを進める。

#### (6) 油脂類

植物油脂の1人当たり消費量は、近年の油糧作物の高騰に伴う値上げや新型コロナウイルス感染症による外食需要の低迷等により、節約志向が高まったことで低下したが、外食需要の回復等を背景に、今後は下げ止まるものと見込まれる。国内消費量については、人口の減少に合わせて減少すると見込まれる。

一方で、植物油脂原料については、ほぼ全量を輸入に依存していることから、主要輸入相手国における気候変動による油糧作物の減産など輸入原料の調達のリスクが懸念される。

このため、主要輸入相手国での生育状況の把握や当該国の生産者団体との関係強化等を目的とした、我が国、輸入相手国それぞれの政府関係者、業界団体等で構成された協議を定期的に実施することなどにより、輸入相手国との良好な関係の維持・強化や開運情報の収集、我が国の輸入事業者が輸入相手国現地に有する調達網に対する投資の促進等を通じて輸入の安定を図る。

#### (7) 農産物

##### ① 牛肉

###### ア 消費

牛肉の国内消費量のうち、国産品（和牛、交雑牛、乳用種）が約4割、輸入品が約6割を占めている。牛肉に対する消費者ニーズについては、脂肪交雑の多い霜降りから適度な脂肪交雑や赤身肉など多様化しており、和牛、交雑種、乳用種の国産全体でこれらのニーズに対応している状況にある。牛肉の1人当たり消費量は、2021年度以降、新型コロナウイルス感染症や物価上昇等の影響を受け、牛肉からより安価な豚肉、鶏肉へ需要がシフトし、減少している。

このため、今後、人口減少により牛肉の国内消費量がやや減少傾向で推移すると見込まれる中、消費者のニーズに応じた品質・数量の提供を通じた国産牛丼の消費拡大に向けて、脂肪交雑の強みは維持しつつ、多様な消費者ニーズをとらえ、適度な脂肪交雑で、脂肪の口溶け、香りなど消費者に訴求可

能な食味を追求する。

#### イ 生産

子牛を生産する繁殖雌牛の頭数は、好調な子牛価格を背景に、近年、増加傾向で推移してきたが、最近の子牛価格の低迷に伴い、直近では減少に転じている。既に出生した子牛頭数の増加に伴い、和牛肉を中心に牛肉生産量は増加する一方、物価高で消費が減少し、枝肉価格は低下傾向で推移している。また、肥育コストは、配合飼料価格の上昇等に伴い増加傾向にあることから、生産コストの低減が求められる状況にある。

家畜改良基盤については、主に脂肪交雫に優れる種雄牛、繁殖雌牛が選抜されきたことにより、脂肪交雫の能力は著しく向上した一方、遺伝的多様性の喪失が進行し生産性の低下等が懸念されている。

また、繁殖農家の高齢化・後継者不足や、畜産分野の8割を占める乳用牛及び肉用牛由来の温室効果ガスによる環境負荷、SDGsなどの国際的動向を踏まえたアニマルウェルフェアへの対応も求められる状況にある。

このような状況を踏まえると、生産コストの低減・生産性の向上、労働負担の軽減、肉用牛生産基盤の弱体化防止を図るとともに、持続可能な和牛生産に向けた改良基盤の充実・強化、輸入飼料への適度な依存からの脱却、温室効果ガスの排出削減、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理が必要である。

このため、肉用子牛・枝肉とともに需要に応じた生産を基本とし、育成から肥育までの生産コストの低減に向けた新技術開発等による飼養管理技術の向上、早期出荷の取組の推進及び流通を含めた関係者の理解醸成、スマート農業技術を活用した生産性向上による収益向上、データを活用した経営改善を図るとともに、生産基盤を維持・確保するため、外部支援組織を活用した労働負担の軽減や後継者確保に地域全体で取り組む。

また、和牛改良基盤の充実・強化を図るため、遺伝的多様性の確保に配慮した種雄牛造成や高齢繁殖雌牛の更新等を推進する。さらに、国産飼料等の経営資源に見合った繁殖経営を推進するとともに、地域の実情に応じた国産飼料の生産・利用を促進するため、耕畜連携の促進、コントラクター、TMRセンター等の外部支援組織の運営強化、単収の向上や放牧、国産稻わらの利用等を推進する。

家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制好気性発酵等による堆肥の高品質化やペレット化等を推進する。さらには、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく農業者の認定、J-クレジット制度、環境負荷低減の取組の「見える化」といった取組の推進等により、生産及び消費の両面から温室効果ガス排出削減に取り組む。くわえて、アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進する。

## ウ 輸出

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における輸出重点品目に位置付けしており、輸出実績は着実に増加している。更なる輸出の拡大に向けては、輸出規制の撤廃、輸出先国・地域における販売網の拡大、輸出に対応した供給能力の拡大、輸出部位の多様化が必要である。

このため、牛肉輸出の拡大に向けて、輸出先国・地域との解禁等の協議、既存商流の拡大と新たな商流構築、輸出対応型施設の整備・機能強化による輸出先国・地域ニーズへの対応、カット技術の普及等を通じたカタ、モモ等の部位のプロモーションの促進による輸出部位の多様化等を進める。

## エ 加工・流通

食肉処理施設については、国内外の商流が拡大するにつれ、増加するスペースカットの要望等に対応するための労働力不足や施設の老朽化等により、稼働率が低下している。また、家畜市場については、条件不利地域に設置され2~3月に1回開催される市場も多数存在しており、このような家畜市場のセリの活性化が必要である。

このため、食肉処理施設については、今後の集荷や販売の展望を踏まえた再編や中核的な基幹施設の整備、施設間で連携する場合の浄化槽等の改修・整備、省力化機械の導入等による合理化を推進する。

また、家畜市場については、一定規模の取引数や毎月開催等を確保するためにも、再編等を進める。

## イ 生産

豚肉の国内消費量のうち、国産品が約5割を占めている。物価高の影響による消費者の生活防衛意識の高まりにより、近年、牛肉からより安価な豚肉、鶏肉へ需要がシフトしていることから、一人当たり消費量は近年増加傾向にあるものの、人口の減少により国内消費量はやや減少傾向で推移すると見込まれ、国内消費における国産豚肉の消費拡大が必要である。

このため、国産豚肉の差別化やブランド化、特色を活かした多様な販売方法の推進により、多様な消費者ニーズを開拓する。

### ② 豚肉 ア 消費

豚肉の国内消費量のうち、国産品が約5割を占めている。物価高の影響による消費者の生活防衛意識の高まりにより、近年、牛肉からより安価な豚肉、鶏肉へ需要がシフトしていることから、一人当たり消費量は近年増加傾向にあるものの、人口の減少により国内消費量はやや減少傾向で推移すると見込まれ、国内消費における国産豚肉の消費拡大が必要である。

このため、国産豚肉の差別化やブランド化、特色を活かした多様な販売方法の推進により、多様な消費者ニーズを開拓する。

### エ 加工・流通

食肉処理施設については、国内外の商流が拡大するにつれ、増加するスペースカットの要望等に対応するための労働力不足や施設の老朽化等により、稼働率が低下している。また、家畜市場については、条件不利地域に設置され2~3月に1回開催される市場も多数存在しており、このような家畜市場のセリの活性化が必要である。

このため、食肉処理施設については、今後の集荷や販売の展望を踏まえた再編や中核的な基幹施設の整備、施設間で連携する場合の浄化槽等の改修・整備、省力化機械の導入等による合理化を推進する。

また、家畜市場については、一定規模の取引数や毎月開催等を確保するためにも、再編等を進める。

## ウ 輸出

### ③ 鶏肉 ア 消費

鶏肉の国内消費量のうち国産品が約2/3、輸入品が約1/3を占めている。

近年は、物価高の影響による消費者の低価格志向の高まりにより、牛肉からより安価な豚肉、鶏肉へ需要がシフトしており、特に鶏肉は健康志向の高まりもあいまって消費量は上昇傾向にある。

一方で、輸入鶏肉については、主要な輸入相手国であるブラジル・タイの生産コストの上昇に伴い、現地価格が上昇するなど、直近の輸入価格は高値で推移している。また、輸入相手国で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、輸入鶏肉の供給に一定の影響がある。

このため、今後、輸入鶏肉が比較的多く利用されている、業務・加工用における国産鶏肉の利用拡大に向け、国産鶏肉の機能性を訴求しつつ、多様な消費形態に対応することにより、地鶏を含む国産鶏肉の需要開拓を推進する。

資する生産コストの低減・生産性の向上、労働負担の軽減、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理が必要である。

このため、生産コストの削減や生産性の向上については、繁殖や肥育成績等生産データの収集・比較・分析による経営改善手法の実践（ベンチマークシング）、オールイン・オールアウトの導入等による衛生管理の改善や新技術開発等による飼養管理技術の向上、家畜改良の推進、労働負担の軽減については施設整備・機械導入等による経営の省力化を図る。

また、家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制好気性発酵等による堆肥の高品質化やペレット化等を推進する。くわえて、アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進する。

**イ 生産**

消費者の低価格志向や健康志向の高まり等による需要の増加や改良による1羽当たり生産量の向上等から、生産量は増加傾向で推移している。また、出荷羽数については、年間50万羽以上出荷する層のシェアが全体の過半を占める構造にある。

一方で、配合飼料価格の高止まり等により、生産性の向上が求められる状況にあり、経営費の50%以上を占める飼料費が上昇しており生産性の向上が必要である。

さらに、出荷時の捕鳥や鷄舎の洗浄消毒に要する労働負担の軽減や、SDGsなどの国際的動向を踏まえたアニマルウェルフェアへの対応も求められる状況にある。

このため、生産コストの低減と同時に高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防による安定供給に向け、衛生管理の改善、新技術開発等による飼養管理技術の向上、家畜改良の推進を図るとともに、効率的な鶏肉生産を行うため、施設整備・機械導入等による経営の省力化・生産性の向上を図る。

また、家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るために、強制好気性発酵等による堆肥の高品質化やペレット化等を推進する。くわえて、アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進する。

**ウ 輸出**

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における輸出重点品目の一つであるが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行等により、輸出先国・地域での需要が抑制されたことや国内で高病原性鳥インフルエンザが多発したことにより、日本の鶏肉輸出量の大半を占める手羽・もみじ等の輸出量が近年減少してきた。一方で、単価の高い正肉及び鶏肉加工品については、香港を中心に輸出実績を拡大している状況にあり、今後更なる輸出拡大に取り組む必要がある。

このため、既存商流の拡大と新たな商流構築、輸出対応型の整備、機能強化による輸出先国・地域のニーズへの対応を推進する。

**エ 加工・流通**

鶏肉生産は、インテグレーション化が進展しており、これによる生産は全体の9割以上を占めている状況にあるが、食鳥処理施設の稼働率の更なる向上を図る必要がある。

このため、省力化機械の導入等による食鳥処理施設の生産性の向上を推進する。

**ア 消費**

鶏卵消費量の約97%は国産で賄っており、一部の加工原料として輸入品の粉卵や液卵等が用いられている。安価で良質なたんぱく源として堅調な需要が継続している一方で、近年、生産コストの高騰及び高病原性鳥インフルエンザ等による供給量の減少、人口減少等により、消費量の減少が見込まれる。

このため、国産鶏卵の需要拡大を図るため、鶏卵の栄養等の機能性や卵黄比率が高いなど特色のある鶏卵についての情報発信や理解醸成を推進する。

**イ 生産**

2013年度以降おむね安定的に推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による価格低下や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生により、2020年度以降は減少傾向で推移している。

また、配合飼料価格の高止まりにより、経営費の50%以上を占める飼料費が上昇しており、生産性の向上が必要である。

さらに、飼養衛生管理レベルの高度化に対応した労働負担の軽減や、SDGsなどの国際的動向を踏まえたアニマルウェルフェアへの対応も求められる状況にある。

このため、生産コストの低減、高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防による安定供給に向け、衛生管理の改善、新技術開発等による飼養管理技術の向上、家畜改良の推進とともに、効率的な鶏肉生産を行うため、施設整備・機械導入等による経営の省力化・生産性の向上を図る。

家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制好気性発酵等による堆肥の高品質化やペレット化等を推進する。くわえて、アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進する。

**ウ 輸出**

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における輸出重点品目の一つであり、一貫して輸出額は増加傾向で推移し、2025年輸出額目標を2022年以降達成している。

今後、新たな商流の構築、現地の加工品ニーズをとらえた製品の輸出拡大を図る必要がある。

このため、輸出先国・地域の開拓及びニーズに合わせて国産鶏卵の高い品質と、安全性等をPRとともに、日持ちのしない殻付き卵に代わって、保存性を高めた加工品の輸出等を推進する。

**エ 加工・流通**

生鮮殻付き卵や生鮮液卵等の保存性の低いものが流通の大宗を占めているが、高病原性鳥インフルエンザ等の不測の事態に備える必要がある。

**④ 鶏卵**

このため、保存性の高い加工品（凍結液卵・粉卵）の円滑な流通の確保を推進する。

## ⑤ ア 消費

牛乳・乳製品の国内需要量（生乳換算）は、約30年間1,200万トン前後と横ばいで推移しており、そのうち約2/3は国産、約1/3は取引価格の安いチーズ等の輸入によるものである。国産生乳の主要な仕向け先である牛乳の消費量は、2020年がピークとなつており、2022年11月以降の値上げも重なつて、現在も減少傾向が続いている。脱脂粉乳の消費量は、ヨーグルト需要の低迷等により減少し、需給ギャップが生じ、過剉在庫が発生している。

また、食の多様化、牛乳・乳製品の有する健康機能への評価の高まり、インバウンド及び輸出といった要素がある一方、人口減少、少子高齢化の進展といった要素があり、需給ギャップの解消に向け、特に低迷傾向にある飲用乳と脱脂粉乳の需要好転が必要である。

このため、需要が低迷傾向にある飲用乳と脱脂粉乳について、生産者や乳業者による消費拡大の取組を支援するとともに、国産ソフトチーズなど高単価チーズ市場の更なる拡大を図る。

## イ 生産

乳用牛の改良による個体乳量の増加が着実に進んできたことに加え、2017年頭を底に総飼養頭数の増加傾向が続いたことにより、生乳生産は2021年度まで増加した。一方で、2022年度及び2023年度は、需給ギャップがある中で、生産コストの上昇を価格に反映できるよう需給を均衡させるために生産抑制に取り組んだこと等により、総飼養頭数、個体乳量及び生乳生産量は減少ものの、引き続き需給ギャップが残っており、その解消に向けた取組を継続する必要がある。

また、1頭当たりの投入労働時間は着実に減少してきたものの、近年、飼料費をはじめとするあらゆる生産コストが上昇している。くわえて、子牛販売等の副収入の減少等により、収支差が悪化した状況を受け、2022年以降、4回にわたり乳価を引き上げているものの、引き続き厳しい経営状況が続いているため、生産コストの低減・省力化・生産性の向上による収益改善、輸入飼料への過度な依存からの脱却が必要である。

くわえて、畜産分野の8割を占める乳用牛及び肉用牛由来の温室効果ガスによる環境負荷、SDGsなどの国際的動向を踏まえたアニマルウェルフェアへの対応も求められる状況にある。

このため、現状の種付状況等が数年先にどの程度の生乳生産量に影響するか等、需給関連の情報発信を推進するとともに、需給安定に向けた全国の関係者が参加する取組の維持・拡充を推進する。さらに、疾病や不巣胎等を原因とする不要な廃棄を減らすことや家畜改良の推進などによる乳用牛の飼養期間の長期化（長命連産性の向上）、新技術開発等による飼養管理技術の

向上を通じたコスト低減やデータを活用した経営改善、施設整備・機械導入による生産性向上を通じた収益改善を図る。

また、地域の実情に応じた国産飼料の生産・利用の拡大のため、耕畜運搬の促進、コントラクター、TMRセンター等の外部支援組織の運営強化、単収の向上や放牧等を推進する。くわえて、飼料生産も含め労働力不足に対応し持続的な生産を行っていくために、搾乳ロボット等のスマート農業技術等を活用した省力化や家族経営の休日確保等に必要となる酪農ヘルパーを推進する。

家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制好気性発酵等による堆肥の高品質化等を推進する。

さらに、みどりの食料システム法に基づく農業者の認定、J-クレジット制度、環境負荷低減の取組の「見える化」といった取組の推進等により、生産及び消費の両面から温室効果ガス排出削減により取り組む。くわえて、アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進する。

## ウ 輸出

現状で飲用牛乳の輸出量は7千トン弱と限定的であり、主な輸出先国・地域での日本産の飲用牛乳の小売価格は競合商品と比べ高い傾向にある。このような状況を踏まえ、ロングライフ牛乳等の輸出先国・地域のニーズに合った畜産物の生産・輸出、輸出先国・地域における認知度の向上を始めとした価格に見合った価値の訴求が必要である。

このため、オールジャパンでのプロモーション、市場等の調査・分析を行うとともに、指定団体、産地自治体、乳業者等が一体となった更なる取組や新たな潮流の構築を図る。

## エ 加工・流通

中小規模の飲用工場を中心に再編・合理化が進み、工場数は減少傾向で推移し、飲用工場の稼働率は向上してきている。また、物流確保、物流の効率化への対応として、納品時間管理システムの導入による、荷待ち時間の削減等に取り組んでいるところであり、引き続きこうした取組を推進する必要がある。

このため、引き続き飲用工場の再編・合理化による工場の稼働率の上昇を図るとともに、納品時間管理システムの導入等による荷待ち時間の削減等、現場の取組を推進する。

## (8) 水産物

水産物については、「水産基本計画」（令和4年3月閣議決定）に基づきつ、以下のとおり施策を講ずる。

### ① 消費

食の多様化や人口が減少局面にあること等から、国内消費仕向量は減少傾向

が続く見込みである。また、海洋環境の変化により地域で漁獲される魚の種類が変化している。

このような状況を踏まえ、消費量減少の一因と考えられる魚の扱いにくさや調理の手間に関する消費者の食の簡便化志向の高まりへの対応、今まで食べてないなかった魚介類を含む、水産物の栄養特性、匂いや調理方法、おいしさなどに対する理解を深める魚食普及の推進が必要である。

このため、消費者による水産物選択の行動変容を促す観点から、官民協働による幅広い取組により魚食普及を推進する。

## ② 生産

海面漁業の漁獲量は、近年、地球温暖化に伴う海洋環境の変化が継続する中、多くの魚種において不漁が見られる。一方で、一部の魚種については資源量の増加や、これまで漁獲されていなかつた地域や時期で漁れるようになっている。また、養殖生産量についても、海洋環境の変化によりノリ類等が近年減少傾向にある。

このような状況を踏まえ、生産の持続性確保のためには、気候変動による海洋環境の変化への対応が必要であり、漁業人材を確保するためには、若者に魅力ある職場環境の整備が必要である。

このため、漁業については、資源変動に対応した資源調査を行い、資源状態を速やかに高精度で評価し、これに基づき数量管理を中心とした資源管理の取組を進めるとともに、漁獲対象種や漁法の複合化・転換等により気候変動による海洋環境の変化への対応を図る。養殖については、消費者ニーズを踏まえたマーケットイン型養殖業を推進するとともに、配合飼料原料である魚粉の国产化や低魚粉飼料の開発、人工種苗の普及等の種苗の確保を図る。さらに、若者に魅力ある職場環境とするため、労働環境の改善や省人化・省力化技術の導入等の取組を推進し、生産性・所得の向上を図るとともに、漁業・養殖業の成長産業化に向け、ICT・AI等を活用した生産性向上を推進する。

## ③ 輸出

アジアを中心に世界の水産物市場が拡大し輸出額は順調に増加してきたが、ALPS処理水の海洋放流以降、一部の国・地域による水産物の輸入停止措置による影響が生じており、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における輸出重点品目のうち「ホタテ貝」や「ぶり」については、東南アジアやEU等への輸出先国・地域の多角化が進んでいる。

輸出の拡大に向けては、引き続き水産物に係る各種の輸入規制の緩和・解禁に向けた働き掛けを行っていくとともに、海外需要に応じた国内の生産・流通の転換も含めた対応、輸出先国・地域の多角化、日本産水産物に係る既存の商流が確立されていない日系以外を含めた現地商流への新規アプローチの強化が必要である。

このため、輸出重点品目である「ぶり」について、現地の大手スーパー向け等の海外需要に応えられるよう、人工種苗の増産や新たな養殖漁場の拡大を推

進する。また、養殖産品を中心に、国・地域別の規制や調達基準等に合わせ、輸出認定加工施設の整備や民間認証の取得推進等を進める。

## ④ 加工・流通

食用加工品の生産量や水産物流通量は総じて減少傾向にある。水産加工業は、原材料の調達難、経営体力不足、従業員不足、市場や流通業は、水揚量の減少に伴う取扱量の減少、輸送経費の増大、人手不足といった課題を抱えている。

このため、水産加工業については、加工原材料の転換や安定供給の取組、サプライチェーン上の関係者と連携した高精度流通や中食需要に応じた高次加工品の開発等の付加価値向上の取組、省人化・省力化技術の開発・活用・導入、人材の確保等を進める。また、市場や流通業については、競争力強化のための市場機能の集約・効率化や食品流通における物流等の効率化やICT等の活用を推進する。さらに、簡便化志向の高まり等の多様化する消費者ニーズを踏まえたマーケットインの発想に基づく適切な加工・流通体制の構築等を推進する。

## (9) 花き・地域特産作物

### ① 花き

#### ア 消費

1世帯当たりの切り花間購入額は長期的に減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下で一段と減少したが、その後、ホームユース需要やインターネットを通じた継続購入（サブスクリプション）などの販売チャネルの多様化を背景に、増加に転換している。世代別の購入額を見ると、若い世代が少ない状況にあり、花き消費の拡大、特に若い世代への消費喚起を図る必要がある。

このため、コロナ禍後の需要の変化や若い世代の花き消費の促進に対応するための花きの活用策や商品開発（SDGs対応等）を推進するとともに、花のある暮らしや花き文化の魅力について、業界が一歩となりプロジェクトやSNSや「2027年国際園芸博覧会」（GREEN×EXPO 2027）等の場を活用して発信し、国民の消費意欲を喚起する。

#### イ 輸出

切り花類の輸出額は直近10年で9倍に増加している一方、植木等については検疫等の問題から1割減少している。海外需要の更なる拡大を図るために、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、「切り花」を輸出重点品目の一つに選定し支援している一方で、輸出に主体的に取り組む産地が少なく、需要期のニーズに対応できないケースがある。

また、切り花輸出が拡大する中で、輸出先における輸送中の品質低下が一部で見られ、海外における日本産花きのブランド向上のための栽培・輸送・保管に係る品質管理が必要である。

このため、海外で需要のある品目についての产地への情報提供や产地と認

定品目団体との連携強化を図り、輸出に対応できる産地の形成を推進する。さらに、海外における日本産花きのブランド力向上のため、効率的な輸送パートの検討や輸送技術の向上、ブランド化のための品質管理体制等の検討を進めることで、海外における日本産花きの販路開拓を実現する。

## ② 生産・加工・流通

気象や病害虫被害、労働力不足等により、生産性が低下しており、直近10年間で花きの作付面積は19%減少、出荷量は28%減少し、今後も減少する見込まれる中、異常気象への対応や病害虫被害の軽減、生産性の向上を図るとともに、労働力の減少に対応するための作業の省力化や出荷規格の見直しを行う必要がある。

また、生花店に加え、スーパー・マーケットやホームセンターなど購入経路の多様化への対応や、輸送力不足に対応した花き流通の効率化、有利販売可能な需要期(物日)に合わせた出荷体制の構築を図る必要がある。

このため、異常気象や病害虫被害への対応として、開花調整技術や赤色LED、UV-Bなどの化学農薬に依存しない防除技術の導入・普及、高温耐性品種・病害抵抗性品種の開発・普及や、長期保管技術の確立を図る。また、生産性向上のため、花きに適用可能なスマート農業技術の開発・普及、短茎規格の普及等を進める。

さらに、輸送力不足に対応するために、パレット・台車輸送、DX技術の活用による受発注や輸送作業の効率化を図る。

### ② 茶 消費

年齢階層別の茶の摂取量(厚生労働省「国民健康・栄養調査」)は、高齢層が多く若年層が少ない状況にあるが、ほぼ全階層において摂取量は減少傾向にある。特に、リーフ茶を中心に国内消費量が減少傾向にあり、茶農家の収益源である一番茶を中心とした栽培技術の確立を図る。一方、ペットボトル等の緑茶飲料の消費量は増加傾向にあり、その原料となる比較的安全な四番茶・秋冬番茶に対する需要は堅調である。このため、国内外のニーズを的確に把握するとともに、これに基づく茶生産の転換や新たな商品開発等の取組を推進する。また、各年代のライフスタイル等に応じた需要喚起のための情報発信を行う。

## ① 生産

生産者の減少・高齢化や国内需要の減少に伴い、栽培面積及び生産量は長期的に減少傾向にある中、茶農家1戸当たりの栽培面積は拡大が進んでいる。一方で、茶の被覆作業や急傾斜地での収穫等は機械化が困難であり、手作業に頼らざるを得ない等の茶特有の事情もあり、近年は栽培面積・生産量の減少ペースが増大しており、国内外の需要を満たせなくなることも懸念される。また、茶園の約4割が樹齢30年以上と老園化し、収量・品質の低下が懸念

される。さらに、温暖化等の気候変動により春先の凍霜害等の発生リスクが高まる可能性がある。こうした状況を踏まえ、生産性の向上による生産基盤の強化を図る必要がある。

このため、地域計画に基づく茶園の集積・集約化を進めるとともに、基盤整備を通じた大規模化や、スマート農業技術の開発・導入等により、管理・収穫作業の機械化・効率化を加速とともに、茶樹の改植を推進する。これまで、粗い手が減少する中でも、労働生産性の向上や実需者との連携強化等により、有機栽培茶やてん茶など、実需者が求める種類・品質・用途の茶を安定的・効率的に生産・供給できる大規模な茶産地の形成を推進する。さらに、温暖化等の気候変動による品質低下等のリスクを分散・低減するため、早晩性の異なる複数品種を組み合わせた栽培体系への転換、それに資する早生・晩生の高品質な品種の開発・導入等を推進する。

## ③ 輸出

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、輸出重点品目に位置付けられており、輸出量は10年間で2.5倍に増加し、国内生産量の約1割に達している。また、2024年の輸出量・輸出額は過去最高を記録する中、更なる輸出拡大を図るために、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出産地を形成する必要がある。

このため、需要が見込まれる有機栽培等の輸出向けに特化した栽培体系への転換や、有機栽培に適した耐病性品種等の開発・導入を推進する。さらに、輸出先国・地域での残留農薬基準値(インポーテートランス)の設定を推進するとともに、プロモーション等により、更なる海外需要開拓を図る。

## ④ 加工・流通

茶は産地において一次加工された荒茶の状態で取引されるのが一般的であり、茶市場を経由する取引のほか、茶商等との相対取引や契約取引が行われている。経営費に占める資材(肥料・燃料)の割合が高いことから、国内肥料資源の利用拡大など、資材価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めてきたところであるが、茶工場についても、引き続き、燃料使用量の削減など燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進める必要がある。

このため、省エネ型茶加工機械への転換により、茶工場の計画的な省エネ化を推進する。

## ⑤ 薬用作物

薬用作物は、漢方製剤等に使用される生薬の原料となる作物である。漢方製剤等の生産額は、直近5年間で約2割増加しており、これに伴い、生薬原料の使用量は漸増傾向で推移し、2022年度の使用量は約3.4万トンと近年で最大の使用量となり、今後も増加が見込まれる。一方で、生薬原料の約8割を中国からの輸入に頼っており、国産は約1割(約0.3万トン)である中、中國国内での需要量の増加や輸入価格の上昇等を背景に、製薬業界団体は、原料の安定

確保のため、国産の使用量が多い8品目（センキュウ、トウキ、サンショウ、トリカブト、シャクヤク、ミシマサイコ、カノコソウ、ヨモギ）を重点品目（重点8品目）として設定し、国産の生産拡大を求めている状況にある。

採用作物は全国各地で栽培されており、個々の産地規模や各生産者の栽培面積は相対的に小さく、野菜等他品目との複合経営が多い。また、多くは実需者との契約栽培により直接取引されており、医薬品原料としての品質規格を満たす栽培管理が必要となる。

生産者の高齢化が進む中、手作業による栽培管理・収穫作業や、収穫後の洗浄・乾燥・調製等の作業の労働負荷が大きいこと等により、農家戸数や栽培面積は減少傾向にある。また、栽培指導者が少ないと、優良種苗の確保が容易でないといった課題がある。

このため、産地と実需者とのマッチング機会の提供等により、重点8品目の契約栽培の促進に取り組むとともに、産地における栽培指導を担う人材の育成、優良な種苗を安定的に供給・確保する体制の構築を進める。さらに、栽培実証等による産地ごとに異なる栽培条件に応じた栽培技術の確立や、栽培管理・収穫作業等の機械開発・導入、登録農薬の拡大による省力的な栽培体系への転換を進める。くわえて、実需者等との連携による加工・調製作業の外部化や、加工・調製施設の整備等を推進する。

## 2 食料自給力の確保

### (1) 品目別の農業構造転換の方向性

#### ① 土地利用型作物（米・麦・大豆等）

土地利用型作物の経営体については、今後、法人等団体経営体は増加する一方、農業を副業的に営む個人経営体を中心大幅に減少すると見込まれ、2030年には2020年比で半減すると試算される。また、1経営体当たりの経営面積を2020年時点のままと仮定して試算すると、2030年には土地利用型作物の農地利用面積が約70万ha減少するおそれがある。

新規就農等については、通常、品目ごとでは年一作となるため収益機会が少ないことや、面積当たりの収益が低く一定の所得を上げるには相当規模の経営が必要であることから、外部からの参入は低調な状況にある。また、担い手であっても農地が分散している場合が多くあり、土地利用型作物の労働生産性に直結する農地の集約化はその途上にある。

また、スマート農業技術等の技術開発は、果樹や野菜と比較して進んでいるものの、生産現場への普及は途上にある。単収については、特に大豆等が、諸外国に比して低い状況にある。

このような中、農地利用面積の減少をカバーし、生産の維持や拡大を図るために、既存の経営体の経営規模の拡大に加え、資金力のある法人などの参入を促進するとともに、スマート農業技術の導入や、新品種の導入等による生産性の向上が必要であり、これらを実現するためには農地の集約化が不可欠である。

このため、地域計画に基づき、経営規模を拡大する経営体に対し、農地の集

種・集約化を進める。

また、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の基盤整備、スマート農業技術、適切な輸出体系、ブロックローテーションの導入、多収性や高温耐性等を備えた新品種の導入等による単収の向上等を通じて、生産性の抜本的な向上を推進する。さらに、農地の受け手となる農業法人等に対しては、資金力の向上、経営管理能力の向上や労働力の確保を推進する。

### ② 野菜

野菜の経営体については、2030年には主業経営体が2020年比で半減すると試算される。また、1経営体当たりの経営面積を2020年時点のままと仮定して試算すると、2030年には野菜の農地利用面積は減少するおそれがあるものの、法人等団体経営体の増加により、生産減少の影響は土地利用型作物や果樹に対して相対的に小さいと見込まれる。

新規就農等について、野菜は年に複数回生産できること、面積当たりの付加価値が大きいことなどから、比較的順調に進んでいる。

また、露地野菜と施設野菜で分けて見ると、労働集約型である露地野菜については、経営規模の拡大が進展しており、産地形成されているところもある一方で、機械化が進んでおらず収穫を人手に依存している。特に今後需要が増える加工・業務用野菜については、規模拡大による大ロット化が不可欠である。

施設野菜については、環境制御技術の開発は進んでいるものの、更なる生産性向上のためには、収穫等人手に依存する作業の機械化等の技術開発が必要である。くわえて、経営規模の拡大や技術の導入を行う必要があるが、そのためには資本力が必要である。

このため、露地野菜については、加工・業務用野菜等の需要に応え、農地の基盤整備を進めるとともに、地域計画を活用して集約化した産地を育成し、生産性の向上を進める。施設野菜については、スマート農業技術を活用した生産性の向上や経営規模の拡大、それを可能にする法人等の経営基盤強化を図る。また、経営規模の拡大等の制約を取り除くため、労働力の確保に加え、スマート農業技術の導入に適した生産方式の転換を図るとともに、スマート農業技術の導入に適した生産方式の転換を図るとともに、スマート農業技術の開発・普及、技術の効果を最大限發揮できる品種の開発も併せて推進する。

### ③ 果樹

果樹の経営体については、土地利用型作物と同様、2030年には2020年比で個人経営体が大きく減少することに加え、法人等団体経営体についても横ばいにとどまると言算される。また、1経営体当たりの経営面積を2020年時点のままと仮定して試算すると、2030年の果樹の農地利用面積は半減するおそれがある。経営規模については、2010年から2020年までの間、法人等団体経営体を除きほぼ変化していない。

新規就農等については、果樹の経営は未収益期間を乗り越える資本力が必要であることなどから比較的小ない状況にあり、今後、経営規模の拡大、新規就農等が進まなければ、生産量が大幅に減少するリスクが高い。一方で、国産果

実の需要は堅調で価格も上昇傾向にあり、輸出の促進と併せて、参入すれば収益を上げることが可能な側面もある。また、果樹は中山間地域での栽培が多く、労働生産性の向上が困難な状況にある。さらに、短期間に労働ピークが集中する労働集約的な品目であるにもかかわらず、スマート農業技術等の開発・普及が進んでいない状況にある。

このように、果樹は、傾斜地等の立地条件が悪く、現状のままでは経営規模の拡大や生産性の向上が困難であること、未収益期間が長く、新規就農や経営規模の拡大に必要な資本力を持った法人の参入が現状では不足していること、機械化が他品目と比較して遅れており、労働力不足をカバーできないことなど、様々な課題を抱えており、抜本的に施策の強化が必要である。

このため、地域計画に基づき、樹園地の集積・集約化や基盤整備、新たな果樹団地への移設を進めるとともに、新たな果樹団地で省力樹形等やスマート農業技術、機械の導入等を行い、生産性の高い果樹園地の育成を推進する。

さらに、資本力がある法人等の参入に向けた支援の在り方の検討を行う。

#### ④ 飼料作物

飼料については、畜産経営の安定化のためにも国産化を図っていくこととしているが、生産の主体である畜産経営は経営体数が減少するとともに、飼料生産にかける労働力が不足している状況にある。また、特に都府県では、近隣に十分な農地の確保が難しい状況である。

このような中、限られた農地や労働力を有効に活用しつつ、スマート農業技術等を活用した省力的な生産管理や生産性の向上を進め、地域の実情に応じた国産飼料の生産・利用拡大を図る必要がある。

このため、国産飼料の作付拡大に向け、地域計画に飼料生産を位置付けていく。さらに、コントラクター、TMRセンター等の外部支援組織の運営強化、耕畜連携、スマート農業技術の導入等による省力化を推進するほか、労働生産性や単収の面で有利な奨めらしさを追求し、牧草、ソルゴー等の飼料作物について、作付けを拡大する。

### (2) サステイナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組

#### ① 地域計画を核とする取組

##### ア 地域計画に基づく担い手の育成・確保

経営体数の減少や新規就農等の状況は品目ごとに大きく異なるが、経営体数は全体として大きく減少し、2030年には2020年比で半減する見込みである。このようなか、農地を適正に利用する経営体を確保していくためには、将来の担い手の育成・確保を推進し、販売金額に占める担い手のシェア拡大や、農業者の世代間のバランスの確保などを図ることで、持続可能な農業構造していくことが重要である。

このため、規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手の育成・確保を進める。

その際、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進するこ

とを基本としつつ、農業を副業的に営む経営体など多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全や集落機能の維持を推進する。

また、担い手への円滑な経営継承に取り組むとともに、農業教育の充実等を通じた農業内外からの幅広い新規就農者の育成・確保に向けた総合的な支援、法人参入の促進、所有者不明農地の解消等を推進する。

こうした取組の推進に当たっては、地域計画をベースとして、地域が自らの実情を客観的に捉え直す必要があり、国は地方機関との緊密な連携の下、市町村における地域計画の継続的なプラットフォームや実現に向けた取組を フィッシュ型で支援する。また、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協、土地改良区等の関係機関に加え、地域のその他団体・関係者も一体となって地域計画の実現に向けた取組を実施できるよう後押しする。

#### イ 地域計画の分析・検証と適正な農地利用の在り方の検討

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や荒廃農地の拡大が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の有効利用につながるよう、農地の集約化等の取組を加速化することが重要である。

既に策定された地域計画においては、規模の小さい地区で詰合いで行ったことにより、地区内に農地の受け手がいない計画や、地区として将来の具体的なビジョンが描けない計画が見受けられる。また、所有者が不在村の農地や近い将来に不在村の相続人に相続される農地が多くある状況や、樹木・農業用ハウス等が農地に附着していることにより、農地の貸借が進まず、農地の集積・集約化を進める上での阻害要因の一つとなっている状況などが明らかになりつつある。

このため、これらの状況を念頭に置きつつ、2025年度以降、策定された地域計画により地域の農地利用の実態が明確になることから、国リーダーシップの下、地域計画の分析・検証を行い、適正な農地利用の在り方について検討し、その結果を踏まえ、必要に応じて制度・事業等の見直しを実施する。

その際、適正な農地利用に当たっては、全ての品目で農地の集約化が有效であるとともに、品目別の团地化が重要である。このため、地域計画の分析による農地の集約化の状況把握とこれまでの取組の在り方を踏まえた課題抽出を行い、農地の集約化がより効果的に促進されるよう、必要な対応を進めるとともに、集約化の進捗率を定量的に評価するための手法を実装するよう検討を行う。

また、国・地方公共団体間の連携や他産業の事業者等の参画も推進しつつ、地域計画を更に進化させ、「誰に集約するか」に加え、「どの品目の產地にしていくか」の視点を加えた「地域計画を核とした產地づくり」を推進する。さらに、地方公共団体が新規参入する経営体を誘致・やすくするため、あらかじめ整備された農業団地を形成するための新たな方策を検討すると

もに、果樹、施設園芸は、集約化した産地づくりの課題となる老木抜根、農業用ハウス等の施設の撤去等の対策を検討し、外部からの新規参入を推進するための措置について検討する。

くわえて、不在村の農地所有者が増加すると、その所有農地の利用が困難になるおそれがあるため、地域計画の枠組みにおいて、所有者だけでなく相続人まで意向を把握し、相続前における権利移転の促進や、相続発生の時点まで農地の適正利用を確保する新たな方策を検討する。

## ② 規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化

地域の農地・農業生産を維持するためには、農業法人等の担い手が離農農地の受皿となり規模拡大や事業多角化を推進していくことが重要である。その際、農業法人等に求められるのは、農業生産を持続的・安定的に実行できる強い経営基盤であるが、農業法人の経営基盤は他産業に比べて弱い状況にあるため、経営指標の重要性を理解し、経営管理能力の向上や経営改善の取組を行う経営層の育成・確保が必要である。

また、農業法人の経営改善・強化には、民間金融機関等からの適切な出資・融資が重要であり、その前提となるのは透明性の高い会計ルールによる経営管理とそれにに基づく経営情報であるが、農業法人の会計ルールは、農業法人の経営層や民間金融機関等への浸透も十分でないことから、税理士、公認会計士等の団体や金融業界の理解も得たルール作りを行い、より一層の普及・利用拡大を図っていくことが重要である。

このため、経営管理能力の向上が図られるよう、農業法人の評価の目安となる経営指標を示した上で、今後の農業を取り組む経営層の育成・確保を推進する仕組みを検討することともに、民間金融機関等からの適切な出資・融資や円滑な第三者継承に必要となる、透明性の高い農業会計ルールの普及・利用拡大及び農業法人の企業価値を客観的に評価する手法の確立に取り組む。

また、農業法人が経営発展のための投資を進めていく上で、農業関係者を中心とする農業経営者有限責任組合（LPS）からより多くの出資を受け入れられるようにする農業経営者有限責任組合制度を創設（2025年4月施行）したところであり、同制度や、農林漁業法人等投資育成制度などの活用により、食品事業者やアグリビジネス投資育成株式会社、LPSから農業法人への投資の促進を図る。

さらに、幅広い視野と能力を有し、地域をリードできる女性経営者の育成や女性活躍の理解促進を図るとともに、地域農業の方針策定への女性参画を一層促進するため、農業委員会・農協・土地改良区などの地域組織の意思決定層の意識啓発の強化を図る。くわえて、認定農業者について、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、制度開始以降の状況変化等を踏まえながら、各種制度を通じた支援など（経営所得安定対策、融資、農業者年金等の支援や税制措置）により、家族経営や集落経営の活性化、農業経営の法人化・基盤強

化を推進し、将来の担い手を育成・確保する。

## ③ 持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備

少子高齢化等の影響により、人材獲得が全農業の共通の課題となる中で、農業就業者における雇用者数及び雇用者の占める割合は増加傾向にある。また、副業など働き方の多様化が進展していること、農業分野における外国人材の総数が増加傾向にあること、農福連携等により多様な人材の雇用が進んでいることなど、雇用の態様にも様々な変化が見られるところである。

一方で、農業は、「労働関係法制において特例的な取扱いが認められている」ともあり、他産業に比して働き方改革や作業安全のための取組が遅れており、雇用により必要な人材を確保していくための労働環境の整備が急務となっている。

こうした状況の下、改正基本法において「雇用の確保に資する労働環境の整備」が位置付けられたことを踏まえ、労働環境の改善を進めていく必要がある。

このため、労働関係法制における農業の特例的な取扱いについては、厚生労働省との連携の下、農業現場の実態把握を進め、必要な見直しを推進する。

また、農業が若者や女性にも選ばれる産業となり、農業法人の従業員としての定着や雇用の増大が図られるよう、就労条件、農作業安全等の雇用の確保に資する法人の環境整備を進める。また、特に一定以上の規模の法人については、通年雇用や安定した雇用の確保に資する農作物加工などの多角化や複合化、社会保険労務士の活用などを推進するとともに、季節性に対応する短期労働力の確保の推進等を強化する。さらに、女性の就農促進や継続的な雇用に向け、子育て等のライフステージにも合わせた、女性が働きやすい環境整備等を推進する。

くわえて、外国人材の確保については、我が国人手不足分野における人材育成・確保を目的とする、育成就労制度が創設されることを踏まえた受入環境整備とキャリア形成を促進する。あわせて、障害者等が働きやすい環境整備を図ることにより、障害者等の就農促進や継続的な雇用を図るとともに、障害者等が生きがいを持って農業に関する活動を行うことを促進する。

## ④ 農業経営の規模拡大に伴い拡大する資金ニーズへの対応

農業経営の規模拡大や食料システムの取組（物流、加工、輸出等）の進展などにより、農業分野の融資は拡大している状況にある。これまででは、株式会社日本政策金融公庫の資金の拡大により資金ニーズに対応してきたが、今後、土地利用型を中心に更に拡大していくことが予想される規模拡大等に伴う資金ニーズの拡大に対応できなくなるおそれがあり、民間資金の更なる活用が必要となってきた。

一方で、民間資金を活用する制度資金である農業近代化資金は、借入限度額が低い、都道府県の利子補給の承認手續が煩雑等の課題があり、融資実績は、1977年度（約3,340億円）のピーク以降、減少傾向で推移し、2023年度は約550億円とピークから約84%減少している。

このため、農協系統をはじめとする民間資金の更なる活用を促進するとともに、民間金融機関が取り扱う制度資金について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件を有し、より速やかな融資実行が可能となるよう、制度資金の在り方を検討する。その際、持続的な食料システムを確立していく観点から、食料システム全体を視野に入れて検討する。

## ⑤ 中長期的なセーフティネット対策

農業者の経営の安定に向けて、農業経営収入保険（収入保険）、農業共済、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）、野菜価格安定制度等のセーフティネット対策を講じている。

経営規模の拡大が進む中で、個々の経営体が地域農業へ与える影響も大きくなっていくことを考えると、経営の安定化に資する主要なツールであるセーフティネット対策の役割は更に重要となり、将来にわたって持続的に運営可能とする必要がある。

収入保険は、近年の新型コロナウイルス感染症、価格下落、震災等の被害等幅広いリスクに対応しており、加入者は着実に増加してきたが、近年伸び悩んでいる。

また、農業共済は、自然災害による収穫量の減少等の損失を保険の仕組みにより補填する制度であるが、近年、農業者数の減少や収入保険への移行により、収穫共済（農作物共済、果樹共済及び副作物共済）の延べ加入者数は 771 千戸（2023 年度）まで減少している。さらに、現地調査による損害評価が基本であるが、評価を担当損害評価員（農業者から任命）の高齢化が進行している。このような状況を踏まえると、中長期的には、農業者の大幅な減少に加え、各制度の運営を担う市町村、関係団体等のマンパワーの弱体化が見込まれ、特に、収穫共済は損害評価員の高齢化・減少等により運営困難となるおそれがあり、一部地域では既に顕在化しつつある。また、加入者が大幅に減少すると、大数の法則が働きにくくなり、保険制度としての不安定さが大きくなるおそれがある。さらに、加入率の向上だけでなく、マンパワーの弱体化や加入対象となる農業者の減少を踏まえると、類似の制度が複数存在していることも課題と考えられる。

このため、担い手が持続的な生産を行えるよう、経営体の経営基盤の強化と併せ、こうした経営体に対する収入保険への加入推進について、制度の持続性を確保しつつ、重点的に実施する。

また、収穫共済については、中長期的には、将来にわたって災害への備えとしての機能を発揮できるよう、収入保険との関係も含めて、制度を抜本的に検討する。あわせて、中長期的には、将来にわたって持続的に運営できるよう、類似制度の集約も含めて、セーフティネット対策全体の在り方を検討する。

## ⑥ 共同利用施設の合理化

農畜産物の調製保管や、加工、流通を支える共同利用施設の耐用年数は、構造等によるものの一般的に約 30~50 年であるが、現在稼働している共同利用

施設のうち約 7 割が 30 年以上前に設置された施設となっている。また、農業者の減少に伴う施設利用者の減少による施設稼働率の低下や、経年劣化、旧式化に伴う施設・設備の稼働経費の負担拡大及び利用者負担の増加が発生している。

各産地では、利用者拡大に向けた取組や必要な修繕・更新を実施しながら、共同利用施設を運営しているが、今後、各産地では共同利用施設の老朽化が更に進行すると見込まれており、生産から加工・流通・消費を支える共同利用施設について、施設利用率の向上や計画的な修繕・更新等を行いつつ、共同利用施設の再編集約・合理化を推進する必要がある。

このため、産地の実態を踏まえた、既存施設の役割の見直しに係る協議や修繕・更新に係る実践的な計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進する。

## (3) 農業の生産基盤の確保に向けた取組

### ① 農地の確保に向けた取組

我が国の農地面積は、荒廃農地の発生、農地転用等によって直近 5 年間では年間約 2.5 万 ha 減少し、2024 年の面積は 427 万 ha となっている。このうち、農用地区域内農地についても、農用地区域外への農地転用の誘導や粗い手への農地の集積・集約化等による荒廃農地の発生防止が一定の効果を發揮しているといえ、直近 5 年間では年間約 0.8 万 ha の減少が続き、2023 年には国が定める 2030 年時点で確保すべき農用地区域内の農地面積目標を下回った。

このような状況の中、宅地や工場等への無秩序な農地転用を抑制し、農業上の土地利用との適切な調整を図りながら、食料生産の基盤である農地を維持・確保していくことが必要である。また、全国に存在する 9.4 万 ha の再生利用が可能な荒廃農地（農用地区域内では 5.7 万 ha）（2023 年度未現在）について、その解消が進まず、横ばいの状況にあり、速やかに再生利用を進めることが必要である。

このため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 62 号）により国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化等が講じられたことを踏まえ、国と地方公共団体が一体となって適切な運用を図ることにより、農地の総量確保と適正利用の取組を推進する。また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。

### ② 農業生産基盤の整備・保全

食料生産の基盤である農地を維持・確保するためには、農業生産基盤の整備・保全により、良好な営農条件を備えた農地ができるだけ確保する必要がある。特に、安定的に営農を継続するには、農地へ農業用水が安定供給されるとともに雨水等が適切に排水される必要があり、農業用ため池を含む農業水利施設を

適切に整備・保全していく必要がある。このため、地域計画と連携しつつ、農地の大区画化・草刈り・水管管理等の管理作業の省力化整備、水田の汎用化・畑地化等を推進する。農業水利施設については、適期更新・維持管理の効率化・高度化等により、施設の機能を持続的に保全するための取組を推進するとともに、農業用ため池の適切な管理保全、防災重点農業用ため池の防災工事等、農業・農村の強靭化に向けた取組を推進する。

#### (4) 生産性向上に向けた取組

##### ① 生産性向上に向けた基盤整備

良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより生産性の向上を促進するとともに、気候変動等による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにする必要がある。

このため、地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、最新の技術的な知見を踏まえて農業生産基盤の整備・保全を推進する。また、これらに係る事業を計画的かつ効果的に実施していくため、新たな土地改良長期計画を2025年中に策定する。

##### ア スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

区画整備、汎用化等の基盤整備状況については、水田面積全体に対して、3ha程度以上の区画に整備された面積は68%、排水改良が行われた面積は47%であり、一定程度進展している。一方で、5ha以上、1ha以上に大区画化された面積は、それぞれ全体の12%、6%にとどまっている。基盤整備が行われておらず、良好な営農条件が確保されていない農地については、担い手が借り受けしづらい状況があり、地域計画でも受け手不信任農地となる可能性が高い。また、今後の農業者の減少を踏まえると、未整備の農地や小区画な農地での農業、ほ場周りの草刈り・水管管理等の管理作業が営農上の負担となっていく。農業者が減少する中、これら営農上の負担を軽減し、生産性の向上、生産コストの低減を図るために、スマート農業技術の導入、担い手への農地の集積・集約化等に資する基盤整備により、良好な営農条件を確保することが重要である。

このため、地域計画と連携しつつ、畦畔除去等の簡易整備を含む農地の大区画化を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管管理等の管理作業の省力化に資する整備・情報通信環境の整備等を推進する。これらを実現する上で、農地中間管理機構関連事業の事業実施主体に市町村を追加するとともに、農地中間管理機構が所有権を有する農用地を事業対象に追加する拡充を行い、このための柔軟な活用を図る。

生産性向上に加え、米の輸出拡大に向けて、低コストで生産できる産地育成のため、フラッグシップ輸出産地との連携の強化等を通じて、担い手の米生産コストの低減に向けた農地の大区画化等の基盤整備を促進する。

#### イ 農業水利施設の戦略的な保全管理

農地に農業用水を安定的に供給するとともに雨水等を適切に排水するためには、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備が必要である。また、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備においては、老朽化の進行に伴い、管水路の破裂等の発生事故が多発している。また、土地改良区等の施設管理者は、農業水利施設の維持管理を通じて、農業生産活動を支えることはもとより、健全な水循環の維持・形成、集落・市街地の湛水被害の防止・軽減等にも貢献しているが、都市化・混住化の進展、気候変動・営農変化等により、複雑かつ高度な維持管理を行うことが求められており、管理コストも増加傾向にある。さらに、農業者にとって、ほ場周りの用排水路等の管理作業が負担となつていていることに加え、土地持ち非農家の増加や農村人口の減少等により、集落による共同活動は困難となっていくおそれがある。

このため、土地改良区、市町村、集落等の関係団体の協議を通じて役割分担を明確化し、地域内の関係者が連携して地域の農業水利施設の保全に取り組むための計画（以下「水土里ビジョン」という。）の策定を推進する。

基幹的な農業水利施設の更新については、地域からの申請によるものだけでなく、国等の発意によって事業を実施する仕組みを設け、計画的に進める。これにて、状況に応じて緊急的に施設の補強等を行う仕組みも設け、突発事故や機能喪失による通水停止等の事態を未然に防止する。さらに、老朽施設の機能診断におけるICTやロボット技術の活用、更新に際しての施設の集約・再編やボンブ等の省エネ化、小水力発電等の再生エネルギー利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等を推進する。

また、気候変動・混住化の進展等の諸情勢の変化も踏まえ、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、土地改良区等による施設管理への支援の充実を図る。

ほ場周りの水路等については、管理作業の省力化を図るために、水路の管路化、自動給水栓の導入、畦畔の拡幅、法面の被覆等をより一層推進する。これらの取組により、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、施設の補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図り、施設の機能を持続的に保全する。

#### ウ 農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策

近年、気候変動により自然災害が激甚化・頻発化しており、農地や農業用ため池等の施設において多大な被害が発生していることから、農業生産活動が継続的に行われるようにするためには、こうした災害への対応が必要である。

る。

このため、農業・農村の強靭化に向けて、防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、将来の暴雨予測に基づく計画策定手法の見直しも踏まえた農業水利施設の整備、これらの農業水利施設や農地を活用した流域治水の取組を推進する。また、農業生産の維持や農村の生活環境の改善に向けて、農業集落排水施設、農道等の農村インフラの強靭化を推進する。

さらに、迅速な着工が可能となる急施の事業の対象を拡充し、地震・豪雨対策に限らず老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補強等や代替施設の新設に取り組むとともに、災害復旧と併せて行う再度災害の防止のための改良復旧、突発事故被害における復旧と併せて行う類似の被害防止対策に取り組む。

これらの取組により、農業水利施設等における被害について、事前の対策と事後的な対応をより効率的・効果的に実施する。

## ② スマート農業技術等の開発・普及促進

スマート農業技術は、農業者の減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給を確立するために重要であり、スマート農業技術の開発に集中的に取り組んでいく必要がある。また、スマート農業技術の効果を最大化するためには、農業者自らが、スマート農業技術を活用した農業機械がより効率的に稼働できる生産方式に積極的に転換していく必要がある。

このため、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」(令和6年法律第63号)及び同法に基づく「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」(令和6年9月策定。以下「スマート農業技術活用促進基本方針」という。)に基づき、スマート農業技術の開発・普及を進めるとともに、人材育成や高度情報通信ネットワークの整備、サイバーセキュリティ対策などの分野についても、関係府省庁間で連携を図りながら、着実にスマート農業技術の活用を推進する。また、スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進する観点から、農業者や民間事業者、大学、地方公共団体等の参画の下、導入可能なスマート農業技術が経営に与える効果や成功・失敗事例の分析、技術の客観的な評価など、農業者がスマート農業技術の活用を判断する際に必要となる情報を整理・発信するとともに、人材の育成や関係者間のマッチング等が可能なプラットフォームとしてスマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)を構築する。

### ア 研究開発

スマート農業技術の開発に当たっては、一定程度進んでいる分野もある一方、開発難易度が高い分野も多く、開発には膨大な時間を要している。特に、人手を多く要する果樹や野菜の収穫など、農業者からのニーズが多く、必要性は高いが開発・実用化が不十分な分野が存在している。

このため、スマート農業技術活用促進基本方針における開発供給事業の促

進の目標（重点開発目標）に沿って技術開発を進めるとともに、必要性が高く、かつ開発難易度が高い技術については、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）と民間事業者の役割分担の下、開発・供給期間の短縮とともに、開発された技術の円滑な供給に向けた、コーディネートの技術の改良を促進する。

### イ 新たな生産方式への転換

スマート農業技術の導入に当たっては、自動収穫機が収穫しやすい品種への転換や、自動運搬車が走行しやすい作業道の整備等、スマート農業技術に対応した基礎整備を含むスマート農業技術の効果を最大限発揮するための生産方式を取り入れていくことが必要である。また、これらの品種の転換等の生産方式の見直しと併せて、食品事業者と連携して流通等に関する新たな方式の導入に取り組むことも重要である。

このため、生産性の高い農業の実現に向けて、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産方式への転換に向けた取組を推進し、スマート農業技術に適合した流通等に関する新たな方式を導入する農業者と食品事業者との連携を推進する。また、スマート農業技術に対応した基礎整備とともに、整備された農地で効果を發揮する自動走行農機、自動給水栓、リモコン草刈機等の導入を進める。

### ウ 農業支援サービス事業者の育成を通じたスマート農業技術の導入

中山間地域をはじめ、労働力不足の課題を抱える生産現場においては、スマート農業技術の導入が有効であるが、スマート農業技術の導入コストや当該技術を農業経営上有効に活用するための専門知識の習得の必要性等を踏まえると、専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用が有効である。一方で、農業支援サービス事業は、立ち上げ時に事業者の負担が大きいことによれば、年間の作業期間が限られる農作業において、単一品目や単一作業を受託するだけでは収益性が低いこと等から、持続性の高い事業モデルが十分に成熟していない。

また、「農業競争力強化支援法」(平成29年法律第35号)の下、農業者のニーズを踏まえて機能を絞った農業機械の大量発注・共同購入等、良質かつ低廉な農業機械の供給に向けた取組が進められてきたが、物価上昇基調の中、こうした取組には限界も存在している。

このため、中山間地域を含め、生産現場におけるスマート農業技術の活用について、多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給を推進するとともに、立ち上げの促進や収益性を確保し得る事業モデルの創出等を通じて農業支援サービス事業者の育成・確保を推進する。

くわえて、共同購入等を通じた良質かつ低廉な農業機械の供給を引き続き推進しつつ、農業機械の利用面では、農業支援サービス事業の活用を通じて農業機械の所有からの利用への転換を進めることにより、農業機械コストの低減を推進する。

## エ 農業者のデータ活用の促進

農業の生産性向上に向けては、衛星や各種センサ等で得られたデータの活用が不可欠であり、データ連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤(WAGRI)を構築し、これを活用したサービスの提供もされているが、データを活用した農業の普及がまだ不十分な状況にある。

このため、WAGRI や AI の活用等を通じて農業者のデータ活用を促進するとともに、農業関連データの共有や統一化を含めたデータ活用環境を整備する。

### ③ 農林水産・食品分野のスタートアップによる技術開発・実験

社会課題の解決に有用な新技術を有し、新しいビジネスを創出するポテンシャルが高いスタートアップは、多くの課題を抱える農林水産・食品分野においても重要な役割が期待されている。農林水産・食品分野のスタートアップについては、スマート農業技術等の開発や農業支援サービス事業者としての取組も展開されているが、一方、社会実装まで至らない取組も少なくない状況にある。これは、多くのスタートアップが全体として、事業の入口から出口まで全体としての戦略・戦術を十分描き切れておらず、社会実装に至るまでの各段階の障壁を乗り越えられていないことに起因する。

具体的には、技術シーズの確立やFS/MoC（実現可能性調査／概念実証）の段階において、特定の環境下での培養や栽培・収穫実験などを繰り返し行う必要があるほか、実用化の目途がついても、大規模実証を行うフェーズにおいて、必要な設備や施設の整備に時間と費用を要することがある。さらに、大規模実証が成功した後に事業化するための設備投資を行おうにも、資金提供に応じる投資機関や金融機関が他分野に比べて非常に少なく、いわゆる「死の谷」が乗り越えられない現実がある。くわえて、海外戦略を含めたビジネスモデルや知財戦略の構築等に精通した人材の確保が難しく、特に創業期においては経営者が何役もこなさざるを得ないケースも少なくない。

このため、技術開発から社会実装までの各段階の障壁を乗り越えられるよう、スタートアップが事業目的を明確化し、農林水産・食品分野の特性を踏まえた全体戦略を構築した上で、技術開発の発想から社会実装までの各段階における戦術を企画・実行するための支援策を体系化し、充実させるとともに、オープンイノベーション促進の場として設置・運営している「知」の集積と活用の場の機能を強化し、スタートアップや農業者、大学を含む产学研官の連携による研究開発・社会実装を加速させる。

また、農林水産・食品分野は技術開発に比較的時間が要する等の特性を踏まえ、多様な研究成果を有し、研究設備・施設が充実した研究機関や公的インキュベーション施設の提供機関との積極的な連携を推進する。資金調達に当たっては、他分野に比べて成長資金の流入が少なく、社会実装まで至るスタートアップが少ない現状を踏まえ、大規模実証や事業化の段階における資金調達に対する支援策を充実させる。

人材の確保については、研究、ビジネス、知的財産などに精通した限られた人材の確保を後押しする施策や、シナジー効果を生む可能性の高い事業会社等との連携を推進する。

### ④ 品種開発

食料の安定供給に向けては、多収化、省力化、スマート農業技術への対応等に資する品種開発による品質や収量の低下の課題に対応した品種開発を進めることが急務である。

一方、品種開発を行うに当たっては、人的・財政的なコストが大きいことに加え、開発には最低でも 10 年程度の開発期間を要し、かつ普及に対しても現場での実証試験や評価が求められるなど、品種開発・普及には多くの時間を要する状況にある。

このため、品種や基盤技術の開発等に向けた総合的な方針の下、農研機構はもとより、都道府県試験場、大学、民間の研究機関等が一体となって、多収性、スマート農業技術適性、高温耐性、病害虫抵抗性のほか、環境負荷低減への対応や輸出促進等の社会課題の解決に資する革新的新品種の開発を推進する。その際、開発段階から産学官連携を強化し、政策ニーズに対応しつつ実需者や生産者のニーズに応じた優良な品種の開発と普及を迅速化する。

また、品種開発の迅速化・効率化に向けた基盤技術として、AI やゲノム情報等のビッグデータ等を活用した育種技術の開発を進める。

さらに、農研機構のジーンバンクを通じて国内・海外遺伝資源の収集、保存及び活用を推進する。

### ⑤ 研究開発・実用化を加速するための環境整備

スマート農業技術や品種等の新技術の開発には時間が必要であることから、急速に変化する現場ニーズに対応するためには、AI 等の新技术を活用し、関係府省が連携し、分野をまたいだ技術の融合による研究開発を推進する必要がある。また、公的機関では、リソース（予算・人員）の減少、施設の老朽化等が進み、研究開発力が低下傾向にある。一方で、AI 等の新技术を活用した研究開発を進めるためには、農研機構と都道府県試験場や大学等との連携に加え、スタートアップや異業種・異分野の民間事業者など、多様なフレーバーの参画を進め、その技術や知見を十分に生かすための体制の構築が必要である。

さらに、開発された技術については、都道府県等関係機関とも連携しつつ、生産現場への普及を推進していくことが必要である。

これらに対応するため、農林水産分野における研究開発の重点事項等を示す「農林水産研究イノベーション戦略」を毎年度策定し、農林水産分野での更なるイノベーション創出を図るとともに、農林水産分野における Society 5.0 の実現に向けて、総合科学技術・イノベーション会議（CSIT）の下で行う府省連携の研究プログラムによる研究開発を推進することで、社会課題に対して機動的に対応する。

また、異分野との連携や、AI、量子コンピュータ、ゲノム編集等の最先端技術を活用することにより、研究開発の加速化を推進する。その際、ゲノム編集等の最先端技術は飛躍的な生産性の向上等が期待される一方、「新しい技術であることから、消費者等に対する当該技術に関する研究開発情報の提供を適切に行い、社会課題の解決に有用な分野においてその技術の活用を進める。また、研究開発により得られた知的財産については、効果的な社会実装を見据えたオーブン・アンド・クローズ戦略を踏まえた適切な保護・活用を推進する。

さらに、農研機構が産学官連携のハブとなり、我が国の農業・食品分野の研究開発をリードするため、必要な研究基盤や施設の整備・改修を行い、農研機構の機能強化を図るとともに、都道府県試験場や大学、民間事業者との連携を強化して地域の課題に対応した研究開発を推進し速やかな現場実装を実現する。

くわえて、開発された技術については、生産振興施策との連携を図りながら迅速な現場実装を行っていくとともに、都道府県の普及指導員が、農業者の生産性向上・経営発展に資する技術等の普及・定着に取り組む。さらに、普及指導員においては、新技术の導入等に係る地域の合意形成、新規就農者の支援機に取り組むとともに、試験研究機関や食料システム関係者など多様な関係機関・関係者との連携を強化する。

#### ⑥ 農林水産技術の国際研究及び技術普及の推進

食料安全保育や気候変動等の地球規模的な課題に対応する農業技術の開発や普及を進めるためには、各区政府や海外の研究機関との連携強化が重要である。その中で、地理的・気候的条件の近いアジアモンスーン地域において、生物的硝化抑制(BNT)強化作物、間断かんない技術(AWD)等の実証、ASEAN各国の関心の把握、様々な研究機関や国際機関との連携に係る取組については一定程度進展したが、これらの実装や他の技術の実証については十分進んでいない。また、強制かつ持続可能な生産性の高い農業の実現に向け、2024年12月に策定した「グローバルみどり協力プラン」に基づき、アフリカ等のグローバルサウス地域での環境負荷低減型の食料供給や持続可能な農業の実現に向けた農業技術の開発の開発や普及を行うことが求められている。

さらに、我が国の農林水産業研究分野での国際貢献と連携強化に向け、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）は国際的な研究観点としての役割を果たすことが求められている。

このため、アジアモンスーン地域においては、「日ASEANみどり協力プラン」の枠組みも活用し、BNI、AWD、イネもち病対策など我が国有する優れた農業技術の実証を更に拡大するとともに、各区政府と連携した技術の普及を促進する。また、アフリカ等のグローバルサウス地域への知識、経験を活かし、アフリカを行うとともに、その成果の普及を促進する。

さらに、国際農研の持つ国際的な研究ネットワークや知見等を活用しつつ、国際農研が国際的な研究観点としての役割を果たせるよう、研究基盤の整備と

機能強化を進めるほか、我が国が各区政府や海外の研究機関と国際共同研究等による連携強化を図ることにより、気候変動など地球規模的な課題に対応する「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）関連技術の研究開発を促進する。

#### (5) 生産資材の供給

##### ① 肥料

我が国は、化学肥料原料のほとんどを海外からの輸入に依存しており、国際価格の急騰に伴う調達価格の高騰リスクが高まっているほか、その安定供給に向けて肥料原料の備蓄等の重要性が増している。一方、国内には、堆肥、下水汚泥資源等の資源が存在しており、これらへの代替転換や化学肥料の使用量低減は、環境への負荷低減にも資するなど、将来にわたって持続可能な生産への転換を実現するものとなる。

このため、化学肥料の使用量低減や国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、価格高騰時の影響緩和対策を進める必要がある。

#### ア 化学肥料の使用量低減等

国際的な需給環境の影響を受けやすい化学肥料について、化学肥料の使用量の低減対策を進め、国際的な需給変動の影響を受けづらい構造、環境負荷の小さい生産方式に転換していく必要がある。また、農業競争力強化支援法の下、良質かつ低廉な肥料の供給に向けて進められてきた多銘柄少量生産の見直しや業界再編の促進等の取組による肥料価格の低廉化に向けた取組に加え、利用面からも肥料コストの低減を進めていくことが重要である。

このため、緑肥等を含めた有機物の施用による土づくり、土壤診断に基づく適正施肥、局所施肥技術の導入に加え、土壤状態や作物の生育状態等のリモートセンシングデータを活用したスマート施肥システムによる適正施肥などの技術導入等について、取組状況や全国の地力の把握と周知、地域のマニュアル作成等を通じて拡大を図るとともに、新たなスマート農業技術の開発を推進する。

また、生産コスト面については、引き続き製造・流通の合理化を進めつつ、施肥作業全体としてコストを削減していく観点から、スマート農業技術等を活用した農業支援サービス事業者の育成や活用を推進する。

#### イ 国内資源の肥料利用拡大

2030年までに肥料の使用量（リンペース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大するとの目標に向け、原料供給者、肥料製造事業者、農業者等の利用者（以下「肥料関係者」という。）の連携を更に進めることが重要となる。また、堆肥や下水汚泥コンポスト等の状態では、慣行農法と比べて労働負荷が高くなる傾向があるほか、国内資源が豊富な地域からの広域流通に向かないという課題があることから、効率的に散布できる形態に加工すること等も併せて検討していく必要がある。

このため、引き続き、肥料関係者間のマッチング機会の創出を図ることも、新たな規格なども活用して品質や安全性を確保しつつ、生産現場で使いやすく効率的な散布が可能なペレットや複合肥料等に加工するために必要な機械・施設の整備等に必要な支援を行うものとする。

また、堆肥や下水汚泥コンポスト等については、農業者に代わって散布作業を行う農業支援サービス事業者の育成・活用を推進する。

#### ウ 化学肥料の原料備蓄

原料の大半を輸入に依存している化学肥料の安定供給に向け、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(令和4年法律第43号)に基づく特定重要物資として肥料を指定した。当該制度に基づき、2022年度より、特に供給途絶リスクの高いりん安と塩化カリを対象に、2027年度までに年間需要量の3か月分の備蓄体制を構築することを目標に、肥料関係事業者における原料保管に係る取組を支援している。

引き続き、化学肥料原料の輸出国等の情勢、我が国の調達状況を注視するとともに、りん安及び塩化カリについて、目標とする備蓄水準の維持・確保に向けた取組を推進する。

#### エ 価格高騰時の影響緩和対策

2021年秋以降に発生した原油・天然ガスの価格上昇や世界的な穀物需要の増加、ロシアによるウクライナ侵略等により、我が国においても化学肥料原料の輸入が停滞することともに、国際価格の急騰により調達価格が高騰した。こうした状況を踏まえ、肥料の価格高騰時の対応として、平時より通商における肥料原料価格等を調査し、同価格が急騰し、肥料小売価格が見込まれる場合は、これまでに実施した肥料価格高騰対策の仕組みや効果等を踏まえ、影響緩和対策を実施する。

#### ② 農業 ア 安全性の向上、環境負荷低減

安全な農産物の安定的な供給のためには、国内の農業生産に用いられる農薬について、その安全性を一層向上させていく必要がある。また、農薬は国際的に流通する商品であり、人や環境に対する安全性が高い等、時代のニーズや病害虫の発生状況に応じた新規農薬の開発・展開に取り組みやすい環境整備が必要である。くわえて、環境にも配慮しつつ、効果的な防除を進める観点から、リスクのより低い農薬への転換や化学農薬のみに依存しない「予防・予察」に重点を置いた総合防除の推進に貢献し得る資材の安定供給や技術の普及も進める必要がある。

このため、農業の一層の安全性向上に向け、2018年の「農業取締法」(昭和23年法律第82号)改正に伴い導入した農薬の再評価制度により、全ての農薬について最新の科学的知見に基づく再評価を円滑に実施するとともに、農薬登録制度の国際調和を一層推進し、必要に応じ評価手法の見直しに取り組む。

#### イ 供給面での対策

農薬価格について、原油価格や為替相場等の価格変動リスクなど複合的な要因により、製品価格が上昇している中、同様の効能で価格の廉価なジェネリック農薬や大容量でメーカーから農業者に直接供給することでコスト低減を図る担い手直送規格等、良質かつ低廉な農薬の供給に向けた取組が進められている。一方、製造面・流通面のみならず利用面でもコスト低減を進めていく必要がある。

このため、引き続き、製造面・流通面の効率化を進めつつ、農薬防除作業全体としてコストを削減していく観点にも着目し、ローン等スマート農業技術を活用した農業支援サービス事業者の育成や活用を推進する。

#### ③ 種苗 ア 種苗 (稻、麦類及び大豆)

また、規模拡大・省力化による生産性の向上のため必要な種子生産専用の機械や施設を導入・更新することが生産者・産地の負担となっている。

一方、高温耐性や多収性の品種など、多様な品種の種子供給が求められているが、都道府県が増殖に関与していない品種の種子は、流通量が限られる状況にあり、国の政策課題に対応した品種であっても、増産体制を確立できない。

このため、労働力不足に対応して都道府県がそれぞれで生産する穀物種子の品種を集約し相互に供給するなど、官民、府県間・種子産地間の効率的な種子供給体制の仕組みを強化するとともに、生産者に対する省力化技術・機械の導入や、品質を担保する産地の調製施設の整備を推進する。

さらに、稻の高温耐性品種や大豆の極多収品種などの新品種について、需要側とのマッチングによる需要量の把握や種子生産者等に生産技術の普及を行うことによる種子生産者や品種開発者、実需者が連携した種子生産体制を構築する支援に取り組む。

## イ 野菜種子

野菜種子は、国内流通の約9割が国外で生産されているが、国内市場の二、三に取れた良質な種子を安定的に供給するため、日本の種苗会社が日本向けの品種を国内で開発し、原種を保存するとともに、北半球・南半球の複数国との採種適地にリスク分散して生産しているものである。さらに、国内に約1年分が備蓄されており、国内に安定供給する構造が確立されている。一方で、国外においては、近年の気候変動（温暖化等）による採種適地の変化や、好条件採種地をめぐる競争の激化による新たな採種適地の確保が、また、国内においては、採種農家の高齢化が進んでおり、採種作業の省力化等が課題である。他方で、民間備蓄については、こうしたリスクへの備えとして、より安定的なものとする必要がある。

このため、野菜種子の安定供給体制がより盤石なものとなるよう、多種多様な野菜種子それぞれに適した自然環境、労働力等の条件を備えた採種地の新規開拓を、北半球・南半球の複数国でリスク分散しつつ推進するとともに、手間と時間のかかる交配作業等を省力化できる技術の開発と現場への導入及び種子の長期保管・保存に向けた技術の開発と現場への導入を図る。

## ④ 飼料 ア 生産

飼料作物の生産は、畜産経営による自給生産が主体であるが、畜産経営の規模拡大が進む中、飼料生産における労働力が不足しており、飼料生産作業の外部化が進展している。また、飼料需要はあるものの、特に都府県では、近隣に十分な農地の確保が難しい状況である。くわえて、牧草については、草地更新率の低下等により、单収は伸び悩んでいる。

こうした状況を踏まえると、限られた農地や労働力を有効に活用しつつ、スマート農業技術等を活用した省力的な生産管理や生産性の向上を進め、地域の実情に応じた国産飼料の生産・利用拡大を図る必要がある。

このため、令和9年度に向けた水田政策の見直しに関する議論を踏まえ、青刈りとうもろこしや子実とうもろこし、飼料用米等の現場の実態を調査・検証した上で、田畑における耕畜連携の在り方も含めて検討する。また、畜産農家が必要とする飼料の種類や数量、品質等の情報を提供するなど畜産農家から耕種農家に働きかけるとともに、地域計画に飼料生産を位置付け、国産飼料の作付拡大を推進する。さらに、コントラクター、TMRセンター等の外部支援組織の運営基盤を強化するほか、労働生産性や単収の面で有利な栄養価も高い青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー等の飼料作物について、作付けを拡大するとともに、耕畜連携や畜産物の付加価値の向上等にも資する飼料用穀物や食品製造副産物などの地域の飼料資源等の活用、草地の整備・改良、放牧、スマート農業技術や新品種の開発・普及等を推進する。

## イ 製造・流通

飼料作物等の国産粗飼料については、これまで自給生産が主体であったため、流通量が少ないといった状況があるとともに、品質も不安定、生産余力のある地域と需要のある地域が偏在する中で、輸送コストがかさむといった課題があり、品質の安定化や飼料輸送の効率化により持続的な流通体制の構築を図る必要がある。また、配合飼料については、飼料タンクへの補充時に高所作業等が発生するといった飼料輸送特有のトラックドライバーへの負担により、特に配送にかかる人材の確保が困難な状況にあり、輸送体制の維持が困難となり畜産業へ影響が生じることが懸念される。さらに、昨今、配合飼料価格が高止まりする中、これまで農業競争力強化支援法に基づき認定を受けた配合飼料工場の再編により、配合飼料工場の生産性の向上や販売価格の抑制等が図られたとの報告もあり、配合飼料の価格低減に資するものと認められる。

このため、国産粗飼料については、耕畜連携による安定的な量や品質の確保、販売時の品質表示、国内流通に適した加工・調製等により飼料の販売・流通の拡大を推進する。

また、配合飼料については、畜産農家に配合飼料を将来にわたって安定的に輸送するため、配合飼料輸送の合理化を推進する。さらに、配合飼料の価格低減に資するよう、配合飼料工場の再編等の製造合理化を推進する。

## ウ 安定供給

配合飼料原料である飼料穀物のほとんどを輸入に依存しており、とうもろこしは、米国、ブラジルに大きく依存している。

このため、不測の事態に備え、引き続き備蓄への支援を行うとともに、多様な輸入調達先の確保を図ることにより、安定的な供給を確保する。

## エ 飼料安全の確保

近年、飼料に起因した畜産物の自主回収や家畜・人における健康被害は発生していないものの、輸入飼料の調達先の多様化や、未利用資源の飼料利用の活発化などにより、飼料の安全確保上のリスク要因も多様化しており、これに対応した飼料の安全確保が必要である。

このため、未利用資源等を安全に飼料として活用できるよう、多様化する飼料について、有害物質の汚染実態データ収集等によりリスクを適時に把握するとともに、必要に応じて基準値の設定・見直し、適切な生産・利用に向けた指導等必要な措置を行いう。

## オ 環境負荷低減

「みどりの食料システム戦略」において、「牛のげっぷ中の温室効果ガスを削減する飼料の開発」が具体的な取組の一つとして掲げられた。これを受けて、2022年に温室効果ガス削減を目的とする資材を「飼料の安全性の確保

及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料添加物として指定できるようにしており、畜産分野の温室効果ガス排出削減対策に資する飼料添加物の指定の追加・利用促進等が重要である。このため、温室効果ガス排出削減に資する飼料・飼料添加物が畜産現場で活用されるよう、引き続き飼料添加物の指定の迅速な審議を進めるとともに、J-CERES制度等も活用しつつ普及を図る。

## ⑤ 燃料・エネルギー

### ア 施設園芸分野

園芸施設の約4割で冬季の加温を行っているが、その約9割は化石燃料のみを使用した加温を行っている。施設園芸は経営費に占める燃料費の割合が高く、国際情勢の影響で価格が大きく変動する燃料価格の影響を受けやすい業種である。このよな中、日本の農林水産分野の温室効果ガス排出量のうち燃料燃焼(CO<sub>2</sub>)が占める割合は約30%であり、施設園芸における冬季加温用の燃料燃焼も要因の一つとなっており、化石燃料のみに依存しないハイブリッド型園芸施設等の更なる導入促進が必要である。一方、化石燃料に依存しない持続可能性の高い経営への転換が必要な中、ヒートポンプは、初期投資や近年の電気代の高騰等を背景として導入が停滞しており、ゼロエミッション型園芸施設の実現に向けた技術確立が必要である。

このため、化石燃料の使用量削減に資する新技術の実証や省エネ機器の導入支援、省エネ型施設の整備支援に加え、省エネ機器導入メリットを得やすいいハイブリッド型施設モデルの作成、ヒートポンプの効果的な使用方法の周知、優良事例の横展開を推進する。

くわえて、現状、化石燃料を使用せずに加温する技術体系は確立されていないため、ゼロエミッション型園芸施設の実現に向けた技術開発を推進する。

### イ 農業機械分野

農業機械については、脱炭素化に向けた電化・水素化等の取組を進め、国際的な燃料価格の影響を受けづらい構造に転換していく必要がある。小型の農業機械においては、電動化に対応できている機種は草刈機など一部に限られていることから、対応機種を拡大していく必要がある。

このため、電動化対応機種の拡大に向けて、小型の電動農業機械の利用試験やバッテリーなどコンポーネントの機種間の共用化などに向けた対応を推進する。

また、現状では電化及び水素化のいずれも実用水準に至っていない大型の農業機械においては、既に導入可能な技術として、高精度作業によって行程の重複を減らすことで燃料使用量を削減する自動操舵システムについて、スマート農業技術の推進を図る中で普及を進める。さらに、他産業で開発・実用化された電化・水素化技術の応用に向けた開発を引き続き推進する。

## ウ 畜産分野

畜産分野においては、外部要因により上昇する生産コストが経営に与える影響の緩和が必要である。

また、家畜排せつ物の利用方法のうちメタン発酵等のエネルギー利用は全体の5%程度であり、FIT制度の活用と合わせて、メタン発酵施設は増加傾向にあるが、家畜排せつ物のメタン発酵等によるエネルギー利用は、初期投資の大きさや発酵装置である消化液の安定期的な処理が参入のハードルとなっており、施設の低コスト・高効率化や消化液の利用拡大を推進する必要がある。

このため、経営安定対策による支援を継続するとともに、畜産・酪農経営体によるヒートポンプ等の省エネ機器の導入による電力使用量・燃料使用量の削減を引き続き推進する。さらに、メタン発酵など家畜排せつ物のエネルギー利用に係る施設整備への支援や消化液の濃縮など効率的な活用技術の開発・普及を引き続き推進する。

## ⑥ 動物用医薬品

### ア 産業動物用ワクチンの開発

感染症対策は治療よりも予防が重要であり、感染症治療薬である抗菌薬による治療からワクチンによる予防への移行を図る必要がある。これまで、アフリカ豚熱ワクチンやイノシン用豚熱経口ワクチンなど防疫上重要なワクチンについては国が行う事業を活用して重点的に開発が進められてきた。一方で、発育不良などを起こす慢性疾病に対するワクチンは、生産現場における開発ニーズが高いものの、開発コストの高さや販売計画の不確実性から新規開発への投資は限定的な状況にある。

このため、「動物用ワクチン戦略中間取りまとめ」（令和6年11月策定）に基づき、产学研の連携体制を構築し、家畜疾病の発生予防に重要な生産資材である産業動物用ワクチンの安定的な確保・供給を図る。また、現場のニーズが高いワクチンの開発支援を引き続き推進するほか、新たなワクチンが迅速に実用化されるよう、承認審査の最適化を図る。

### イ 産業動物用ワクチンの製造、供給

産業動物用ワクチンの製造について、2010年以降、動物用医薬品事業から撤退する事業者が増加し、国内の産業動物用ワクチンの製造キャパシティは縮小していることに加え、残された製造施設も老朽化している。輸入ワクチンの販売品目数は10年間で横ばいであるのに対し、国産ワクチンについては、新規開発よりも、採算が低い製品の整理（終売）が進んでいる状況にあり、販売品目数は2割減少している。疾病によつては、1～2社のみが製造販売しているものもあり、欠品のリスクが高まっている。

このような状況を踏まえると、緊急時の増産も含め、現場で必要なワクチンを安定的に製造し、供給する必要があるほか、国内での疾患の収束等によ

り製造を停止したワクチンについて、疾病的再流行に備える必要がある。くわえて、メーカーによる開発や製造ラインへの投資が活発化するよう、動物用医薬品業界の収益性を高める必要がある。このため、官民の連携や事業の活用等によりワクチン製造体制を強化するとともに、メーカー間での委託製造など、製造体制の効率化も図る。また、疾病的再流行に備えて、ワクチンを備蓄するほか、迅速に製造を再開できるよう技術の維持や体制の構築を図る。

さらに、ワクチンを活用した畜産疾患の発生予防を促進するとともに、国内市場だけでなく海外の市場を獲得できるよう輸出に向けた体制を強化する。

### 3 付加価値向上に向けた取組

#### (1) 高い品質を有する品種の開発・導入促進

穀類については、今後更なる需要増加が見込まれる輸出向けのほか、中食・外食、米粉等の国内需要へ対応するための生産性向上の取組、今後も継続し得る高温等の気候変動に適応するための取組等の推進が急務である。麦・大豆については、実需者が求める加工適性等を備えた生産性の高い小麦や大豆の品種開発が必要である。

野菜は、国内消費の約3割を輸入が占める加工・業務用野菜について、加工業者のニーズに合致する生産・出荷により、生産者の所得を確保しつつ、輸入品からの転換を図る観点から、加工適性の高い品種の開発など生産体系を加工・業務用に最適化し、生産性向上・コスト低減を進めることが必要である。

果樹については、高品質な生食用の果実生産が行われているが、多様化する消費者ニーズに応え、国産果実を安定供給していく上で、加工仕向用原料果実の生産や、栽培地の気候変動による被害の回避・軽減等に資する品種の開発・導入が急務であり、茶については、煎茶の生産に適した「やぶきた」が広く栽培されているが、高まる海外需要に応えていく上で、有機栽培の抹茶の生産に適した品種の開発・導入が重要である。

このため、生産者、加工・流通・販売事業者、消費者等のニーズに応じ品種・栽培技術・スマート農業技術の効率的な開発及び円滑・迅速な普及を推進する。その際、気候変動による高温・干ばつの強度と頻度の増大や病害虫の発生リスクの高まり、栽培適地の変遷等を踏まえ取り組むとともに、品種や育苗秘密・データ等の流出抑止に向けた管理の徹底を図る。

穀類について、多収性・高耐耐性を備えた品種や需要拡大が期待される米粉への加工適性に優れた品種等、麦について、輸入小麦並みの品質を持つパン用・菓子用の多収性小麥品種や、より少ない窒素肥料で生育可能なBNI強化小麥品種等、大豆について、豆腐加工適性などの実需の求める形質と病害虫抵抗性を備えながら多収となる品種等の開発・導入を推進する。

野菜について、特に加工・業務用野菜の国産シェアを奪還・拡大していく観点から、実需者ニーズに応えた加工適性の高い品種等の開発・導入を促進する。

果樹について、着色や食味に優れるなど、高品質な国産果実の強みを發揮しつつ、付加価値の高い果実加工品など新たな需要にも対応し、品質の高さに加えて省力化栽培への適性や化学農薬の使用量削減にも資する病害抵抗性を有する品種等、茶について、需要が多く取引単価が高い有機栽培の抹茶生産に適した、色彩と旨味に優れ、耐病性を有する品種等の開発・導入を推進する。

た制度的枠組みの整備も含め、総合的に措置を講ずる。さらに、国内産地の振興、農林水産物の輸出に寄与するよう、優良品種の開発・普及に資する利用者に応じた戦略的な許諾料設定を推進するとともに、国外まで俯瞰して、知的財産の保護や管理を徹底しつつ、マーケットニーズに即応した知的財産の開発・普及を推進し、ロイヤルティ收入も利用して、知的財産の管理・活用、差別化・ブランド化を推進するとともに、新たな知的財産の創出につなげる。これらの保護・活用に当たっては、費用対効果や当該知的財産のライフサイクルを考慮しつつ推進する。

#### (4) 付加価値の高い品目の輸出等

日本の優良品種は、海外でも高い評価を得ており、これらを積極的に導入し、更なる輸出につなげる取組が重要である。

また、海外現地において、日本産であることが適切に認知されず、その価値が市場で評価されない事例があるため、他国産との差別化やブランディングに一層取り組み、競争力を高めることが課題となっている。さらに、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を一体的に実施し、「海外から稼ぐ力」を強化する必要がある。

このため、海外で稼げる価値・特性を有する品種の产地への導入を進めるとともに、認定品目団体による日本産品の統一マーク等の策定・普及、日本食品海外プロモーションセンター（以下「JF0000」という。）による外国人向けに日本産品の価値を伝えるプロモーションを通じて、ジャパンブランドの構築を図ることで、日本産品の付加価値を高めつつ、その輸出等の促進を図るとともに、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向け、関係省庁との連携を強化しつつ、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る。

### 4 農作業安全の確保と農業生産工程管理及び衛生管理

#### (1) 農作業安全

農業分野における就業者 10 万人当たりの死亡事故者数は増加傾向にあり、他産業と比べても高くなっている。また、死亡事故要因の 6 ~ 7 割を農機械作業に係る事故が占めている。

こうした状況を踏まえれば、農作業安全については、農業の持続的な発展を図る前提として、農作業環境の安全対策の強化と農業者の安全意識の向上の二つの観点から、具体的な取組を進めていく必要がある。

このため、農作業環境の安全対策の強化に向け、農業機械について海外や他分野で装備されている安全装置等の装備化の推進、関係法令における規制への対応の徹底等を図る。また、農業者の安全意識の向上に向け、農業者に対する研修体制の整備と研修への参加促進、都道府県段階・地域段階における推進組織の活動の活性化等を推進する。

#### (2) GAP・HACCP の推進

GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）は、農業生産の各

工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、その導入によって、農業経営の改善や効率化につながるものであることから、食品安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、人権保護、農場経営管理を含む国際水準 GAP を推進する必要がある。また、国際水準 GAP は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスの円滑な導入にもつながるものである。さらに、農産物の輸出に際して、実需者や一部の国から GAP 認証を求められる傾向があることから、日本産農産物のブランド力を維持・向上するため、GAP 認証の取得を推進する必要がある。国内においても、持続可能性や SDGs などへの関心の高まりを受け、一部の実需者において、青果物を中心とした GAP 認証農産物の取扱いを拡大する動きがあるが、更に GAP 認証農産物の調達に取り組む実需者等を増加させる必要がある。

また、都道府県における GAP 指導員数は増加傾向にあるものの、地域での面的な GAP 普及を図るため、農業者団体や農協等の組織での取組を拡大する必要がある。なお、畜産については、持続可能性に配慮した生産工程管理に加え、生産農場における、家畜の飼養衛生管理に関連する食中毒などの食品安全上のリスクについては、農場での管理も重要なことから、食品製造現場で取り組まれている危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を生産農場段階に採り入れて、飼養衛生管理手法を高度化していくことが必要である。

このため、地域で中核的な役割を果たす GAP 指導員の育成等を推進するほか、SDGs への貢献の観点から GAP の情報発信を行うことにより、実需者等の GAP への理解や活用の促進を図る。あわせて、輸出相手国からのニーズに対応した GAP 認証取得の促進を図る。

さらに、地域での面的な GAP 普及に向け、団体への認証取得を促すとともに、団体運営の円滑な実施に向けた取組を推進する。また、畜産においても、持続可能性に配慮した生産工程管理である GAP に加え、畜産物の安全性確保のための高度な飼養衛生管理手法である農場段階の HACCP の普及・定着を図るとともに、認証取得等を一層推進する。

### 5 動植物防疫の確実な実施

#### (1) 家畜伝染病への対応

我が国で発生していないアフリカ豚熱、口蹄疫等の越境性疾病の発生がアジアを中心にはじめており、我が国への侵入リスクも高まっている。高病原性鳥インフルエンザは、2020 年以降世界的に流行しており、我が国でも毎シーズン野鳥、家きん農場で発生し、豚熱については、2018 年に飼養豚、野生イノシシで確認されて以降、我が国では断続的に発生している。

このような状況の中、飼養衛生管理の向上による家畜伝染病の発生予防を図るとともに、万が一、家畜伝染病が発生した場合でも、その影響を最小限にとどめるまん延防止措置を迅速に実施する必要がある。

データを基に、発生予防に必要なポイントに重きをおいた飼養衛生管理の不断的な検証や専門家による研究等で得られた知見や点検・向上等を推進する。さらに、万が一の発生に備え、早期の通報等による迅速な摘発、迅速かつ適切なまん延防止措置を進めるための準備、殺処分の影響緩

和のための分割管理の活用等を一体となつて推進する。特に、我が国未発生のアフリカ豚熱については、水際対策だけでなく、野生イノシシへの対策も含め、国内侵入時の迅速なまん延防止措置等の体制整備を構築する。

#### (2) 植物の病害虫への対応

温暖化等の気候変動を背景として、ミカン・コモミバエの飛来パターンの変化や暖冬によるカメムシ類の越冬個体数の増加等、病害虫の発生パターンが変化している。また、化学農薬の多用によるりんご黒星病に対する薬剤抵抗性の発達などもあり、病害虫の侵入・まん延リスクが高まっている。

このような状況の中、国内に侵入した病害虫の定着・まん延を防止するとともに、病害虫の防除が年々難しくなる中で、持続的かつ効果的な防除を進めるとともに、化学農薬のみに依存しない、「予防・予察」に重点を置いた総合防除を一層推進し、現場へ浸透させる必要がある。

このため、侵入病害虫について、早期発見・早期防除の徹底による定着・まん延防止を図るとともに、病害虫を効果的に防除するため、地域の防除体制の整備に加え、総合防除実践マニュアルの整備・新たな防除体系を普及するための取組の支援、病害虫抵抗性品種、生物防除資材、ICTを活用した水稻病害虫の早期・精密な発生予測技術等のスマート農業技術を活用した研究開発の推進及びその導入等により、指導者を活用しつつ、農業者へ、よりわかりやすく、使いやすい形で総合防除を普及する。

#### (3) 動植物検疫の強化

動物検疫における輸入禁止品等の違反処分件数は、自主棄棄も含め過去最多となっている。また、植物検疫における郵便物による輸入禁止品等の違反処分件数も増加傾向にある。今後も、訪日・在留外国人の増加、EC(電子商取引)を利用した国際郵便の活発化等による、国際的な人流・物流の増加や、新たな国際空港港の開設等により、ヒトやモノの往来が一層頻繁になることが予想される。このように、侵入経路が多様化し、家畜伝染病や植物の病害虫等の侵入リスクが増大する中、より効果的・効率的な水際措置を実施する必要がある。

このため、家畜伝染病や植物の病害虫の侵入警戒体制の強化・効率化に加え、より確実で効果的な水際の措置の実施に向け、そもそも日本に持ち込ませないための対策として出国前広報等の周知徹底、AIを活用したX線検査技術の導入や書類偽装等を防止する動植物検疫証明書の電子化等先端技術の活用による検査、警察やほかのCIQ(Customs(税関)、Immigration(出入国管理)、Quarantine(検疫))関係機関とより緊密に連携した違反者及び違反品の摘発強化等、反復・組織的と思われる持込みへの対応を含め水際検疫の更なる強化に取り組む。

#### (4) 薬剤耐性対策の推進

抗菌薬の不適切な使用により増加する薬剤耐性菌の問題は、人の医療だけではなく

く、獣医療、ひいては畜産物の生産に悪影響を及ぼす重要な課題である。国際的にもヒト、動物、環境の垣根を超えて、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づいて取り組むべき重要な課題と認識されており、耐性率や抗生物質使用量の把握とともに、特に畜産分野での抗菌薬の使用量の削減が求められている。

このような状況の中、動物用抗菌薬の適正使用・慎重使用の徹底だけではなく、動物用抗菌薬に代わり、現場ニーズに合ったワクチンや代替薬などの予防薬や治療薬にアクセスしやすい環境を整備するとともに、これらを活用した飼養衛生管理を実施する必要がある。

このため、豚熱や禽病原性鳥インフルエンザのような重大な疾病だけでなく、乳房炎や肺炎といった慢性疾患も対象に、産学官の連携によるワクチン開発・安定供給の促進や飼養衛生管理の向上に向けた指導等を強化する。

#### (5) 獣医療提供体制の整備

産業動物臨床及び家畜衛生行政に従事する産業動物分野の獣医師数は60歳以上の再雇用等で横ばいとなっているものの、地域によってはその確保が困難となっている。くわえて、獣医学大学の新卒獣医師のうち産業動物分野に就業する学生の割合は2割で推移している。

このように、人員の確保が困難であることにより診療効率が低下し、一部地域では農家の求めに応じた診療を提供できない状態となっているほか、都道府県家畜保健衛生所による業務の一部を縮小しなければならない状況となっている。

このため、診療効率の向上や産業動物獣医師の確保により地域の獣医療提供体制を整備する必要があり、デジタル技術を活用した遠隔診療を推進するとともに、産業動物獣医師確保対策として、これまで注力してきた獣医学学生への修学資金の給付に加え、獣医学大学との連携強化、育児等により現場を離れている女性獣医師への復職支援、小中高生などを対象としたPRの推進などにより広範な対策を実施する。

#### 6 不測における食料供給の確保

近年、世界的な人口増加による食料需要の拡大、気候変動に伴う干ばつや高温などの異常気象の発生、物流・人流のグローバル化による家畜の伝染性疾患や植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大など、世界の食料需給を不安定化させるリスクが顕在化している。特に食料や生産資材の多くを海外の特定の国・地域に依存している我が国は、より一層大きな影響を受けるおそれがあり、国内の食料が不足した場合には、国民生活や国民経済に大きな支障が生じることから、こうした事態の未然の防止、又は早期の解消を図る必要がある。

このため、2024年6月に成立した「食料供給困難事態対策法」(令和6年法律第61号)や同法の基本方針に基づき、政令で指定する食料の供給が大幅に不足する兆候をとらえた早期の段階から必要な措置を講じができるよう、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び農林水産大臣を副本部長とし、全ての国務大臣を構成員とする政府対策本部を食料供給困難事態から設置する。その上で、政令で指定した食料又は生産資材のうち供給を確保すべき食料又は生産資材の出荷販売業者

や輸入業者、生産者等への出荷販売の調整や輸入の促進、生産の促進等の要請や消費者への情報提供・働き掛けを行うなど政府一体となって総合的な対策を講ずることにより、不測時の食料供給不足による国民生活等への支障の未然防止又は早期解消を図る。

また、これら不測時における対策を効率的かつ効果的に行うことができるよう、平時からの対策として、国内外の食料需給等に関する情報収集・分析、食料や生産資材の民間在庫の調査・把握等を通じた官民合わせた総合的な備蓄の推進、食料供給が不足する事態を想定した演習の定期的な実施など、不測時に備えた取組を推進する。

## 7 輸入の安定化

国内生産では国内需要を満たすことができない主要穀物（小麦、大豆、とうもろこし）等については、その大部分を海外（主として米国、カナダ、豪州又はブラジル）からの輸入を通じて国内へ供給している。1998年当時、日本は世界1位の農林水産物の純輸入国であり、プライスマーカー的な地位にあつたが、近年は中国が最大の純輸入国として国際的なプレゼンスを高めている状況にあり、我が国の地位が相対的に低下している。

また、主要穀物等の海外からの輸入は、我が国の商社等の民間事業者によって担われており、多くの場合、現地子会社を通じ、輸入相手国に内陸集出荷施設や港湾船積み施設等の調達網を保有して、穀物の調達を行っている。こうした中で、欧米の穀物メジャーや中国の国営企業との国際的な競争の下で、我が国の事業者が、現地における穀物の調達網を手放す事例も見受けられる。世界的な気候リスクや地政学的リスクの増大等も踏まえれば、引き続き我が国への平時からの安定的な輸入を確保するため、国内生産で国内需要を満たすことができない主要穀物等について、官民の連携の下、その調達網の強靭化を図ることが必要である。

このため、国内生産で国内需要を満たすことができない主要穀物等について、海外の需給動向や我が国への海上輸送事情等の情報の収集・分析を行いながら、輸入相手国ごとの供給リスクも勘案した調達先の多様化を含めた検討を実施し、平時からの安定的な輸入を確保するための戦略的な環境整備を図る。

これに向けて、国内の実需にも合致した主要穀物等が必要量供給されるよう、政策支援の活用も含めた、我が国事業者が輸入相手国に有する内陸集荷施設や港湾船積み施設等の調達網に対する投資の促進を図る。具体的には、これら施設等に係る投資案件形成を支援することともに、投資の実施に係る資金供給について、国際協力銀行の出融資等の公的金融や日本貿易保険が提供する投資保険・融資保険の一層の活用を行う。あわせて、こうした調達網の強靱化に資するよう、公共交通インフラにつき、新興国である輸入相手国における港湾や鉄道・道路等の整備への支援や、国内の輸入港における港湾機能の強化を推進する。

以上を進めるに当たり、既存の輸入相手国はもとより、新規の輸入相手国との関係を維持・強化するための政府間等による食料等の安定供給等に関する議論を行う枠組みを整備する。また、これらの取組の円滑な実施のため、国内における官民の

情報共有を強化する。

なお、国家貿易により輸入している小麦については、その安定的な運用を引き続いだりととともに、輸入相手国の多様化に向けた調査を引き続き実施する。

## 8 國際戰略

我が国が食料安全保障を実現するためには、国境措置の維持による農業生産の持続的発展の確保に加え、「輸出促進」による生産基盤の維持・強化、国内生産では需要を満たすことができない品目の「安定的な輸入の確保」を図ることが重要である。

このため、農林水産物・食品の輸出を加速しつつ、安定的輸入を支える相手国との関係強化を図るとともに、我が国が施設展開の後押しとなるルール形成を目指した国際戦略を展開する。

### (1) 戰略的二國間關係の構築

これまでの貿易交渉による国際ルール作りは、多国間の協議が中心であったが、近年、民間企業の動向を踏まえつつ、輸出拡大のための相手国に応じた関税・非関税障壁の撤廃や各國の市場ニーズに応じた更なる対応の強化、輸入の安定化のための相手国との関係維持・強化が重要となってきており、二國間關係の重要性が高まっている。

このため、輸出拡大に向けた輸出先国・地域における輸入規制の特定、輸入定化に向けた相手国の生産状況の把握、現地企業との対話による民間ビジネスのニーズの掘り起こしを通じて、我が国として重要な国を特定した上で、緊急時だけでなく平時からの安定供給につながる二國間対話の機会の創設・維持等により戦略的な二國間關係を構築・展開する。

### (2) 環境・人権等新たな議論への対応

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の策定や輸入原材料における持続可能な国際認証等の民間ベースでの普及、持続可能性に配慮した取組に対する投資への関心の高まり等を背景に、近年、環境や人権等の議論の比重が格段に増加しており、これらの議論が、施策の推進に影響を及ぼし得る事実上又は条約上のルール形成につながる可能性がある。SDGsの目標年(2030年)も目前に控え、国際會議や交渉において、環境や人権等の持続可能性に関する議論の比重が一層高まり、この議論の我が国民間ビジネス環境への影響が更に大きくなる見込みである。

こうした環境や人権等の国際的議論やルール形成の動きにおいて、民間ベースでの世論形成も進む中、我が国も官民を挙げてこの分野での発言力を向上させていく必要がある。特に、国の対応姿勢は、我が国企業の海外ビジネスや、日本産品の輸出に影響を及ぼす可能性がある。また、環境や人権以外の新たな論点提起の兆候や国際世論の動向をいち早く把握することが必要であるが、行政のみの情報・リソースで対応するには限界がある。

このため、環境や人権等の議論に加え、新たな論点提起の兆候に対応し我が国の影響力の拡大が図られるよう、国際会議への参加、海外関係者との対話・連携、

国際機関等への人材の派遣、拠出について、行政、民間及び大学・研究機関のリソースを組み合わせた我が国一体で取り組む体制の構築を図る。

特に環境の議論については、「みどりの食料システム戦略」を、アジアモンスター地域の持続的な食料システムの取組モデルとして提唱し、日 ASEAN みどり協力プランの下での二国間クレジット制度 (JCM) 等による協力の着実な実行などを通じて、ルール形成に参画する。

### (3) 関係構築のための国際協力

これまでの国際協力は、飢餓や栄養不良、越境性動物疾病等の課題を有する途上国に対して、我が国の持つ優れた技術を政府間で支援するという、一方向の開発協力を通じて行われてきた。

一方、途上国は、経済発展によりグローバルサウス諸国としての存在感を示すようになってきており、我が国の民間ビジネスへの影響が強まっていることから、従来の政府間による技術支援中心の対応から、民間ビジネスとの連携も念頭においたアプローチの重要性が高まっている。また、生産性の向上に加えて持続可能性の確保に向けた協力ニーズも高まっている。

このため、我が国にとって重要な相手国との関係構築のために、従来の開發協力から、世界の持続可能性の向上に向け対等なパートナーとして協働することを軸に転換するとともに、従来から協力を進めてきた東南アジアに加え、特に人口増加や経済成長が著しいアフリカ、中南米、南・中央アジアといった新たなパートナーとの関係構築を強化する必要がある。

以上の考えの下、世界的に開心の高い環境負荷の低減を含めた強靭で持続可能な農林水産業及び食料システムの展開に向け、日 ASEAN みどり協力プランに基づき地理的・気候的条件の近い東南アジア向けの我が国の技術と経験を活かした協力を推進する。あわせて、アフリカ、中南米、南・中央アジア等我が国とは地理的・気候的条件が異なる地域においても「グローバルみどり協力プラン」として推進する。

その際、スタートアップ企業も含めた我が国の民間ビジネスにも<sup>④</sup>利益するよう、ODAだけではなく、民間資金の活用も念頭において特組みを構築する。また、持続可能なサプライチェーン構築の観点から、我が国企業がグローバルサウス諸国で主要穀物等を含む原料調達を行う取組を支援する。さらに、グローバルサウス諸国へ支援実績のある国際機関との連携強化により、我が国の民間ビジネスと現地企業や生産者とのマッチングを推進する。

これらにより、我が国の技術・知見の提供等を通じて相手国との関係構築につなげるとともに、我が国農林水産・食品関連企業の海外展開や、国内生産では国内需要を満たすことができない主要穀物等の安定的な輸入の確保を図る。  
上記の協力の一環として、近年の気候変動による強い台風の発生や洪水等の大規模災害等の緊急時に備えるため、東アジア地域 (ASEAN10 か国、日本、中国及び韓国) における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とした ASEAN+3 緊急米備蓄 (APTERR) の取組を強化する。

### (4) 国際的課題への貢献

病原体やその媒介生物・植物病害虫の生息域の拡大による越境性動物疾病及び植物病害虫の侵入・まん延のリスクの増大への対応、コードテック食料に対処するためのルール形成や有毒海洋生物の発生増加等食品安全に関する課題への対応が必要である。

このため、食品安全・動物衛生・植物検疫に係る国際基準の策定に向け、主導的に貢献する。さらに、それら基準について、途上国を中心とした各国へ普及に取り組む。

また、国際的なルール形成の力を強化する観点から、気候変動、生物多様性、資源循環等の国際的課題に対し、長期的視点をもって、人材育成や人的なネットワークの構築を図る。

## II 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）

### 【目標（2030年（年度）】

- 農林水産物・食品の輸出額：5兆円
- 食品産業の海外展開による収益額：3兆円
- インバウンド（訪日外国人旅行者）による食関連消費額：4.5兆円

人口減少下においても、農業生産基盤や食品産業の事業基盤の維持・強化を図るために、農業者及び食品事業者の収益性の向上に資するよう、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の輸出の促進を図ることが重要である。

輸出の促進に当たっては、生産から流通・販売に至るサプライチェーンの関係者が一体となり、マーケットイン・マーケットマイクの観点から現地ニーズ等に対応することにより、附加価値の向上等を通じた収益性の向上を図り、農林水産業・食品産業を魅力ある産業とすることで、輸出に積極的に取り組む農業者や食品事業者を増やし、また、意欲ある人材を育成・確保していくことが重要である。さらに、戦略的な海外ライセンス等の品種のグローバル展開を推進することが重要である。

海外からの収益を得る手段としては、輸出に加えて、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費も重要であり、いずれも経常収支黒字に寄与する。

食品産業の海外展開については、食品産業の発展のみならず、原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等を通じて輸出拡大に貢献する。また、輸出の促進に当たっては、生産から流通・販売に至るサプライチェーンの関係者が一体となり、マーケットイン・マーケットマイクの観点から現地ニーズ等に対応することにより、附加価値の向上等を通じた収益性の向上を図り、農林水産業・食品産業を魅力ある産業とすることで、輸出に積極的に取り組む農業者や食品事業者を増やし、また、意欲ある人材を育成・確保していくことが重要である。さらに、戦略的な海外ライセンス等の品種のグローバル展開を推進することが重要である。

### 1 農林水産物・食品の輸出の促進

世界の食市場の規模は、世界人口の増加等に伴い、アジア、欧米を中心に拡大し、2020年の約900兆円から2030年には約1,500兆円、更に2040年には約1,800兆円と倍増する見込みである。この世界の食市場の拡大を農業・食品産業の収益性向上につなげ、生産基盤の維持・強化を図るために、需要拡大の取組と供給力向上の取組を車の両輪として一貫的に実施し、農林水産物・食品の更なる輸出の拡大を目指す。需要拡大の取組の推進に当たっては、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大を図る取組との連携を推進する。また、国・地域別、品目別のマーケットの動向や供給体制も踏まえて具体的な戦略を検討する。

さらに、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の枠組みも活用して、地方公共団体、地方銀行、地域商社等との連携を強化しつつ、地方創生につながる輸出の促進を図る。

### （1）需要拡大の取組

#### ① 認定品目団体、JETRO、JF0000等の連携による新市場開拓

海外の主要都市の日本食レストランや日系スーパー等へのアプローチだけでは、需要拡大の効果は限定的である。また、中国など一部の国・地域による日本産水産物の輸入停止措置により、輸出先が特定の国・地域に過度に偏ることのリスクが顕在化している。

このため、海外現地のレストランや現地系の大手スーパーといった非日系市

場、未開拓の有望エリア等、新市場の開拓に向けて、現地における日本食・日本産食品のブランディング・商流構築やマーケットインでの供給拡大等を一体的に進めるため、認定品目団体・独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、JF0000等の連携を促進するとともに、輸出支援プラットフォームにおいて、必要な体制の充実を図りつつ、引き続き現地での伴走支援を行う。また、日本食・食文化の魅力を海外に発信し、海外需要を拡大するため、在外公館等と連携しつつ、海外の外国人日本食料理人等と効果的に連携するとともに、アニメ等のコンテンツを始め、日本の強みを生かして、効果的なプロモーションを行う。

#### ア 認定品目団体

認定品目団体は、オールジャパンで行う輸出力強化に向け団体間の連携による相乗効果を図りながら、ジャパンブランドの確立、シェフに対する教育等による現地需要の創造、海外の規制や民間認証等に対応したマーケットインでの供給力の拡大、輸出の寸そ野を広げる取組等を進める。

#### イ JETRO

JETROは、個別企業が取り組むにはハードルが高い新たな国・地域での輸出先の開拓に重点的に取り組んでいく必要がある。

このため、海外見本市への出展に加え、事前のバイヤーへのアプローチによる商談予約の増加、事後フォロー、産地への招へい等の複数の取組を効果的に組み合わせつつ、海外バイヤー等とのネットワークの形成に努めるなど、新市場開拓に重点的に取り組む。

#### ウ JF0000

JF0000による海外プロモーションについては、現地ニーズに対応した効果的なジャパンブランドの構築に加え、JETRO等による新たな商流の構築に有機的に結び付け、農業者・食品事業者の収益向上に貢献していくことが重要である。

このため、海外事務所と連携した海外消費者へのアプローチに加え、JETRO・認定品目団体等と連携し、海外現地の商流・ニーズ分析、メニュー提

案等による現地系飲食店・小売店等への働き掛け、事業者への情報提供等を強化する。

## ② 輸出先国・地域の輸入規制撤廃等に向けた働き掛け等

各国・地域との協議に必要な人的リソースが限られる中、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制が継続されているほか、各国・地域衛生・検疫等の条件が輸出の障壁となる場合が引き続き見られており、効率的・戦略的な協議を実施する必要がある。

このため、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制に対し、あらゆる機会をとらえて引き続き早期撤廃の働き掛けを政府一丸となって行うとともに、輸出解禁や、輸出条件緩和等に向けた動植物検疫等の協議を戦略的に実施する。

また、輸入規制の最新動向や撤廃等の成果を輸出事業者や現地の輸入事業者等に対して円滑に周知し、輸出拡大に向けた商談やプロモーション等を促すため、交渉を行う農林水産省等の政府機関、輸出支援プラットフォームや在外公館、JETRO現地事務所等の海外現地関係者、認定品目団体等の国内関係者間の連携を強化する。

## (2) 供給力向上の取組

### ① 海外の規制・ニーズに対応した生産・流通への転換

有機農業等の環境に配慮した生産体系への転換、海外需要に適した新品種の導入、鮮度保持に資する流通体系の構築等が十分進んでおらず、マーケットイーンの発想で輸出先国・地域の規制・ニーズに対応して安定的・継続的に輸出に取り組む産地・拠点の形成が重要である。輸出先国・地域の規制・ニーズに対応した効率的な生産・流通体系を構築するには、品目ごとの特性を踏まえつつ、規格の統一や產地間のリレー出荷、海外現地への働き掛け等、関係者が一体的に取り組み、具体的な成果につなげることが必要である。

このため、GDPによる輸出事業者のコミュニケーション活動等を通じて、輸出に意欲的に取り組む農林漁業者・食品事業者の増加を促進するとともに、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した產品を、安定的・継続的に輸出する「フルグレッグ輸出産地」を始めとする大規模に取り組む産地が輸出の大宗を担うよう、これらを拡大し、地域計画とも連携しつつ、その更なる発展を後押しすることで、収益性の高い自立的な輸出生産基盤の確立を図る。また、新技術の活用等に効果的に取り組める仕組みづくりや農地の大区画化等の基盤整備など、国・地方公共団体・生産者団体等が連携して大ロットでの輸出を可能とする産地モデルを構築する。その際、特に供給力が大きな地域において、国内需要と海外需要を統合的にとらえつつ、生産振興対策と輸出拡大施策との連動を強化する。

さらに、水産資源の持続的利用や環境配慮への取組を証明する認証等の輸出先が求める認証の取得、加工食品に対する表示や添加物規制への対応など、品

目ごとの課題に対処しつつ、フラッグシップ輸出産地等の意欲ある主産地を始め、生産現場が自らの課題として輸出向け供給力の向上に取り組むことを後押しする。

更なる輸出の拡大が期待される品目については、輸出重点品目への追加を検討するとともに、認定品目団体が中心となり、各産地や流通事業者等が連携したオールジャパンでの取組を強化する。

## ② 国内外一貫した戦略的サプライチェーンの構築

関係者が連携した取組開拓と併せて、実需者のニーズに対応した產品の供給のために、生産・流通の徹底的な改革を一体的に行う必要がある。また、産地から輸出可能な港湾・空港までの輸送コストが高く、物流のコスト低減に資する大ロット化・混載等の取組が十分に進んでおらず、効率的な輸出物流の構築を図る必要がある。

このため、輸出に必要な手続の円滑化、地方の港湾・空港も活用した最適な輸送ルートの確立、大ロット化・混載の実現に向けた物流拠点の整備、品質管理や物流効率化に係る規格化・標準化等を関係省庁が連携して推進する。

また、海外ニーズに応じて高品質な日本產品を海外の消費者まで届けられるよう、品種改良等を通じた低コスト化や有機等への生産体系の転換、効果的な防除技術の普及、集出荷体制の構築、高付加価値な產品の製造・加工等による輸出向け供給力の向上、スマート技術を活用した流通の効率化・高度化やヨーロッパ・中国等による国内外の流通体制の構築等を推進し、国内外を一貫してつなぐ新たなサプライチェーンモデルを構築する。

## 2 食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大

農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化するには、輸出に加え、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費を拡大していくことも重要である。食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費は、海外収益の拡大の観点から、モノの輸出と本質的に同様でかつ相乗効果が期待される。一方で、これまで、モノの輸出をターゲットに主要施策が展開されていたが、今後は食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を一體的かつ効果的に進める必要がある。

このため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る観点から、輸出支援プラットフォームの枠組みの活用も念頭に、日本発のフードバリューチェーンの構築に向けて海外現地での体制強化を図るとともに、中小・中堅企業のグローバル展開を推進する経済産業省やJETRO、インバウンドを振興する観光庁や日本政府観光局(JNTO)、JFODD等の関係省庁、関係機関との連携を強化して効果的に実施する。

### (1) 食品産業の海外展開

食品産業の海外展開は、海外子会社の利益による企業グループ全体の価値向上

や日本本社に送金される利子・配当等による日本本社の利益拡大等を通じて、食品産業の発展や経常収支黒字の拡大に寄与している。また、日本産原材料を用いた現地加工、日本食・食文化の理解促進等を通じ、輸出促進にも貢献するものであり、長期的な視点で投資を継続することが重要である。

これまで農林水産省では、食品事業者の海外展開支援を目的とする「グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会」の枠組みの下で行われるセミナーの開催等を通じた事業者への情報提供や、海外現地での物流・商流構築に係る投資案件形成支援等を実施している。また、これらの施策に加え、経済産業省等により講じられている業種横断的な施策も含め、食品事業者のニーズに対応したさめ細かな支援を一層強化し、バリューチェーンの構築につなげていく必要がある。このため、食品産業の発展のみならず、原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等による輸出拡大につなげる観点から、食品産業の海外展開を推進する。これに向けて、海外拠点設置に対する制度融資の活用の推進などによる資金融通の円滑化を図るとともに、輸出支援プラットフォームを活用した海外現地での支援体制の強化、現地の法務・税務等に通じた専門家によるサポート、GFPによる事業者マッチング、セミナー開催、輸出に関する情報発信など農林水産物・食品の輸出拡大に向けた国内外の枠組みを活用することで、食品産業の海外展開を促進する。

## (2) インバウンドによる食関連消費の拡大

2024年の訪日外国人旅行者数は3,687万人、旅行消費額は8.1兆円と過去最高を記録した。

こうしたインバウンドによる食関連消費は、日本の食に対する海外からの需要という点で輸出と同様、農林水産業・食品産業に裨益している。また、インバウンドの増加は、日本食・食文化の魅力を海外に発信していく好機であり、輸出拡大にも貢献している。さらに、農山漁村の持つ魅力を最大限活用し、農山漁村の「稼ぎ」、更には地方創生につなげる視点が重要である。

このため、地域の食や景観などの資源を活かした農泊を推進するとともに、地域の食文化とそれを支える農林水産業の魅力を海外に一体的に発信することにより農村へのインバウンドの訪客等を促進する。また、海外向けの日本食・プロモーションに当たって、GI・農産物の観光資源としての更なる活用等を通じ、国内産地の観光面の魅力も発信するなど、輸出促進施策及び観光振興施策について、相互に連携し、輸出拡大とインバウンド消費の好循環の形成を通じて海外需要拡大を図る観点も持つて実施する。さらに、輸出支援プラットフォームを含む農林水産物・食品の輸出拡大に向けた枠組みを活用することで、インバウンドによる食関連消費の拡大を促進する。

## 3 品種のグローバル展開

優良品種は、我が国農業の強みの源泉であり、特に果樹等の品種は海外において高評価を受けている。この優良品種を活用し、収穫物の輸出だけでなく、戦略的な

海外ライセンスといったグローバル展開により、我が国農業・農業者の新たな稼ぎにつなげができる。こうした稼ぎも利用して、優良品種の適切な管理、产地化・ブランド化、更には競争力の高い新品种の開発につなげるサイクルを確立すべきである。

しかし、過去に流出した我が国の優良品種の無秩序な生産・販売が海外で拡大し、輸出等への悪影響が顕在化している。さらに、2020年の「種苗法」(平成10年法律第83号)の改正により、農業現場からの品種流出には一定の歯止めがかかったものの、近年、オンライン取引の増加など、種苗の流通ルートが多様化し、新たな流出リスクが顕在化している。

このため、海外から稼ぎ、国内農業振興に還元する枠組みの整備、優良品種の海外流出・無断栽培の抑止、マーケットインの品種の開発・再評価の取組を推進する必要がある。

具体的には、優良な品種を戦略的にライセンスし、ターゲット市場における我が国の輸出促進に理解があるライセンス先の海外生産を組み合わせたジャパンブランドの周年供給が可能な体制を構築することで、農業者の直接的な「稼ぎ」につなげるとともに、海外からのロイヤルティを得て、知的財産の保護管理、产地化・ブランド化、更には新たな品種開発に還元することで、農業者の将来的な「稼ぎ」につなげる取組を推進する。これらの取組を担う育成者権管理機関の早期立ち上げ・早期事業化を進める。

また、こうした海外展開を行う我が国優良品種の競争環境を守るために、海外流出・無断栽培の抑止と国内管理の徹底に向け、関係者の意識向上のほか、海外出願の考え方や基準の整備を進める。あわせて、品種の流出リスクが高い国における監視・侵害対応を許諾先に担わせることを目的とした防衛的な海外ライセンスに向けた条件整備も進める。

くわえて、出願・審査手続の円滑・迅速化、育成者権の行使の実効性の向上など育成者のメリット・権利の強化、DNA品種識別技術を活用しやすい環境の整備、苗木のリース方式の活用や苗木のシステム管理による流出抑止とブランド管理、オンライン取引の増大等の新たな輸出リスクへの対応を推進するほか、これらの推進に必要な制度的枠組の整備を検討する。さらに、UPOV(植物新品种保護国際同盟)未加盟国との品種保護制度整備とともに、UPOV加盟国との審査協力を推進する。

さらに、農業者の将来的な「稼ぎ」につなげるには、海外ニーズも含めた、消費者・生産者のニーズに則応したマーケットインの品種の開発・再評価も必要であり、短期的には、国内未利用品種の再評価により、海外で稼げる価値・特性を有する品種の発掘を推進し、中期的には、海外の許諾先から毎年の収穫に運動したビジネスベースの評価料を設定し、海外市场を見据えた育種に向けたマーケティングと、育種目標の設定や国内未利用品種の再評価の取組の充実を図る。

### III 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

- 【目標（2030年（年度）】
- 食品アクセスの確保
- 食料システムの持続性の確保
- 食品の安全性の向上
- 食品表示の適正化

これまで、国として、食料の総量を確保すれば、消費者の購買力を背景とした食品流通の発達により、国内に広く食料を行き渡らせることが可能であった。しかし、人口減少等により、我が国全体でトラックドライバーの減少等による輸送力不足が懸念されているほか、小売業や物流の採算が取れない地域が発生し、自動車等の移動手段を持たない高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる者（いわゆる買物困難者）が発生している（物理的アクセス）。また、経済的理由により十分な食料入手できない者が増加している（経済的アクセス）と考えられる中、これらの問題に対応し、平時からの食品アクセスの確保を図ることが必要である。これに加え、食料供給が不足するなどの不測時ににおいても、必要な熱量や栄養面も考慮した食品アクセスを確保できるよう対策を講じることにより、国民一人一人の食料安全保障の確保を図ることが必要である。

また、原材料価格の高騰や急遽な円安の進行等により、農業及び食品産業の事業環境が急激に変化している中で、引き続き農業者及び食品事業者が食料を生産・加工し、消費者まで送り届けるためには、持続的な食料システムを構築する必要がある。一方、生産コストが上昇しても、コストに見合わない販売価格が形成される事態が生じており、持続的な食料供給が脅かされるおそれがある。

このため、生産のみならず、加工・流通・小売・消費を含めた食料システム全体での関係者で協調しつつ、食料システムの各段階を通して、持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を推進することが必要である。

くわえて、食料システムにおいて、食品産業は国産農産物の主要な仕向け先として農業と消費者の間に位置し、国民への食料の安定供給や地域経済の維持発展において重要な役割を担っているだけでなく、品質の高い製品を提供することにより我が国の食生活の豊かさを支えている。このような食品産業の重要性に鑑み、その持続的発展を図るため、国産原材料の活用や環境負荷低減等の取組により、食品の付加価値向上を図ることが重要である。

さらに、消費者への安全・安心な食料の安定供給のために、食品安全に関するリスク管理の確実な実施等を推進することが必要である。

#### 1 食品アクセスの確保

##### （1）平時における食品アクセスの確保

###### ① 物理的アクセスの確保

高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、自動車等の移動手段を持たない高齢者

等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる者（いわゆる買物困難者）が増えている。市町村へのアンケートによれば、買物困難者対策を必要とする市町村において、市町村又は民間事業者のいざれかにより対策が行われておらず、必ずしも効率的に行われていない状況にある地域も存在する。また、買物困難者対策が行わっていない市町村においては、約半数が地域の現状・課題の分析が不足していると回答している。

このため、買物困難者への多様な食料提供に向けて、全国的な取組状況を鑑みつつ、市町村等を中心に、食品事業者・物流事業者・NPO等の関係者が連携して、地域の課題を整理し、対策を立案、実施するための体制づくりを推進する。

また、買物困難者に関する課題が明らかになった地域において、それぞれの課題に応じ、移動販売車の導入、宅配の実施等によるラストワンマイル物流の確保、買物支援バスの運行等による交通手段の確保、民間企業による地域までの物流輸送と地域のNPO等による地域内の個宅への配送を連携して行う食品アクセスの確保等を促進する。

##### ② 経済的アクセスの確保

低所得者層の割合が拡大していることに鑑みれば、経済的理由により十分な食料入手できない者の割合が増加していると想われる。今後も、世帯所得100万円以下のひとり親世帯の増加が見込まれるなど、経済的理由により十分な食料入手できない者は大きく減少することは想われる。

こうした状況の下、地域における食品アクセスの担い手となっているフードバンク・子ども食堂等の数は年々増加し、その食品取扱量も増えてきている。また、近年、未利用食品を含む食品の寄附を持続的に行う企業等の拡大やフードドライブへの市民の協力促進に向けたプラットフォームを市町村や農協、社会福祉協議会、生活協同組合等が連携して構築する取組、企業から寄附された食品を一括して受け取り、県内のフードバンクに効率的に配布するための協議会を設立する取組なども徐々に広がり始めている。

それでもなお、フードバンクの食品取扱量は、2022年度の我が国の事業系食品ロス量が236万トンと推計される中で、直近でいまだ約1.6万トン（2023年度推計値）にとどまってしまおり、未利用食品等の更なる活用が求められている。経済的に困窮している者への多様な食料の提供に向けては、そもそも、その取組の推進に向けた現状や課題に対する分析が十分でないことに加え、食料の出し手・受け手相互に情報が不足していること等により、食品の寄附から提供までの関係者間の連携が十分でないこと、また、フードバンク等においても生鮮食品を始めとした多様な食料を受け入れ、提供するための体制が十分ではないことなどが課題となっている。

このため、物理的アクセスの確保と同様に、経済的理由により十分な食料入手できない者への多様な食料提供に向けて、食品アクセスの全国的な取組状況等を把握しつつ、市町村等を中心に食品事業者・物流事業者・NPO等の関係者が連携して地域の課題に応じた取組を進める体制づくりを推進する。

また、経済的理由により十分な食料を入手できない者への食料提供の質・量の充実に向け、食料の出し手・受け手のマッチングを促進するとともに、食品事業者による食品寄附の取組内容の見える化や、フードバンク・こども食堂・こども宅食等の食料受入・提供機能の強化など、食料の出し手・受け手双方の取組拡大を促進する。その際、食品寄附等に関する官民協議会において策定された「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク等を同ガイドラインに基づき認定するなどにより特定するための仕組みを構築し、その運用を推進する。

### (3) 関係省庁と連携した対策の推進（物理的アクセス・経済的アクセス）

食品アクセスの確保については、地域における食品ロス削減、生活交通の整備、生活困窮者自立支援、こどもの貧困支援といった様々な施策分野と密接に連携するため、そうした施策とも連携して取組を効率的かつ効果的に推進していくことが重要である。

このため、食品アクセスの確保に関する取組が十分とはいえない地域を中心に関係省庁が連携した対策の推進に向けて、食品アクセスの全国的な取組状況等を把握するとともに、施策の実施に当たっては、関係省庁の支援策を取りまとめた「食品アクセスの確保に関する支援策ペッケージ」や、食品ロス削減・食品寄附促進施策との一体的な推進に向けた「食の環（わ）プロジェクト」の下、農林水産省及び関係省庁が一体となって取組を推進する。

### (2) 不測時における食品アクセスの確保

大規模な自然災害の発生などの不測の要因により食品アクセスに支障が生じた場合には、国民生活や国民経済に大きな影響が生じることから、こうした事態の未然の防止、又は早期の解消を図る必要がある。このため、大規模な自然災害の発生など不測時においても食品アクセスが確保されるよう、平時からの対策として、食料のサプライチェーンの維持・強化を図ることとともに、不測時においては、その状況に応じて、国民一人一人の熱量供給と栄養・健康状態の維持に必要な対策を講じるとともに、食料供給困難事態対策法や同法の基本方針に基づき、政府一体となって総合的な対策を講じる。

### (3) 環境負荷低減等の促進

近年、欧洲を中心に環境負荷低減、人権・栄養への配慮等に関する国際的なルール形成に向けた議論やフェアトレードが確立される取組が進んでおり、企業評価や投資等の重要な判断基準となりつつある。特に、海外市場を視野に入れた場合は、こうした配慮に欠ける事業活動には、取引先からの取引停止や資金調達への支障が生じるおそれがある。しかし、持続可能性に配慮した輸入原材料の調達に取り組む食品企業の割合は、2023年で41.6%にとどまっており、コストが割高であること、かつ、短期的には直接的な売上向上につながりにくいことが課題となっている。

このため、製造工程における脱炭素化をはじめとする環境負荷低減に資する技術の導入等を行う取組を促進する。  
また、持続可能性に配慮した輸入原材料調達を含む環境、人権、栄養等に関する課題について、国際的なルール形成に積極的に参画するとともに、対応策の検討や意見の横展開等を図るための官民連携の場の構築等を通じて企業の取組を推進する。

### (4) 消費者の選択への寄与

食料の持続的な供給に資する事業活動を継続するためには、環境負荷低減等に資する農産物・食事が消費されることが必要であるが、CO<sub>2</sub>削減の環境配慮の取組等やその生産・加工・流通・小売にかかるコストなど、製品の背景事情が消費者に十分に伝わっておらず、消費者の製品選択・行動変容に結びついていない。

このため、消費者が、農産物・食事について、有機栽培、環境配慮や持続可能な原材料調達、生産・加工・流通・小売にかかるコスト、生産現場の実態や、国民の栄養、健康等に関する情報を踏まえて選択する行動変容を促すため、環境負荷低減の取組をラベル表示する「見える化」や、生産現場の実態、栄養や健康の観点で消費者の選択に資する情報提供など、食品事業者による消費者の理解醸成を図る取組を推進する。

### (2) 流通の合理化

農林水産物・食品の流通の9割以上はトラック輸送に依存している。このようない中、トラックドライバーの減少や時間外労働の上限規制による輸送力不足が懸念され、特に長距離トラックに大きく依存している遠隔産地から大消費地への幹線物流の確保が困難になるおそれがある。また、荷待ち時間の長さ、手荷役作業の多さなどの課題を抱えており、効率化に向けた取組が必要である。

このため、国土交通省等の関係省庁や地方公共団体等とも連携しながら、農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化の促進に向け、物流の標準化、デジタル化・データ連携等の取組、産地における集出荷施設、農産品等の流通網の強化に必要な中継共同物流拠点や卸売市場の整備等を推進する。また、鉄道・船舶輸送をはじめ、多様な輸送モードを活用した環境負荷低減にも寄与するモーダルシフト等を推進する。

### (5) 技術の開発・利用の推進

## 2 食品産業

### (1) 農林漁業者等との安定的な取引関係の確立

世界的な食料需要の増加や気候変動等に起因する国内外の農産物生産の不安定化等により、国際的な原料調達競争が激化し、食品産業において輸入原材料の調達リスクが増大している。

このため、食品産業における国産原材料の利用拡大に向けて、地域の農林漁業者、食品事業者等の関係者が幅広く連携・協調するための場の構築を推進し、食品事業者と農林漁業者が連携して行う原材料の安定調達、これを契機とした新しいビジネスの展開により、食品の付加価値向上や新たな需要の開拓を促進する。

我が国の食品産業は、製造業・卸売業・小売業・外食産業のいずれも、大半が中小零細企業となっており、機械化・自動化の遅れ等により、労働生産性は低い状況にある。今後労働力の確保について他産業との競合が激化する中、食品産業全体で、労働力不足に対応し、生産性向上を図る必要がある。また、フードテック等の先端技術に対する世界的な投資の増加に比べ、国内での投資が伸びておらず、これによる新たなビジネスが生まれにくい状況にある。

このため、食品産業における生産性向上に向け、AI、ロボット等を活用した自動化技術の活用等を促進する。また、フードテックに関わる企業の増加等フードテック市場の拡大に向けて、日本発のフードテックビジネス創出の戦略策定による市場性を考慮したビジネス展開の推進や、消費者理解の醸成のための情報発信を強化する。

こうした食品産業における技術の利用拡大に向けて、JAS等の規格の活用と国際標準化をより戦略的に推進する。

(6) **事業基盤の充実等**

食品産業は、中小零細企業が大宗を占める業界構造であり、加えて事業主の3～5割が10歳以上と高齢化し、その5割以上が事業承継の意向を示しておらず、事業者数の減少が見込まれる状況にある。また、国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、拡大する海外市場を視野に入れた食品産業へ転換する必要がある。

このため、事業承継等による地域の食品事業者の事業基盤の充実を促進する。また、成長する世界の食市場を視野に入れた食品産業への転換を図るため、各国の規制や消費者ニーズへの対応等により、事業の海外展開を促進する。

### 3 合理的な価格形成

2021年以降、肥料や飼料などの生産資材の価格は上昇し、高い水準が継続している。また、人件費、エネルギー費、物流費等のコストも上昇し、食料システム全体に幅広く影響が及んでいる。

こうした状況の中で、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、生産・加工・流通・小売・消費等の食料システムの幅広い関係者の合意の下で、コストを考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要がある。

このため、食品の取引において、事業者の努力義務として、持続的な供給にかかる費用等を示し、取引条件に関する協議の申出があつた場合に誠実に協議に応じることや、商習慣の見直し等、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合に、必要な検討及び協力を定めた法制度を新たに構築する。

本制度の下、事業者間の取引実態について調査を行うとともに、努力義務に対応する事業者の行動規範(判断基準)に照らして、必要な指導・助言等を行う。また、これらの実施や、取引当事者からの相談等に応じるための体制の整備を図る。あわせて、消費者の権利保護から小売価格が設定される等、取引において、通常費用が認識されない品目を指定し、指定品目ごとに、認定団体が費用の指標を作成・公表する。

また、コストの見える化や、生産等の現場の実情、コスト高騰の背景等をわかりやすく伝えるための情報発信等を行い、生産性向上と、消費者をはじめとする関係者の理解醸成を図る。

さらに、農林漁業者との連携強化や、流通の合理化等、食品事業者による生産性向上や付加価値向上に向けた計画的な取組への支援措置を一体的に講じる。

一方で、関係省庁と連携しつつ、貨上げを通じた消費者の購買力の確保を図るとともに、食品アクセスに係る施策を併せて実施することで経済的理由により十分な食料を入手できない者の食品アクセスの確保を図る。

## 4 食品安全・消費者の信頼確保

### (1) 食品安全に関するリスク管理

食料の安定供給に際し、その安全性を確保することは、国の中重要な責務の一つである。このため、「後始末より未然防止」の考え方を基本に、農林水産省をはじめ関係省庁が一体となって食品の安全性の維持・向上に取り組み、科学的知見によるリスク評価に基づくリスク管理により健康被害の未然防止を図ることが重要である。

#### ① 農畜水産物・食品安全に係る新興の危害要因への対応

国産の農畜水産物・食品汚染するおそれのある、有害化学物質や有害微生物といった危害要因については、汚染を防止・低減するために必要な対策等を示した指針等を策定し、生産者や食品事業者等における安全性向上のための取組の展開を図っており、必要に応じて食品の規格基準の設定など措置を講じている。こうした生産から消費までのリスク管理を適切に実施し、食品の安全性をより向上させることで、消費者の健康被害を未然に防いでいる。

今後、気候変動による危害要因の濃度分布や発生実態の変動、科学的知見の蓄積、国際的な動向等により、顕在化する可能性のある新興の危害要因への対応が必要である。このような新しい課題にも、科学的知見に基づき、国際的に合意されたリスクアセスメントの枠組みに沿ったリスク管理を着実に実施することにより、国民の健康要因へのばく露を一定以下に抑え、健康リスクを低く維持することが必要である。

このため、新興の危害要因に関する実態調査を進めるとともに、必要に応じて生産者や食品事業者向けの指針等を策定及び普及し、消費者の健康リスクを低減する取組を実施する。また、将来の予測も含めて適切なリスク管理のための技術開発を推進する。

#### ② 生産資材のリスク管理・規制

農業、動物用医薬品、飼料等の生産資材については、登録等の制度により、科学的知見に基づき安全性を確保するとともに、生産現場での適正使用を推進している。

その安全性をより一層向上させるため、生産資材のリスク管理・規制について、最新の科学的知見に基づき再評価等を適切に進める。

### ③ 食品安全に係る消費者の理解醸成等

「食育に関する意識調査（令和7年3月）」（農林水産省）によれば、食品安全に関する基礎的な知識を持つ人の割合は、全世代平均の約73%に対し、若い世代は約66%であり、若い世代で食品安全に対する意識が低い状況にある。このような中、食品安全に係る理解不足によって消費者の健康リスクが高まらないよう、消費者に向けた食品の安全性に関する知識の普及が必要である。このため、食品安全に係る消費者のリテラシー向上のため、SNSなどを活用した正しい知識の普及を図るとともに、リスクコミュニケーションを更に推進する。また、食料の持続的な供給には、食品の安全性の確保が前提であることから、生産者や食品事業者の安全性向上についての取組に関する情報発信などにより、消費者の理解醸成と行動変容につなげる。

#### (2) 食品表示の適正化等

食に対する消費者の信頼を確保するためには、食品表示の適正化を講ずることが必要である。

まず、食品表示が適切になされるためには、食品表示制度が食品事業者及び消費者にとって、合理的かつシンプルで分かりやすいものである必要があり、その在り方について、順次議論を進める。

他方、関係機関が連携し、「食品表示法」（平成25年法律第70号）等に基づき、食品表示についての監視業務を行い、不適正表示が認められた場合には、事業者に対し、表示のは正や再発防止策の実施等を実施することにより、食品表示法に基づく指示・指導の件数は長期的には漸減傾向にあるが、あさりやふるさと納税返礼品の産地偽装のほか、加工食品の原材料・原料原産地の不適正表示事案が一定程度発生しており、近年では増加傾向にある。

不適正表示の類型としては、原料供給の不安定さや現場の人手不足等を理由に表示権認がなおざりにされていたもの、表示レールについて不知であったもの、不当利得を得ることを目的としたものに大別され、原料供給の不安定さによる原材料の産地変更や人手不足による表示の権認不足が不適正表示の発生を後押ししている現状においては、表示違反を未然に防止することが必要である。また、不当利得を得ることを目的とするような不適正表示は、食品に対する消費者の信頼を大きく損なうだけでなく、食品の適正かつ円滑な取引にも支障をきたす懸念があり厳正な対応が必要である。

このため、食品表示のミスを防止するため食品事業者が実施する権認事例の横展開や、現場の従業員の意識を高める取組を推進することにより、表示違反を未然に防止する。このほか、食品トレーリティの取組は、問題があったとき発を進めていく。

くわえて、市場流通する輸入品の数量や品目ごとの需給状況等を踏まえ、表示違反の蓋然性が高い品目や事業者の傾向を把握することを通じ、当該品目・事業者への監視を集中的に行う。

### IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

#### 【目標（2030年（年度）】

○ 温室効果ガス削減量（2013年度比）：1,176万t-CO<sub>2</sub>

○ 生物多様性の保全

○ 農山漁村における循環型社会の形成

○ 食品産業の環境負荷低減

○ 農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮

食料システムを持続可能なものとするためには、食料供給が環境に負荷を与える側面にも着目し、農業者、食品事業者、消費者等の関係者・団体の理解と相互連携の下、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全、地域資源の有効利用等に配慮した食料生産や、それら食料の流通・消費などを通じた、環境と調和のとれた食料システムの確立を推進する必要がある。

農村で農業生産活動が適切に行われることにより発揮される、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能は、国民生活と国民経済の安定に重要な役割を担っている。これらの機能が、環境への負荷の低減を図りながら発揮されるよう、全国レベル、地域レベル等の様々な観点からの情報発信を通じて、国民理解を促進する必要がある。

#### 1 農業生産活動における環境負荷の低減

##### (1) 環境負荷低減に向けた機動的な取組

環境と調和のとれた食料システムを確立するため、「みどりの食料システム戦略」に基づき、調達・生産・加工・流通・消費のサプライチェーン全体について、環境負荷低減の取組を進める。それらの取組が農山漁村の持続的な発展に貢献するよう各地域の地域計画にも位置付けられた上で、地域の実情や個々の品目の特性に応じた取組や、耕畜連携等の業種の枠を超えた取組を進めるとともに、その実施に当たっては、環境負荷の低減の過程で新たな環境負荷が生じることがないよう留意する必要がある。また、生産力向上と環境負荷低減の両立が図られるよう、技術の開発や普及も継続的に進める。こうした取組は政府全体で進めるGXや気候変動、生物多様性保全等に関する国際的な課題への対応の観点からも、国際協力を含めて積極的に推進する。

##### ① みどり GX 推進プラン（仮称）

「みどりの食料システム戦略」に基づき、食品産業・農林水産業の脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現するため、GXに取り組む民間の活動力を農林水産分野にしっかりと取り込んで、取組を加速化させていく必要がある。

このため、温室効果ガスの排出削減、吸収源の機能強化、資源・エネルギーの地域循環と併せて、気候変動による被害を回復・軽減するための生産安定技術や高温耐性品種等の開発・普及、GXの推進に資するスマート農業技術等の普

及、環境負荷を低減して生産された農産物の加工・流通・販売等を行う関連産業の育成、これらへの投資促進も含めた「みどり GX 推進プラン（仮称）」を策定する。

## ② クロスコンプライアンスの本格実施

食料システム全体での環境負荷低減への意識向上とその取組の底上げを図るため、農林水産省の全事業で環境負荷低減の取組を義務化する「クロスコンプライアンス（みどりチェック）」を2027年度に本格実施することとしており、実効性の確保や負担軽減に配慮した制度設計が必要である。

このため、クロスコンプライアンスについて、これまでの事業申請時のチェックシートの提出に加え、2025年度から事業実施後の報告及び確認の試行実施を行い、実施体制を整備した上で、2027年度からの本格実施につなげる。

## ③ 新たな環境直接支払交付金の創設

クロスコンプライアンスの取組よりも更に進んだ環境負荷低減を図る持続的な生産体系への転換には、生産コストの増加、収量の不安定化、労力の増大、販路確保が困難であること等の課題がある。

このため、2027年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に、導入リスク等に応じた仕組みとすること、支援対象となる環境負荷低減の取組及び支援水準は、その取組の普及状況や技術開発等に応じて定期的に見直しを行うことを考慮しつつ検討する。

## ④ みどりの食料システム法による支援

みどりの食料システム法の認定を受けて環境負荷低減に取り組む農業者は、2025年1月時点で全国88万経営体の2%に当たる2万経営体以上であり、地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う特定区域は25道府県の55区域まで拡大している。環境負荷低減の取組の更なる拡大のため、これまでに創出したモデル的取組を面的な普及につなげることが重要である。

このため、みどりの食料システム法の認定等を通じた農業者や、環境負荷を低減して生産された農産物の加工・流通・販売や環境負荷の低減に資する資材・機械の供給等を行う関連事業者への支援を進める。また、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者のネットワークを構築し、農業者間での取組の普及や農業者と輸出も含めた関連事業者とのマッチングを図るとともに、普及体制の整備を図る。

## ⑤ 國際環境交渉への対応とみどりの食料システム戦略の国際展開

気候変動に関する国際的な動きが活発化する中、国際レベルマイキングや国際協力にも参画する必要がある。

このため、欧米とは気象条件や生産構造が異なるアジアモンスーン地域の新

しい持続的な食料システムの取組モデルとして、「みどりの食料システム戦略」を提唱し、気候や農業条件が類似するアジアモンスーン地域における強制で持続可能な農業・食料システムの構築に向けて、日ASEANみどり協力プランを推進する。

また、二国間クリジット制度（JCM）等を活用した、我が国が有する食料安全保障に資する温室効果ガス削減技術の国際展開を推進するためのパッケージを取りまとめ、発信する。

## (2) 環境負荷低減に向けた個別分野の取組

### ① 気候変動対策の推進

我が国の温室効果ガス排出量に占める農業分野の割合は小さいものの、4,272万トン（2022年度）であり、2030年ネット・ゼロ実現に向けて、温室効果ガスを2030年度に1,176万トン削減（2013年度比）することとしている。このため、農業機械や施設園芸、農地や畜産に由来する温室効果ガスの排出削減対策・吸収源対策を、J-クリジット制度や環境負荷低減の取組の「見える化」等も活用しつつ着実に進める。

### ア 燃料燃焼による二酸化炭素排出削減対策

燃料燃焼による二酸化炭素排出量の削減に向け、農業機械については、高精度作業によって行程の重複を減らすことで燃料消費量を削減する自動操舵システムや電動草刈機など小型の電動農業機械の普及を進めているが、2023年度における普及率は自動操舵システムが7.8%、電動草刈機が23.7%となっている。また、小型の農業機械においても実用化済みの機種は一部に限られているほか、大型の農業機械では他産業で利用されつつある電化・水素化技術の応用に向けた開発が進められている段階にある。

施設園芸については、ハイブリット型施設の普及率は10.7%（2022年度）にとどまっている。また、ヒートポンプ等の省エネルギー機器等は、導入コストが高く、効果的な使い方の普及が必要であるほか、再生可能エネルギーを用いた代替技術では加温の不安定性等が課題となっている。

このため、農業機械については、自動操舵システムや電動草刈機など実用化された技術の導入を一層推進する。また、小型の電動農業機械の対象機械の拡大に向けた開発・実証を進めることとに、大型の農業機械への他産業で開発・実用化された電化・水素化技術の応用に向けた開発を引き続き推進する。

施設園芸については、省エネルギー型施設・省エネルギー機器の導入支援に加え、ハイブリッド型施設モデルの作成、優良事例の横展開等を行うとともに、ゼロエミッション型園芸施設の実現に向けた技術開発・実証を進める。

### イ 農地や畜産由來の温室効果ガス排出削減対策・吸収源対策

温室効果の高いガスであるメタンや一酸化二窒素の排出量が多い水稻栽培

培や畜産を中心に、排出削減対策を進めるとともに、農地土壤での吸収源対策を進める必要がある。このため、生物多様性にも配慮した水稻栽培における中干し期間の延長、土壤診断や局所施肥等を通じた過剰施肥の抑制、家畜排せつ物の管理方法の変更や温室効果ガスの排出量を抑制する飼料などの開発・利用等を進める上で農地や畜産に由来するメタンや一酸化二窒素の排出削減を推進とともに、堆肥や綠肥、バイオ炭の施用等の土づくりを進めることで土壤炭素貯留を推進する。

#### ② 気候変動に適応するための技術・品種の開発・普及

気温の上昇による生育障害や多雨による温害、病害虫の発生量が増加し、収量が減少する等、気候変動の農業生産への影響が顕在化する中、これらに適応するための取組の推進が必要である。このため、気候変動による被害の回避・軽減に向け、生産安定技術の開発や、高温耐性や病害虫抵抗性等を有する品種の開発、品種や品目の転換を含めた対応技術の開発・普及、扇風機や細霧装置等の暑熱対策の導入等を推進するとともに、気候変動への適応に係る優良事例を発信する。また、気候変動による降雨量の変化等に対応するため、農業水利施設の整備に当たって、将来の降雨予測に基づいた計画策定手法を導入するとともに、澁水時の応急ポンプの活用やきめ細かな水管理等の支援、取水期間等の調整を図る。

#### ② 生物多様性の保全等に関する取組の推進

環境と調和のとれた食料システムの確立に向けては、気候変動対策併せて、生物多様性の保全を図ることが重要である。国際的には、生物多様性条約第15回締約国会議（2022年）で採択された、2030年に向けた生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、生物多様性への脅威を減らす行動として、農業・有害性の高い化学物質によるリスクの半減、環境中に流出する過剰な栄養素の半減等が示される等、生物多様性の減少傾向を止め、回復に向かわせるネイチャーポジティブの実現に向けた動きが進んでいる。また、化石燃料を原料とするプラスチックの不適切な処分による環境や生物への影響が懸念されており、国内においても対策を早急に進める必要がある。このため、「農林水産省生物多様性戦略」（令和5年3月改定）に基づき、生物多様性保全を重視した農業生産や技術開発、冬期湛水等のネイチャーポジティブに資する取組を、環境負荷低減の取組の「見える化」等も活用しつつ着実に進める。

#### ア 化学農薬・化学肥料の使用低減

化学農薬使用量（リスク換算）は、農薬使用量低減技術の地域の栽培暦への反映やリスクの低い農業への切替え等により、2023農薬年度は約15%低

減（2019農薬年度比）しており、引き続き低減を図る必要がある。化学肥料の使用量については、家畜排せつ物や下水汚泥資源など国内資源の利用拡大に向けた堆肥化・ペレット化施設の整備や関係者間のマッチング機会を増やす取組、綠肥等を含めた有機物の施用による土づくりの推進と併せて、土壤診断に基づく適正施肥の取組拡大、局所施肥技術の導入等を進めてきた。この結果、2022年の化学肥料使用量は約11%低減（2016年比）したが、過剰施肥が温室効果ガス排出や窒素の流出につながることも踏まえて、更なる低減を図る必要がある。

高溫への耐性や栄養分の利用効率等の向上に資するバイオステイミュラントについては、効果や使用方法等の表示が明確になっていないものがあるなどの課題が存在している。

このため、化学農薬については、使用量低減に資するスマート農業技術、病害虫抵抗性品種、生物防除資材の導入等による総合防除の普及を、指導者を活用しつつ推進する。さらに、有機農業の面的拡大、化学農薬の使用量低減技術や病害虫抵抗性品種等の開発、生物防除資材等の新規資材の審査等を推進する。

化学肥料については、これまでの取組を引き続き進めるとともに、土壤状態や作物の生育状態等のリモートセンシングデータを活用したスマート施肥システム等による適正施肥などの技術導入や、化学肥料低減に資する新たなスマート農業技術の開発・普及等を推進する。

バイオステイミュラントについては、表示等に関するガイドラインを作成し、農業者が効果のあるものを安心して選択・使用できる環境を整える。

#### イ 有機農業の推進

輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するだけでなく、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものである。有機農業の取組面積は、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村である「オーガニックビルダージ」の創出の推進等により、2022年度には約3万haまで拡大した。

一方、有機農業へ移行した当初の農地では単収が低く不安定であることや、技術の体系化や指導体制の構築が不十分であるため、有機農業への転換を希望する農業者が取り組みやすい環境を整備することが必要であるほか、熟成が不十分な堆肥の施用や雑草による害虫の発生等に伴う生産や品質への影響も踏まえた対応が必要である。また、流通面では、ロットが小さく流通コストが嵩むことが課題であり、販売面でも、国内の有機食品市場の更なる拡大に加え、海外市場獲得に向けた取組を強化し、需要を拡大する必要がある。このため、団地化を進め産地育成を図る観点から、地域計画と連携し、オーガニックビルダージの横展開や、みどりの食料システム法に基づく有機農業のモデル区域の設定等、有機農業の産地づくりに取り組む市町村の拡大を図る。また、産地で指導的な役割を果たす有機農業者の育成を図るとともに、農業者への直接的な支援として、環境保全型農業直接支払制度において、

2025年度から、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。技術の普及については、都道府県域での広域的な技術の普及に向けて、現場の実践技術の体系化や指導体制の構築を推進するとともに、除草作業の省力化・効率化に資する機械除草体系の確立等、次世代の有機農業技術の研究開発を推進する。また、有機農産物のブランド価値及び品質の向上を図ることも、EUなど環境負荷低減に关心の高い海外市場をターゲットとし、有機農産物の輸出に向けた取組を推進する。向かえて、学校給食や公的施設等の食堂での有機農産物の活用等、产地と消費地が連携した取組の拡大を図るほか、国産原料を使用した有機加工品の開発や効率的な流通体制の構築等、产地と事業者が連携した取組を後押しする。

#### ウ プラスチック資源循環への対応

プラスチックは、農業現場においても、農業用フィルム、肥料袋、農薬容器や被覆肥料等に広く使用されている。2022年度の農業由来廃プラスチックの年間総排出量は、87,097トンであり、そのうち70%でリサイクル等が行われており、その他は単純焼却や埋立等となっている。海洋等の環境中のプラスチック汚染問題への国際的な関心が高まる中、プラスチックの排出抑制や資源循環の更なる取組が必要である。

このため、農業由来廃プラスチックの適正処理体制の強化、生分解性プラスチック資材やプラスチック代替資材の利用拡大、プラスチック被覆肥料の代替技術の開発・普及等を推進する。

#### ③ 農林漁業循環地域の創出

バイオマスは、電気・熱・燃料への変換によるエネルギー利用や、プラスチック等の素材としてのマテリアル利用が可能であり、再生可能なエネルギーとともに、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地方創生や農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものである。

このため、先導地域を核として、地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能なエネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。

## 2 食品産業・消費における環境負荷の低減

### (1) 食品産業における環境負荷低減等の促進

近年、欧洲を中心とした環境負荷低減等に関する国際的なルール形成が進んでおり、特に、海外市场を視野に入れた場合には、こうした配慮に欠ける事業活動には、取引先からの取引停止や資金調達への支障が生じるおそれがある。しかし、持続可能性に配慮した輸入原材料の調達に取り組む食品企業の取組は依然として不十分なままでいる。

このため、製造工程における脱炭素化や環境負荷低減等に資する技術の導入等や、流通段階におけるモーダルシフト等を推進する。  
また、持続可能性に配慮した輸入原材料調達を含む環境等に関する課題について、国際的なルール形成に積極的に参画するとともに、対応策の検討等を図るた

めに、バイオマス産業都市の取組の推進や、地産地消型バイオマスプランの設置整備、耕畜運搬の推進等により、地域特性に応じて電気、熱、マテリアル、燃料等としてのバイオマス利用を進める。地域の農林漁業関連施設や農業機械等への燃料利用については、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年法律第45号)による農林漁業者とバイオ燃料製造事業者の連携の促進や、資源作物の栽培実証等を進めるとともに、SAFについては、関係省庁と連携して国産原料による製造や廃食用油の回収方法等の検討を進める。

#### イ 再生可能エネルギーの利用推進

農山漁村における再生可能エネルギーは、相談窓口の設置や営農型太陽光発電のモデル的取組の支援等により、2023年度の経済規模は774億円となり、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」(平成26年5月制定、令和3年7月一部改正)における2023年度目標である600億円を達成した。一方、太陽光発電のFIT調達価格は、10円/kWh程度まで下落しているほか、出力制御エリアは全国に拡大しており、今後はこれまでのような売電収入を見込めないため、FIT/FIPのみに依存しない、再生可能エネルギーの農山漁村への導入推進や先進技術の導入が課題となっている。

このため、太陽光やバイオガス等の再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及、エネルギーを地域全体で管理し効率的に活用する農山漁村エネルギー・マネジメントシステム(EMS)の導入を推進するとともに、次世代型太陽電池(ペロブスカイト)などの導入効果の検証等を行う。また、當農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な當農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。  
くわえて、農業水利施設を活用した小水力等発電について、優良事例の横展開、関連施策の周知等により導入を促進する。

めの官民連携の場の構築を通じて企業の取組を推進する。

## (2) 食品ロスの削減

2022年度における事業系食品ロス量は236万トンで、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令和元年7月策定)における2030年度目標である273万トンを前倒しで達成しており、2025年3月に策定した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において設定した新たな2030年目標である、219万トンに向けて取組が必要である。

このため、事業系食品ロスの発生抑制の取組に向けて、納品期限の緩和などの商慣習の見直し徹底、外食における食べべきり等を推進するとともに、食品企業側の食品寄附時の負担軽減のため物流事業者等関連事業者との連携を促進する。その際、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直しを各業界団体等に周知し、早期の対応を促進する。

さらに、食品事業者による食品ロスの発生抑制等の取組の見える化や、それを適正に評価する仕組みを構築する。

## (3) プラスチック資源循環への対応

我が国においても、「第5次循環型社会形成推進基本計画」(令和6年8月閣議決定)において、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、プラスチックのリサイクルを進め、質の高い再生利用を進めるこことしている。また、国際的にも、海洋プラスチックごみ等の問題を背景に、「プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)」策定のための国際交渉が行われるとともに、欧州では、再生プラスチック利用義務を柱とした規則が制定されるなど、再生プラスチック利用を市場参画の要件とする動きも見られる。

特に食品容器包装は、複数のプラスチック素材による多層構造が多いこと、食品に直接接触して汚れや臭いが付着・吸着すること等が再生利用に当たっての技術的課題であり、また再生利用コストも課題である。

このため、国内外の関連規制や先進的な取組等情報を収集・提供等を行うとともに、再生利用しやすいプラスチック使用製品に関する業界横断的なガイドラインの策定、食品事業者による再生プラスチック等の利用拡大等の取組を後押しする。また、再生利用しやすい容器包装の使用等に関する消費者への理解醸成を図り、食品産業におけるプラスチック資源循環を推進する。

## (4) 環境負荷低減の取組の「見える化」

農業生産活動や食品産業における環境と調和のとれた取組を推進し、定着を図るために、生産現場の努力や取組の増加等に関する消費者への理解浸透を図り、環境負荷を低減して生産された農産物・食品が選択されることが必要である。

農林水産省調査によれば、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶと回答した国民の割合は、2020年と2023年を比較すると、67.1%から6.9%減少しており、

内閣府調査によれば、環境に配慮して生産された農産物を購入したい消費者はいるものの、「それが環境に配慮した農産物かわからなかっため」購入できていない状況が示唆された。そのため、環境負荷低減の取組をラベル表示(愛称:みえるらべる)する「見える化」の取組を実施しているが、対象品目が限られていることや取組の負担軽減が課題となっている。また、加工食品のカーボンフットプリントの算定に関して、食品業界として合意されたルールは存在せず、取組が進みにくることが課題となっている。

このため、環境負荷低減の取組の「見える化」について、優良事例の情報発信等を図るとともに、畜産物や花きなどの異なる対象品目の拡大に向けた検討や、デジタル化による算定や検証がしやすい仕組みの構築を図る。また、加工食品のカーボンフットプリントの算定に資するよう、官民で業界の自主算定ルールの検討を進める。あわせて、消費者の選択に資するよう、生産現場における環境配慮の取組等の情報提供を行うなど、食品事業者による消費者の理解醸成を図る取組を推進する。

## (5) J-クレジットの取組拡大

水田の水管理の変更や、バイオ炭の施用等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、企業等との取引を可能にするJ-クレジット制度は、農業者の所得向上にもつながることから、その推進が重要である。農業分野のクレジット認証量(累計)は、2025年1月時点で、63,123トン-CO<sub>2</sub>であり、登録等の手続の負担や対象となる取組(方法論)が限られていることが課題となっている。

このため、農業者を取りまとめてクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組の推進や、プロジェクト登録・クレジット認証の審査の円滑化等を推進するとともに、新たな方針論の策定・改定に向けて実証や研究開発を推進する。あわせて、農業分野のクレジットの販売強化に向けた価値向上の方策の検討を進める。

## (6) 食料システムの関係者の理解浸透の推進

生産から消費に至る食料システム全体の環境負荷低減を進めるためには食料システムの各段階での理解や取組を促す必要がある。また、環境負荷を低減して生産された農産物・食品を消費者が身近に感じ、購入しやすくなるよう、無駄なく活用する方策等の情報発信を行うことや、将来の日本を担う若者の行動変容を促すことも必要である。

このため、官民で推進する「あるの環(わ)プロジェクト」において、持続可能な生産・消費を広めるためのイベント開催や情報発信等の活動を生産者、食品事業者等の参画を得て行うとともに、若い世代の環境に配慮した取組を発信する「みどり戦略学生チャレンジ」等を通じて取組への国民各層の参画者の拡大を図る。

### 3 多面的機能の発揮

#### (1) 多面的機能への国民理解促進

農業の有する多面的機能は、農村で継続的に農業生産活動が適切に行われることにより発揮され、地域住民はもとより、国民全般がその効用を享受しているものであり、その意義について国民理解を促進し、農業政策の推進に理解・協力を得ることが重要である。また、国民生活及び国際経済の安定に果たす役割に鑑み、将来にわたって、環境への負荷の低減が図られつつ、適切かつ十分に発揮されなければならない。

このため、環境負荷低減の取組を見える化とともに、多面的機能に関するパンフレット配布やイベントでのパネル展示に加えて、地方公共団体、企業への周知や関係省庁と連携した普及啓発などの更なる情報発信を図る。また、農業の有する多面的機能を支える地域の共同活動について、SDGsへの貢献の観点も含めて企業、学校等に対する情報発信を行うとともに、世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産について、パンフレット配布やイベント開催による情報発信の取組等を行う。

さらに、都市住民の理解醸成を図るため、都市農業の有する都市の防災などの多様な機能について、効果的な情報発信の取組を推進する。

## (2) 多面的機能の発揮の促進のための共同活動

### ① 地域資源の適切な保全管理の推進

農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるよう、多面的機能支払制度により、地域の共同活動に対する支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することが重要である。一方、近年、認定農用地面積は230万ha程度で推移しているが、人口減少・高齢化に伴い、共同活動の継続が困難となることが懸念されている。

このため、活動組織の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画及び活動組織の広域化を推進し、適切な保全管理に取り組む農地の維持・拡大を図る。

### ② 中山間地域等における農業生産活動の体制強化

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続が図られるよう、中山間地域等直接支払制度により地域の共同活動等に対し支援を行っており、当該取組を通じ、多面的機能の維持・発揮に貢献している。近年、協定農用地面積は65万ha程度で推移しているが、人口減少・高齢化による協定参加者の減少等により、取組面積の減少が懸念されている。

このため、集落協定の体制強化を図る取組を推進し、将来にわたり、農業生産活動の継続に取り組む農地の維持・拡大を図る。

### ③ 環境負荷低減に資する農業生産活動の推進・加速化

農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を、環境保全型農業直接支払制度により支援を行っており、これらの取組を通じ、多面的機能の維持・発揮に貢献している。これまで本制度で支援してきた長期干しや冬期湛水等の環境負荷低減の取組は、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的

に推進されることが期待されるから、今後は多面的機能支払制度においてこれらの取組も推進する。

また、環境負荷低減の取組を加速化するため、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、2027年度を目指し創設する新たな環境直接支払交付金について、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行いう場合に、導入リスク等に応じた仕組みとすること、支援対象となる環境負荷低減の取組及び支援水準は、その取組の普及状況や技術開発等に応じて定期的に見直しを行うことを考慮しつつ検討する。

## V 農村の振興

### 【目標（2030年（年度）】

- 計画期間中に農村関係人口の拡大が見られた市町村数：630 市町村
- 農村地域において創出された付加価値額：22兆円
- 計画期間中に農村関係人口の拡大の取組が移住・定住につながった事例のある市町村数：540 市町村
- 地域の共同活動による農業生産活動の継続
- 中山間地域等の振興
- 鳥獣被害の防止

農村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業・林業など様々な産業が営まれ、多様な地域住民が生活する場でもあり、更には国土の保全、水源の涵養、美しく安らぎを与える景観の形成、生物多様性の保全、文化の伝承といった、多面的機能が発揮される場所であることから、都市住民への恵沢も踏まえた多面的機能の十分な発揮を図るためにも、農村の振興を図ることが必要である。農村においては、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進行しており、農業者が減少することによる食料安定供給への支障が懸念される。また、農業者の減少に伴う集落機能の低下により、これまで農業者共同で行ってきた農業生産活動と一体不分なる草刈りや泥上げ等の活動が停滯し、農業生産活動に影響することが懸念される。これに併せ、農村内の非農業者も、今後大幅な減少が見込まれることから、農村の地域社会の維持が困難となる事態も懸念される。

地域社会を維持していくためには、農村内部の人口の維持及び農業・農村に継続的に関わる農村外部の多様な人材（農村関係人口）の拡大が重要である。具体的には、このような農村の持つ価値や魅力を若者や女性などが「楽しい」と感じて農村への関心や関わりを高めるような「楽しい農村」を創出し、農村が、国民全体が関わることとなる目的地となることを目指していく。

そのため、農村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「経済面」の取組、生活の利便性の確保を図る「生活面」の取組を、民間企業、農村を含めた地域振興に係る関係省庁と連携して推進する必要がある。

地域の共同活動については、農業者その他の農村との関わりを持つ者の参画促進等を通じて組織の弱体化を防ぎ、農用地の保全を図ることが必要である。

鳥獣被害は、農作物への被害に加え、嘗農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、更には、希少植物の食害等の被害をもたらしており、広域的で効果的・効率的な対策、ジビエ利用に係る捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策が必要である。

### 1 多様な人材が農村に関わる機会の創出

農村においては、人口減少・高齢化の進行により、農村内部の住民のみでは地域社会の維持が困難となってきた一方で、近年、SDGs等の観点から農村における多様な価値を見いだし、自社の経営課題と結び付けて事業活動として農村に参入する民間企業が増加している。

このため、農業者だけではなく、他産業・他地域の民間企業、地方公共団体及び内外の民間企業の参画促進や地域と連携し、官民共創の仕組みを活用した地域形成に向けて、企業版ふるさと納税を含めた民間資金や人材の確保を行うため、「農山漁村における社会的インパクトに関する検討会」において農業・農村における企業等の事業活動による経済的社会的効果の可視化を図るとともに、地域おこし協力隊、労働者協同組合、特定地域づくり事業協同組合制度等の活用を推進する。

また、関係省庁との連携の下、移住・定住の拡大にも資するよう、住居、交通、医療・福祉サービス等の生活インフラの確保や女性や若者などの暮らしやすさ・働きやすさの向上、地域おこし協力隊の農業への従事や、農村型地域運営組織（農村支援を行なう地域運営組織）への参画、特定地域づくり事業協同組合制度による農村RM0や農業等への人材派遣、中山間地域における地域資源やデジタル技術を活用した地域活性化、郵便局・物流事業者等と連携した市街地と農村間における食品・日用品、農産物等の物流網の維持・確保を推進する。

くわえて、二地域居住の普及・定着等による農村への人の呼び込み、都市部や市街地の企業のCSV（共通価値の創造）活動や研修等による持続的な農村への社員の派遣、官民の副業の促進等により、通いによる農業への参画・コミュニティ維持などの取組を推進する。

これらの取組を更に加速し、異分野同士の結合により、地域にイノベーションを生み出すため、2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を取りまとめ、農業生産、輸出、農泊、農福連携、フードテック等の分野において、企業や関係省庁等の複数の取組主体による関係者の「組合せ」（例：農村と地域金融機関、観光業者、IT企業等の連携）を通じて課題解決を目指す。

そのため、まず、「地方みらい共創に向けた緊急提言」（令和7年3月地方みらい共創研究会策定）に基づき、「農山漁村」「経済・生活環境創生プロジェクト」により、関係府省庁、地方公共団体、郵便局、民間企業、金融機関、教育機関等の参画するプラットフォームの下、多様な人材が活躍できる場の創出を図るほか、関係省庁との連携の下、地方公共団体の企画部局と農林水産部局の連携促進、農林水産地域の社会的インパクトを可視化するガイドライン策定や人材派遣・資金拠出企業の証明・表彰の仕組みの創設などを行う。

さらに、現場の多様な課題やニーズに対応して、農林水産省本省、地方農政局及び地域拠点の職員により、現場の実態や課題の把握、新しい地方経済・生活環境創生交付金など関係省庁の補助事業の紹介、関係省庁との連絡調整等を行う伴走支援体制を構築し、関係省庁のものを含めた農村振興に係る施策を総合的かつ一体的に推進する。

### 2 農村における所得の向上と雇用の創出（経済面）

#### （1）多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

農村における所得の向上に向けた、農業所得と農業以外の所得を合わせて一定の所得を確保できるよう、多様な就労機会を創出していくことが重要であり、

農林水産物に限らない多様な地域資源の活用や農業者以外の多様な主体の参画により、附加価値の創出を図る取組を推進していくことが必要である。その際、地域の経済を活性化するためには、地元の住民・事業者の積極的な参画も必要である。

このため、6次産業化、農泊、農福連携など、農村の地域資源をフル活用し他の分野と連携する取組を更に推進することにより、附加価値のある内発型の新事業を創出する。特に、地域がより一層裨益するよう、地元の若者や事業者による域内での起業・事業展開を後押しする。

## (2) 農泊の推進

農泊については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に落ち込んだ年間延べ宿泊者数が回復した一方、農泊地域の平均宿泊費が観光旅行全体のそれに比べて安価にとどまっていることから、所得の向上と雇用の創出を実現するため、高付加価値化を図る必要がある。このため、観光庁等と連携しつつ、地域内の関係者を包含した実施体制を構築し、食、文化、歴史、景観など農村ならではの多様な地域資源を活用した観光コンテンツの開発、インターネット利用環境の整備等を通じて、インバウンドを含む旅行者の農村への誘客促進、宿泊単価等の向上（高付加価値化）に資する取組を推進するとともに、輸出拡大との相乗効果を図る。

## (3) 農福連携の推進

農福連携については、農業経営の発展とともに、障害者の社会参画を実現する取組であり、取組主体数は大きく増加している。今後、農村の人口減少・高齢化が急速に進行することが見込まれる中、障害者等が貴重な農業人材として活躍できるよう、取組の更なる拡大に向けた仕組みづくりと認知度の向上、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の社会参画を通じた地域農業の振興が重要である。

このため、農業法人、社会福祉法人等による障害者等の就労支援、農福連携に関する専門人材の育成、障害者等が働きやすい生産施設、障害に配慮したトイレや休憩施設、ハリアフリーアクセスなどの支援を行う。また、市町村、農業や福祉の関係者等が参画し、農業経営体と障害者就労施設のマッチング等を行う地域協議会の拡大、ノウハウの日（11月29日）等による企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニークな農園の普及・拡大等を推進する。

## (4) 多様な人材等の参画の推進

上記（1）から（3）の取組に加え、地元の様々な業種の事業者が農村に目を向け、農業に関連した事業を開始するなど、農業の担い手以外も含めた多様な人々を農村に呼び込むことが必要である。このため、地元の建設事業者やIT事業者等による農業支援サービスの提供を始めとした農外事業者の農業への参画等を促進することにより、これまで農業・

農村に附帯性を持っていた他の分野の事業者が、農業・農村分野で新規事業を開拓する素地を創り、所得の向上と雇用機会の創出を図る。

## 3 農村に人が住み続けるための条件整備（生活面）

### (1) 農村型地域運営組織（農村RMO）の育成

中山間地域を中心に、人口減少・高齢化により集落機能が低下し、農地の保全や、買物・子育てなどの集落の維持に必要な機能が弱体化する地域が増加していくことが懸念され、特に老年人口の割合の高い集落では、生活の利便性が低い傾向にある。さらに、生活の利便性の低下は更なる人口減少・高齢化につながり、集落存続の危機が深まるため、生活環境（買物、医療、教育等へのアクセスや、高齢者の見守り等）の維持・改善が重要である。

このような状況の中、地域で暮らす人々が中心となって地域運営組織を形成し、祭り等のイベントの実施や、地域の美化・清掃活動など集落機能を維持する取組が各地で行われているが、そのうち、農業・農村に関する活動を行っている地域運営組織は少数にとどまっている。

このため、女性や若者などの多種多様な人材も巻き込みながら農村RMOの形成を推進する。

### (2) 生活インフラ等の確保

人口減少や高齢化が進む中、免許返納した高齢者をはじめ移動手段の確保に対する不安が高まる一方、公共交通の確保は危機的な状況にある。また、中山間地域をはじめとする農村の食料基地としての役割を維持し、安心して住み続けられるようにしていく必要がある。

このため、農村に人が住み続けられる生活環境が確保されるよう、交通空白地等における自家用有償旅客運送等の移動手段の確保、持続可能な交通ネットワークの再構築を推進するほか、農業集落排水施設、農道等の再編・強靱化及び高度化、地域資源利活用施設の整備等を推進する。

## 4 地域の共同活動の維持

農地の保全に資する地域の共同活動については、日本型直接支払制度により支援しているところであるが、活動参加者の減少や高齢化による組織の弱体化により、事務作業を含む活動の継続が困難となるおそれがある。

このため、多面的機能支払制度については、活動組織の更なる体制強化に向け、都道府県、市町村等による企業、学校、農業に関心のある非農業者等と活動組織とのマッチングを推進することにより、多様な組織や非農業者の参画を若者の確保を図りつつ促進する。また、都道府県、市町村等の支援により広域化を推進することで、集落の枠組みを超えて広域的に保全管理活動を実施できる体制を構築する。

また、中山間地域等直接支払制度については、集落協定の体制強化を図る取組を推進し、共同活動が継続できる仕組みを構築する。

さらに、多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度の両支払に取り組む地域における事務局の一元化や事務手続の簡素化、デジタル技術の活用等の効率化を

推進する。

## 5 中山間地域等の振興

中山間地域は、全國の総農家数、耕地面積、農業生産額のそれぞれ約4割を占めており、我が国の食料生産を担うとともに、国土の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の発揮においても重要な役割を担っている。中山間地域は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ない等の不利な農業生産条件を有しつつも、清らかな水、冷涼な気候等の自然条件等、平地ではない特性を活かした農業が行われている。また、離島、半島、山村等も不利なアクセス条件など地理的に厳しい環境にあるが、それの特性に対応した農業が営まれている。

しかしながら、これら中山間地域等の条件不利地域は他の地域と比較して、人口減少や高齢化が激しく進行しており、粗い手不足や集落機能の低下等厳しい状況に置かれている。中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を併せてパッケージとして一体的に実施する。

### (1) 中山間地域等の農業を「支える」ための施策の推進

#### ① 農業生産条件の不利益の補正

中山間地域等において傾斜地が多く、まとまった農地が少ないといった農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続が図られるよう、中山間地域等直接支払制度により地域の共同活動等に対し支援を行っており、当該取組を通じ、多面的機能の維持・発揮に貢献しているが、人口減少・高齢化による協定参加者の減少等により、特に小規模な集落協定において、活動の継続が困難な協定の増加や協定の廃止が懸念されている。

このため、中山間地域等直接支払制度について、水田政策の見直しの中で検討を行うとともに、共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる仕組みが構築されるよう、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくりを推進する。また、スマート農業技術の導入による農作業の省力化・効率化や整備等における振興活動等を推進する。

#### ② 集落機能の維持

農業者の減少に伴い農業集落内の戸数が減少する中、集落活動の実施率が急激に低下する9戸以下の農業集落の割合が増加しており、特に中山間地域においては、都市や平地に比べ、その増加割合が大きい。

このため、女性や若者などの多種多様な人材も巻き込みながら農村RMOの形成を推進する。特に中山間地域等の小規模集落に向けて、農村RMOの立上げや活動充実の後押し、市町村・都道府県・関係府省庁と連携したサポート体制の構築を推進する。

## ③ 地域の土地利用構想の作成・実現

中山間地域等を中心として、粗い手への農地の集積・集約化、新規就農等の促進、スマート農業の普及等の対策を講じても、當農を継続することが困難な農地が、今後増加することが懸念される。

このため、地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の作成と、当該構想に基づく、省力化作物の栽培、放牧等の粗放的な利用を含めた農地の保全に必要な基盤整備・施設整備、鳥獣被害防止対策等への支援や計画的な林地化などにより、荒廃農地の発生防止と再生・解消の取組を推進する。

### (2) 中山間地域等の農業で「稼ぐ」ための施策の推進

地形による制約等不利益な生産条件を有する中山間地域等において、「収益力の高い農業を行うためには、自然条件等の中山間地域等が有する地域特性を活かした農業を推進することも、条件不利性を補正するための基盤整備、スマート農業技術の導入等を促進することが必要である。

このため、地域特性を活かした高収益作物の導入や有機農業の推進、地形的制约に応じた、米、野菜、果樹、飼料等の複数の作物生産のほか、畜産や林業、他業種も含めた多様な組合せによる複合経営の取組を支援する。また、これらの取組を支える農地、農業水利施設、生産・販売施設等の総合的な整備のほか、中山間地域等の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道の整備等、きめ細かな基盤整備を推進する。さらに、集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備・再編等を支援する。

また、中山間地域等において、生産現場におけるスマート農業技術の活用を促進するため、多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給の促進・立ち上げの促進や収益性を確保し得る事業モデルの創出等を通じた農業支援サービス事業者の育成・確保等を図ることにより、スマート農業技術の普及及び活用できる人材の育成を進める。あわせて、水路のハイブリッド化、法面の緩傾斜化等のスマート農業技術に対応した基盤整備を推進しつつ、整備された農地で効果を発揮する自動給水栓、リモコン草刈機等の導入を進める。

さらに、地域の特色を活かした農産物のブランド化、地域資源を活用した商品開発等により付加価値の向上を図るとともに、流通・販売事業者とのマッチング等、販路開拓の取組を支援する。

くわえて、中山間地域農業の振興をより一層図るため、地域の特色を活かした取組を推進する。

益力向上等の活動に対しても各種支援事業の優先採択などの優遇措置を講ずる。

## 6 鳥獣被害対策

### (1) 鳥獣被害防止対策の推進

シカ、イノシシ、サル等の野生鳥獣による農作物被害額は、164億円（2023年度）と、依然として高い水準にある。また、鳥獣被害は當農意欲の減衰をもたらし、耕作放棄や離農の要因になるなど、被害額に表れる以上に農村に深刻な影響を及ぼしている。鳥獣被害防止対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱があり、地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を

大きく左右するが、捕獲従事者の高齢化による捕獲体制の弱体化や、効果的な対策を地域で企画・実施できる人材の不足等により、対策が十分に実施できていない地域が見られる。また、捕獲は市町村域で行うことが中心で広範囲に移動する鳥獣に対応できないことが加え、侵入防止柵は個々のほ場を囲むものが多く、地域として適切に管理することが難しくなっている。

このため、ICT等を活用した遠隔監視や捕獲データの収集・分析等による見回り作業の省力化や捕獲を強化すべき地点の特定等、先導的なスマート鳥獣害対策の普及を推進する。

また、個体群管理については、農地周辺での有害捕獲において、PDCAの実践により、効果的かつ効率的な捕獲を推進する。あわせて、市町村と連携しつつ、都道府県が中心となった、農地周辺の林地等における、生息状況の把握とそれを踏まえた広域的な捕獲活動を推進する。

侵入防止対策については、鳥獣の侵入経路を踏まえた集落単位での効率的な長入防止柵の整備を進め、地域全体での点検活動の徹底を図る。

生息環境管理については、市町村等による農家や住民に対する継続的な啓発と効果的な実施を推進する。

こうした取組が地域で効果的に行われるよう、引き続き、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づく鳥獣被害対策実施隊の維持・強化を図る。その際、大学等の高等教育機関とも連携した対策の企画を担う高度専門人材の育成と地域外の狩獵免許所持者の活用等を通じて実施隊等への配置の促進を図る。

このほか、被害が大きく増加している市町村や大きな被害が継続して発生している市町村等に対しては、農林水産省が中心となり、関係省庁や都道府県と連携して、地域の課題に応じて、先進事例の共有や専門家の派遣等の伴走支援を行う。

## (2) ジビエ利用の拡大

捕獲鳥獣を地域資源として有効利用の取組は、外食や小売、学校給食、ペットフード等の様々な分野において広がっている。この有害鳥獣を農村の所得に変える、「マイナス」から「プラス」の存在に変える取組を全国に広げていくことが重要である。

しかしながら、依然として多くの個体が埋設や焼却処分される一方、捕獲個体のうちジビエとして処理加工施設で解体処理された割合（いわゆる利用率）は全国平均で1割程度と低く、利用率向上が課題となっており、捕獲鳥獣のジビエ利用の更なる拡大が必要である。

このため、捕獲から消費の各段階での対策を重点的に講ずる。

捕獲段階では、地域の処理加工施設等と連携し、衛生管理の知識・技術を有する捕獲者（ジビエハンター）の育成を通じて、当該捕獲者によるジビエ利用に適した捕獲個体の施設への搬入を推進する。

処理加工段階では、地形や捕獲状況等に応じた、処理加工施設や移動式解体処理車、簡易な一次処理施設等の整備により、施設への搬入頭数の増加を推進する。また、施設における新たな人材の育成・確保や経営多角化等による年間労働時間

の平進化など処理加工人材の安定確保に向けた取組のほか、未利用個体・部位のペットフード・皮革製品等への有効活用や減容化処理といった廃棄負担を軽減する取組など処理加工施設の経営安定に資する取組を推進する。

流通・消費段階では、ガイドラインの提示や事業者にその順守を促す等により食品やペットフード利用に係る衛生管理を高度化し、消費者の信頼確保を図る。また、ジビエ利用に係る加工・製造、流通、販売に係る事業者の連携により流通の多様化と量の拡大を促進する。くわえて、観光等の附加価値の高い分野でのサービスと組み合わせたジビエ利用など新たな需要を喚起し、消費拡大を図る。

## 7 都市農業の振興

都市農業は、新鮮な農産物の供給のほか、身近な農業体験・交流活動の場の提供、災害時の防災空間の確保、やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、国土・環境の保全、都市住民の農業への理解の醸成等多様な機能を有するとともに、農業のPR観点として農業・農村への理解を深める重要な役割を發揮している。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借法」という。）の制定以降、都市農地の貸借は増加しているものの、生産緑地面積の1%程度と低水準であり、生産緑地が相当程度存在する地域であっても、農地の出し手と受け手のマッチング体制が整備されてないため、都市農地貸借法が活用されていない地域が存在するなど地域間での取組に格差が生じている。また、生産緑地以外の農地を中心に市街化区域内農地の減少が続いている。

このため、都市農地の有効活用を一層図る観点から、貸借実績が低調な地域におけるマッチング体制の整備等、農地の出し手・受け手双方が安心して貸借できる体制整備を支援する。また、市街化区域内農地の減少が続く中、都市農地を保全していくため、生産緑地以外の農地を生産緑地等に指定する取組とともに、アパートや駐車場の跡地などの空閑地を活用した都市農地の創出に向けた取組を促進する。

さらに、都市農業の有する多様な機能を適切かつ十分に發揮するため、地方公共団体による都市農業の振興に関する計画の策定を推進するとともに、マルシェや体験イベントの開催等の交流促進、農地の防災機能の強化、専門家等の派遣及び相談会の実施等の取組について支援する。

## 8 農村の魅力発信による農村に關わる人材の裾野拡大

農村関係人口の拡大に当たっては、農村への関心や関わりを持った者が、都市部にいながら農産物の購入などで農村に関わる形から、実際に農村に拠点を移す形に至るまで、様々な方法を通じて農村への関わりを深めていき、農村の支えとなる人の裾野を拡大する必要がある。

このため、農村の振興や所得向上に取り組んでいる優良事例の普遍化、棚田、農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業の有する多面的機能の理解の醸成のためのWEBサイトやSNS等による情報発信や体験等を通じ、農村のファンとも言うべき「農村関心層」を創出する。

### (1) 棚田・農業遺産の魅力の発信

棚田や農業遺産は、食料生産だけでなく、観光、教育、文化等の観点においても重要な地域資源であり、農村の有する価値や魅力の発信に寄与している。また、CSR（企業の社会的責任）、SDGsの観点から棚田地帯に関心を示す企業等が増加傾向にある。一方で、高齢化の進行や担い手不足により、棚田や農業遺産を農業者や地域住民のみで保全・継承していくことが困難な状況となっている中、棚田や農業遺産等の認知度向上や保全、これら地域の振興を図るために、地域外からの支援、農村関係人口の増加を図ることが必要となっている。

このため、地域住民はもとより、民間企業等による地域活動への参加や、商品開発・普及等を促進し、更にそれを契機として、地域内外の多様な主体との協働を生み出し広げる取組を推進する。

### (2) 農業体験の推進

都市農地等を活用した市民農園や体験農園は、消費者に対して身近に農と触れ合う場として、気軽に農産物の栽培や収穫等を体験する機会を提供し、農作物や農業に対する关心や理解の醸成に寄与しており、特に、都市農地貸借法の整備により生産緑地を活用した、民間企業等による手軽な市民農園が拡大している。また、簡易な宿泊施設を備えた滞在型の市民農園（いわゆるクラインガルテン）は、農村関係人口の創出・拡大に寄与することが期待される。

このため、都市農地を活用した農業体験に加え、滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備を促進する。

### VI 国民理解の醸成

食料の持続的な供給を確保するためには、消費者、国民が、生産などの実態を理解し、日々の購買行動によって、支えることが重要である。また、食育の推進、食文化の保護・継承等を通じて、食料・農業・農村に関する国民の理解を深めるだけでなく、食料の持続的な供給に寄与する「行動変容」につなげるよう、様々な施策間の連携を図りながら、効果的な消費者施策を推進する。

#### 1 食育の推進

「食育」は、生きる上で基本であって、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するものであるとともに、心身の成長及び人格の形成にも大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものである。食育の取組は、「食育基本法」（平成17年法律第63号）及び食育推進基本計画に基づき、目標を定め推進しているが、改正基本法第14条においても、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費にして食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされている。

このため、農業の生産現場の実態などに対する消費者の理解を深める観点からも、以下の食育の取組を推進する。

##### (1) 学校等での食育の強化

近年の家庭環境の変化に伴い、朝食を欠食する子どもの割合が上昇傾向にあるなど、こどもたちの食の乱れやそれに伴う健康への影響が見られるところから、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ることが重要である。

また、食卓と農業の生産現場の距離が広がる中で、生産者との関係性が希薄化し、農業の生産現場の実態を知らないこどもも増えていることから、こどもの頃から食を支える農業への理解が求められている。この点、学校給食における地場産物や有機農産物の活用は、児童生徒が地域の食文化や農業に対する感謝の念を育むために重要であるが、その取組には地域差がある状況にある。

このため、関係省庁が連携して、学校と地域の連携・協力関係を強化し、学校給食における地場産物や有機農産物の活用の更なる促進を図るほか、給食以外の時間においても、朝食やバランスの良い食生活の重要性等に関する指導や農業教育の推進などを通じ、食や農業について学ぶ機会を充実させる。

##### (2) 「大人の食育」の推進

単身世帯が増加するなどの生活環境の変化に伴い、食に関する経済性志向、簡便化志向も上昇傾向にあり、食生活の在り方は大きく変化している。また、若者における野菜類・果実類の摂取減少、中高年における米の消費減少など、大人の食生活に乱れが生じている。

このため、若者、高齢者等各世代の健全な食生活の実現に向けた課題を整理し、認識の共有を図るとともに、消費者に直接働き掛ける食品事業者（外食・中食事

業者を含む。)等による食育活動、食生活の改善につながる商品の展開や、職場における従業員等への食育等を推進する。

### (3) 国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮める取組の拡大

首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が継続し、国民の食卓と農業の生産現場の距離が遠くなる中、「農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合」は2020年度と比較して減少しており、農業の生産現場に対する国民の理解を深めるための取組強化が必要である。また、こどもたちが農村に滞在して、地域の住民との交流や農業体験等を行う取組を拡大するためには、送り側(学校等)である教職員の負担軽減や、農村の受け入れ体制の整備が必要である。

このため、生産者の努力を実感し、国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮めることにつながる農業体験機会の提供のほか、産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組を強化する。また、生産者と消費者との結び付きの強化、国産農産物の消費拡大、環境への負荷の低減等に寄与する地産地消について、地域の実情に応じた取組等の情報を発信する。さらに、関係省庁が密に連携し、「子供の農山漁村体験」に関する優良事例の分野横断での共有を図るほか、宿泊体験活動の講師等の活用による教職員の負担軽減や、近隣市町村の連携促進、民間企業等の参画促進による持続的な受け入れ体制の強化など、送り側及び受け入れ側双方を支援する。

### (4) 行動変容に向けた機運の醸成等

教育の推進に係る目標の達成に向けては、改善が進んでいない事項も多く、例えば、「食育に关心を持つていいる国民の割合」は近年伸び悩んでいる。このような状況を踏まえ、改めて食や農業への国民理解を醸成し、行動変容を促す必要がある。

このため、国や地方公共団体等における食育推進体制の更なる充実や学校、企業、生産者等の様々な主体を巻き込んだ産学官連携による新たな体制の構築、ボランティアなどの食育を進める人材の育成・拡大を図る。

## 2 食文化の保護・継承

### (1) 和食に接する機会の確保

和食は、「自然の尊重」の精神に立ち、長い歳月をかけて日本人が育てあげてきたものであり、また、栄養バランスに優れ、日本人の長寿の支えにもなっている。

一方、我が国における共働きや単身世帯の増加など社会構造の変化や食の外部化などライフスタイルの変化があり、家庭における和食の継承が一層難しくなっている。

このため、現在取組を行っている子育て世代に加え、若者やシニア世代などにも力点を置きながら、国民的運動として和食を食べる機会を増やす活動を展開する。

また、観光、文化振興などを担当する関係省庁や各地域と連携を強化し、消費者の生活実態や価値観なども踏まえながら、食文化の国民理解の醸成を図る。

### (2) 和食文化の保護・継承

2023年度の「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」は、44.7%と横ばいとなっている。また、「生まれ育った地域の郷土料理を知っている」のは52.5%と、次世代に確実に継承されているとは言い難い状況である。

このため、和食文化の継承活動を行う人材の裾野を広げ、栄養教諭等に加え食品事業者等の更なる参画を促しながら人材の育成を行う必要があることから、和食文化を伝える中核的な人材である「和食文化継承リーダー」の育成を取り、様々な場面でその積極的な活用を図る。また、優れた食文化を次世代に継承していくためには、地域の伝統的な食の成り立ちや背景等がわかりやすく整理されていることが効果的であることから、各地域と連携して進めている伝統的な食のデータベースの充実を図る。

### (3) 海外需要の取り込み

和食が2013年にユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機として、海外において日本の食に対する関心が高まり、海外における日本食レストランの増加、我が国の農林水産物・食品の輸出の拡大、また、訪日外国人旅行者数の増加につながっている。地域の食や食文化等の魅力により地方へのインバウンド誘致を図るSAVOR JAPAN認定地域では、2016年度の制度制定以降、インバウンドの宿泊者延べ数の大幅な増加が見られる。

日本の食は海外でも高い評価を受け、訪日外国人旅行者の訪日目的の中心となっているものの、インバウンドの地方誘客に関しては、プランディングやプロモーションの面で課題がある。また、周遊範囲が限定期のこと等により食闘連消費につながりづらいといった課題もある。

このため、「2025年日本国際博覧会」(大阪・関西万博)や「2027年国際園芸博覧会」(GREEN×EXPO 2027)といった国際的なイベントでの食文化の国内外への発信を契機として、我が国の地域の食文化の魅力を認知してもらい、これを地域振興やインバウンド・輸出の拡大につなげる好循環を図る。

また、SAVOR JAPAN認定地域の取組について、地域間連携による付加価値の高い周遊ルートの構築を図るほか、輸出促進施策に加え、農泊などの農村振興施策との連携を深める。

### 3 食品産業による国民理解の醸成

飲食システムにおいて、食品産業は農業者にとって国産農産物の主要な仕向け先であるとともに、様々な農産物・食品を消費者へつなぐ重要な役割を担っており、消費者を始めとする国民の理解醸成に直接向き合っている。

一方、生産・加工・流通・小売にかかるコスト、生産現場の実態、環境配慮や持続可能な原材料調達等の背景事情は消費者に十分に伝わっておらず、消費者の製品選択・行動変容に結びついていない。

このため、消費者の手元にまで農産物・食品が届くためにかかるコストの見える

化、生産性向上、生産現場の実態の情報発信等、食品事業者による国民理解の醸成に向けた取組を推進する。

#### 4 消費者の行動変容

### Ⅷ 自然災害への対応 1 東日本大震災からの復旧・復興

#### (1) 地震・津波被災地域

食品サプライチェーンの高度化等を背景に、消費者が農林水産業との接点を持つ機会が少なく、生産現場や食を身近に感じる機会は限られている状況にある。このような中、近年、食料供給の不安定化リスクが高まっており、国民一人一人が、平時から、十分に食料サプライチェーンに関する正確な理解を得て、冷静な行動をとり、適切な選択、消費行動を行うことができるよう消費面での取組が求められている。

一方、食料システムにおいて多様な商品・サービスを提供する食品事業者等も、サステナビリティやCSV等の活動の充実や活動状況の開示を行うなど、食料サプライチェーン全体における持続可能な食料供給への取組や消費者の健全な食生活の実現に向けた食育等の取組が求められている。このため、消費者の行動変容の促進に当たっては、消費者だけでなく、生産者、食品事業者など食料システムの全ての関係者・関係団体や行政においても、食料の持続的な供給を図り、健全な食生活を支えるよう、従来の取組からの転換も含めた主体的な取組を進める。

消費者の全世代をターゲットとし、生産者から消費者までの食料システムを支えるあらゆる関係者が巻き込みながら、食と農を取り巻く新たな情勢や、改正基本法や食料供給困難事態対策法等の理解醸成を図る。また、有機栽培、環境配慮等の情報を踏まえて農産物・食品を選択する行動変容を促すため、環境負荷低減の取組の「見える化」の取組を推進する。さらに、優良な取組を行う企業等を表彰等するとともに、食料システムを支える食品事業者の食と農に関する理解促進に向けた取組を行う。

#### (2) 原子力災害被災地域

##### ① 原子力被災 12市町村における営農再開

東日本大震災で被災した農地等の復旧事業により、津波被災農地の96%（岩手県100%、宮城県100%、福島県83%）で営農再開可能な状況である。福島県では、原子力災害被災と重複する一部地域において、帰還困難区域とされている農地等の復旧事業等に係る関係地権者との合意形成など各種調整に時間を要している。

このため、帰還困難区域の解除状況を踏まえつつ、農地等の復旧に関する関係地権者との合意形成に向けて、引き続き調整を進める。

「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）の改正により、2021年4月から、市町村に代わって福島県が農地集積の計画を作成・公告できるようになり、2023年度末時点で6市町村（南相馬市、広野町、川内村、川俣町、田村市、飯舘村）で59件、約1,215haの農地が集積されている。原子力被災12市町村における避難指示解除の遅かった地域を中心、帰還者数、帰還者の當農意向、必要な施設整備の状況、地域計画の策定状況などを踏まえ、担い手の確保など残された課題を的確にとらえて営農再開の加速化を図り、さらには、個々の農業者による点的な再開にとどまらず、市町村を越えた広域的な農地として再構築し、農業の復興を確かなものとすることが必要である。

その際、被災地の担い手確保に向けて、地域外からの参入も含め、地域農業の次世代の担い手の育成・確保を図ることとともに、農地の集積・集約化や大区画化、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の展開や高収益作物の生産拡大を進め、効率的な農業を展開することも必要である。

このため、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業技術の導入を推進し、労働時間が米の1/4で、作期分散が期待できる麦、大豆の導入や省力的な取扱機械製作業や機械化体系導入が可能な加工・原料用野菜の生産拡大を図ることで、省力的かつ儲かる農業生産体系の構築に取り組む。

また、労働力不足等の課題解決に向け、F-REL（福島国際研究教育機構）において、スマート農業技術を活用した更なる超省力生産システムの確立等に向けた実証研究等を被災地域と連携して進める。

帰還者等がどのように営農再開していくかなど、地域のニーズを丁寧に汲み取りつつ、需要拡大が見込まれる品目について、地元農業者による生産拡大や地域外からの農業法人の誘致等により作付面積を拡大し、加工施設への原料としての供給量を増やし、市町村を越えた広域的な産地形成の確立を図る。

## ② 食品の安全確保

生産現場では、放射性物質の吸収抑制対策、暫定許容値以下の飼料の使用等、それぞれの品目に合わせた取組を実施しており、食品中の放射性物質のモニタリング検査の結果、近年、放射性セシウムの濃度水準は低下している。栽培・飼養管理が困難で、現在も基準値超過が認められる品目（野生のきのこ類・山菜類、野生鳥獣肉等）を中心に、引き続き、出荷前のモニタリング検査を継続する必要がある。また、栽培・飼養管理が可能な品目については、現在も一部地域で出荷制限や採取制限が残ることから、原子力災害対策本部の検査計画等のガイドラインに基づき、モニタリング検査を継続しつつ、科学的合理性のある制限解除について支援を行う必要がある。

このため、出荷前のモニタリング検査の対象品目及び対象地方公共団体について、検査結果の集積等を踏まえ、継続的に必要な見直しを行うとともに、出荷制限については、よりきめ細かな地域単位でデータに基づき解禁が進むよう支援を行う。また、採取制限については、関係省庁と連携し、帰還困難区域への住民の帰還状況を踏まえつつ、運用の見直しを行う。

## ③ 風評払拭に向けたリスクコミュニケーション

2017年12月に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」及び2021年8月に取りまとめた「ALPS処理水による理解醸成に向けた情報発信ハッカージ」に基づく政府一丸となった取組の結果、福島県産品の購入を始めた消費者の割合は、2024年2月時点での4.9%まで低下している。

福島県産農産物等の販売不振の実態と要因を明らかにするため、福島県産農産物等流通実態調査（農林水産省）によれば、消費者からの安全・安心への評価が高いものの、流通事業者による消費者の購入姿勢の評価が消費者自身による評価ほどは高くないことが明らかとなっており、これまでの対策の効果検証を行った上で、価格差のポジションが回復しない品目については、品目ごとに風評の実態についての検証や要因分析を行う必要がある。また、同調査によれば、产地としての認知、ユニークさ（独自性）などに課題がある品目もあることから、販売不振の品目については、品目ごとに実態や要因を把握する必要がある。

このため、福島県産農林水産物の流通段階の風評の実態を含め、取扱いが伸びない要因について、品目ごとに分析し、風評の払拭に向けたりスクコミュニケーションと併せて課題や実態に即した取組を効果的に推進する。

## ④ 輸入規制の早期撤廃

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制は、政府一丸となった動き掛けの結果、規制を措置した55の国・地域のうち、49の国・地域で輸入規制を撤廃、いまだ6の国・地域で輸入規制が措置されている。また、ALPS処理水の海洋放出に伴い、中国及びロシアが日本産水産物を全面的に輸入停止し、香港及びマカオが10都県の水産物等を輸入停止した。

このため、原発事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制について、あらゆる機会をとらえて、引き続き早期撤廃を働きかけていく。

## 2 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興

2024年1月に発災した能登半島地震では、石川県を中心に甚大な農林水産業の被害をもたらした。農業分野について、奥能登地域では、関係者の尽力により、震災前（2023年）の水稻作付面積の約8割で當農再開したが、地震からの復旧・復興の途上で、9月に豪雨に見舞われ、農地で大量の土砂や流木が堆積するなど、再び甚大な被害が発生しており、農業者から一日も早い當農再開が求められている。

このため、2024年1月の地震と9月の豪雨からの復旧・復興の一体的な推進における、當農再開の進捗状況や地元の意向などを十分に踏まえ、県、関係する市町や農協とも連携して、農地等の復旧や生産再建などの総合的な支援策を切れ目なく実施する。

## 3 自然災害への備え

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、被害を最小化するためには、過去の災害の教訓を踏まえた、事前防災を推進する必要がある。

このため、ハードとソフト一体となった対策を講じるとともに、新技術も積極的に活用することにより、被害の最小化や迅速な當農再開を目指す。

### （1）能登半島地震等を踏まえた初動対応等の災害対応の体制強化

#### ① 被害状況把握と応急復旧

近年の自然災害による、農林水産業の甚大な被害に関し、発災直後から、全国の国職員をMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイスチーム）として被災した地方公共団体へ派遣し、関係団体からの協力も得て、農地・農業用施設等の被害状況把握や応急復旧に係る技術的支援等を実施している。

令和6年能登半島地震及び9月の豪雨災害においても、発災直後からこれまで13,000人を超える職員（MAFF-SAT）が現地で支援に当たったが、農地・農業用施設等の被害及び山腹崩落等が、多数、大規模かつ広範囲にわたり、くわえて、道路の寸断や積雪もあり、被害状況の把握、応急対策に際しての資機材の調達や設置等について多くの人材と時間を要した。このため、農地・農業用施設等の被害や山地災害等に係る調査や応急対策といった初動対応の迅速化に向け、平時からMAFF-SAT派遣候補者のリスト化、研修・訓練や資機材の整備等を通じて実行体制を強化する。また、MAFF-SATによる被災地支援が迅速に行えるよう、日頃から地方公共団体や関係団体等との連携強化に努めることとし、引き続き平時に市町村を訪問し、MAFF-SAT派遣等の支援内容を説明するなどの取組を進める。

くわえて、地方支分部局と土地改良事業に係る関係団体等の間で締結した災害協定に基づき被害状況の把握等の支援が円滑に行えるよう、日頃から連携強化に努める。

また、派遣職員の移動手段（車両）、情報通信機器、宿泊場所の確保等活動環境の改善を図るとともに、被災した農業用ため池の応急対策のため、災害用ポンプや簡易サイホン、水位計等遠隔監視機器等をあらかじめ確保する。

## ② 食料支援の充実と食品流通の回復

平成28年（2016年）熊本地震において、初めてブッシュ型支援を実施しており、以後、過去に例を見ない甚大な災害が発生した場合には、政府対策本部から要請に応じ、食品関連団体、食品企業等に対し、出荷を要請している。

令和6年能登半島地震発災直後には、食料・物資支援チームを設置し、業界団体を通じて食品企業から調達し、飲食料、無洗米等を供給した。食料支援に対するニーズの多様化を見越し、調達可能な品目リストを石川県に提示し、温かい状態で食べることができるレトルト食品、アレンギー対応食、炊き出し用の無洗米、野菜ジュース等を発送するとともに、温かい食事を提供するため、外食業界の団体と連携し、被災自治体と調整の上、複数の外食事業者の協力を得て、キッチンカーを活用した食事提供の取組を実施した。食料支援については、温かい食事や生鮮食品等の被災地のニーズにきめ細やかに対応することが課題である。また、現地における物資の到着状況等の把握体制を確立する必要がある。

このため、被災地のニーズにきめ細やかに応えられるよう、外食・食品関係

団体、企業等との連絡体制の整備・充実を推進する。また、不足するビタミン、食物繊維を摸索可能で、炭水化物のみに偏らない災害食（レトルト、缶詰等）など、取扱いが容易な食料の調達について、災害食に関するISO規格の制定に向けた取組など国際的な議論の動向も踏まえた上で検討する。くわえて、物資の到着状況等を把握するため、内閣府防災の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。これと併せ、被災した卸売市場の復旧や、関係省庁と連携した食品流通の回復に向けた取組を支援する。

## （2）農業者等による災害への備えの取組強化

### ① 農業者等に対する情報発信

自然災害の被害を最小限にとどめるには、農業者等が自ら災害のリスクや情報を認識し、必要な対策を適切に講じることが重要である。

このため、平時の備えとして、ハザードマップの周知や、気象別の予防減災情報の発信に努める。

### ② 農業保険の普及促進

自然災害により、甚大な農業被害が発生している中、農業保険の灾害への備えとしての利点が農業者に浸透しきっていない。

このため、最近の災害における農業経営への影響や農業保険の利点を発言し、農業保険の普及促進を図る。

## ③ 事業継続計画（農業版BCP）の普及

SNS（MAFFアプリ等）や農業関係団体を通じた事業継続計画（農業版BCP）の周知活動等を実施し、事業継続計画（農業版BCP）の策定のメリット等に関する声を示すことで計画の策定を進めてきたが、計画の策定は一部にとどまつており、引き続き計画に対する関心を高める必要がある。

このため、地方公共団体や農業関係団体等と連携し、農業経営の災害への備えの意識を高める。それと併せて、事業継続計画（農業版BCP）の策定による具体的な効果を示しつつ、計画に対する関心を高め、策定を促す。

### ④ 農業高校、農業大学校等における学習の推進

農業高校は、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）において、災害対策について考察する学習活動を取り扱う科目があり、農業大学校は協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）（令和2年8月31日付け2生産1005号農林水産省生産局長通知）において、自然災害への備えや農業保険等を含む農業経営科目が記載されている。しかしながら、農業経営における災害への備えの重要性が現役の農業者にも十分浸透しきっておらず、事業継続計画の策定も一部にとどまっていることを踏まえると、農業高校・農業大学校の学習段階から、災害への備えに関する学習を一層推進する必要がある。

このため、BCP策定等のリスク管理に係る教育カリキュラムの強化の取組やオンライン教材の活用等を促進する。

### ⑤ 災害発生直前の対策

風水害や雪害については、気象情報の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達や、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

このため、大雨等による影響が懸念される際には、SNS等を活用した注意喚起、農作物の被害防止に向けた技術的な対策情報を発信する。

## （3）農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策

大規模地震や豪雨による災害リスクが高まる中、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靭化基本計画」（令和5年7月閣議決定）等を踏まえ、農業・農村の強靭化を推進していく必要がある。

### ① 農業水利施設等における被災の事前対策と事後対応の推進

農業水利施設等の地震・豪雨対策や災害復旧に関し、緊急的に事業を実施する必要があるものは、「土地改良法」（昭和24年法律第195号）では急施とし、手続を簡略化して迅速に実施することが可能であるが、災害の激甚化・頻発化や施設の老朽化が進む中、より効率的・効果的な事業の実施が必要である。このため、急施の事業の対象を拡充し、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補強等や代替施設の新設に取り組むとともに、災

害復旧と併せて行う再度災害の防止のための改良復旧、突発事故被害における復旧と併せて行う類似の被害防止対策にも取り組む。これらにより、農業水利施設等における被害が広がらないよう、事前対策と事後対応をより効率的・効果的に実施する。また、大規模地震や豪雨への備えとして、引き続き、農業水利施設等の地震対策や豪雨対策を推進する。

## ② 農業用ため池の防災・減災対策の推進

農業用ため池は、全国に約15万ヶ所存在しており、そのうち、決壟等により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池は、2024年3月末時点で、全国に約5万3千ヶ所存在する。

こうした中、自然災害リスクの高まりを受けて、2019年に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成31年法律第17号)、2020年に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(令和2年法律第56号)。以下「ため池工事特措法」という。)が施行されており、これらの法に基づき、農業用ため池の適切な管理保全や防災重点農業用ため池の防災工事等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知、ため池管理者等への技術的な支援や遠隔監視機器の導入等による管理・監視体制の強化等も併せて推進する。また、ため池工事特措法の施行後5年目を目途とした法の施行状況の点検・検証を行い、農業用ため池の防災・減災対策の推進の在り方を取りまとめる。

## ③ 農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組の推進

近年、豪雨が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進することが必要である。

このため、農地・農業水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能、水路、排水機場等排水施設の果たす地域全体の排水の役割が効果的・効率的に發揮・活用されるよう、流域治水の取組の一環として、水田の「田んぼダム」としての活用、農業用ダムの事前放流に取り組むとともに、農業用ため池や排水施設の整備・管理等を推進する。

## ④ 園芸产地・卸売市場の防災・減災対策の推進

台風・大雪等の自然災害によって通常の農業生産が困難になることのないよう、自然災害発生にあらかじめ備え、災害に強い产地を形成する必要がある。また、国内の生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラである卸売市場について、全国64の中央卸売市場の約半数にあたる28市場は、40年以上大規模な整備を行っておらず、老朽化が進んでおり、近年多発する大規模自然災害に備え、施設の耐震性、耐水性、耐風性等の強化の防災・減災対策を早急に進める必要がある。

このため、低コスト耐候性ハウスを導入するとともに、園芸产地における複数農業者による事業継続計画(BCP)の策定や耐候性基準に合致したBCPの見直しを促進し、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、非常用電源の設置等の非常時の体制整備を推進する。また、卸売市場における耐震化・老朽化対策を

## (4) 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立・普及

近年、極端な高温や豪雨等の影響により、農業分野での被害が激甚化・頻発化する傾向にあり、生産者に異常気象に対する対策を周知・徹底する必要がある。このため、異常気象による生育不良、品質低下・病害虫等による被害を軽減できる高温耐性、病害虫抵抗性等の特性を有する新品種や栽培技術の開発を推進する。また、農産物の生育への影響や被害の回避・軽減に向けて、気象庁が発表する気象情報や、被害防止に向けた技術指導通知、農業現場における高温障害等の影響やその適応策等について取りまとめた「地球温暖化影響調査レポート」など、高温障害に対する有効な対策の発信に引き続き取り組むことに加えて、産地の選択肢を増やすため、高付加価値な亜熱帯・熱帯の品目への転換や、従来の栽培適地より高緯度等で産地形成した事例の収集・発信をする。

## (5) 災害発生時における食料安定供給確保のための備えの強化

### ① 食品事業者のBCP策定の普及、卸売市場の役割・機能の強化

食品事業者の事業継続計画(BCP)の策定率は、2023年度で約37%にとどまっている。

また、国内の生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラである卸売市場について、災害時においても国民への食料の安定供給を維持するため、その防災・減災対策が必要である。

このため、ホームページを通じてBCP策定の推進に係る情報提供等の取組を引き続き行っていくとともに、各種説明会やセミナー等において、BCP策定の重要性を再周知する等の取組を行う。

また、卸売市場の耐震性、耐水性、耐風性等の防災・減災対策を進めるとともに、地域防災計画や災害時連携協定を通じた連携体制の構築を推進し、生鮮食料品の調達・供給や支援物資の輸送・供給拠点としての役割と機能を強化して、災害時の物流拠点としての対応能力を更に高める。

## ② 食品の家庭備蓄、過度の買いだめ・買占め抑制

農林水産省が実施している「食生活・ライフスタイル調査～令和5年度～」では、食品を古いものから消費し、消費した分を買い足すことで一定量の食品を家庭で備蓄するローリングストックを実践している人の割合は、37%にとどまっている。災害時に、各家庭での食品や飲料水等の調達が困難となる場合を想定して、国民の家庭における備蓄する割合を増加させることが課題である。また、食料の供給が不足する又はおそれのある場合に、消費者の不安による過度な買いだめや買占めが発生することを防止することが必要である。

このため、ローリングストックの手法など様々な情報を集約したポータルサイトなどを通じて、家庭での備蓄の重要性に関する情報発信を行う。また、消費者が特定の情報に依頼して極端な購買行動を行わないよう、過度な買いだめの防止の呼びかけを積極的に行う。

推進する。

## 4 自然災害からの復旧・復興

### (1) 支援策の周知・活用

自然災害の発生時は、被害の規模や広がり、影響度合いを見ながら、地方公共団体と連携して、早期の省農再開に向け必要な支援策を講じるとともに、被害状況調査や災害復旧にかかる地方公共団体、農業団体や農業者等との打合せ等の場において、支援制度や申請手続等の周知に努めている。しかし、農業者からの相談内容は多岐に渡るほか、継続的な対応が求められる中、マンパワー不足が課題である。

このため、支援策の周知活動を行うとともに、支援策の申請手続等に関する伴走支援を行う。また、支援策の内容や申請手続などに関する幅広い知識を有する人材の育成・確保を図る。

### (2) 災害復旧事業の効率的実施

農地・農業用施設等の被害に対しでは、被害状況の把握や災害査定を速やかに行い、災害復旧を迅速かつ適切に行なうことが強く求められている。

このため、できる限り多くの国職員をMAFF-SATとして速やかに被災地に派遣し、被害状況調査等を支援するとともに、被災した地方公共団体に査定前着工制度の活用を促し、農地・農業用施設等の早期復旧を進める。また、激甚災害(本激)に指定された場合は、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」(平成29年2月策定)等に基づき、机上査定上限額の引上げ、採択保留額の引上げ、査定設計書に添付する図面等の簡素化等により、災害査定の簡素化や効率化を図る。

### (3) 再度災害の防止

災害が激甚化・頻発化する中、復旧した農地・農業用施設が、新たな災害によって再度被災する事態を繰り返さないようになることが重要である。

このため、迅速な着工が可能なとなる急施の復旧事業の対象を拡充し、復旧と併せて行なう再度灾害の防止のための改良復旧の取組を推進する。

### (4) 新技術の活用

災害対応は、その経験や教訓を踏まえ不斷に見直していくことが必要であり、令和6年能登半島地震では、政府の令和6年能登半島地震に係る検証チームにおいて、災害対応上有効と認められる新技術を取りまとめて、自治体でも活用することができる効果的な技術を紹介している。農業関係でも、管口カメラによる農業集落排水施設の効率的調査が、自治体でも活用することが有効な技術とされており、これら新技術を活用した災害対応を進める必要がある。

このため、災害復旧に当たっては、政府の令和6年能登半島地震に係る検証チームで取りまとめた、ドローンや管口カメラ等、災害対応上有効と認められる新技術の活用を図る。

## 第5 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1 DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

**(1) 食料システムのあらゆる場面でのDXの推進**

デジタル技術の高度化が進む中、デジタル化に意欲を持つ農業者・食品事業者等を中心に、データ活用の取組が展開されているものの、食料システム全体でみると、デジタル技術を活用した社会的ニーズの高い価値を創造・提供する取組(DX)の一層の充実が必要である。

このため、食料システム全体の生産性の向上に向け、生産現場におけるスマート農業技術の活用や食品産業における生産・流通の効率化に加え、生産から消費までの情報伝達や農林水産行政におけるデジタル技術の活用など、食料システムのあらゆる場面でのDXを推進する。

また、スマート農業技術の実装によりDXをリードする、デジタル技術やデータ活用に対する高いリテラシーを持つデジタル人材を育成する。

農業者のデータ活用による生産性向上等を実現するため、農業関連スタートアップ企業の創出や、それらによる農業に関するサービスの拡大・強化を図るとともに、WAGRIやAIの一層の活用を推進する。また、農業の生産性向上、GXの推進、農業行政の効率化等に資する衛星データ活用技術の開発・普及及び衛星データの政府調達を推進する。

これらの取組を推進するため、スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進する観点から、農業者や研究者等の参画の下、各種情報の共有が可能なプラットフォームを構築する。

### (2) デジタル化による行政手続の効率化

農業者が減少する中、近年、農林水産分野の地方公共団体職員も大幅に減少している。農業者・食品事業者や地方公団体職員等の事務負担を軽減し、農業者等が生産や経営に注力でき、行政手続等が滞りなく効率的に行われる環境づくりを行う必要がある。

こうした中、法令や補助金などの行政手続をオンラインで行えるようにする農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を2022年度から本格運用し、農林水産省所管の約3,300の手続のオンライン化を行ってきた。業務効率化に一定の効果があつたとの評価もある一方、申請数の少ない手続を含めてeMAFFに集約したこと、オンライン申請にはじみにくい手続が依然として多いことから、システムの利便性や費用対効果に課題がある。

このため、生産現場と農業政策の両面におけるDXの推進に向け、eMAFFを始めたとの評価もある。これと並んで、各システムが両者の結節点となるよう、その利用者・システム部局・政策部局が連携して、BPR(業務見直し)やサイバーセキュリティ対策を行いつつ、総合的にデザインする。

また、各システムの利用を促進する観点から、現場の実状やニーズを着実にとらえた上で、手続の簡素化、操作性の向上などにより申請・審査のハードルを下

げるとともに、利用拡大に向けた働き掛けを地方公共団体などに広く行う。さらに、行政の業務効率化とデータ駆動型の農業政策を開拓する観点から、他制度での参照やEBPM（根拠に基づく政策立案）に活用するため、各システムで取得する申請データを統合的に蓄積・管理する。

eMAFF の今後の具体的な見直しの方向性としては、一つの申請システムに限定するのではなく、今後更改する次期オンライン申請システムや政府共通システム等、申請の性質により振り分け、これらの見直し・改善を通じて、運用コストを大幅に低減させ、費用対効果を高める。また、現状のままではオンライン申請になじみにくいものについては、BPRを行った上でシステムによる業務効率化を目指すとともに、紙・メール等の申請を AI-OCR (AI を活用した光学式文字認識) 等でデータ化する。

### (3) 行政データ等の利活用の高度化

今後の現場の人手不足の深刻化に備え、デジタルツールの活用を一層推進する必要がある。また、行政等が持つ様々なデータを高度利用することで、従来対応が困難であった課題の解決や新たな取組の展開等が期待できる。

このため、地域計画における目標地図で示された農地利用意向情報の活用・デジタル化の促進や、現地確認業務の効率化等に向けて、民間サービスとの連携も含め、農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）の利活用の向上を図る。

また、行政におけるデジタル人材を育成するとともに、多様な関係者がデータを分析し利用できるよう、行政データのオープンデータ化に取り組むとともに、データを高度に活用する優良事例を創出し、横展開を図る。

## 2 統計データの持続的な把握と利活用の推進

農林水産統計は、基本計画に基づく施策の企画・立案や、KPI等の検証を行う上でも不可欠な、農林水産行政を支える情報インフラ及び公財である。

このため、人工衛星データやAI等の新技術の導入を推進するほか、民間事業者の人材や能力を活用した業務の効率化・外部化を進めることにより、今後とも必要なデータの持続的かつ正確な把握を確保する。特に、生産コストや収穫量など現場での把握が必要で難易度の高い調査については、職員に加え農業関係者を中心とした地域の専門調査員が担っているが、持続的なデータ把握のため、地域おこし協力隊等も含めその人材の多様化と育成・確保を図る。

その上で、新たに施設ニーズにも対応しつつ、農林水産統計を始めとする統計データ等を活用した分析を統計部局と政策部局の連携を強化して実施するとともに、分析ツールを活用しやすいデータ形式への標準化など、データ活用の環境整備を推進する。

## 3 食料システムの関係者間の連携

### (1) 関係者間の相互連携

合理的な費用を考慮した価格形成、持続的な農業に向けたインフラ整備、需要

に応じた生産・輸出の促進等、食料の生産から消費までの関係者が連携して取り組むべき課題が顕在化しており、これまでの同業者による水平的な組織が行う取組だけでなく、食料システムの観点から、団体間の相互連携による業種を超えた垂直的な取組が不可欠である。

### ① 持続的な費用を考慮した価格形成

生産から消費に至る食料システム全体で、持続的な供給に要する費用が考慮されるようにしていくためには、持続的な生産にはコストがかかることを消費者に正しく伝達することが重要である。

このため、コストを考慮した価格形成の実現に向け、食料システムの関係者間の連携・協力により、コスト指標の作成や消費者理解の醸成を図る。

### ② 持続的な農業に向けた農業インフラの保全

国内農業の持続的発展に向けては、農業生産を支える農業インフラを適切かつ持続的に維持していくことが必要であるが、人口減少や高齢化が進む中、農業インフラの管理等を担う人員の確保が困難となり、農業生産自体の継続が困難となる地域が増加していくことが懸念される。

このため、地域の農業インフラの保全に向け、多様な関係者・団体による議論を推進する。

### ③ 需要に応じた生産

需要者が現場で求めていることを生産者に伝え、それを踏まえた加工・流通・販売の実施が必要である。

このため、輸入依存度の高い麦・大豆や加工・業務用野菜等、実需の求める用途等に応じて、安定的な品質・数量で供給できる生産・加工・流通の体制づくりを図る。

### ④ 輸出促進

輸出の促進に当たっては、海外で求められる品質・規格や輸入規制に対応したもののが生産や、販売者によるその生産情報の正確な伝達など、生産から販売まで一体となった取組の効果的な推進が必要である。

このため、生産から販売に至る関係者が連携して輸出の促進を図る認定品目団体を中心としたオールジャパンでのプロモーションの実施や、海外のニーズ・規制に対応した農産物等を産地から継続的に輸出するサプライチェーンの構築に向けた連携を図る。

また、食品アクセスの確保、食育の推進、官民共創、農福連携、農村RMOの形成、地域計画の実現など、食料・農業・農村の課題解決などに向けたは、農業者や食品事業者、関係団体とNPO等各種団体といったステークホルダーとの協働や、それら団体間の相互連携を行政が仲介しながら図ることが重要である。

## (2) 食料、農業及び農村に関する団体の役割・取組

改正基本法の基本理念を実現するためには、食料システム全体として取り組すべき、環境負荷低減の取組、合理的な価格形成の推進、農村における農地保全のための共同活動や鳥獣被害防止の取組などが重要となっている。これらの取組は個々の農業者や食品事業者、地域住民では対応が困難であり、食料、農業及び農村に関する幅広い団体の役割が重要である。

食料に関する団体については、食品事業者の横断的課題への対応や食育の推進、食品アクセスの確保などが期待される。また、農村に関する団体については、地域農業・農村の維持に向けた取組、食品アクセスの確保、消費者向けの農業・農村の理解の促進といった取組などが期待される。

そのため、改正基本法では、これまで賄定していた農業に関する団体の役割のみならず、食料、農業及び農村に関する団体について、団体の活動に積極的に取り組むよう努めるものとされたところである。特に、農業団体については、これまで効率的な再編整備等が進められてきたところであるが、引き続き体制の強化等を図ることが必要である。

### ① 農業協同組合系統組織

農協系統組織は、2015年の「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号)の改正以来、直接販売等による農産物の有利販売、生産資材の価格引下げ、輸出等の農業所得向上に着する自己改革の取組を推進し、一定の成果が出ている。一方で、経済事業の赤字を信用・共済事業で補填する収支構造がいまだ継続する中、近年、信用・共済の収益は減少傾向である。

今後、人口減少、資材価格の高騰等に伴い、農協をめぐる経営環境は更に厳しい状況となることが見込まれる中、組合員の農業所得の向上等のため、改正基本法に基づく合理的な価格形成等の取組を始めとした組合員ニーズに即した経済事業の強化等を図る必要がある。

このため、組合員との対話を徹底し、経済事業等に対するニーズや地域の実情を把握した上で、持続的な自己改革の取組の深化、農協自らによる合理的な価格形成等の実現に向けた取組、農協がスマート農業の推進や農業支援サービスの実施に取り組むことによる農業者の下支えを促進する。あわせて、組合員が必要とする事業を持続的・安定的に提供できる体制を維持するため、効率的な業務運営等の取組を促進する。

### ② 農業委員会系統組織

農地の集積・集約化等、農地利用の最適化の取組を徹底するため、2015年の「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)の改正において、農地集積、遊休農地解消等の最適化活動を必須業務化、現場活動を担う農地利用最適化推進委員の新設が措置された。今後、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めていくに当たり、農業委員会には、農業者が減少し、不在村の農地所有者が増加することへの対応や、規模拡大する経営体の広域化への対応が求められる。

このため、限られた組織リソースの下で地域計画による農地利用の最適化を進めていく観点から、事務手続の負担軽減、農地中間管理機構等の関係機関との連携強化等による効率的な執行体制の構築を推進する。また、農地の所有者及びその相続人の探索・意向把握や地域外から参入する経営体と農地のマッチング等について、農業委員会ネットワーク機構(都道府県農業会議、全国農業会議所)との連携の下で、農業委員会が所在する市町村・都道府県の域を超えた広域連携を進める等、課題に即した対応が円滑に行われるよう推進する。

### ③ 農業共済団体

自然災害が激甚化・頻発化する中、農業共済団体は、農業保険(収入保険・農業共済)の運営・普及拡大に重要な役割を担っている。近年は、職員数及び農業者から任命される損害評価員数はともに減少傾向であり、高齢化も進行している。こうした中、団体運営の効率化のため、団体再編(1県1組合化)の推進により、2024年時点に46都道府県において1組合化を完了しているものの、中長期的には、共済に加入する農業者の大幅な減少に加え、職員や損害評価員等の高齢化・減少等により運営が困難となるおそれがある。

このため、デジタル技術等を活用した保険業務の省力化等、効率的な事業運営を推進するとともに、全国における1県1組合化を実現する。

また、収穫共済(農作物共済、果樹共済及び細作物共済)については、中長期的には、将来にわたって災害への備えとしての機能を發揮できるよう、収入保険との関係も含めて、制度を抜本的に検討する。

### ④ 土地改良区

全国の土地改良区の組合員数及び受益面積はともに減少傾向にあり、また、土地改良区の合併が進み、1改良区当たりの組合員数及び受益面積は増加傾向にあるものの、受益面積300ha未満が全体の約7割、専任職員不在が5割弱を占め、運営基盤に課題を抱えている地区も多く、地域の農業水利施設の保全に必要な体制が脆弱化している。

このため、土地改良区や市町村、集落等の関係団体が協議を通じて役割分担を明確化し、地域内の関係者が連携して地域の農業水利施設の保全に取り組むための計画「水土里ビジョン」を策定する仕組みを設けること等により、地域の農業水利施設の保全に必要な体制の構築、土地改良区の再編整備(合併等)をはじめとする運営基盤の強化を推進する。

### 4 幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進

国はもとより、地方公共団体、農業者をはじめとする関係者、団体等の適切な役割分担の下、施策を総合的に推進する。

また、これまでの関係府省庁との連携施策を更に深化させるとともに、地方創生2.0の方向性を踏まえ、政府一体となつて取り組む。

## 5 地域の実情に即した施策の展開

我が国では、地理的条件や豊かな気候風土を活かし、主要穀物などの主産地である北海道から畜産、園芸野菜の盛んな西南暖地での農業、都市近郊や中山間地域で営まれる農業など、多様な農業が地域の特性を活かして営まれていることも踏まえ施策の展開を図る。

また、人口減少に伴う農業者の減少が見込まれる中、地域計画に基づく扱い手への農地の集積・集約化を進めつつ、多様な農業者の参画も支援し、全体としての農業構造を維持するため、現場の課題やニーズ等を積極的に把握しながら、地域の実態に即した施策の展開を図る。

## 6 効果的かつ持続的な施策の推進体制

我が国は大転換期にあり、今後の初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、既存政策の見直しや新たな施策の導入を積極的に進めることも、その趣旨、内容について、食料システムを構成する関係者の理解を促進する。

さらに、地方公共団体等の農林水産部門の職員数の減少が懸念される中においても、現場が抱える課題や行政ニーズの変化等に迅速かつ効果的に対応するため、地方公共団体と地方農政局・関係団体等との連携を更に強化するとともに、DX等の活用による事務負担の軽減を図る。

## 7 財政措置の効率的かつ重点的な運用

限られた予算を最大限有効に活用する観点から、毎年の施策の推進に当たっては、施策の実効性を高めるため、食料安全保証の確保に関する目標の達成状況の調査・公表、施策の有効性を示すKPIの検証等、PCAサイクルによる施策の不斷の見直しを行う。また、目的に応じた施策の選択と集中的実施を行うとともに、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。

新たな施策の実施に当たっては、既存の施策を不斷に見直すことにより、施策の実施に伴う国民負担を合理的なものにするとともに、新たな施策に伴う負担の必要性について、国民にわかりやすく情報を提示し、国民の理解と納得を得るよう努める。

## (参考1) 主な耕種農業に関する農業構造の見通し

### 1 趣旨

農業者の減少や高齢化が見込まれる中、食料自給力を確保するには、地域計画に基づく扱い手への農地の集積・集約化を通じ、農地の適正利用を推進していくことが不可欠である。

離農農地を引き受けける扱い手をはじめ、様々な農業関係者が、将来に向けて一定の見通しを持って農地の集積・集約化に取り組めるように、主な耕種農業について、

2020年の実績値と比較する形で2030年における農業部門ごとの経営形態別経営体数や平均経営規模の見通しを示す。

### 2 主な耕種農業に関する農業構造の見通し (1) 経営体数

	土地利用型農業		稲作		稲作以外		(万経営体)
	2020	2030	2020	2030	2020	2030	
農業経営体計	59.8	27.4	54.3	23.6	5.5	3.8	
法人等団体経営体	1.6	2.1	1.2	1.6	0.4	0.5	
主業経営体	8.2	3.6	6.2	2.7	2.0	0.9	
准主業・副業の経営体	50.0	21.7	46.9	19.2	3.1	2.5	

	露地野菜		施設野菜		果樹		(万経営体)
	2020	2030	2020	2030	2020	2030	
農業経営体計	10.4	6.2	6.1	4.6	12.9	6.5	
法人等団体経営体	0.3	0.4	0.2	0.3	0.2	0.2	
主業経営体	3.7	1.8	3.5	1.7	3.9	1.9	
准主業・副業の経営体	6.4	4.0	2.4	2.5	8.8	4.3	

※ 農林業センサスの「販売金額1位の部門別」データを用い、2030年値については、2010年から2020年までの10年間のすう勢（法人等団体経営体の増加、個人経営体の減少や基幹的農業従事者の減少など）に基づき推計。

注 土地利用型農業は、稲作、麦類作、雜穀・いも類・豆類、工芸農作物の合計。

## (2) 平均経営規模（1経営体当たりの経営耕地面積）

(ha／経営体)

	土地利用型農業		稲作		稲作以外		(ha／経営体)
	2020	2030	2020	2030	2020	2030	
農業経営体計	3.2	5.6	2.8	4.9	7.5	9.6	
法人等団体経営体	27.7	32.8	28.9	33.2	24.1	31.1	
主業経営体	8.5	12.4	7.2	10.4	12.7	18.7	
準主業・副業的経営体	1.5	1.8	1.5	1.8	2.2	2.5	

※ 農林業センサスの「販売金額1位の部門別」データを用い、2030年直について、2010年から2020年までの10年間の平均経営規模（1経営体当たり経営耕地面積）のすう勢、地域計画を核とする取組を通じた農地の集積・集約化の加速化を考慮し推計。

## (参考2) 技術体系の将来像と経営モデル

## 1 趣旨

農業者の減少や高齢化が見込まれる中、食料自給力を確保するには、スマート農業技術の開発・普及・スマート農業技術に適した新たな生産方式への転換やデータの活用等による生産性の向上を通じて、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の向上を図ることが必要である。

そのため、農業者が将来に向けて具体的な見通しをもって生産性の向上に取り組むことができるよう、今後、開発・普及されるスマート農業技術等の活用を前提として実現し得る営農類型ごとの省力的な技術体系の見通しとその際の経営の姿と

して、「技術体系の将来像と経営モデル」を示す。

## 2 構成

- (1) 2020年の姿  
技術体系：意欲的な経営体の現行の技術体系  
経営：意欲的な経営体をモデルとして、経営規模、労働時間、所得（粗収益－経営費）を試算

## (2) 2030年の姿

## 技術体系：スマート農業技術等の普及を前提として実現し得る省力的な技術体系

## 経営

：2020年の姿の経営モデルが、2030年の技術体系を導入することで実現可能な規模拡大を行う経営体のモデルとして、経営規模、労働時間、所得（粗収益－経営費）を試算※

※ 技術導入に関して、自ら機械導入を行うものとして減価償却費を試算（かんしょ・ばれいしょ）の複合経営においては、一部農作業で農業支援サービス事業者を活用。

また、農業支援サービス事業者を通じた農業機械の共同利用等によりスマート農業技術の導入コストの削減を図るため、農業支援サービス事業者を通じたスマート農業技術の活用が期待できる作業（防除等の管理作業、データを活用した経営・生産管理等）についても明示。

## (3) 2040年の姿

## 技術体系：スマート農業技術等の開発を前提として実現し得る省力的な技術体系

これらの姿を、以下の9類型で示す。

- ① 水田作（水稻・麦・大豆の2年3作）
- ② 稲作（小麦・てん菜・豆類・ばれいしょの4輪作）
- ③ 稲作（かんしょ・ばれいしょの複合経営）
- ④ 稲作（さとうきび）
- ⑤ 露地野菜（キヤベツ・レタスの複合経営）
- ⑥ 施設野菜（大玉トマト）
- ⑦ 果樹作（りんご）
- ⑧ 畜産（乳用牛）
- ⑨ 畜産（肉用牛繁殖）





## 肉用牛（繁殖）の技術体系の将来像と経営モデル

2020年の姿	給餌・給水	発情管理・種付け	分娩	子牛哺育	出荷	牛舎清掃・廃尿処理	経営
繁殖ステージに合わせた給餌	牛舎等の見回りにより発情個体の発見	夜間も含めた短時間により、分娩先候の発見	手作業による人工哺乳	目視による体重測定	堆積型発酵による堆肥化	頭数：40頭 労働時間：5,110hr (3名) 粗収益：2,620万円 経費：2,369万円 所得：250万円	経営
白鶴給餌機や 高セロホット	牛に取り付ける 発情管理システム	24時間監視できる 分娩監視装置	哺乳口ホット	目視による 体重測定	エアレーション (堆肥に通気)	頭数：80頭 労働時間：4,991hr (3名) 粗収益：5,577万円 経費：4,894万円(*) 所得：683万円	経営
個体ごとの採食の簡易な計測が可能な 白鶴給餌機	非接触型のセンシング機を適用 した発情管理・分娩監視	高度な個体管理が可能な哺乳口ホット	白鶴駆動する無人のハイテクローダー等の堆肥化省力化 技術や自動洗浄ロット	(*): 本試算においては、白らが 機械導入を行ふものとして減価 償却費を試算			
	データを活用した経営・飼養管理						

※一部写真は（公社）中央畜産会HPより引用  
※写真、イラストはイメージです

\*1 2020年の姿については、「農業経営統計」（組替集計）等から、個々のモデルごとに農地面積等から抽出した統計値から労働時間・所得を試算。

\*2 2030年の姿については、以下の条件のもと、「農業経営統計」（組替集計）やスマート農業の実証結果や事例等を活用し試算。

農業所得は、農業経営統計における農業所得の考え方方に準じて試算（農業粗収益（補助金含む））から物的経費、雇用経費、支払利子・地代を控除）。

労働時間は、スマート農業技術や栽培技術等の導入による省力化等の効果の他、品目ごとの事情を踏まえ、規模拡大や農地集積による効率化の効果を含み試算。

農産物価格は、2020年の姿の水準をベースに、品目ごとの事情を踏まえて設定。

単収は、スマート農業技術や多収品種、栽培技術等の導入による効果も見込み設定。

補助金は、2024年度の水準をベースに、品目ごとの事業を踏まえて試算。

農業機械等の価格は、メーカーの販売価格等を参考に設定し、減価償却費として計上。

## 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針に関する公示

食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）第3条第1項の規定に基づき、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針を定めたので、同条第5項の規定により、公示する。

令和7年5月8日

農林水産省

## 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針

令和7年4月

## はじめに

食料は、人の生命維持に欠かせないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として、国民生活にとって極めて重要な物資である。また、食料は農林水産物の生産から流通、加工、販売といった、地域の経済・雇用を支える様々な事業活動を経て最終消費されるものであり、国民経済においても重要な役割を担っている。このため、食料の供給の大幅な不足又はそのおそれがある場合には、買占め、買い急ぎ等の消費者や事業者の購買行動の混乱、食料やその原材料価格の高騰、食品製造における原材料の変更や製造の停止など、国民生活や国民経済に大きな影響が生じ得ることとなる。

このように、食料については、国民生活の安定や国民経済の円滑な運営の観点から、安定的に供給されることが求められる一方、世界的な人口増加による食料需要の拡大、気候変動に伴う干ばつや高温などの異常気象の頻発化、物流・人流のグローバル化による家畜の伝染性疾病や植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大など、世界の食料需給を不安定化させるリスクが顕在化している。特に食料や生産資材の多くを海外の特定の国・地域に依存している我が国は、より一層大きな影響を受けるおそれがある。

こうした状況の下、国民生活や国民経済にとって重要な食料の供給が大幅に不足する兆候の段階から政府一体となって対処するため、食料供給困難事態対策本部（以下「本部」という。）の設置、食料供給困難事態の未然防止や解消のための措置などを定めた食料供給困難事態対策法<sup>1</sup>（以下「本法」という。）が令和6年6月に成立了。

食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（以下「本基本方針」という。）は、本法第3条第1項の規定に基づき、食料供給困難事態対策を総合的かつ一体的に実施するために定めるものであり、今後の社会経済情勢の変化等に応じ、必要に応じ見直すこととする。

<sup>1</sup> 食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）。

なお、本基本方針において使用する用語は、本法において使用する用語の例によるものとする。

**I 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方向**

我が国の食料供給に影響を及ぼすリスクとして、気候変動に伴う異常気象や大規模な自然災害、家畜の伝染性疾病や植物病害虫、人の感染症、港湾等での輸送障害、諸外国での紛争や輸出規制など、国内外での様々な事象が想定される。一般にこれらの事象の発生そのものを予測することは困難であるが、当該事象が発生してから実際に我が国の食料供給に影響を及ぼすまでに一定の時間的猶予のあるものもある。

食料の供給不足やそのおそれによる国民生活や国民経済への影響を未然に防ぎ、又は軽減するためには、これらの事象により食料の大幅な供給不足が生じる兆候を捉えた段階から必要な措置を講じ、深刻な事態に至ることを防ぐことが重要である。

このため、食料供給困難事態対策の実施に当たっては、

- ① 食料供給困難兆候<sup>2</sup>
- ② 食料供給困難事態<sup>3</sup>
- ③ 食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないと認めると<sup>4</sup>いう。)の深刻度に応じ、その事態の深刻化を防ぐことを目的として必要な措置を講ずるものとする。

**2 事業者の自主的な事業活動・経営判断を尊重した対策**

食料供給困難事態対策には、措置対象特定食料等<sup>5</sup>の出荷販売業者等<sup>6</sup>に対する要請や計画<sup>7</sup>の作成・届出の指示等、必要な食料供給を確保するために食料供給に携わる事業者に対応を求める措置が含まれる。こうした措置には事業活動への制約を伴う場合もあり、事業者に対して経営上のリスクを及ぼす可能性がある。このため、政府の介入を必要最低限にとどめる観点から、本法に基づく食料供給困難事態対策の実施については、事業者の自主的な経済活動に委ねていては十分な供給が確保できない場合に限ることが適当である。

そのため、

- ① 事業者の自主的な取組を促す要請を基本として、要請を行ってもなお、食料

供給困難事態を解消することが困難な場合に限り、出荷販売計画等の作成・届出の指示を行うこと

② 届出のあった計画に沿って供給が行われたとしても当該事態を解消することが困難であると認めるときは、当初計画の内容等を考慮して計画を変更したことでもその実行が可能と認められる者に対し、計画の変更の指示を行うことを基本として食料供給困難事態対策を実施することとする。

### 3 政府一体となつた総合的な対策

- ・ 食料供給困難事態対策には、
  - ・ 消費者の不安解消に向けた情報提供や働き掛け、輸入相手国との外交対応や通商手続の迅速化と食品の安全性確保との両立、関税の減免等の輸入対策、
  - ・ 平素からの食料や生産資材の運送円滑化、保管施設の確保等の物流対策、
  - ・ 食料生産に必要な燃料の確保等のエネルギー対策
- 等、幅広い関係省庁の役割が想定される。これら関係省庁が連携し、必要な対策を効果的に講ずる観点から、本部の下で、政府一体となつた総合的な対策を実施するものとする。

### II 食料供給困難兆候又は食料供給困難事態に該当するかどうかの基準

我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のある事象が発生した場合、食料供給困難事態対策を実施する必要の有無を判断する必要がある。

本法では事態の深刻度に応じて食料供給困難兆候及び食料供給困難事態の2つの区分を設けるとともに、食料供給困難事態におけるより深刻な段階として、本部の本部長が、「食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないと認めると<sup>4</sup>」(本法第12条第3項)を規定している。

我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のある事象としては様々なケースが想定されるが、食料供給困難兆候等に該当するか否かについて適切かつ迅速に判断することが重要であることから、以下を目安として事態の該当性の判断を行うものとする。

<sup>2</sup> 本法第2条第3号に規定する事態。

<sup>3</sup> 本法第2条第4号に規定する事態。

<sup>4</sup> このとき、本法第7条第1項に規定する本部長は、本法第12条第3項の規定に基づき特定食料に係る特定資材。

<sup>5</sup> 本法第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項並びに第18条第1項及び第3項に規定する出荷販売業者、輸入業者、農林水産物生産業者、農林水産物生産可能業者、加工品等製造業者及び加工品等製造可能業者。

<sup>6</sup> 本法第15条第2項に規定する出荷販売計画並びに第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項において読み替えて準用する本法第15条第2項に規定する、輸入計画、生産計画及び製造計画。

事態	基準（判断の目安）
食料供給困難兆候（干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動物、又は家畜の伝染性疾病の発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の供給のための措置を講じなければ食料供給困難事態の発生を未然に防止するおそれがあるため、本法に基づく食料供給困難事態対策を講じなければ、食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難と認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のある事象の発生又はその影響の予測により、我が国における単一又は複数の品目の特定食料の供給が平年と比べて全国的に2割以上減少し、又は減少するおそれがあるため、本法に基づく食料供給困難事態対策を講じなければ、食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難と認められる場合</li> </ul>
食料供給困難事態（特定食料の供給が平年と比べて全国的に2割以上減少し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の供給のための措置を講じなければ食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態をいう。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>单一又は複数の品目の特定食料の供給が平年と比べて全国的に2割以上減少し、又は減少するおそれが高いため、当該特定食料や当該特定食料を原材料とする食品の価格の高騰、事業者や消費者の買占め、買い急ぎ等の調達・購買行動の混乱等が生じ、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる場合</li> </ul>
共通・備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されなければならないおそれがある場合</li> <li>供給の減少程度については、「平年と比べて全国的に2割以上減少」することを一つの目安としつつ、2割以上の減少に至らない場合であっても、当該特定食料の備蓄・在庫の有無やその量、国民生活又は国民経済への影響等を総合的に考慮し判断する。</li> <li>供給の減少が短期的には解消せず、その解消時期の予見が難しい場合や予見できない場合には、実際に供給が減少していない状況においても将来的な供給減少のおそれから価格の高騰が生じるなど国民生活又は国民経済に影響を及ぼす可能性があることを考慮した上で、事態の該当性について判断する。</li> </ul>

### III 食料供給困難事態対策を実施するための体制

食料供給困難事態対策を効率的かつ効果的に政府一体となって講ずる観点から、食料供給困難兆候が発生し、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣にて構成する本部を設置し、本法及び本基本方針の定めるところにより食料供給困難事態対策の総合的な推進を図る。

なお、他の法律に基づく政府の対策本部等（災害対策基本法<sup>10</sup>に基づく特定災害対策本部等）が設置されている場合には、当該対策本部等と連携を図り、対応するなど、その運営については効率的に行うものとする。

#### 1 食料供給困難事態対策本部の設置等に関する手続及びその組織

##### （1）設置等に関する手続（本法第5条及び第6条）

- 農林水産大臣は、食料供給困難兆候が発生したと認めるときは、内閣総理大臣に対し、供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある特定食料の需給の見通しその他必要な情報（供給不足の原因となっている事象の概況や価格の動向等）を報告する。
- 内閣総理大臣は、農林水産大臣から報告があった場合において、食料供給に2割以上減少し、又は減少するおそれが高いため、当該特定食料や当該特定食料を原材料とする食品の価格の高騰、事業者や消費者の買占め、買い急ぎ等の調達・購買行動の混乱等が生じ、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる場合
- 内閣総理大臣は、本部を置いたときは、当該本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、当該名称並びに場所及び期間を公示する。

#### （2）食料供給困難事態対策本部の組織（本法第7条）

- 本部長は内閣総理大臣をもって充てるものとし、副本部長は内閣官房長官及び農林水産大臣をもって充てるものとする。
  - 本部員は本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てるものとする。
  - 本部の庶務や食料供給困難事態対策を実効的に行うため、内閣官房に内閣官房副長官補を長とする事務局を設置するものとする。
  - 本部の庶務は、農林水産省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房が処理するものとする。
- 2 食料供給困難事態対策の実施に関する方針の策定等**
- 本部は、本法第9条及び本基本方針に基づき、
- ① 措置対象特定食料等

<sup>8</sup> 2022年供給熱量：2,250kcal/人・日（農林水産省「食料需給表」）。

<sup>9</sup> 平時の摂取熱量：2023年摂取熱量：1,877kcal/人・日（厚生労働省「国民健康・栄養調査」）。

<sup>10</sup> 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）。

② 措置対象特定食料等の期間別の供給目標数量

③ 食料供給困難事態対策の実施に関する全般的な方針

④ 食料供給困難事態対策の実施に関する重要事項

を内容とする食料供給困難事態対策の実施に関する方針（以下「実施方針」といふ。）を定めることとし、本部長は実施方針を定めたとき及び変更したときは、直ちに、当該実施方針を公示してその周知を図る。

なお、③の全般的な方針には、実施する食料供給困難事態対策の基本的な考え方、各措置の概要等について記載し、④の重要な事項には、対象事業者や期間等の具体的な内容について記載するものとする。

また、開税定率法<sup>11</sup>、買占め及び完惜しみ防止法<sup>12</sup>、国民生活安定緊急措置法<sup>13</sup>、食糧法<sup>14</sup>、物価統制令<sup>15</sup>、石油需給適正化法<sup>16</sup>その他法令の規定に基づく措置を講ずる必要がある場合には、その旨を実施方針に定めた上で、各法令の要件に従い、本部の下で関係省庁が連携して措置を講ずるものとする。

### 3 食料供給困難事態の発生の公示等

本部長は、食料供給困難事態が発生したと認めるときは、本法第12条第1項の規定に基づき、食料供給困難事態が発生した旨及び当該食料供給困難事態の概要の公示をし、並びにその旨及び当該概要を国会に報告する。また、当該公示をした後、食料供給困難事態を解消するための食料供給困難事態対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、本部長は本法第12条第2項の規定に基づき、速やかに、食料供給困難事態が終了した旨の公示をし、及びその旨を国会に報告する。

本部長は、食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないと認めると認めるときは、本法第12条第3項の規定に基づき、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告する。また、当該公示をした後、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないとそれがなくなつたと認めるときは、本部長は本法第12条第4項の規定に基づき、速やかに、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告する。

## IV 各段階における対策

### 1 本部設置期間以外の期間において実施する措置の総合的な推進

#### 1 食料供給困難兆候が発生する前の段階における対策

食料供給困難兆候等を未然に防止し、又はその早期の解消を図るために、国内内生産の増大を基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を行うこと

により、平時から食料の安定供給の確保することが重要である。

このため、平時から、農業生産の基本となる農地や農業者などの生産基盤や、食料・生産資材のサプライチェーンの維持・強化のための施策を推進することにより食料自給率の向上等を図る。これらに加え、本基本方針に示す食料供給困難事態対策を機動的に講ずることができるよう、国内外の食料需給に関する情報の収集・分析、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保等、以下の取組を平時から推進する。

#### (1) 食料供給困難兆候の発生の状況に関する情報の収集・分析

食料供給困難事態対策を機動的に講ずるためには、平時から国内外の食料需給に関する情報を収集・分析し、特に食料供給困難兆候の発生が懸念される事案については速やかに把握し、その影響を分析する必要がある。このため、農林水産省において、主要な農林水産物等の生産国・輸出国における動向を調査・分析するとともに、関係省庁が有する国際的な物流状況等に関するデータ等も踏まえ、その影響を予測・分析する。また、これらを効率的かつ効果的に行うためにデジタル技術を活用しつつ関係省庁や関係団体と連携するものとする。

また、平時から、これらの食料供給に影響を与える可能性のある様々なリスクの検証を行う。

なお、状況の推移によって、食料供給困難兆候等に発展するおそれがある場合には、平時から行っている情報収集・分析を強化するとともに、国民への適時適切な情報提供を通じて、国民の不安感の払拭に努めるものとする。

#### (2) 総合的な備蓄の推進

食料供給困難兆候等に的確に対処するためには、平時から、本法第4条の規定（特定食料等の需給状況に関する報告の徵収）も活用しつつ、国内における特定食料又は特定資材のサプライチェーンの状況を把握し、食料供給困難兆候等の発生時に、特定食料又は特定資材の出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を速やかに行うことができるよう備えることが基本となる。

備蓄は、そのような食料供給困難兆候等の発生初期において効果的な手段となり得るが、備蓄できる数量には限界があり、一時的な措置であることに留意する必要がある。

くわえて、食料は、その特性として時間の経過による品質低下を伴うものが多くいため、その備蓄については、基本的には定期的に在庫を回転させる必要があるほか、温度管理のできる貯蔵施設の確保も必要になるなど恒常的にコストが発生する。そのため、国による備蓄や民間事業者を支援して行う備蓄（以下「公的備蓄」という。）に際しては、財政負担を考慮する必要がある。

<sup>11</sup> 開税定率法（明治43年法律第54号）。

<sup>12</sup> 生活必需物資等の買占め及び完惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）。

<sup>13</sup> 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）。

<sup>14</sup> 主要食糧の需給及び價格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）。

<sup>15</sup> 物価統制令（昭和21年勅令第118号）。

<sup>16</sup> 石油需給適正化法（昭和48年法律第122号）。

以上を踏まると、四方を海に囲まれた我が国においては、ある程度の期間の保存に耐え得る主な食料について、品目ごとのリスクを踏まえ、海上輸送に要する期間等を考慮した上で、国内に存在する民間在庫も含めた量を官民合わせた備蓄としてトータルで捉える、総合的な備蓄を推進することが適当であることから、この考え方方に立って、本法に基づき事業者に対する出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を行うこととする。

なお、食料供給困難兆候等の発生時にそれら要請等を行うための基礎的資料となる国内在庫の所在に関する情報等については、既存の調査に加え、本法第4条の規定に基づき、特定食料又は特定資材の国内流通実態等を調査することにより把握することとし、その結果を踏まえ、必要に応じ、本基本方針の変更を検討する。また、在庫に関する情報は民間事業者にとって重要な機微なものであることを踏まえ、当該調査の実施に当たっては国の情報管理に万全を期すものとする。

#### ア 特定食料

国内で自給可能な米穀については、食糧法にのっとり、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に基づいて国が主食用米を備蓄している<sup>17</sup>(ほか、民間在庫が150万～200万トン程度<sup>18</sup>存在していると見込まれる)。これにより、平時需要の約2割(140万トン)以上を確保可能であることから、食料供給困難事態の目安である全国的に供給が2割以上減少する事態にも対応可能となっている。これらの対応によつてもなお、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある事態に至った場合にはミニマム・アクセス米を活用することとし、その具体的方法を事前に検討する。

米穀以外の、現状、国内生産で需要を賄うことが困難である品目については、平時からの対策として、国内生産の増大を基本としつつ、安定的な輸入の確保に努めるとともに、総合的な備蓄を推進する。小麦<sup>19</sup>、大豆(食用)<sup>20</sup>についても国内の需要に応じた生産等に影響を与えないよう、民間の調整保管能力を活用す

#### イ 特定資材

特定食料の生産に必要な肥料<sup>21</sup>、飼料<sup>22</sup>、種苗<sup>23</sup>、農薬<sup>24</sup>、動物用医薬品<sup>25</sup>といつた特定資材についても、その安定的な供給に努めることが重要であることから、本法第4条の規定等に基づく調査等を行うことにより国内在庫等の把握に努め、食料供給困難兆候等の発生時には、品目ごとの特性に応じ、速やかに本法に基づく出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を行うことができるよう備えることとする。

#### (3) 安定的な輸入の確保

国内生産では需要を満たすことができない農産物等の安定供給を図ることもこれ、食料供給困難兆候等においても円滑な輸入を確保する上で、平時から輸入相手国との良好な関係の維持・強化、輸入先の多角化を含む安定的な輸入に資する調達・流通基盤の強化を推進することが重要である。このため、平時から輸入相手国との連携強化のための政府間対話、官民の意見交換を通じた貿易・政策情報等の共有、主要生産国における生産・輸出状況、輸送能力等の情報の把握、我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資の促進等の取組を行う。

#### (4) 要請又は計画作成・届出指示の対象者の把握

食料供給困難兆候等が発生した場合には、必要に応じて主務大臣は本法第15条から第18条までの規定に基づく出荷又は販売の調整等に関する要請や計画の

<sup>17</sup> 同じく「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」では、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の過正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとしている。

<sup>18</sup> 毎年6月末時点での期末在庫量<sup>19</sup>については、代替輸入による期間等を考慮し、輸入小麦の需要量の2.3ヵ月分を備蓄している。

<sup>20</sup> 大豆(食用)の流通については、国産大豆は産地・集荷団体・問屋・加工メーカー等により担われており、流通在庫・メーカー在庫としても一定量存在している。

<sup>21</sup> 畜産物については、日々生産されることに加え、食肉は主としてチルド(摂氏0度前後の凍結しない程度の温度で冷蔵されている状態のもの)で流通する、鶏卵や牛乳については保存が利かない、といった特性に留意する必要がある。

<sup>22</sup> 植物油脂のうち大豆油、なたね油については、原料の油種子を製油事業者のサイロで一定量保管している。バーム油については、低温で固形化する性質のため定温で一定量保管されている。これらの植物油脂の代用代替品がある。

<sup>23</sup> 保存性が高く賞味期限がない品目。精製糖事業者が原料糖や製品の形で保管していることに加え、流通在庫としても一定量存在していると考えられる。

<sup>24</sup> 肥料については、経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)に基づき、供給途絶リスクが顕在化している主要な肥料原料のりん酸と塩化カリについて、代替国からの調達に要する期間を考慮して、年間需要量3ヵ月分の備蓄を進めている。

<sup>25</sup> 飼料のうち、輸入依存度の高い飼料製造物については、一時的な輸入の停滞等に備え、民間企業が約1ヵ月分の需要量に相当する約100万トンを備蓄しており、このうち過去の大震災に匹敵する事態にも対応可能な75万トントンについて、国が保管経費の一部を助成している(令和6年4月現在)。

<sup>26</sup> 主要な食料(米穀、小麦、大豆)の種子については、国内種子需要に対する供給率は100%。

<sup>27</sup> 農薬については、輸出も行っていることに加え、輸入先も分散している。

<sup>28</sup> 薬物用医薬品については、輸出も行っていることに加え、輸入先も分散している。

作成・届出の指示を行うこととなる。その際には、当該事態の早期解消を期すためには的確かつ迅速に要請等を行う必要があることを踏まえ、要請等の対象となり得る事業者について、特定食料・特定資材ごとに、必要に応じて地方公共団体や関係団体等の協力を得つつ、把握・整理に努めるものとする。

#### (5) 食料供給困難兆候等を想定した演習の実施

食料供給困難兆候等が発生した場合、本部の設置や、必要な食料供給困難事態対策の検討・実施など、本法及び本基本方針に基づく各種措置を効率的かつ効果的に講ずることが重要である。このため、食料供給困難兆候等の発生を想定し、当該事態に応じて必要となる措置や手続等を確認しつつ、実効性や課題を検証するための演習を平時から定期的に実施するものとする。

#### (6) 国民各層における理解の醸成

食料供給困難事態対策が効率的かつ効果的に実施されるためには、その実施に当たる国はもとより、地方公共団体、農業者、食品産業事業者、消費者など国民各層の理解と協力が不可欠である。

このため、国は、平時から国内農業の重要性を始めとして我が国の食料をめぐる現状や課題、食料需給や価格動向等についての積極的な情報発信に努めるとともに、本法及び本基本方針に示す内容・考え方について丁寧に説明し、周知に努めるものとする。また、対策の実効性を高めるためにも、国は、食料や生産資材の輸入を行う商社などに対しては、代替輸入先や輸入ルートを迅速に変更できるよう平時からの情報収集や検討を行うこと、農業者や食品産業事業者に対しては、食料や生産資材の供給が減少するリスクを想定し事業継続するための方策を検討すること、消費者に対しては、正しい情報を見極め、パニックに陥ることなく適切な消費行動がとれるよう努めることなど国民それぞれが日頃から食料の供給不足に対応するための備えを行う重要性について、理解の醸成を図る。

### 2 食料供給困難事態の発生を未然に防止するため、食料供給困難兆候において実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進

#### 食料供給困難兆候が発生した段階における対策

食料供給困難兆候においては、事態の深刻化を防ぎ、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営への支障を避けることを目的として、本部において策定する実施方針に基づき、以下の予防的かつ初動的な対策を行う。

なお、食料供給困難事態に至った場合においても、食料供給困難兆候において実施する対策を必要に応じて強化・推進する。

#### (1) 食料供給困難兆候の動向及び食料供給困難事態の発生の状況に関する情報の

#### 収集・分析

食料供給困難兆候が発生した場合には、事態の状況や推移を正確かつ即時に把握し、追加的な対策の必要性等を速やかに検討する必要があることから、本法第4条の規定による報告の徵収を強化しつつ、必要に応じ、これに応じない事業者や、買占めを行っているとの疑義情報のある事業者などについては、本法第21条第1項の規定に基づく立入検査を行うなどにより、情報の収集・分析を強化する。

#### (2) 備蓄の活用

国内生産の減少や輸入量の減少等による供給不足に対処するため、公的備蓄がなされている措置対象特定食料等については、需給の見通しや価格動向等を踏まえ、計画的に必要量を市場に供給する。

なお、これら公的備蓄の活用に関して必要な手続等については、食糧法等の法令等の定めに基づき実施するものとするが、備蓄の供給量や時期等の内容は、本法に基づく実施方針と整合を図るものとする。

#### (3) 出荷又は販売の調整に関する要請

食料供給困難兆候においては、実際に措置対象特定食料等の供給が減少していない場合であっても、供給不足が生じ得る不安等から、需要側では必要量以上の買占めや買い急ぎ、供給側では売却しみや売り急ぎが生じるおそれがあり、これらが価格の高騰や地域間・業種間における需給の不均衡につながり、更なる買占め、売却しみ等を招くなど連鎖的に悪影響を及ぼすことが懸念される。

こうした買占め、売却しみ等を防ぎ、需給の見通しや価格動向に応じた適正な供給を確保するため必要がある場合には、主務大臣は本法第15条第1項の規定に基づき、措置対象特定食料等の出荷販売業者に対して、出荷・販売に関する数量、仕向け先等について調整するよう要請する。

要請については、当該措置対象特定食料等の流通の特徴や実際の事態の状況を踏まえつつ、需給の見通しに応じた国全体の適正な出荷・販売の考え方を示した上で、在庫の放出や保管、輸出仕向けの食品を国内仕向けに変更するなど、出荷・販売を行う地域や用途といった仕向け先の調整等により当該措置対象特定食料等を適正に出荷・販売することや、規格外品の出荷や廃棄の抑制等による出荷量・販売量を確保すること等について要請する。また、効率的かつ効果的に出荷又は販売の調整を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の取扱量や在庫量を有する出荷販売業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の出荷販売業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。

なお、出荷又は販売の調整等に当たって特に必要がある場合には、当該措置

対象特定食料等の輸送の事業を行う者に対し、円滑な流通に向けた協力についての働き掛けや、実施方針に定めるところにより、法令の要件に従い、国民生活安定緊急措置法に基づく輸送に関する指示を行うなど、適正な流通の確保を図るものとする。

#### (4) 輸入に関する要請

国内生産や輸入が大幅に減少し、又はそのおそれがある場合、追加的な輸入を行うことや、輸入相手国や輸入ルートを変更すること等の対応が想定される。特定食料及び特定資材のうち、米穀や小麦など主として国家貿易によって輸入が行われているものについては、国の判断の下、入札条件の変更や新たな入札を行うなど機動的な国家貿易を通じて、必要な輸入量を確保する。一方、民間貿易により輸入が行われているものについては、まずは事業者の経営判断の下で輸入の確保が図られることがあるが、供給が不足するおそれがあるような状況においては、一般に事業者にとって需給を見通し難く、平時とは異なるリスクが生じている可能性があり、円滑な輸入の確保が困難な場合も考えられる。

このため、事業者による輸入を促進するため必要がある場合には、主務大臣は本法第16条第1項の規定に基づき、措置対象特定食料等の輸入業者に対して、輸入を促進するよう要請する。

要請については、需給の見通しに応じて国全体として必要となる輸入量等を示した上で行うこととし、当該措置対象特定食料等の輸入の特徴や実際の事態の状況を踏まえつつ、効率的かつ効果的に輸入の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する粗い手などの、農林水産物生産業者等を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の農林水産物生産業者等との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。

なお、特定食料の生産の促進のため必要な場合にあっては、本法第15条から第18条までの規定に基づき、特定資材の出荷又は販売の調整等の措置を講じ、必要な特定資材の確保を図る。

#### (5) 農林水産物の生産に関する要請

国内において連續した不作等による生産減少が見込まれる場合や、輸入相手国における輸出規制など供給不足の終期が見込み難い場合であって、備蓄の活用や出荷又は販売の調整、輸入の促進によつてもなお、供給不足の解消が困難と見込まれる場合にあっては、国内において増産を図る必要がある。

しかしながら、一時的な輸入の増大等の可能性から需給の見通しが不透明な場合等においては、適切な国内生産が図られないことも想定されることに加え、農産物には作付準備から収穫・出荷までに1年程度要するものもあることから、計画的に増産が図られるよう、本法に基づく生産の促進の要請を行うことも想定される。

そのような場合にあっては、主務大臣は本法第17条第1項の規定に基づき、措置対象特定食料等の農林水産物生産業者に対し生産を促進するよう要請し、

又は農林水産物生産可能業者に対し生産に協力するよう要請する。なお、農林水産物生産可能業者は、主務省令上、当該措置対象特定食料等以外の農林水産物の生産の事業を行う者であって、気象条件、地理的条件その他の自然的条件を考慮して、現に利用することができる土地、施設、設備、機械、技術その他の経営資源を活用することにより当該措置対象特定食料等の生産をすることができると認められるものとしている。そのため、例えば専ら自家消費的目的とし小規模に農林水産物の生産を行っているものの、事業としてその生産を行っていない者や、樹木の伐根や施設の撤去を行わなければ当該措置対象特定食料等を生産できないような者は該当しない。

要請については、需給に応じて国全体として必要となる生産量等を示した上で、他の農林水産物の生産に可能な限り影響を及ぼさないことを基本として行うこととする。また、当該措置対象特定食料等の生産の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に生産の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する粗い手などの、農林水産物生産業者等を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の農林水産物生産業者等との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。

また、本法第18条第1項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難と認めるときには、同条第3項の規定に基づき、主務省令で定める要件に該当する加工品等製造可能業者に対し、当該措置対象特定食料等の製造に協力するよう要請する。

要請については、国全体として必要となる製造量等を示した上で行うこととし、当該措置対象特定食料等の製造の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に製造の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の製造能力を有する加工品等製造業者及び加工品等製造業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の加工品等製造業者等との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。

## (7) 消費者への情報提供や働き掛け

消費者による食料の必要以上の買占め・買い急ぎは、価格の高騰や需給の不均衡を招くのみならず、食品廃棄の発生にもつながるおそれがあり、結果として供給量の減少に拍車を掛けることも想定される。こうした買占め等は連鎖的に生じ得ることから、消費者の不安感を増大させないよう、需給や価格動向、対策の内容やその理由等について正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供するとともに、その上で買占め・買い急ぎや食品廃棄の抑制について働き掛けを行うことが重要である。

そのため、消費者への情報提供や働き掛けに当たっては、

- ・ 情報の透明性や客観性を確保する
- ・ 国からホームページやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の多様な媒体を用いて直接発信するほか、新聞やテレビ等のマスメディアの協力を得つつ、広く発信する
- ・ 発信した情報に対する消費者の反応等を踏まえ、継続的かつ適時適切な情報提供を行うこととする。

農林水産省や消費者庁、内閣府大臣官房政府広報室など関係省が広報を行

う場合には、その内容や実施時期、方法について緊密に連携した上で対応するとともに、消費者等の問合せ窓口を設置し、その明確化を図るものとする。

また、消費者の買占め・買い急ぎを抑制する観点から、出荷販売業者のうち小売業者に対して、必要に応じて本法第15条第1項の規定に基づく販売数量の制限の要請を行うほか、インターネット上の売買仲介サービス等において、高額な転売が横行している場合には、当該サービス提供業者に対して、出品制限等を行うよう働き掛けを行う。

## 3 食料供給困難事態を解消するため、食料供給困難事態において実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進

## [食料供給困難事態が発生した段階における対策]

食料供給困難事態は、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国経済の円滑な運営に支障が生じている状況であり、当該事態の早期解消を図る観点から、以下の対策を講ずる。

## (1) 出荷又は販売の調整に関する計画の作成・届出等の指示

主務大臣は、本法第15条第1項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、同条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定に基づき、当該要請を受けた輸入業者に対し、輸入計画を作成し、届け出るべきことを指示する。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の輸入の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に輸入の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の輸入量を有する輸入業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の輸入業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする。

なお、輸入計画は、政府として確実可能な供給量を正確に把握し、供給確保のための措置を適切に講ずるために不可欠なものであることから、措置対象特定食料等の輸入の実績及び見通しに加え、その見通しを踏まえ輸入の促進を図る上で支障となる事項についても主務省令に基づき記載を求めることがある。

また、主務大臣は、本法第16条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定による指示に従って届出がされた全ての輸入計画に沿つて輸入が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めたときは、当該措置対象特定食料等の輸入の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、輸入計画の変更が可能と見込まれる出荷販売業者に限り、同条第4項の規定に基づき、当該出荷販売計画を変更すべきことを指示する。

規定において読み替えて準用する本法第15条第4項の規定に基づき、当該輸入計画を変更すべきことを指示する。

### (3) 生産に関する計画の作成・届出等の指示

主務大臣は、備蓄の活用や出荷又は販売の調整、輸入の促進を図った上で、本法第17条第1項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、同条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定に基づき、当該要請を受けた農林水産物生産業者等に対し、生産計画を作成し、届け出るべきことを指示する。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の生産の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に生産の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の製造能力を有する加工品等製造業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の加工品等製造業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の生産の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に生産の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する手など、農林水産物生産業者等を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の農林水産物生産業者等との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする。<sup>29</sup>

なお、生産計画は、政府として確保可能な供給量を正確に把握し、供給確保のための措置を適切に講ずるために不可欠なものであることから、措置対象特定食料等の生産の実績及び見通しに加え、その見通しを踏まえ生産の促進を図る上で支障となる事項についても主務省令に基づき記載を求めることする。<sup>30</sup>

また、主務大臣は、本法第17条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定による指示に従つて届出がされた全ての生産計画に沿つて生産が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の生産の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、主務省令で定める者<sup>31</sup>であって、生産計画の変更が可能と見込まれる農林水産物生産業者等に限り、本法第17条第3項の規定に基づき、当該生産計画を変更すべきことを指示する。<sup>32</sup>

### (4) 加工品等の製造に関する計画の作成・届出等の指示

主務大臣は、本法第18条第1項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、同条第2

項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定に基づき、当該要請を受けた加工品等製造業者に対し、製造計画を作成し、届け出るべきことを指示する。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の製造の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に製造の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の製造能力を有する加工品等製造業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の加工品等製造業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする。

なお、製造計画は、政府として確保可能な供給量を正確に把握し、供給確保のための措置を適切に講ずるために不可欠なものであることから、措置対象特定食料等の製造の実績及び見通しに加え、その見通しを踏まえ製造の促進を図る上で支障となる事項についても主務省令に基づき記載を求めることする。また、主務大臣は、本法第18条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定による指示に従つて届出がされた全ての製造計画に沿つて製造が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の製造の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、製造計画の変更が可能と見込まれる加工品等製造業者に限り、本法第18条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第4項の規定に基づき、当該製造計画を変更すべきことを指示する。

### (5) 食料供給困難事態のうち、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある場合において実施する措置

食料供給困難事態のうち、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある場合は、複数品目の食料輸入が大幅に、かつ長期にわたって減少し、又はそのおそれがある状況と考えられることから、国内において供給熱量を重視した生産や、限られた食料の公平な配分、高騰する食料価格の安定に向けた対策が必要となる。このため、実施方針を変更した上で、当該実施方針に基づき、2及び(1)から(4)までに掲げる食料供給困難事態対策を一層強化・推進するとともに、本法以外の法制度も活用しつつ、国民の理解と協力の下に、以下の対策を講ずる。

#### ア 热量等を重視した生産の推進（生産転換）

平時の食料消費の状況からのかい離を極力小さくとどめることを前提に、実際の状況を踏まえつつ、熱量効率や最低限必要なビタミン等の栄養素等を考慮し、例えはも類など生産の促進を図るべき農林水産物について、必要に応じて特定食料として政令指定（追加）することとする。

その上で、主務大臣は、新たに政令指定した措置対象特定食料等（農林水産物の生産するための農機の生産業者に果樹の供給を指示するようなことはない）

<sup>29</sup> 例えは、米穀を生産するための土地や機械、技術など経営資源を有していない花きや畜産物の生産業者に対し

<sup>30</sup> 作成・届出する計画は、必ずしも増産（作付面積拡大）するなど過度な負担を伴うものである必要はなく、指示を受けた当該農林水産物生産業者等の判断つき、実施可能と見込まれる内容でよい。また、補助事業や公的調査などにより国として把握し利用可能な情報がある場合には、それらを活用することを通じて、農林水産物生産業者等の計画の作成・届出に係る負担を軽減するよう努めるものとする。

<sup>31</sup> 通常生産している期間以外に措置対象特定食料等を生産できる者（例えは多収品種の栽培経験があり、苗の確保が可能な者や、品種や生産方法の変更により生産面積の拡大が可能な者（例えは耕作可能な休耕地の利用が可能な者）、除草や耕うんにより生産面積の拡大が可能な者（例えは耕作可能な休耕地の利用が可能な者））が該当。

<sup>32</sup> ここでいう生産計画の変更は、現に当該措置対象特定食料等の生産を行っている者に対して行うことが基本であり、例えは、米穀を生産するために果樹の生産業者に果樹の供給を指示するようなことはない。

物に限る。以下アにおいて同じ。)について、2(5)のとおり、農林水産物生産業者に対する生産の促進の要請又は農林水産物生産可能業者に対する生産の協力の要請を行う。ただし、この要請に当たっては、事態の深刻度に鑑み、可能な限り多くの熱量等を速やかに供給し得るよう、最低限必要な範囲で農林水産物生産業者等に対し、当該措置対象特定食料等を優先的に生産するよう要請する。

主務大臣は、この要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、3(3)のとおり、要請を受けた農林水産物生産業者等に対し、生産計画の作成・届出や、計画の変更が可能と見込まれる農林水産物生産業者等に対し、生産計画の変更を指示する。

主務大臣は、新たに政令指定した措置対象特定食料等を含め、本法第17条第3項の規定による指示をしてもなお国民が最低限度必要とする食料の供給の確保が困難であると認められ、必要がある場合には、同条第4項の規定に基づき、同条第2項において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定による指示に従つて届出をした農林水産物生産業者等であつて、その届出に係る生産計画の内容その他の当該措置対象特定食料等の生産の事情を考慮して当該措置対象特定食料等の生産をできると認められる者に限り、当該生産計画を変更すべきことを指示する。

こうした熱量等を重視した生産の転換が必要な場合には、現に食料生産が行われていない土地を活用することも視野に入れる必要があるが、例えれば耕地における耕作者の確保や荒廃農地の再生のための費用・労力など課題が多いことを踏まえ、比較的容易に食料生産を行い得る土地から優先的に活用していくことを基本とし、必要に応じてこの趣旨を踏まえて要請等を行う。

なお、畜産物の生産は、大家畜(牛)については、飼料作物、野草等の粗飼料を最大限活用して一定水準の生産を維持し、中小家畜(豚や鶏)については、食品残さ等の利用により可能な限り生産を維持しつつ、飼料穀物の供給の減少程度及び食肉処理施設等の処理能力に応じ、計画的な食肉・食鳥処理の必要性についても検討する。

#### イ 価格の規制・統制

本法に基づく出荷又は販売の調整等に関する措置その他対策を講じてもなお、食料価格が著しく高騰し、又は高騰するおそれがある場合には、実施方針に定めるところにより、各法令の要件に従い、食料を含む生活関連物資の価格の安定を目的とする国民生活安定緊急措置法に基づく標準価格の設定等の措置や、物価統制令に基づく公定価格としての統制額を指定する措置等を講ずる。また、必要に応じて、過度な価格高騰をもたらす取引行為を制限するため、買占め及び売惜しみ防止法に基づく買占め又は売惜しみの防止のための措置を講ずるものとする。

#### ウ 割当て・配給の実施

限られた食料を國民に公平に分配するとともに、熱量確保等のための生産を行う事業者に必要な生産資材の優先的な供給等を行うため、実施方針に定めるところにより、各法令の要件に従い、國民生活安定緊急措置法や食糧法に基づく割当て・配給を実施する。

割当て・配給の対象とする品目、対象者・対象地域、数量、実施の方法等については、実際の状況を踏まえた上で具体的な検討・整理を要することとなるが、國民にとって容易に入手可能な仕組みとする必要があるほか、乳幼児、高齢者、疾患・食物アレルギーのある者などへの配慮を行うことや國民の栄養・健康状態を的確に把握することも重要なととなる。このため、地方公共団体や関係団体等と協力しつつ、國民一人一人の栄養・健康状態の悪化を防ぐための取組を総合的に講ずるものとする。

#### V その他食料供給困難事態対策の実施に関する必要な事項

1 特定食料及び特定資材の指定に関する事項  
特定食料及び特定資材の政令指定については、以下の要素を勘案して行うものとする。

##### (1) 特定食料の指定について

特定食料については、本法第2条第1項の規定のとおり、米穀、小麦、大豆その他の農林水産物であつて、  
 ・ 国民が日常的に消費しているものその他の國民の食生活上重要なもの又は食品の製造若しくは加工若しくは食事の提供を行う事業において原材料として重要な地位を占めるもののその他の國民経済上重要なものとして政令で定めるもの(当該農林水産物を原材料として製造し、又は加工した食品であつて政令で定めるものを含む。)としている。  
 農林水産物には多くの品目が存在し、また農林水産物を原材料として製造又は加工される食品も更に膨大な数に及ぶことを踏まえ、以下に記載する観点を総合的に考慮しつつ、指定するものとする。

##### ア 国民の食生活上の重要性

人の生命維持において最も基礎的な「熱量」や、健全な身体機能・活動において重要な「たんぱく質」及び「脂質」の供給源として特に重要なもの。  
 イ 国民経済上の重要性  
 食品製造業及び外食産業において需要額が大きいもの。  
 ウ 本法に基づく供給確保のための措置の必要性  
 主として農林水産物の形態で流通・保管されるものは農林水産物のみを指

定し、主に加工品の形態で流通・保管されるものは農林水産物とその加工品を指定。

農林水産物のうち、自然条件等によって短期間に生産量等が大きく変動しやすく、供給量の増減が一般的に生じやすいものは、本法に基づく措置の必要性が大きいとは判断し難い。

ただし、食料供給の状況変化等に伴って、国民生活又は国民経済における農林水産物等の重要性も変化し得ることを踏まえ、例えは国民が最低限度必要とする食料が確保できないおそれがある場合には、生産面積当たりの供給熱量の高い農産物や、ビタミン等の供給源として重要な農産物を指定するなど、実際の状況、本法に基づく供給確保のための措置の必要性等を考慮し、必要に応じて追加的に指定するものとする。

#### (2) 特定資材の指定について

特定資材については、本法第2条第2項の規定のとおり、特定食料の生産に必要不可欠な資材として政令で定めるもの（その原材料を含む。）としている。「生産に必要不可欠な資材」であることの考え方を含め、以下に記載する観点を総合的に考慮しつつ、指定するものとする。なお、特定食料の追加的な指定により供給確保が必要となる生産資材がある場合など、必要に応じて特定資材についても追加的に指定することとする。

##### ア 特定食料の生産における必要不可欠性

特定食料の生産を行う上で、根本的に不可欠であるもの又は一般的に期待される生産性を維持するために必要なもの。

##### イ 本法に基づく供給確保のための措置の必要性

資材のうち、都度の購入や更新が必ずしも必要でなく再利用が可能である耐久財（農業機械等）については、本法に基づく措置の必要性が必ずしも明らかでないことから、当面、本法に基づき指定するものとは扱わない。

## 2 地方公共団体、関係団体等に対する協力の要請

措置対象特定食料等の需給や価格動向の把握、出荷又は販売の調整等の食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため必要がある場合には、本法第11条第2項の規定により、本部長は、実施方針に基づき、地方公共団体の長、措置対象特定食料等の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者の組織する団体その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。

## 3 財政上の措置その他の措置

本部設置期間においては、本法第19条の規定に基づき、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。具体的な措置の内容については、措置対象特定食料等や実際の状況など当該事態に応じて検討するものとする。

## 4 國際貿易への影響の配慮及び国際約束との整合性の確保

措置対象特定食料等の輸入の促進を図る場合、国際相場やその輸入を行っている開発途上国等への影響に十分配慮することが必要である。また、本法に基づく食料供給困難事態対策の実施に当たっては、WTO協定<sup>33</sup>を始めとする国際ルールとの整合性に十分留意するものとする。

<sup>33</sup> 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成6年条約第15号）及びその附属協定。

## 北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同法第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年5月8日

北陸地方整備局長 高松 諭

1 河川の名称 阿賀野川水系早出川

2 河川管理施設の名称又は種類 桑山川樋管

3 河川管理施設の位置 新潟県五泉市羽下地先（早出川右岸）

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 五泉市長 田邊 正幸

住所 新潟県五泉市太田1094番地1

5 管理の内容 治水事業及び農村地域防災減災事業の用にあわせ供される桑山川樋管の兼用工作物の操作及び新築、改築、維持又は修繕並びに災害復旧

6 管理の期間 令和7年4月1日から桑山川排水機場の存続する日まで

道路法（昭和17年法律第百八十号）第17条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するに至じたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年5月8日から1週間一般の縦覧に供する。

令和7年5月8日

北陸地方整備局長 高松 諭

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 八号

(三) 占用を制限する区域

区 域

備考

高岡市福岡町下菱字中島11九11番1から同市福岡町下菱字梨子木11四四九番

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するに至らざるにし認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するに伴い、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和7年5月9日

(七) 国面縦覧場所 北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

# 公 告

## 諸 事 項

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

## 令和7年(フ)第29号

北海道小樽市手宮2丁目3番2609号 手宮公園住宅2号棟

債務者 岡崎 祐汰

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
札幌地方裁判所小樽支部

## 令和7年(フ)第30号

北海道小樽市手宮2丁目3番2609号 手宮公園住宅2号棟

債務者 岡崎 聖子（旧姓木村）

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
札幌地方裁判所小樽支部

## 令和6年(フ)第96号

宮城県柴田郡村田町大字村田字下河原1番地  
17 第三ハイツ202号

債務者 加藤 里菜

1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
仙台地方裁判所大河原支部

## 令和7年(フ)第86号

茨城県土浦市大岩田1715番地3 県営大岩田アパート202棟204号室

債務者 飯田 美幸

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

## 令和7年(フ)第497号

埼玉県白岡市下野田531番地1

債務者 和田麻衣里

1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第573号

埼玉県新座市栗原3丁目5番35号

債務者 秋山 雅枝

1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第597号

埼玉県川口市本前川1丁目31番3号 ルミエール103号

債務者 蓮見貴美江

1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

<b>令和7年(フ)第244号</b>
埼玉県飯能市大字双柳729番地1サンモールF棟 債務者 秋本 瑞奈
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第248号</b>
埼玉県狭山市広瀬3丁目3番8-204号、前 住所埼玉県狭山市広瀬3丁目20番7号 桜ハイム201 債務者 岡野 優子(旧姓清水)
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和6年(フ)第878号</b>
川崎市宮前区有馬5丁目18番10-101号 鷺沼ウイステリア 債務者 堀内 聖加
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第40号</b>
(前住所) 川崎市麻生区高石4丁目5番5号 リライア百合ヶ丘 202 債務者 村上 楓
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

<b>令和7年(フ)第178号</b>
川崎市多摩区東生田3丁目3番3号 債務者 仲村 和人
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第182号</b>
川崎市幸区鹿島田3丁目17番17号 アヤメツク平間 102 債務者 有里 真美(旧姓中島)
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第183号</b>
川崎市多摩区宿河原5丁目17番2-508号 債務者 田原 敏美
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第184号</b>
川崎市中原区下新城1丁目11番11-409号 クレヴィスタ武藏中原II 債務者 佐々木弥優(旧姓奥宮)
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第206号</b>
川崎市高津区下野毛1丁目7番16号 コーポ多摩川 債務者 天利 修
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第209号</b>
川崎市川崎区堀之内町1-16 パールシティ川崎204、住民票上の住所千葉市稻毛区小深町280番地13 債務者 今野 壮太
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第234号</b>
川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目1番6号 ナースメディコ新百合ヶ丘 債務者 但野 晃一
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第78号</b>
新潟市西区上新栄町2丁目14番38号 ウエスト上新栄204号 債務者 阿部美貴
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 新潟地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第120号</b>
新潟市秋葉区横川浜515番地1 小須戸文京町住宅A棟1012号 債務者 嶽 洋政
1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 新潟地方裁判所民事部

<b>令和7年(フ)第65号</b> 金沢市駅西新町2丁目9番11号 センターフィールドB 202号石黒方、従前の住所大阪市浪速区日本橋東1丁目6番14—501号、石川県加賀市松が丘1丁目10—7 債務者 西野 勇輝 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 金沢地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福井地方裁判所民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福井地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 津地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第67号</b> 福井県丹生郡越前町江波第67号第66番地 債務者 田中 勝 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ)第69号</b> 福井市高尾町第23号1番地4 債務者 上杉 貴之 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福井地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第71号</b> 福井県越前市堀川町11番44号 債務者 近藤 佳代 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福井地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第81号</b> 福井市日之出2丁目15番10号 岩井病院、住民票上の住所福井市光陽3丁目14番5号 キュア・メロディー205 債務者 江澤 充弘 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 津地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第87号</b> 石川県白山市若宮3丁目30番地1 マシェリーA105号室 債務者 出島 健一 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 金沢地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第88号</b> 福井県坂井市三国町加戸第74号31番地 債務者 木下 莉那 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾向者について破産手續を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福井地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第84号</b> 福井県坂井市三国町加戸第74号31番地 債務者 木下 莉那 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾向者について破産手續を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福井地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第60号</b> 三重県津市半田891番地1 コーポ旭202、前住所三重県津市藤方2606番地 きよみ寮108 債務者 柏木 秀文 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾向者について破産手續を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 津地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第58号</b> 福井県鯖江市鳥羽1丁目10番21号 ザ レジンド、405、旧住所福井県鯖江市小黒町2丁目6番2号 アルモニー、203 債務者 小高敬三郎 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾向者について破産手續を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福井地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第73号</b> 福井県南条郡南越前町大良第1号1番地16 債務者 浜崎 謙太 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾向者について破産手續を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福井地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第18号</b> 福井県大飯郡高浜町湯谷第1号11番地1 シティハイム湯谷(秋山) 201 債務者 中村 勇一 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾向者について破産手續を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福井地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第81号</b> 三重県桑名市大字東方2218番地153 スマートタウン・アーバンコミュニティ桑名D棟3号、前住所福井県福井市大村町第21号8番地1 債務者 海道 雄 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前11時 2 主文 傾向者について破産手續を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
<b>令和7年(フ)第67号</b> 福井県丹生郡越前町江波第67号第66番地 債務者 田中 勝 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾向者について破産手續を開始する。本件破産手續を廃止する。	<b>令和7年(フ)第80号</b> 福井県鯖江市御幸町4丁目3番6号 イーストカーサー、3-205 債務者 三原 美咲 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 傾向者について破産手續を開始する。本件破産手續を廃止する。	<b>令和7年(フ)第39号</b> 三重県鈴鹿市若松東2丁目10番17号 レオパレス鈴鹿マリン111号、前住所三重県鈴鹿市稻生1丁目14番14号 債務者 岡田 晃	

<p><b>令和7年(フ)第204号</b>      兵庫県尼崎市潮江3丁目16番10号ニュー      ウエーブ101      債務者 谷崎 秀光      1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時      2 主文 債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで          神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係</p>	<p><b>令和7年(フ)第45号</b>      山口県下関市綾羅木新町2丁目13番11号      ヴィラナリー綾羅木 2号棟 103号      債務者 一柳 啓子      1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時      2 主文 傾務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで          山口地方裁判所下関支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第16号</b>      福岡県八女郡広川町大字一條1372番地1 グ      ループホームアーモンド、前住所福岡県筑後      市大字鶴田267番地 船小屋ハイツ102号      傾債務者 内野 幸希      1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで          大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>
<p><b>令和7年(フ)第15号</b>      兵庫県豊岡市日高町奈佐路695番地      傾債務者 長谷川浩二      1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで          神戸地方裁判所豊岡支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第48号</b>      山口県下関市一の宮町3丁目6番10—201号      レバレンスーの宮      傾債務者 德永 剛      1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで          山口地方裁判所下関支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第48号</b>      熊本市東区尾ノ上3丁目6番2号 306、異      動前住所熊本市東区月出8丁目1番84—8号      龍美莊      傾債務者 鎌下 浩徳      1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで</p>	<p><b>令和7年(フ)第132号</b>      熊本市東区尾ノ上3丁目6番2号 306、異      動前住所熊本市東区月出8丁目1番84—8号      龍美莊      傾債務者 鎌下 浩徳      1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで</p>
<p><b>令和7年(フ)第45号</b>      鳥取県鳥取市下味野34番地8      傾債務者 上田 登美      1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで          鳥取地方裁判所民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第52号</b>      徳島県徳島市南昭和町2丁目20番地 プチメ      ゾン南昭和101号      傾債務者 林 大介      1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手續を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで          徳島地方裁判所民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第52号</b>      熊本地方裁判所民事第1部破産再生係  <b>令和7年(フ)第84号</b>      大分県別府市野口元町1番3号 富士吉ビル      42号      傾債務者 川越 雅雄      1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手續を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで</p>	<p><b>令和7年(フ)第84号</b>      熊本地方裁判所民事第1部破産再生係  <b>令和7年(フ)第146号</b>      宮崎市柳丸町64番地5 南生コーポ103号、      前住所宮崎市太田4丁目3番23号 第二ソガ      ハイツ5-C号      傾債務者 坂田 優孝      1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時30      分      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手續を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで</p>
<p><b>令和7年(フ)第56号</b>      広島県福山市西新涯町1丁目8番12号 C A      S A西新涯町A棟106      傾債務者 小更 裕志      1 決定年月日時 令和7年4月22日午前11時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手續を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで          広島地方裁判所福山支部再生・破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第24号</b>      愛媛県四国中央市妻鳥町1089番地2 ガリー      ナタウン睦 B 102号室      傾債務者 石川 満大      1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手續を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで          松山地方裁判所西条支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第24号</b>      大分地方裁判所民事第1部破産再生係  <b>令和7年(フ)第138号</b>      大分市大字松岡2780番地      傾債務者 田中 健一      1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手續を廃止する。</p>	<p><b>令和7年(フ)第138号</b>      大分地方裁判所民事第1部破産再生係  <b>令和7年(フ)第146号</b>      宮崎市柳丸町64番地5 南生コーポ103号、      前住所宮崎市太田4丁目3番23号 第二ソガ      ハイツ5-C号      傾債務者 坂田 優孝      1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時30      分      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手續を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで</p>

## 令和7年(フ)第54号

宮崎県東臼杵郡門川町栄ヶ丘3丁目44番地1  
ミールハイツ106号  
債務者 田中 陽貴  
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
宮崎地方裁判所延岡支部

## 令和7年(フ)第56号

宮崎県延岡市浜町278番地1 サンエイハウ  
ス111  
債務者 松田 幸樹  
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
宮崎地方裁判所延岡支部

## 令和7年(フ)第61号

宮崎県延岡市山月町3丁目4794番地5  
債務者 横山フジ子  
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
宮崎地方裁判所延岡支部

## 令和7年(フ)第62号

宮崎県延岡市春日町1丁目7番地4  
債務者 河野 麗子  
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
宮崎地方裁判所延岡支部

## 令和7年(フ)第65号

宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎5丁目7番地2  
債務者 甲斐 透汰  
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
宮崎地方裁判所延岡支部

## 令和7年(フ)第66号

宮崎県日向市原町4丁目146番地 はまゆう  
コーポ203号  
債務者 金丸みつる  
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
宮崎地方裁判所延岡支部

## 令和7年(フ)第8号

沖縄県宮古島市平良字下里1009番地1 平良  
馬場市営住宅13棟107号  
債務者 天願 一彦  
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
那覇地方裁判所平良支部

## 令和7年(フ)第49号

山形県村山市橋岡中町5番12-203号  
債務者 大場 清  
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第2号

横浜市磯子区下町4番3号 シャルム・ド・  
根岸II号棟203号  
債務者 杉本 大輔  
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第175号

島根県仁多郡奥出雲町上阿井242番地1  
債務者 石原 高志  
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
松江地方裁判所民事部

## 令和6年(フ)第176号

島根県仁多郡奥出雲町上阿井242番地1  
債務者 石原 紀子  
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
松江地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第23号

松江市矢田町534番地4 泉の園、住民票上  
の前住所島根県大田市長久町長久口187番地  
1 コーポ富士B105  
債務者 樋口 敦史  
1 決定年月日時 令和7年4月18日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
松江地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第32号

松江市宍道町宍道1665番地12  
債務者 内藤 愛実  
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
松江地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第17号

高知県四万十市右山五月町15番18号 中村第  
2マンション31、旧住所高知県土佐清水市有  
永642番地  
債務者 川村 優花  
1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
高知地方裁判所中村支部

## 令和7年(フ)第64号

熊本県上益城郡益城町大字安永1823番地60  
債務者 坂井 悠馬  
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第7号

埼玉県草加市中根2丁目18番40号 コーポ新  
川3F  
債務者 船木 竹義  
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第211号 埼玉県越谷市レイクタウン6丁目6番地1 トバーズレイクタウン208 債務者 東 連 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第43号 神奈川県小田原市酒匂2丁目20番7号 プ ティアンジェ102 債務者 山口 隼勝 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第46号 山口市維新公園6丁目9番8号 債務者 磯村 康平 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 山口地方裁判所民事部破産係	令和5年(フ)第3330号 東京都東大和市向原3丁目10-10-208 破産者 加藤 晓 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第253号 埼玉県入間市扇町屋2丁目7番 C-312号 債務者 枝塙 菜央 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第51号 神奈川県秦野市南矢名2158番地 債務者 内海 洋子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第86号 熊本県宇城市松橋町曲野11番地 リバーサイ ド曲野A105、住民票上の住所熊本県宇土市 境目町728番地 Fine Hill 201号 室 債務者 藤川 亘宏 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和5年(フ)第8041号 東京都目黒区祐天寺2丁目3番18号 H&G ビル1F 破産者 株式会社ビューティーシーズ 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第59号 熊本市北区高平2丁目20番13号 203 債務者 加美 元子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第83号 神奈川県平塚市寺田縄39番地の1 ハイツ小 泉101 債務者 草薙 穎明 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第140号 熊本市中央区九品寺6丁目6番79-509号 コンドミニアム 債務者 竹林 翼 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(フ)第1731号 東京都渋谷区代々木2丁目43番8号 破産者 感謝の日記合同会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第102号 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼1番地2 ヒ カリノ郷 1号 債務者 村上真由美 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第105号 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領571番地 富士見マンション207号 債務者 大橋 正行 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和6年(フ)第4059号 東京都練馬区桜台2丁目30-19-101 破産者 朝日 正樹 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第4866号 東京都葛飾区柴又4丁目36-21-106、開始 決定時の住所東京都江東区塩浜2-11-6 新幸荘 1棟-113 破産者 瀧川 洋子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第105号 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼1番地2 ヒ カリノ郷 1号 債務者 村上真由美 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和5年(フ)第3329号 東京都東大和市向原6丁目1201番2号 O S Eビル203 破産者 合同会社S.T. One 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和6年(フ)第4059号 東京都練馬区桜台2丁目30-19-101 破産者 朝日 正樹 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第4866号 東京都葛飾区柴又4丁目36-21-106、開始 決定時の住所東京都江東区塩浜2-11-6 新幸荘 1棟-113 破産者 瀧川 洋子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4867号 東京都板橋区本町36-7-801、住民票上の住所東京都中野区中野3丁目37-7-704 破産者 加藤 結今(旧姓名瀧川真里奈) 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第5609号 東京都江東区辰巳2丁目1-56-222 破産者 鈴永 偵也 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6589号 東京都渋谷区円山町5-18-801 破産者 株式会社Wave 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7185号 東京都港区赤坂9丁目4-1-2004 破産者 上辻 知子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5229号 東京都江戸川区南小岩4丁目12-23-203 破産者 石渡 哲夫 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第5867号 東京都豊島区東池袋1丁目17番5号 本田ビル4階 破産者 合同会社SYMIXIA 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6590号 神奈川県藤沢市片瀬海岸3丁目19-17-205 破産者 内山 美実 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7665号 東京都足立区綾瀬4丁目20-21-102 破産者 若杉 壮真(旧名真湖) 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5230号 東京都江戸川区南小岩4丁目12-23-203 破産者 石渡 聰子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6291号 東京都練馬区南大泉1丁目1番14号 破産者 大建設機工業株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6617号 東京都小金井市貫井北町1丁目17-10 破産者 市川 竜哉 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7974号 東京都世田谷区粕谷1丁目12-12-208 破産者 細谷 良樹 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5231号 東京都江戸川区南小岩4丁目12-23-203 破産者 石渡 萌音 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6524号 東京都豊島区西池袋1丁目18番1号 五光ビル3階 破産者 豊池観光株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6970号 東京都練馬区関町南2丁目24番6号 メインステイ関町103 破産者 株式会社Ai教研 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8272号 東京都板橋区中台1丁目20-17-101 破産者 海田 英士 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5446号 東京都江東区平野1丁目4-4-101 破産者 伊藤 友佑 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6525号 東京都豊島区西池袋5丁目21-23 第二三笠マンション 606 破産者 谷口 英生 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6985号 東京都港区赤坂9丁目6番28号 破産者 PBI株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8278号 東京都西多摩郡日の出町大字大久野2194-3 破産者 伊豫田伸郎 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5501号 東京都江東区平野1丁目4-4-101 破産者 伊藤 友佑 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部

<b>令和6年(フ) 第8352号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都練馬区中村南2丁目8-8-401 破産者 石志 賢太(旧姓加藤) 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ) 第8513号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都足立区花畑6丁目26-4 エルヴァー ジュⅢ 105 破産者 下重 涼太 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ) 第8564号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都大田区北千束2丁目14-18-102 破産者 川端 美幸 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ) 第8602号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都中央区築地6丁目23番10号 吉岡ビル 3F 破産者 株式会社メルクマール 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ) 第8603号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都板橋区小茂根1丁目10-14-202 破産者 吉岡 孝行 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ) 第8614号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都江東区森下3丁目5-2 破産者 菊池富士夫

<b>令和6年(フ) 第8352号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ) 第8823号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都江東区森下3丁目5番2号 破産者 シーク株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ) 第8908号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都港区新橋6丁目4番3号 破産者 株式会社スターステージ 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ) 第68号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都杉並区永福4丁目12-22 アメニティーコート103 105 破産者 多田 邦彦 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第69号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都足立区花畑4丁目22番10-201号 破産者 H e l e n a 合同会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第70号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都豊島区雑司が谷2丁目22-16-103、 開始決定時の住所東京都目黒区東が丘1丁目 21-15 東が丘荘 破産者 青木千恵子
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第91号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都大田区東雪谷5丁目28番12号 破産者 有限会社北里デザイン事務所 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第111号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都板橋区仲町45-11-102 破産者 永田 浩 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第259号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都足立区皿沼1丁目4-2 破産者 坂本 康憲 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第274号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都狛江市岩戸北2丁目1番16号 メゾンドシャルム1階 破産者 株式会社アクティライフ 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第275号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都世田谷区喜多見8丁目5-18-105 破産者 堅山 大輔 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第303号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都板橋区高島平8丁目25-1-201 破産者 山田 渉太 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第304号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都板橋区高島平8丁目25-1-201 破産者 山田美耶子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第307号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都大田区蒲田1丁目15番14号 破産者 済美環境化学株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第315号</b>	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京都世田谷区経堂5丁目27-22-308 破産者 大路雄一郎 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第344号 東京都墨田区東向島5丁目9-5-201 破産者 森島 隆博 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第428号 東京都新宿区西新宿8丁目3-6-203 破産者 渡邊 由貴 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第513号 東京都江戸川区江戸川5丁目38-13 高橋サンライズ 破産者 上總 哲夫 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第346号 東京都江戸川区東篠崎1丁目7-4-412、 開始決定時の住所東京都江戸川区中央1丁目 15-15-201 破産者 林 広基 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第439号 東京都中野区若宮1丁目45-6 ポートハウス2 107 破産者 小川ゆかり 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第524号 東京都北区十条仲原2丁目15-11-201 破産者 古田 明尾 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第347号 東京都足立区綾瀬4丁目15-15 大樹生命綾瀬寮管理人室 破産者 加藤 和憲 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第476号 東京都板橋区高島平1丁目58-9-510 破産者 中澤 健吉 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第531号 東京都葛飾区東新小岩8丁目3-9-203 破産者 戸澤由紀子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第366号 東京都新宿区原町3丁目5-6-204 破産者 佐藤 明美 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第488号 東京都墨田区東向島2丁目48-16-301 破産者 檜森 陽子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第580号 東京都大田区大森本町1丁目2-21-701 破産者 塚本 拓真 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第402号 東京都中野区中野5丁目54-4-402 破産者 板谷 千尋 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第492号 東京都世田谷区尾山台1丁目10-4 メゾンドール雅2C 破産者 手水 克典 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第590号 東京都板橋区仲町3-8-201 破産者 相沢 優太 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第672号 東京都杉並区上井草2丁目32番5号 1F 破産者 張戸障次良 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第516号 東京都渋谷区神山町5番6号 破産者 株式会社未来プロジェクト 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第517号 東京都新宿区新宿6丁目2-24-203 破産者 佐久間光治 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1752号 東京都大田区大森西5丁目13-13-403 破産者 石原 幸一 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第1988号 東京都大田区山王2-1-2 Oomori Station BOX 6階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋茅場町2丁目5番6号 破産者 株式会社エルエスサポート 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第2175号 東京都豊島区東池袋2丁目7番3号 柄澤ビル4階 破産者 有限会社敏デザイン事務所 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第2176号 静岡県熱海市伊豆山1173-8-504 破産者 大石 敏雄 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第2912号 東京都三鷹市中原1-29-3-202、住民票上の住所東京都調布市上石原3丁目19-12 破産者 市川 純沙 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3788号 東京都江戸川区一之江5丁目16-12-301 破産者 鈴木由記子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5475号 東京都板橋区高島平2丁目28-1-726 破産者 桶田 敦 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5840号 東京都北区豊島3丁目27-10-205 破産者 白畠 進 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6356号 東京都新宿区西新宿4丁目16-6-401 破産者 緒方 晉央(旧姓金子・鶴田) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6410号 東京都北区西ヶ原3丁目22-12 破産者 秋山 香織 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6450号 東京都足立区平野1丁目10番20-407号 破産者 株式会社A s C e e D 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6451号 千葉県浦安市明海4丁目2-11-1605、開始決定時の住所東京都中野区鷺宮4丁目19-11-203 破産者 谷水 翔太(開始決定時の姓堀) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6840号 東京都杉並区和泉4丁目48-14-201 破産者 飯泉 香奈 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6975号 東京都武蔵村山市伊奈平6丁目26番地の2 破産者 株式会社富士コーポレーション 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6976号 埼玉県戸田市川岸3丁目3-11 破産者 鎌田 武士 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7317号 東京都江戸川区小松川3丁目12番1号 破産者 有限会社春日 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7318号 埼玉県戸田市冰川町2-13-8-305、住民票上の住所東京都江戸川区松江3丁目8-5-403 破産者 鈴木 隆司 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7319号 東京都江戸川区松江3丁目8-5-403 破産者 鈴木 和子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7408号 東京都荒川区南千住5丁目34-3-201 破産者 松村 淳哉 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

<b>令和6年(フ)第7990号</b>	東京都墨田区目黒本町1丁目16-4 第一司法書士ビル301 破産者 瀬川 寛一 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第8358号</b>	東京都墨田区上高田2丁目26-10-102 破産者 君成田隆志 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第8438号</b>	東京都江戸川区北小岩1丁目12番5号 メゾンパーク704 破産者 株式会社シンセイコーポレーション 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第8439号</b>	東京都江戸川区北小岩1丁目12番5号 破産者 株式会社新成建設 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第8452号</b>	東京都板橋区志村3丁目13-12-101 破産者 高橋 勇揮 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部

<b>令和6年(フ)第8836号</b>	東京都墨田区亀沢1丁目10番7 モナド両国1階 破産者 株式会社ボタニカ 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第8837号</b>	東京都墨田区緑1丁目27-9-1003 破産者 小林 靖和 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第115号</b>	東京都新宿区信濃町3 S. COURTビル2階 破産者 株式会社くじら 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第116号</b>	東京都北区赤羽北3丁目26-4-1102 破産者 堀川 達也 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第130号</b>	東京都新宿区西新宿7丁目1番7号 新宿ダイカンプラザA1018 破産者 株式会社Lia 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第131号</b>	東京都文京区春日2丁目10-18-202 破産者 田中 希帆 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第157号</b>	東京都武蔵野市桜堤2丁目5-27-309 破産者 松井 敦子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第166号</b>	東京都江戸川区東小松川4丁目56-18-207 破産者 荒川大次郎 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第191号</b>	東京都墨田区緑1丁目6-1-104 破産者 中田 綾香 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第203号</b>	東京都足立区江北1丁目15-3-409 破産者 平井みゆき 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第204号</b>	東京都足立区江北1丁目15-3-409 破産者 平井 繁之 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第239号</b>	東京都目黒区自由が丘1丁目4番10号 破産者 株式会社O's & T e c 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第240号</b>	東京都世田谷区奥沢7丁目16-1 デュークアレックスA号室 破産者 大村 幸市 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第296号</b>	東京都足立区西新井本町1丁目27-29-102 破産者 高山わかな 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第297号</b>	東京都江戸川区東小岩6丁目18-14-205 破産者 吉楽 広治 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ)第339号</b>	東京都足立区竹の塚5丁目1-3 第2國井ビル302 破産者 金子 幸介 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第375号</b>	東京都葛飾区青戸5丁目22-7-101 破産者 小野瀬 忍 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第376号</b>	東京都渋谷区松濤2丁目19-8 第二共栄ハウス202 破産者 佐藤 亮 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第377号</b>	神奈川県川崎市中原区木月3丁目53-23 K MビレッジC棟103 破産者 野崎 芳裕 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第405号</b>	東京都文京区千石4丁目42-12-203 破産者 前野 敬一 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ)第422号</b>	東京都西東京市富士町1丁目9-13-203 破産者 三島 潔 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第424号</b>	東京都文京区本郷1丁目32-10-301 破産者 秋山 博視 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第426号</b>	東京都足立区弘道1丁目37-7-307 破産者 秋元 真樹 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第427号</b>	東京都葛飾区金町4丁目1-2 破産者 小川 勉 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第440号</b>	東京都荒川区東尾久3丁目14-1-701、開始決定時の住所東京都荒川区南千住8丁目8-1-415 破産者 内田 将貴 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第452号</b>	東京都中央区勝どき2丁目5-3 平井建物2F 破産者 宮城 佳光 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第459号</b>	東京都江戸川区西小松川町8-8 ガーデンハウスC 破産者 西口 大介 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第460号</b>	東京都新宿区弁天町96-2-102 破産者 伊藤 功 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第461号</b>	東京都東村山市萩山町1丁目8-91-203 破産者 鈴木奈緒美 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第462号</b>	東京都板橋区高島平7丁目36-6-603 破産者 河村 咲(旧姓恒吉) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第463号</b>	東京都練馬区東大泉2丁目30-10 キャッスル永井A202 破産者 長田大次郎 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第464号</b>	東京都江東区南砂2丁目33-3-903 破産者 光本 仁 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第468号</b>	東京都板橋区成増1丁目30-10-608 破産者 岡嶋 理 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第487号</b>	東京都狛江市西野川4丁目37-3 クレセント・フラット1 201 破産者 石井 和弥 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第495号</b>	東京都大田区田園調布南13-1-102 破産者 山本 宏一 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第497号</b>	東京都葛飾区高砂1丁目8-4-103 破産者 笠柳 保 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第517号 東京都江戸川区松江6丁目2-3-407 破産者 田中丈太郎 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第584号 東京都狛江市岩戸南3丁目5-12-204 破産者 栗屋 誠 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（フ）第115号 愛知県豊川市土筒町上戸下16番地4 破産者 株式会社佐藤製作所 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年（フ）第519号 東京都新宿区上落合1丁目4-7 アーバン プレイス高田馬場A 102 破産者 城所 尚良 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第589号 東京都板橋区前野町4丁目63-3-504 破産者 大野 博史 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（フ）第340号 大分市府内町2丁目6番9号GLASSBL DG3階 破産者 ピット・クルー株式会社 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年（フ）第522号 東京都世田谷区代田5丁目29-5-401 破産者 原 裕貴 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第593号 東京都板橋区赤塚2丁目33-8-305 破産者 藤森 龍生 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（フ）第689号 東京都江戸川区北葛西2丁目19-1-413 破産者 菅原 孝 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年（フ）第527号 東京都北区浮間5丁目12-1-1307 破産者 緒方ちなみ 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第594号 東京都板橋区赤塚1丁目14-4 セブンハウ ス1-A 破産者 新海 拳 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（フ）第764号 東京都大田区池上7丁目27-15-203、開始 決定時の住所東京都大田区中馬込1丁目5- 3-201 破産者 濵谷誠一郎 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年（フ）第549号 東京都練馬区田柄4丁目30-16 破産者 片桐 伸吾 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（フ）第595号 東京都江戸川区北葛西1丁目17-1-404 破産者 西野 哲 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（フ）第773号 東京都足立区栗原4丁目10-7-204 破産者 高橋 邦仁 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年（フ）第614号 東京都世田谷区深沢4丁目7-26-201 破産者 野津あやか	令和7年（フ）第614号 東京都世田谷区深沢4丁目7-26-201 破産者 野津あやか	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（フ）第22号 愛知県豊橋市前芝町字堤上111番地3 破産者 マルダイ食品合資会社 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
			名古屋地方裁判所豊橋支部 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

<b>令和6年(フ)第1708号</b>	東京都杉並区成田東3丁目6番1号 破産者 株式会社おとらぼ 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第245号</b>	東京都江戸川区船堀1丁目8番22-404号 破産者 株式会社スィーク・エイム 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第246号</b>	東京都江戸川区春江町4-8-6 スガパレスII904 破産者 篠原 義重 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第143号</b>	長野県松本市大字島立900-3 穂上ビル3階 破産者 株式会社S i t i 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	長野地方裁判所松本支部
<b>令和6年(フ)第561号</b>	静岡市駿河区高松2丁目25番2号 破産者 株式会社ハウシア 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	静岡地方裁判所民事第2部

<b>令和6年(フ)第572号</b>	静岡市葵区北番町131番地 破産者 株式会社やぶ 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	静岡地方裁判所民事第2部
<b>令和6年(フ)第614号</b>	(最後の住所) 静岡市駿河区下川原2丁目2番17-2号 破産者 亡中村康弘相続財産 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	静岡地方裁判所民事第2部
<b>令和6年(フ)第25号</b>	三重県熊野市木本町31番地11 破産者 酒井 陽平 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	津地方裁判所熊野支部
<b>令和6年(フ)第26号</b>	三重県熊野市紀和町和気660番地1 破産者 堂峯 光孝 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	津地方裁判所熊野支部
<b>令和6年(フ)第4808号</b>	大阪市住吉区長居西2丁目5番23号 破産者 H A R U T A T R A D I N G 合同会社 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第5934号</b>	大阪市福島区鷺洲1丁目8番35号 破産者 株式会社アユムテラス 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第1934号</b>	横浜市中区南仲通3丁目32番地1 破産者 株式会社サイクローム 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和5年(フ)第3542号</b>	大阪市淀川区十八条2-16-46-1301、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区西天満4丁目12番2号オオシマビル3階 破産者 株式会社サンライズ 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第5140号</b>	大阪市中央区伏見町1丁目1番1号 破産者 株式会社S m i l e V o y a g e 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第5969号</b>	大阪市東成区東中本1丁目16-15 破産者 株式会社F i v e S t a r 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第6078号</b>	大阪市北区堂山町1丁目5番三共梅田ビル6階 破産者 C L E A R R O C K 株式会社 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第719号 北九州市小倉北区金田1丁目3番32-607号 破産者 有限会社ます也 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和6年(フ)第127号 大分市弁天2丁目5番38号 破産者 株式会社B o l t s & N u t s 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
破産手続廃止及び免責許可決定	令和6年(フ)第686号 埼玉県草加市両新田西町9番地7 破産者 澤野 初枝 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和6年(フ)第341号 大分市大字曲1145番地セルカミヤ101、開始 決定時の住所大分市上田町3丁目3番1-402号 サンライズ豊府 破産者 小野 秀 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第532号 鹿児島市柳町12番20号 破産者 栗脇 真二 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和6年(フ)第37号 茨城県笠間市市野谷1543番地2 ビレッジハ ウス岩間1-203 破産者 戸祭 義仁 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所	令和6年(フ)第687号 埼玉県草加市両新田西町9番地7 破産者 澤野 梢 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和6年(フ)第400号 鹿児島市牟礼岡1丁目18番9号 破産者 権藤 春奈 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第2005号 札幌市豊平区中の島1条3丁目4番13-405 号 破産者 星 麻衣子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第86号 福岡県飯塚市有安1番地32 破産者 永井 潤子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部	令和6年(フ)第607号 兵庫県西宮市鳴尾町1丁目13番19-403号 破産者 畑中 直樹 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和6年(フ)第477号 鹿児島市西千石町6番12-75号 破産者 増田 光弘 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和6年(フ)第2313号 札幌市西区発寒4条5丁目2番16号 シンケ イハイツ203号 破産者 大廣 元 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第162号 茨城県つくばみらい市谷井田2229番地30 破産者 紺野健次郎 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和6年(フ)第671号 北九州市小倉南区朽網東6丁目28番6号 破産者 渡邊 充紀 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第519号 鹿児島市西田3丁目14番20号 リキバレス 505号 破産者 大田 真也 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和6年(フ)第2373号 北海道北広島市稻穂町西2丁目1番地6 ハ イツサン102号 破産者 富樫 一弘 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第15号 北九州市小倉南区田原新町1丁目18番13号 破産者 石橋 紅葉(旧姓森) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。			

<b>令和6年(フ)第38号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字浜野46番地 20 破産者 山田よし子	4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部
1 決定年月日 令和7年4月21日	<b>令和6年(フ)第119号</b>
2 主文 本件破産手続を廃止する。	岩手県一関市東山町長坂字久保140番地6 破産者 鎌鍋 正明
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年4月21日
4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所五所川原支部破産係	2 主文 本件破産手続を廃止する。
<b>令和6年(フ)第159号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森県八戸市大字是川字小峰10番地7 破産者 田中里江子	4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部
1 決定年月日 令和7年4月21日	<b>令和7年(フ)第1号</b>
2 主文 本件破産手続を廃止する。	岩手県一関市東山町田河津字石ノ森86番地 破産者 渡辺 清一
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年4月21日
4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所八戸支部破産係	2 主文 本件破産手続を廃止する。
<b>令和6年(フ)第45号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岩手県久慈市新中の橋第37地割59番地1 破産者 高橋ノリ子	4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部
1 決定年月日 令和7年4月21日	<b>令和6年(フ)第950号</b>
2 主文 本件破産手続を廃止する。	仙台市青葉区角五郎2丁目2番1号 エルミタージュ角五郎102、従前の住所仙台市青葉区栗生2丁目4番地の15 エトワール青山201 破産者 大宮司美枝(旧姓佐々木)
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年4月21日
4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所二戸支部	2 主文 本件破産手続を廃止する。
<b>令和6年(フ)第81号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岩手県一関市新大町105番地、住民票上の住所岩手県一関市千代田町2番47号 破産者 遠畑 智	4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
1 決定年月日 令和7年4月21日	<b>令和6年(フ)第1152号</b>
2 主文 本件破産手続を廃止する。	仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1-1408号、従前の住所仙台市青葉区五橋2丁目6番12-301号 破産者 櫻井 悅代
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年4月21日
4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部	2 主文 本件破産手続を廃止する。
<b>令和6年(フ)第82号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岩手県一関市新大町105番地 破産者 遠畑 守夫	4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
1 決定年月日 令和7年4月21日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	

<b>令和7年(フ)第38号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台市青葉区立町21番1-206号、従前の住所仙台市太白区富沢1丁目1番33-402号 破産者 JIN XING 金星	4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
1 決定年月日 令和7年4月21日	<b>令和6年(フ)第1180号</b>
2 主文 本件破産手続を廃止する。	仙台市太白区八木山香澄町4番7号 河北仙販八木山支店202、従前の住所仙台市太白区鈎取3丁目14番11号 破産者 小川 潤
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年4月21日
4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	2 主文 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第43号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台市太白区長町8丁目11番56号 レグルス103 破産者 工藤 将	4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
1 決定年月日 令和7年4月21日	<b>令和6年(フ)第1263号</b>
2 主文 本件破産手続を廃止する。	仙台市太白区向山4丁目30番15-307号 破産者 菅原 雅也
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年4月21日
4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	2 主文 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第59号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮城県名取市田高字原598番地 コーポラスはら105号 破産者 佐伯 一夫	4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
1 決定年月日 令和7年4月21日	<b>令和6年(フ)第1351号</b>
2 主文 本件破産手続を廃止する。	仙台市太白区砂押町20番7号 ラペールハウスマ203 破産者 阿部 理史
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年4月21日
4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	2 主文 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第72号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮城県塩竈市貞山通2丁目3番8号 さざなみ寮宮城、従前の住所福島県いわき市小名浜大原字丙新地86番地の1 県営大原団地1-404 破産者 港 鳥太	4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
1 決定年月日 令和7年4月21日	<b>令和7年(フ)第10号</b>
2 主文 本件破産手続を廃止する。	仙台市太白区羽黒台23番24号 LINO羽黒台201 破産者 大島 伽南(旧姓安達)
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年4月21日
4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	2 主文 本件破産手続を廃止する。
<b>令和6年(フ)第1152号</b>	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1-1408号、従前の住所仙台市青葉区五橋2丁目6番12-301号 破産者 櫻井 悅代	4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
1 決定年月日 令和7年4月21日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	

**令和6年(フ)第53号**  
 山形県鶴岡市宝町6番27号 富士美荘8号  
 室、開始決定時の住所山形県鶴岡市道形町6番53号 加藤ビル 305  
 破産者 難波たつお  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 山形地方裁判所鶴岡支部

**令和6年(フ)第1668号**  
 さいたま市桜区西堀9丁目23番27号  
 破産者 境 沙織  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第2121号**  
 埼玉県上尾市須ヶ谷1丁目216番地3  
 破産者 小野寺 康  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第2147号**  
 さいたま市大宮区桜木町4丁目168番地1  
 プロンシュ大宮202、開始決定時の住所さいたま市大宮区三橋1丁目1265番地3 オークリーフ101  
 破産者 佐藤 沙織(旧姓奥野)  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第31号**  
 埼玉県戸田市大字戸田111番地の1 サンマンション戸田610号室  
 破産者 斎藤 昌義  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 長野地方裁判所松本支部

**令和6年(フ)第2644号**  
 横浜市南区堀ノ内町2丁目150番地3 アビタシオンM堀ノ内D101  
 破産者 武藤 樹  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第98号**  
 横浜市青葉区美しが丘1丁目19番地2 たまプラーザ団地4-8棟103号  
 破産者 尹 喜楨(YOON HEE JEO NG)  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 横浜地方裁判所第3民事部

**令和5年(フ)第202号**  
 長野県松本市清水1丁目3番12号  
 破産者 稲垣 清  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 長野地方裁判所松本支部

**令和6年(フ)第144号**  
 長野県松本市筑摩3丁目18番10号 グレイスタウンⅡ B206  
 破産者 小野 常博

1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。

**令和6年(フ)第1008号**  
 大阪市鶴見区焼野1丁目南4番5-903号  
 破産者 増田 依子  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第2438号**  
 大阪府枚方市甲斐田町14番34号  
 破産者 金子 雅一  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第4238号**  
 大阪市西淀川区野里1丁目23番23-105号  
 破産者 河野 桂子  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第4293号**  
 大阪府寝屋川市池田本町4番27-202号  
 破産者 ネクシスこと 藤川 華地  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第4589号**  
 大阪府寝屋川市豊里町43番12号  
 破産者 高木 愛  
 1 決定年月日 令和7年4月21日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5057号 大阪市淀川区西宮原3丁目1番3-705号 破産者 空手道誠空会大阪道場こと 西村 正男 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和6年(フ)第788号 兵庫県西宮市西宮浜4-8-5西宮マリナパークシティ丘のある街5番館305号室、住民票上の住所兵庫県西宮市鳴尾町3丁目13番8号 破産者 川畠琢三こと 川畠 恵太 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和6年(フ)第210号 兵庫県尼崎市東園田町6丁目85番地の1 エクセルコート園田 501 破産者 中内 章利 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和6年(フ)第647号 代替住所A(旧住所 東京都小金井市中町4丁目18番11号(12)) 破産者 大河内 駿 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和6年(フ)第744号 兵庫県尼崎市西川2丁目39-1兵庫県営尼崎西川第2住宅 住宅01号棟0306号 破産者 三木 園江 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和6年(フ)第745号 兵庫県尼崎市西川2丁目39-1兵庫県営尼崎西川第2住宅 住宅01号棟0306号 破産者 ハローことパートIIこと 三木 浩治 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和6年(フ)第50号 福岡県嘉麻市鴨生156番地54 ビレッジハウスいなつき2棟104号、前住所福岡県嘉麻市牛隈1513番地7 破産者 佐々木知奈穂 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部 令和6年(フ)第130号 福岡県飯塚市柏の森13番地145 破産者 池澤 蓮 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部 令和7年(フ)第4号 青森県つがる市木造福原常盤21番地1、前住所青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字名原101番地 破産者 長谷川裕介 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所五所川原支部破産係 令和6年(フ)第217号 秋田県秋田市金足追分字海老穴262番地2 破産者 夏井 洋一 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
--	---	--	---

<b>令和7年(フ)第4号</b>	秋田市土崎港南2丁目3番57号 破産者 菅原 修 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
<b>令和6年(フ)第2500号</b>	横浜市西区西平沼町4番1-W318号 破産者 木村 空 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(フ)第2685号</b>	横浜市瀬谷区南台2丁目4番地1 南台ハイツB27棟307号 破産者 鈴木 裕佳 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(フ)第2691号</b>	神奈川県高座郡寒川町岡田2462番地13 相湘22岡田ハイツ102号 破産者 栄 泰好 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(フ)第2733号</b>	横浜市南区永田みなみ台3番5-404号 破産者 影山 智久 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。

<b>令和6年(フ)第3号</b>	理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(フ)第681号</b>	神奈川県平塚市高村203番地 11-501 破産者 長山 美樹 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
<b>令和7年(フ)第1号</b>	新潟県佐渡市橋42番地 グループホームななうら 破産者 土屋 和子 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所佐渡支部破産係
<b>令和6年(フ)第89号</b>	石川県小松市月美丘1番地101 破産者 吉岡 紗世 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所小松支部
<b>令和6年(フ)第189号</b>	福井市グリーンハイツ3丁目148番地 破産者 松本 聖磨 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第4号</b>	福井市上野本町4丁目1003番地 テルセーロ201 破産者 永田 健悟 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係
<b>令和6年(フ)第8号</b>	福井県大野市牛ケ原第22号20番地、旧住所岐阜県各務原市三井北町2丁目237番地1 工ステート 202 破産者 中川 敏久 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係
<b>令和6年(フ)第494号</b>	愛知県刈谷市東刈谷町1丁目23番地3 メゾン東刈谷203号 破産者 仲藤やよい 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係
<b>令和6年(フ)第89号</b>	石川県小松市月美丘1番地101 破産者 吉岡 紗世 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和6年(フ)第631号</b>	愛知県西尾市寺津6丁目17番地 メゾンシックス 103号室、前住所愛知県西尾市住崎1丁目35番地 コッティ21 202号室 破産者 村永 拓也 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和6年(フ)第654号</b>	愛知県西尾市徳次町小藪34番地1 リブレア・グラニーレMG号室 破産者 田中 芳乃 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和6年(フ)第5032号</b>	大阪市大正区大林西1丁目8番20号 破産者 神農 满 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和 6 年 (フ) 第 5400 号	大阪府貝塚市浦田71番地1 905号、開始決定時大阪市中央区瓦町1丁目5番10号 601号 破産者 寺田 健 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和 6 年 (フ) 第 5498 号	大阪市東淀川区南江口3丁目1番27-220号 破産者 大島 正美 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和 6 年 (フ) 第 5508 号	大阪市北区大淀中4丁目9番7号 DAP 梅田西 902号室 破産者 森居 裕典 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和 6 年 (フ) 第 5970 号	大阪市平野区流町3丁目17番13号 101 破産者 十川 大致 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和 6 年 (フ) 第 6079 号	愛知県日進市浅田平子1-77レオネクスト オーサムⅢ202号室、開始決定時愛知県あま市甚目寺山之浦138レオパレス雅206 破産者 葛良洋一郎

1 決定年月日 令和7年4月22日	令和 6 年 (フ) 第 157 号
2 主文 本件破産手続を廃止する。	鳥取県境港市渡町2365番地10 コーポグッドビルⅡ101、前住所鳥取県境港市外江町2440番地1 破産者 濱田 哲弥
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年4月22日
4 主文 破産者について免責を許可する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
	4 主文 破産者について免責を許可する。
	鳥取地方裁判所米子支部
令和 6 年 (フ) 第 6141 号	令和 6 年 (フ) 第 46 号
大阪府寝屋川市大利町19番2号 破産者 中西 勇陽	香川県観音寺市柞田町乙1922番地6 破産者 松村 武志
1 決定年月日 令和7年4月22日	1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。	4 主文 破産者について免責を許可する。
	高松地方裁判所観音寺支部
令和 6 年 (フ) 第 6193 号	令和 6 年 (フ) 第 128 号
大阪市住之江区粉浜西3丁目1番7-311号 破産者 前田 俊二	大分県速見郡日出町大字大神7205番地2 破産者 佐藤功二郎
1 決定年月日 令和7年4月22日	1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。	4 主文 破産者について免責を許可する。
	大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和 6 年 (フ) 第 6224 号	令和 6 年 (フ) 第 584 号
大阪市城東区蒲生1丁目1番23-206号 破産者 磯山 昇治	大分市下郡東1丁目4番27号 ジュネス野田203 破産者 木村 航
1 決定年月日 令和7年4月22日	1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。	4 主文 破産者について免責を許可する。
	大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和 6 年 (フ) 第 79 号	令和 6 年 (フ) 第 446 号
鳥取県鳥取市河原町曳田185番地4 破産者 竹内 康	宮崎市大字島之内1番地57 破産者 南 涼子
1 決定年月日 令和7年4月22日	1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。	2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。	4 主文 破産者について免責を許可する。
	宮崎地方裁判所破産係
令和 6 年 (フ) 第 453 号	公立学校共済組合役員の退職及び就職について
	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。
	令和7年5月8日
	公立学校共済組合理事長 丸山 洋司
	(再任) 理事(常勤) 奈良 哲
	任期満了年月日 令和7年4月15日
	任命年月日 令和7年4月16日

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年5月8日 大阪府教育委員会

- (1) 氏名、免許状記載の本籍地、生年月日 (2) 免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者 (3) 失効の年月日 (4) 失効の事由に該当する教育職員免許法の規定

- 1 (1) 上遠野礼韻、福島県、平成10年10月15日 (2) 小学校教諭一種免許状、令3小一第323号、令和4年3月31日、大阪府教育委員会 (3) 令和7年3月28日 (4) 第10条第1項第2号（施行規則第74条の2第8号イ）該当

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年5月8日 広島県教育委員会

- (1) 氏名、本籍地、(2)免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、(3)失効年月日、(4)失効の事由

- 1 (1) 高橋 明大、広島県 (2) ①高等学校教諭一種免許状（福祉）、令4高一第194号、令和5年3月15日、山口県教育委員会

- ②特別支援学校教諭一種免許状、令4特支一第11号、令和5年3月15日、山口県教育委員会

(3) 令和7年2月5日

- (4) 第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号ハ）該当

- 2 (1) 岡本 達朗、広島県 (2) 小学校教諭1級普通免許状、平1小1第11894号、平成元年3月31日、東京都教育委員会

(3) 令和7年2月10日

- (4) 第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号ホ）該当

3(1) 弘中伸治朗、福岡県  
(2) 高等学校教諭一種免許状（理科）、平30高一種第1569号、平成31年3月25日、福岡県教育委員会

- (3) 令和7年3月24日
- (4) 第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

4(1) 池下 純紀、広島県  
(2) ①幼稚園教諭一種免許状、平29幼1第117号、平成30年3月21日、広島県教育委員会  
②小学校教諭一種免許状、平29小1第105号、平成30年3月21日、広島県教育委員会

- (3) 令和7年3月24日
- (4) 第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和7年5月8日 鹿児島県教育委員会

- 1 失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

(1) 小学校教諭一種免許状、平一六小一第〇三五〇号、平成17年3月25日、鹿児島県教育委員会、森村 友一、鹿児島県

(2) 中学校教諭一種免許状（外国語（英語））、平一六中一第〇四二〇号、平成17年3月25日、鹿児島県教育委員会、森村 友一、鹿児島県

(3) 高等学校教諭一種免許状（外国語（英語））、平一六高一第〇五五二号、平成17年3月25日、鹿児島県教育委員会、森村 友一、鹿児島県

(4) 中学校助教諭免許状（保健体育）、令4中臨第15号、令和4年4月20日、鹿児島県教育委員会、森村 友一、鹿児島県

(5) 中学校助教諭免許状（技術）、令4中臨第331号、令和4年10月15日、鹿児島県教育委員会、森村 友一、鹿児島県

2 失効年月日 令和7年4月15日

3 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

## 教育職員免許状失効の取消公告

平成27年8月12日付官報第6594号で公告した次の教育職員免許状の失効を取り消す。

令和7年5月8日 長崎県教育委員会

- 1 氏名 林田 耕二、本籍地 長崎県

(1) 中学校教諭一級普通免許状 外国語（英語）免許状の番号 昭62中1普第12632号  
授与年月日 昭和62年3月31日  
授与権者 東京都教育委員会

(2) 高等学校教諭二級普通免許状 外国語（英語）免許状の番号 昭62高2普第13232号  
授与年月日 昭和62年3月31日  
授与権者 東京都教育委員会

- 2 失効を取り消す事由

教育職員免許法第10条第1項第2号に該当しなくなつたため

## 行旅死亡人

本籍静岡県静岡市駿河区西脇308番地2、住所静岡県静岡市駿河区西脇308番地の2 ラフィナートⅢ 202、氏名長澤 豊、生年月日昭和27年3月5日生73歳

上記の者は、令和7年1月15日に、伊豆市湯ヶ島山中で発見されたものです。

死亡日は、令和7年1月上旬と推定されます。遺体は、引取人がいないため火葬に付し、遺骨は当市で保管しております。お心当たりの方は、伊豆市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

令和7年5月8日

静岡県 伊豆市長 菊地 豊

## 特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別設置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付随する工作物等（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確認できないため、法第22条第10項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年5月8日 飯豊町長 嵐 正人

- 1 対象となる建築物等の家屋番号及び概要

- (1) 家屋1

家屋番号1315番1  
所在地 飯豊町大字小白川1315番地1、飯豊町大字小白川1316番地1  
種類 事務所・倉庫  
構造 鉄骨造カラーリング板ぶき3階建  
床面積 273.78m<sup>2</sup>

- (2) 家屋2

家屋番号1315番1の2  
所在地 飯豊町大字小白川1315番地1、飯豊町大字小白川1633番地1  
種類 作業所  
構造 木造瓦鉛メッキ銅板ぶき2階建  
床面積 257.51m<sup>2</sup>

- 2 所有者等に命じる必要な措置

4の設置期限までに、当該建築物等を解体及び撤去するとともに、当該建築物等の内部及びその敷地に残置されている動産については、これを搬出し適正に処理すること。

- 3 必要な設置を命じる理由

当該建築物等は、そのまま放置した場合、倒壊等に伴い周辺住民や通行人等に甚大な被害を及ぼすなど、著しく保安上危険な状態であるため。

- 4 措置期限

令和7年5月22日

- 5 飯豊町長による措置

所有者等が4の期限までに2の措置を行わないときは、法第22条第10項の規定により、町長又は町長が命じた者、若しくは委任した者（以下「町長等」という。）が、当該措置を行う。

- 6 動産等の取扱い

町長等が2の措置を行うときは、建築物等の内部及びその敷地内に残置されている動産等を撤去し処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、4の期限までに運び出し、又はそのものを指定し保管し、若しくは引き渡すよう8の問い合わせ先に通知すること。

- 7 その他

5の措置後に所有者等を確知した場合、当該措置に要した費用について所有者等に請求する。

- 8 問い合わせ先

飯豊町地域整備課住宅政策室

電話 0238-87-0882

## 会社その他の公告

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

○一〇一号

有限公司山鐵工業  
清算人 佐藤 優季

## 解散公告

当社は、令和七年三月五日開催の株主総会の決議により、令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

山形県最上郡大蔵村大字南山四五一一二  
時折温泉郷振興株式会社  
清算人 木村 裕吉

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

山形県最上郡大蔵村大字南山四五一一二  
時折温泉郷振興株式会社  
清算人 木村 裕吉

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

有限公司アゼガミ  
清算人 畑上 文雄

## 解散公告

当社は、令和七年二月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

## 解散公告

当社は、令和七年四月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

千葉県流山市大字東深井四六二番地の一四  
株式会社 P O R T E R S  
代表清算人 横浜 浩之

## 解散公告

当社は、令和七年四月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

山形県最上郡大蔵村大字南山四五一一二  
時折温泉郷振興株式会社  
清算人 木村 裕吉

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

東京都北区赤羽西三丁目一五番二〇号  
ペガサス・コンサルティング株式会社  
代表清算人 吉永 俊雄

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

東京都北区赤羽西三丁目一五番二〇号  
ペガサス・コンサルティング株式会社  
代表清算人 吉永 俊雄

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日  
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇  
一号

スズハリインフラホールディングス一般  
社団法人 代表清算人 粟国 正樹

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都豊島区巣鴨一ー三六一五 J Y ビル三 F  
瑞森株式会社  
代表清算人 佐藤 百合

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都板橋区弥生町六一番六一四〇七号  
株式会社今川編集工房  
代表清算人 今川 和哉

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都荒川区町屋六丁目二〇番二七号  
株式会社アート紙工  
代表清算人 佐藤 光夫

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都港区東麻布一丁目二三番五号 P M C  
ビル一F  
ENERTOPIA JAPAN 株式会社  
代表清算人 マーシャル・メシニヤック

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都府中市幸町二丁目一三番地七  
株式会社ミドリ  
代表清算人 水田 誠

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都府中市幸町二丁目一三番地七  
株式会社ミドリ  
代表清算人 水田 誠

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都港区南麻布四丁目一一番二八号  
合同会社リノスベース  
清算人 坂井 義弘

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都港区南麻布四丁目一一番二八号  
合同会社リノスベース  
清算人 坂井 義弘

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日  
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇  
一号

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

東京都渋谷区渋谷四丁目三番二七一八〇二号  
株式会社ジョイナツク  
代表清算人 泉水 秀夫

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都豊島区巣鴨一ー三六一五 J Y ビル三 F  
瑞森株式会社  
代表清算人 佐藤 百合

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都荒川区町屋六丁目二〇番二七号  
株式会社アート紙工  
代表清算人 佐藤 光夫

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都港区東麻布一丁目二三番五号 P M C  
ビル一F  
ENERTOPIA JAPAN 株式会社  
代表清算人 マーシャル・メシニヤック

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都府中市幸町二丁目一三番地七  
株式会社ミドリ  
代表清算人 水田 誠

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都府中市幸町二丁目一三番地七  
株式会社ミドリ  
代表清算人 水田 誠

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都港区南麻布四丁目一一番二八号  
合同会社リノスベース  
清算人 坂井 義弘

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都港区南麻布四丁目一一番二八号  
合同会社リノスベース  
清算人 坂井 義弘

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

東京都港区南麻布四丁目一一番二八号  
合同会社リノスベース  
清算人 坂井 義弘

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

## 解散公告

当法人は、令和七年四月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

東京都文京区千石四丁目五番二号水野ビル

一〇一号室

特定非営利活動法人風のやすみば

清算人 加藤由美子

## 解散公告

当法人は、解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

東京都世田谷区宮坂三丁目一〇番一号宮坂ビル四階

一般社団法人起業適塾

代表清算人 鈴木由香

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

東京都板橋区板橋一丁目五七番七号

清算人 青柳 幸子

## 解散公告

当社は、令和七年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

東京都港区西麻布二丁目一一番二号

株式会社S O l e i l

代表清算人 サイ・ケイラ

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

東京都足立区舎人一丁目三番地の一八

有限会社ゆり

## 解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

東京都港区赤坂四丁目一三番五号赤坂才

フィスハイツ一三五

株式会社Three well Innovation 代表清算人 佐藤 正

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

富山県富山市清水町八丁目一番二号

N P O 法人中央スポーツクラブ

清算人 久保 暉秀

## 解散公告

当法人は、令和七年三月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

東京都板橋区板橋一丁目五七番七号

有限会社東経業

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

静岡県浜松市中央区中郡町五三三番地

有限会社電機マキノ

清算人 牧野 哲郎

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

静岡県磐田市東名二三一一

有限会社太田室内

代表清算人 太田 茂

## 解散公告

当社は、令和七年三月二十七日開催の株主総会の決議により令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

静岡県富士市五貫島六三七番地

アイ・エス・イース・フィスサプライ株式会社

## 解散公告

当社は、令和七年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

静岡県富士市五貫島六三七番地

アイ・エス・イース・フィスサプライ株式会社

代表清算人 市原 宜由

## 解散公告

当社は、令和七年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

愛知県春日井市高森台六丁目三番地六

合同会社カラビナ

代表清算人 古屋 一樹

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

三重県伊勢市辻久留町五四五番地三五

ニシムラ建機株式会社

代表清算人 西村 乾一

## 解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社第四十二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

静岡県富士市伝法二八三九番地の一

富士クレーン株式会社

代表清算人 竹中 和夫

## 解散公告

当社は、令和四年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

岐阜県美濃加茂市深田町三丁目二番一四号

アイカム株式会社

代表清算人 丹羽みち子

## 解散公告

当社は、令和四年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

静岡県富士市伝法二八三九番地の一

富士クレーン株式会社

代表清算人 竹中 和夫

## 解散公告

当社は、令和四年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

静岡県富士市伝法二八三九番地の一

富士クレーン株式会社

代表清算人 竹中 和夫

## 解散公告

当社は、令和四年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

静岡県富士市深田町三丁目二番一四号

アイカム株式会社

代表清算人 丹羽みち子



## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

愛媛県西予市野村町野村一四号七〇一一番地  
有限公司社藤原冷機 清算人 藤原 未廣

## 解散公告

当社は、令和七年三月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

愛媛県松山市久米塙田町三三七一一テクノ  
株式会社iX-iO 代表清算人 西村 勇貴

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権をお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

福岡県朝倉郡筑前町上高場二〇七二番地一  
有限会社エムサボート 清算人 東島 清隆

## 解散公告

当社は、令和七年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

熊本県荒尾市一部九九六一五  
株式会社三建 代表清算人 井形 政雄

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

熊本県荒尾市一部九九六一五  
株式会社三建 代表清算人 井形 政雄

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

大分県佐伯市向島一丁目二番四号  
株式会社佐伯メンテナンス 代表清算人 大竹由喜子

## 解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

愛媛県西予市野村町野村一四号七〇一一番地  
有限公司社藤原冷機 清算人 藤原 未廣

## 解散公告

当社は、令和七年三月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

愛媛県松山市久米塙田町三三七一一テクノ  
株式会社iX-iO 代表清算人 西村 勇貴

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権をお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

福岡県朝倉郡筑前町上高場二〇七二番地一  
有限会社エムサボート 清算人 東島 清隆

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

熊本県荒尾市一部九九六一五  
株式会社三建 代表清算人 井形 政雄

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

熊本県荒尾市一部九九六一五  
株式会社三建 代表清算人 井形 政雄

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

熊本県荒尾市一部九九六一五  
株式会社三建 代表清算人 井形 政雄

令和七年五月八日  
北海道沙流郡日高町富川西二丁目五番三号

医療法人社団小川医院 清算人 小川 秀海

## 解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。土地区画整理法第四十七条の二第一項の規定により公告します。

令和七年五月八日

茨城県日立市神峰町二丁目九番七号 八千代ビル二〇一号

大分市王子中町七番四号 日立市諒訪台土地区画整理組合 清算人代表 安 英行

茨城県日立市神峰町二丁目九番七号 八千代ビル二〇一号 日立市諒訪台土地区画整理組合 清算人代表 安 英行

令和七年五月八日  
東京都町田市能ヶ谷一丁目七番一號

モンドビル二階 医療法人社団宏健会 清算人 小林 宏基

## 解散公告(第二回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月七日)の翌日から令和七年五月八日までに清算から除斥します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月八日

神奈川県小田原市久野四八七一番地六〇  
農事組合法人和留沢緑化組合 清算人 廣川 登

新潟県上越市板倉区下田屋二六番地  
農事組合法人下田屋・上中島生産組合 清算人 伊藤 節夫

社会福祉法人設立のお知らせ  
令和七年四月一日横浜地方法務局にて設立登記を完了し、社会福祉法人横浜SSJがこの登記を完了したのでお知らせします。  
令和七年五月八日 横浜市南区高根町三丁目一七番一二号 K.Sビル六階 社会福祉法人横浜SSJ 理事長 勝澤昭

## 解散公告（第三回）

当組合は、令和七年四月十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司第一回掲載（令和七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月八日

京都府船井郡京丹波町豊田中川原五番地

農事組合法人丹波酪農組合

清算人 池田 守

## 解散公告（第三回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公司第一回掲載（令和七年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月八日

大阪府堺市中区学園町一一番二号

大阪府大学教職員組合

清算人 岩村 幸治

## 解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年三月四日長崎県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公司第一回掲載（令和七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

長崎県雲仙市国見町土黒甲一〇七九番地一

清算法人土黒土地改良区  
代表清算人 小田 孝明

## 解散公告（第三回）

当法人は、令和六年八月二十日開催の社員総会の決議並びに令和七年三月二十四日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載（令和七年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月八日

熊本県菊池郡菊陽町光の森六丁目一番地三

医療法人プロシード

清算人 谷 栄太郎

## 解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載（令和七年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月八日

熊本市中央区水前寺三丁目三〇番四〇号

医療法人社団良明会  
清算人 倉富磨智子

## 公益信託富士ファイルム・グリーンファンド第四十期決算公告

一、事業概要

自然環境の保全及び創出に資する活動・研究に対する助成金給付事業並びに自然環境保全の普及啓発活動事業

主要事業（助成）

活動・研究助成、表彰 一件 五五万円

普及啓発事業（その他の事業） 一件 八〇〇万円

二、財産目録 令和六年十二月三十一日現在

資産合計 三七七、四〇五、五九〇円

負債合計 正味信託財産 ○円

正味信託財産 令和七年五月八日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

二、財産目録	令和六年十二月三十一日現在
資産合計	六五一、七二〇円
負債合計	○円
正味信託財産	六五一、七二〇円
受託者	三井住友信託銀行株式会社

## 公益信託サントリーウール愛鳥基金第三十五期決算公告

一、事業概要

国内の鳥類保護活動団体の、鳥類保護活動に対する助成金（交付）

助成金（鳥類保護団体） 一二件 二、〇〇〇万円

助成金（地域愛鳥活動） 一〇件 二〇〇万円

助成金（水辺大型鳥類） 二件 二、〇〇〇万円

活動助成金贈呈式 二六六万円

二、財産目録

令和六年十二月三十一日現在

資産合計 七六、二三四、六五三円

負債合計 正味信託財産 ○円

正味信託財産 令和七年五月八日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

正味信託財産 令和六年十二月三十一日現在

資産合計 五件 二四八万円

負債合計 正味信託財産 ○円

正味信託財産 令和七年五月八日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

正味信託財産 令和六年十二月三十一日現在

資産合計 四、七一九、九〇二円

負債合計 正味信託財産 ○円

正味信託財産 令和七年五月八日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

正味信託財産 令和六年十二月三十一日現在

資産合計 二四八万円

負債合計 正味信託財産 ○円

正味信託財産 令和七年五月八日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

正味信託財産 令和六年十二月三十一日現在

資産合計 三九、〇四、〇〇万円

負債合計 正味信託財産 ○円

正味信託財産 令和七年五月八日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

正味信託財産 令和六年十二月三十一日現在

資産合計 二〇九万円

負債合計 正味信託財産 ○円

正味信託財産 令和七年五月八日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

正味信託財産 令和六年十二月三十一日現在

資産合計 一八九万円

負債合計 正味信託財産 ○円

正味信託財産 令和七年五月八日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

正味信託財産 令和六年十二月三十一日現在

資産合計 一六〇、九一五、五六一

二、財産目録	令和七年五月八日
資産合計	六五一、七二〇円
負債合計	○円
正味信託財産	六五一、七二〇円
受託者	三井住友信託銀行株式会社

## 第26期決算公告 令和7年3月31日 東京都港区新橋二丁目2番9号 KDX新橋ビル2階 ウィズセキュア株式会社 代表取締役 ティーナ・カラリーナ・サルヒマー 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産 部	1,622,658,849
流動資産	38,256,712
固定資産	1,660,915,561
負純資産及び部	
流動負資本	1,694,780,234
固定負資本	△33,864,673
益余資金	10,000,000
その他利益純利益	△43,864,673
(うち当期純利益)	(39,024,004)
負債・純資産合計	1,660,915,561

科 目	金額(円)
資産部	東京都千代田区丸の内一丁目2番9号 KDX新橋ビル2階
流动資産	公益信託医用薬物研究奨励富岳基金 受託者 三井住友信託銀行株式会社
固定資産	正味信託財産 令和七年五月八日
負純資産及び部	公益信託広瀬真一記念運動振興基金 第三十八期決算公告 授賞式



## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県岩手郡岩手町大字五日市第一二地割四八番地、最後の住所岩手県盛岡市浅岸一丁目一三番号 被相続人亡 白桃 芳三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

岩手県盛岡市愛宕町一二番一九号 高橋法  
律事務所

相続財産清算人 弁護士 望月 敦允  
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市田沢字長根一八五番地、最

後の住所山形県酒田市田沢字長根一八五番地  
被相続人亡 石井 影一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

山形県酒田市みずほ二丁目二〇番地六山銀  
みずほビル三階Eおがた法律事務所

相続財産清算人 弁護士 尾形 稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市西郷通一丁目三五番地、最

後の住所群馬県前橋市下新田町二七四番地七  
被相続人亡 山本 弘幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

群馬県桐生市宮前町二丁目一一番地二KG  
ビル三階

相続財産清算人 弁護士 内田 光人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市城西町二丁目四三六番地  
一、最後の住所千葉県市川市宮久保一丁目二  
三番八号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

ます。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

事務所千葉県市川市南八幡四丁目五番二〇  
号エムワイビル五Aアライズ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 隆文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区杭全八丁目二三五  
番地、最後の住所千葉県市原市椎の木台二丁  
目二番地一 被相続人亡 角村 純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

事務所千葉市中央区上中里二丁目一番地七、最後  
の住所千葉県長生郡長柄町味庄一八三番地  
袖ヶ浦ビル六階 佐野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村岡 旭美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区中央四丁目一七番三号  
の住所千葉県長生郡長柄町味庄一八三番地  
被相続人亡 柴崎 武保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号  
四番一四号 SEASCAPE千葉みなと  
三階一F室 千葉みなと法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯田 晃久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区中央港一丁目二  
四番一四号 SEASCAPE千葉みなと  
三階一F室 千葉みなと法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯田 晃久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市大原一〇六五番地、最後  
の住所千葉県いすみ市大原一五〇〇番地七六  
被相続人亡 遠藤 敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

東京都立川市曙町一丁目三〇番二一号立川  
井上ビルBの一弁護士法人ENISHI

相続財産清算人 弁護士 栗原 亮介

## 令和七年五月八日

事務所千葉県市川市中央区中央三丁目三番  
八号日進セントアービル七階 松本・山下綜  
合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡田 知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市稻毛区稻毛三丁目七九〇番  
地、最後の住所千葉市花見川区南花園一丁目  
三番二三号 被相続人亡 大越 克巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号  
マーキュリー千葉三階 鳥羽田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菱沼 秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区東中野三丁目二六番地、最  
後の住所東京都新宿区中落合二丁目七番五号  
プレザングラン新宿下落合五〇六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号  
被相続人亡 大森久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月九  
日までに請求の申し出をして下さい。右期間内に  
お申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

事務所東京都文京区小石川二丁目二番一  
三一一〇二号柴田総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柴田 浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川二丁目二番一  
三一一〇二号柴田総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柴田 浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市廻田町一丁目一一番地二、  
最後の住所東京都東村山市廻田町一丁目一一番  
地二武蔵野サンハイツ東村山一〇二号

被相続人亡 前田 正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月九  
日までに請求の申し出をして下さい。右期間内に  
お申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

東京都立川市曙町一丁目三〇番二一号立川  
井上ビルBの一弁護士法人ENISHI

相続財産清算人 弁護士 栗原 亮介

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市大和田町三丁目二番、最  
後の住所東京都日野市南平六丁目二三番地の  
一三M Yリバーサイド二〇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月九  
日までに請求の申し出をして下さい。右期間内に  
お申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

東京都立川市曙町一丁目三〇番二一号立川  
井上ビルBの一弁護士法人ENISHI

相続財産清算人 弁護士 永淵 清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市坂本町六丁目二九番  
地、最後の住所神奈川県横須賀市坂本町五丁  
目二番地 善莊 被相続人亡 五十嵐 清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥  
します。

令和七年五月八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号  
マーキュリー千葉三階 鳥羽田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菱沼 秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区東中野三丁目二六番地、最  
後の住所東京都新宿区中落合二丁目七番五号  
プレザングラン新宿下落合五〇六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥  
します。

令和七年五月八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号  
被相続人亡 大森久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月九  
日までに請求の申し出をして下さい。右期間内に  
お申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号  
被相続人亡 大森久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥  
します。

令和七年五月八日

東京都立川市曙町一丁目三〇番二一号立川  
井上ビルBの一弁護士法人ENISHI

相続財産清算人 弁護士 栗原 亮介

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市春日一四七番地一二、最後の住所新潟市中央区柳島町三丁目二六番地  
一 特別養護老人ホーム信濃俱乐部

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

事務所新潟市秋葉区新栄町一七番一号

相続財産清算人 司法書士 小柳 陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区大秋町四丁目九七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 死 大西美恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

名古屋市天白区平針二丁目八〇八番地ガ一

デンハイツ平針一階弁護士法人名古屋南部

法律事務所平針事務所

相続財産清算人 弁護士 高森 裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森北六丁目一八番地、

最後の住所名古屋市中区金山五丁目二番三〇号  
被相続人 死 松島 法子  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

名古屋市中区丸の内二丁目一一番二四号

M S 丸 の 内 ビ ル 七 階 山 口 統 平 法 律 事 務 所

相続財産清算人 弁護士 山本 大介

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区筒井二丁目一〇二番地、最後の住所名古屋市東区筒井一丁目二番三一  
二〇三号市営筒井荘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

名古屋市中区錦二丁目四番三号錦バークビ

ル六階 遠藤・伊佐治法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市池田町一一一五番地、最後の住所三重県四日市市大字日永五〇三九番地

総合心療セントアーニガ  
被相続人 死 市川 良子  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

名古屋市中区錦二丁目四番三号錦バークビ

谷部法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区堀川通今出川上る南船橋町

三八八番地、最後の住所京都市南区吉祥院石

原長田町一一番地の一桂川ハイツ一号館九〇二号室  
被相続人 死 中谷 恵祐  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月八日

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都

ビル八階 烏丸法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐竹 明

## 第27期決算公告 令和7年5月8日 東京都新宿区西新宿一丁目19番5号 旭ハウジング株式会社 代表取締役 加藤 吉廣

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,723,744
流動資産	276,335
資 産 合 計	2,000,079
負純 資産 及び部	1,201,262
流動負債	522,692
固定負債	276,125
資本	100,000
利益	176,125
益	13,858
その他の利益	162,267
(うち当期純利益)	(35,535)
負債・純資産合計	2,000,079

## 第2期決算公告 令和7年5月8日 東京都千代田区内幸町一丁目3番3号 内幸町ダイビル 株式会社マーキュリアアドバイザリー 代表取締役 深井 聰明

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	11,860,791
流動資産	11,860,791
資 産 合 計	11,860,791
負純 資産 及び部	2,131,215
流動負債	2,131,215
固定負債	2,131,215
資本	9,729,576
利益	5,000,000
益	4,729,576
その他の利益	4,729,576
(うち当期純利益)	(4,136,856)
純資産合計	9,729,576
負債・純資産合計	11,860,791

## 第10期決算公告 令和7年4月21日 福島県喜多方市豊川町米室字古開142番地20 アイシンテック株式会社 代表取締役 増田 勇

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	367,445
流動資産	993,848
資 産 合 計	1,361,293
負純 資産 及び部	146,176
流動負債	401,765
固定負債	813,352
資本	3,000
利益	810,352
その他の利益	(101,468)
純資産合計	810,352
負債・純資産合計	1,361,293

## 第8期決算公告 令和7年5月8日 東京都千代田区神田錦町三丁目21番地 ゆうらホールディングス株式会社 代表取締役 佐々木歩美

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	198,892
流動資産	47,700
固定資産	3,176
資 産 合 計	249,770
負純 資産 及び部	29,505
流動負債	115,430
固定負債	104,834
資本	54,986
利益	43,986
益	5,861
その他の利益	5,861
(うち当期純利益)	(2,315)
合 計	249,770

## 第8期決算公告 令和7年5月8日 東京都中央区京橋二丁目12番6号 A O J 税理士法人内

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	16,938,278
流動資産	16,938,278
資 産 合 計	18,622,960
負純 資産 及び部	418,372
流動負債	18,218,075
固定負債	△13,487
資本	1,000
利益	△14,487
益	(6,988)
その他の利益	(6,988)
純資産合計	18,622,960
負債・純資産合計	18,622,960

## 第2期決算公告 令和7年5月8日 東京都渋谷区広尾二丁目3番5号 株式会社N SHD 代表取締役 二家 英彰

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	5,824,978
流動資産	5,176,045
資 産 合 計	5,824,978
負純 資産 及び部	123,118
流動負債	123,118
固定負債	5,701,860
資本	1,001
利益	5,700,859
益	250
その他の利益	5,700,608
(うち当期純利益)	(505,308)
純資産合計	5,701,860
負債・純資産合計	5,824,978

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍岡山県倉敷市町五番、最後の住所岡  
山県倉敷市西中新田111三〇番地1-1

被相続人亡塙岡昭義  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。  
右期間内にお申し出がないときは弁済から除外  
します。

令和七年五月八日  
岡山県倉敷市川西町三番15号第一オフィス  
相続財産清算人司法書士大熊恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍広島県尾道市栗原東二丁目六七番地9、  
最後の住所広島県尾道市栗原東二丁目六番一  
八号  
被相続人亡浮田千種  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月十  
日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外  
します。

令和七年五月八日  
広島県尾道市古浜町1番1号司法書士法人  
山本事務所

相続財産清算人司法書士山本学  
本籍島根県浜田市三隅町三隅三三番地、最後  
の住所山口市宮野上1111四六番地  
被相続人亡石川昭雄  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外  
します。

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会(以下「保証協会」という。)の社員である下記の者と、宅地建物の取  
引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済  
の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する  
認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係  
る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和7年5月8日

令和七年五月八日  
山口県山口市黄金町五番九号第二法曹ビル  
一階

相続財産清算人弁護士法人小林法律事  
務所代表社員小林亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍島根県三好市池田町シマ七五七番地、最  
後の住所島根県三好市池田町シマ七五八番地  
被相続人亡安室美由紀  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、  
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌  
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。  
右期間内にお申し出がないときは弁済から除外  
します。

令和七年五月八日  
事務所憲島市幸町三丁目101番地リーガル  
アクシスビル1階

相続財産清算人司法書士法人ひとさい  
社員小川浩司

不在者財産管理人による供託公告  
一一家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第  
二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者和田光泰

住所大阪府大阪市西成区鶴見橋二丁目四番  
四号フロアトコ102号

生年月日昭和四十六年十一月十一日  
供託所大阪法務局  
供託番号令和七年度金第五四四号  
供託金額二、一六五、四二四円

裁判所大阪家庭裁判所  
事件名不在者財産管理人選任申立事件  
事件番号令和七年(家)第七二二二号

令和七年五月八日  
大阪府大阪市中央区北浜一八一六大阪

証券取引所ビル

不在者財産管理人堀野桂子  
不動産

令和七年五月八日  
大阪府堺市北区中百舌鳥6丁962

代表取締役宇田津吉貴

令和七年五月八日  
広島県尾道市木ノ庄町1490

代表取締役小川博基

令和七年五月八日  
広島県広島市西区横川町2-12-17

代表取締役神野伸二

令和七年五月八日  
徳島県阿南市津乃峰町西分137

前川富美子

令和七年五月八日  
愛媛県松山市古三津3-6-32

佐伯修

令和七年五月八日  
熊本県上益城郡嘉島町下六嘉3767

坂崎栄史

記 (代表者の氏名)	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
代表取締役伊藤直美	東京都大田区下丸子2-22-5	1000万円
取締役堀池尚哉	東京都新宿区高田馬場1-26-12	1000万円
代表取締役菊地利匡	東京都港区赤坂3-19	1000万円
代表取締役伊藤秀樹	東京都中央区日本橋堀留町1-9-16	1000万円
代表取締役荒木敬紀	東京都渋谷区道玄坂1-15-14	1000万円
代表取締役松本正三	東京都千代田区麹町1-8-8	1000万円
後藤リエ	東京都墨区鷹番2-20-6	1000万円
代表取締役安室興助	東京都新宿区新宿3-1-22	1000万円
代表取締役渡辺智博	東京都葛飾区四つ木5-13-8	1000万円
代表取締役曾我秀行	東京都新宿区新宿1-36-2	1000万円
代表取締役東平夏美	東京都中央区日本橋横山町6-2	1000万円
代表取締役田邊典明	神奈川県横浜市旭区中希望が丘228-1	1000万円
八木百合子	静岡県静岡市清水区梅ヶ谷22-1	1000万円
代表取締役鷲津仁司	愛知県名古屋市名東区猪子原3-2508	1000万円
代表取締役加藤明久	滋賀県米原市顔戸1423-11	1000万円
代表取締役石田篤彦	京都府京都市伏見区深草柴田屋敷町21-8	1000万円
代表取締役山本充子	大阪府大阪市福島区福島8-16-15	1000万円
代表取締役松下和樹	大阪府大阪市大正区三軒家東6-12-14	1000万円
代表取締役宇田津吉貴	大阪府堺市北区中百舌鳥6丁962	1000万円
代表取締役小川博基	広島県尾道市木ノ庄町1490	1000万円
代表取締役神野伸二	広島県広島市西区横川町2-12-17	1000万円
前川富美子	徳島県阿南市津乃峰町西分137	1000万円
佐伯修	愛媛県松山市古三津3-6-32	1000万円
坂崎栄史	熊本県上益城郡嘉島町下六嘉3767	1000万円

東京都千代田区紀尾井町3番30号

公益社団法人不動産保証協会





第15期決算公告 令和7年5月8日  
東京都港区東新橋一丁目8番1号  
株式会社dentsu health Japan  
代表取締役 水田 聖司  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 361,481 固定資産 16,349 <b>資産合計</b> 377,830
負純 資産 及の び部	流动負債 445,775 賞与引当金 13,099 株主資本 △67,944 資本剰余金 100,000 資本準備金 6,500 利益剰余金 △174,444 その他利益剰余金(うち当期純利益) △174,444 <b>負債・純資産合計</b> 377,830

第79期決算公告 令和7年5月8日  
東京都文京区小石川1丁目2番4号  
東洋鉄球株式会社  
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流动資産 1,548 固定資産 2,494 <b>資産合計</b> 4,042
負純 資産 及の び部	流动負債 820 固定負債 159 株主資本 3,063 資本準備金 60 資本剰余金 22 資本準備金 22 利益剰余金 2,980 利益準備金 15 その他利益剰余金(当期純利益) 2,964 <b>合計</b> 4,042

第7期決算公告 令和7年5月8日  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
丸の内永楽ビルディング18階  
コーヘン&スティアーズ・ジャパン  
株式会社  
代表取締役 マシュー・ディー・ペイス

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 254,130 固定資産 612,916 <b>資産合計</b> 867,046
負純 資産 及の び部	流动負債 507,411 固定負債 215,079 株主資本 144,556 資本剰余金 65,000 資本準備金 79,556 その他利益剰余金(うち当期純利益) 79,556 <b>合計</b> 867,046

第1期決算公告 令和7年5月8日  
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号  
東京俱楽部ビルディング11階  
安踏体育用品日本株式会社  
代表取締役 賴世賢  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 354,115 固定資産 5,377 <b>資産合計</b> 359,493
負純 資産 及の び部	流动負債 972 株主資本 358,520 資本剰余金 180,000 資本準備金 180,000 利益剰余金 180,000 その他利益剰余金(うち当期純損失) △1,479 <b>合計</b> 359,493

第23期決算公告 令和7年3月28日  
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目23番13号  
南新宿J E B L 4 F  
ステラーフォース株式会社  
代表取締役 有村政高  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 579,715 固定資産 168,121 <b>資産合計</b> 747,837
負純 資産 及の び部	流动負債 441,886 固定負債 259,907 株主資本 46,044 資本剰余金 85,900 資本準備金 75,900 利益剰余金 △115,755 その他利益剰余金(うち当期純損失) △115,755 <b>合計</b> 747,837

第36期決算公告 令和7年3月27日  
東京都八王子市小門町112-2  
環境リサーチ株式会社  
代表取締役 飯田哲哉  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,562,417 固定資産 533,703 <b>資産合計</b> 2,096,120
負純 資産 及の び部	流动負債 240,792 固定負債 2,156 株主資本 1,853,172 資本剰余金 50,000 資本準備金 1,803,172 利益剰余金 4,000 その他利益剰余金(うち当期純利益) 1,799,172 <b>合計</b> (267,345)
	<b>負債・純資産合計</b> 2,096,120

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	598,737	流动負債	225,076
固定資産	110,735	(うち賞与引当金)	(25,777)
		固定負債	356,703
		株主資本	127,692
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	1,064,828
		その他資本剰余金	543,686
		利益剰余金	521,142
		その他利益剰余金(うち当期純損失)	△1,032,624
		自己株式	△ 1,032,624 △ (181,498) △ 4,511
<b>資産合計</b>	<b>709,472</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>709,472</b>

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	488,524	流动負債	102,941
固定資産	57,522	固定負債	7,811
		株主資本	435,294
		資本剰余金	32,500
		資本準備金	336,732
		その他資本剰余金	304,232
		利益剰余金	66,062
		その他利益剰余金(うち当期純利益)	66,062 (66,062)
<b>資産合計</b>	<b>546,046</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>546,046</b>

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	2,368,933	流动負債	1,947,713
固定資産	6,277,520	固定負債	4,554,434
繰延資産	7,526	<b>負債合計</b>	<b>6,502,147</b>
		株主資本	2,151,832
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	544
		利益剰余金	544
		利益準備金	2,101,288
		その他利益剰余金(うち当期純利益)	11,956 (559,237)
<b>資産合計</b>	<b>8,653,979</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,151,832</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,653,979</b>

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	12,868	流动負債	3,574
固定資産	9,037	(うち賞与引当金)	(540)
		固定負債	714
		株主資本	17,616
		資本剰余金	100
		資本準備金	2,910
		その他資本剰余金	2,910
		利益剰余金	14,605
		利益準備金	25
		その他利益剰余金(うち当期純利益)	14,580 (2,924)
<b>資産合計</b>	<b>21,906</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>21,906</b>

## 第10期決算公告

令和7年5月8日  
東京都港区新橋三丁目3番13号T sa o H i b i y a 8階  
ファストリー株式会社  
代表取締役 ロナルド・キスリング  
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	265,717	流动負債	116,997
固定資産	78,916	賞与引当金	1,795
		有給休暇引当金	39,244
		固定負債	40,427
		株主資本	187,209
		資本剰余金	27,187
		(資本準備金)	27,187
		利益剰余金	(27,187)
		(その他利益剰余金)	132,833
		(うち当期純利益)	(132,833)
合計	344,634	合計	344,634

## 第22期決算公告

令和7年4月16日  
東京都港区芝公園二丁目6番8号  
オレオトレード・インターナショナル株式会社  
代表取締役 石川 栄太  
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,392,535	流动負債	472,266
固定資産	13,216	固定負債	800,000
		株主資本	136,517
		資本剰余金	10,000
		利益準備金	126,517
		その他利益剰余金	2,500
		(うち当期純利益)	124,017
		評価・換算差額等	(123,843)
		繰延ヘッジ損益	△3,032
資産合計	1,405,752	負債・純資産合計	1,405,752

## 第28期決算公告

令和7年3月31日  
東京都港区芝3丁目2番18号  
株式会社D・R・M  
代表取締役 住谷 英一  
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	11,594,500	流动負債	5,893,428
固定資産	6,292,945	賞与引当金	9,672
		固定負債	6,984,359
		退職給付引当金	28,223
		株主資本	5,009,658
		資本剰余金	96,000
		その他資本剰余金	384,000
		利益剰余金	384,000
		利益準備金	4,529,658
		その他利益剰余金	5,000
		(うち当期純利益)	4,524,658
資産合計	17,887,445	負債・純資産合計	17,887,445

## 第20期決算公告

2025年5月8日  
東京都品川区大崎一丁目2番2号  
フューチャーインベストメント株式会社  
代表取締役 村松 由紀  
貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	196	流动負債	2
固定資産	5,951	固定負債	9,466
		株主資本	△3,392
		資本剰余金	10
		資本準備金	911
		その他資本剰余金	461
		利益剰余金	450
		その他利益剰余金	△4,314
		(うち当期純損失)	△4,314
		評価・換算差額等	(120)
		その他有価証券評価差額金	72
資産合計	6,148	負債・純資産合計	6,148

## 第6期決算公告

令和7年5月8日  
東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ3階  
クオンティニュアム株式会社  
代表取締役 結解 秀哉  
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,304,746	流动負債	1,960,209
固定資産	827,824	賞与引当金	17,997
		固定負債	1,573
		賞与引当金	1,573
		株主資本	170,788
		資本剰余金	39,550
		その他利益剰余金	131,238
		(うち当期純利益)	131,238
資産合計	2,132,571	負債・純資産合計	2,132,571

## 第65期決算公告

令和7年3月11日  
東京都中野区本町1丁目32番2号  
ハーモニータワー14階  
アコ・プランズ・ジャパン株式会社  
代表取締役 新田 敏明  
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	1,460,662	流动負債	482,992
固定資産	88,344	固定負債	8,481
		有形固定資産	24,997
		無形固定資産	1,640
		繰延資産	808
		投資その他の資産	60,901
合計	1,549,006	負債合計	491,472
		株主資本	1,057,534
		資本剰余金	10,000
		利益準備金	1,047,534
		その他利益剰余金	2,500
		(うち当期純利益)	1,045,034
		純資産合計	1,057,534
合計	1,549,006	合計	1,549,006

## 第15期決算公告

令和7年5月8日  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
城南島施設開発特定目的会社  
取締役 在原 博  
貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	9,000,440	流动負債	140,490
その他の資産	737,467	固定負債	8,080,039
流动資産	709,388	負債合計	8,220,529
固定資産	23,419	社員資本	1,517,378
繰延資産	4,659	特定資本	100
		優先資本	1,459,500
		剰余金	57,778
		純資産合計	1,517,378
資産合計	9,737,908	負債・純資産合計	9,737,908

## 損益計算書の要旨

(自令和6年9月1日)  
(至令和7年2月28日)  
(単位:千円)

科目	金額
営業収益	280,039
営業費用	219,342
営業外収益	60,696
営業外費用	334
常勤利益	2,559
税引前当期純利益	58,470
法人税、住民税及び事業税	692
当期純利益	57,778
前期繰越利益	0
当期未処分利益	57,778

## 第29期決算公告

令和7年5月8日  
東京都中央区銀座八丁目21番1号  
Blue Yonderジャパン株式会社  
代表取締役 渡辺 大樹  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(千円)
資産の部	
流动資産	833,419
固定資産	97,078
合計	930,498
負純資産の部	
流动負債	273,790
株主資本	656,707
資本剰余金	100,000
資本準備金	47,114
利益剰余金	47,114
その他利益剰余金	509,592
(うち当期純利益)	(34,221)
合計	930,498









**第21期決算公告** 令和7年5月8日  
兵庫県神戸市中央区浪花町64番地  
**株式会社MARRY MARBLE**  
代表取締役 西多 由智  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 426,271
	固定資産 48,394
	<b>資産合計 474,665</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 204,983
	固定負債 2,084
	資本 267,598
	資本剰余金 16,200
	資本準備金 6,000
	利益剰余金 6,000
	その他利益剰余金 245,398
	(うち当期純利益) 245,398
	<b>負債・純資産合計 474,665</b>

**第3期決算公告** 令和7年5月8日  
東京都新宿区西新宿三丁目7番26号  
**三田貿易株式会社**  
代表取締役 原口 直杜  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	流动資産 10,119,057
	<b>資産合計 10,119,057</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 150,000
	<b>負債合計 150,000</b>
	株主資本 9,969,057
	資本剰余金 10,000,000
	△30,943
	その他利益剰余金 30,943
	(うち当期純利益) (763,442)
	<b>純資産合計 9,969,057</b>
	<b>負債・純資産合計 10,119,057</b>

**資本金の額の減少公告**  
当会社は、令和七年一月二十一日開催の株主総会において、資本金の額を七千七百七十万七千五百円減少することを決議いたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第28期決算公告** 令和7年4月25日  
大阪市中央区内本町1丁目1番1号  
**ジェイアイシーウエスト株式会社**  
代表取締役 柳 皇雄  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流动資産 267,978
	固定資産 15,237
	<b>資産合計 283,215</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 16,086
	株主資本 267,129
	資本剰余金 3,000
	315,129
	750
	314,379
	(103)
	△51,000
	<b>合計 283,215</b>

**第11期決算公告** 令和7年5月8日  
東京都中央区日本橋本石町2丁目1番1号  
**株式会社都市賃貸**  
代表取締役 四方 祥樹  
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流动資産 35,124
	固定資産 565,947
	延滞資産 13,406
	<b>資産合計 614,477</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 1,986
	株主資本 606,892
	資本剰余金 5,599
	1,000
	4,599
	4,599
	(12,291)
	<b>負債・純資産合計 614,477</b>

**新設分割公告**  
当社は、新設分割により新設する株式会社リュミ工伊東(住所東京都中央区日本橋本石町2丁目一番一号)に対して当社のリュミ工承継されることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第52期決算公告** 令和7年5月8日  
名古屋市中区栄四丁目5番3号  
KDX名古屋栄ビル9階  
**株式会社フロージャパン**  
代表取締役 チャンフーン・チョイ  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	流动資産 831,904,452
	固定資産 104,918,161
	<b>資産合計 936,822,613</b>
負債及び純資産の部	流动負債 668,101,527
	製品保証引当金 4,595,611
	不良在庫引当金 11,022,814
	固定負債 81,021,143
	退職給付引当金 64,341,325
	株主資本 189,036,841
	資本剰余金 40,000,000
	資本準備金 40,233
	利益剰余金 148,996,608
	利益準備金 9,959,767
	その他利益剰余金 139,036,841
	(うち当期純損失) (24,639,671)
	評価・換算差額等 △1,336,898
	為替換算調整勘定 △1,336,898
	<b>負債・純資産合計 936,822,613</b>

**第13期決算公告** 令和7年5月8日  
東京都新宿区高田馬場二丁目1番2号  
**株式会社BPO**  
代表取締役 古市 勝久  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流动資産 228,546
	固定資産 214,824
	<b>資産合計 443,371</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 8,311
	株主資本 435,060
	資本剰余金 100,000
	210,566
	210,566
	124,493
	124,493
	(1,627)
	<b>合計 443,371</b>

**新設分割公告**  
当社は、新設分割により新設するB P a S 株式会社(住所東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番六号二葉ビル七階B号室)に対して当社の貸金業以外の事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**決算公告** 令和7年5月8日  
千葉県松戸市六高台二丁目80番地  
**株式会社303**  
代表取締役 平戸 大輔  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流动資産 10,993
	固定資産 0
	<b>資産合計 10,993</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 11
	株主資本 10,982
	資本剰余金 9,000
	1,982
	1,982
	(1,982)
	<b>負債・純資産合計 10,993</b>

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を七〇〇万円減少し二〇〇万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第60期決算公告** 令和7年5月8日  
 東京都練馬区大泉学園町七丁目5番3号  
**一 起 工 業 株 式 会 社**  
 代表取締役 小林 博

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	118
固定資産	51
合 計	169
負純資産及び部	
流動負債	9
固定負債	—
資本	160
資本剰余金	10
資本利益	—
資本剰余金	150
その他の利益剰余金	2
(うち当期純損失)	148
合 計	(8)
	169

**新設分割公告**  
 当社は、新設分割により新設する株式会社ニキ(住所:埼玉県入間郡三芳町竹間沢三、九一八)に対して新設分割計画書記載の権利義務を承継させることにいたしましたので公告いたします。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月8日  
 東京都練馬区大泉学園町七丁目5番3号  
 二起工業株式会社  
 代表取締役 小林 博

**第56期決算公告** 令和7年5月8日  
 群馬県館林市堀工町980番地の9  
**株式会社松岡金型製作所**  
 代表取締役 松岡 秀範  
 貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	72,582
固定資産	41,247
合 計	113,829
負純資産及び部	
流動負債	135,010
固定負債	312,983
資本	△334,164
資本剰余金	80,000
資本利益	△414,164
資本剰余金	△414,164
その他利益剰余金	(58,347)
合 計	113,829

**資本金の額の減少公告**  
 当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。  
 この決定に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月8日  
 群馬県館林市堀工町九八〇番地の九  
 株式会社松岡金型製作所  
 代表取締役 松岡 秀範

**第29期決算公告** 令和7年5月8日  
 広島市西区商工センター二丁目15番1号  
**株式会社アージュ**  
 代表取締役社長 中野 久史  
 貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	2,550,167
固定資産	2,268,910
合 計	4,819,078
負債及び純資産の部	
流動負債	3,659,983
固定負債	14,700
賞与引当金	200
退職給付引当金	215,327
役員株式給付引当金	33,806
合計	54,307
負債の部合計	3,875,310
株主資本	943,767
資本剰余金	100,000
資本準備金	90,558
資本資本	72,800
その他の資本	17,758
利益剰余金	753,209
利益準備金	800
その他利益剰余金	752,409
(うち当期純利益)	(159,233)
純資産の部合計	943,767
合 計	4,819,078

**第3期決算公告** 令和7年5月8日  
 神奈川県横須賀市秋谷4321  
**株式会社モノクローム**  
 代表取締役 梅田 優祐  
 貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	745,294	流動負債	47,189
固定資産	104,005	製品保証金	69,644
合 計	27,541	資本	5,714
		資本剰余金	727,366
		資本準備金	30,000
		その他資本	1,368,206
		利益剰余金	70,000
		その他利益剰余金	1,298,206
		新株予約権	△670,839
			△670,839
			(336,542)
資産合計	876,842	負債・純資産合計	32,641

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
 当社は、資本金の額を一億九百九十二万八千五百円、資本準備金の額を一億四千九百九十二万八千五百円減少し、それれ五千万円、五千万円とするにいたしました。  
 株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に予定しております。  
 この決定に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月八日  
 神奈川県横須賀市秋谷四三二一  
 株式会社モノクローム  
 代表取締役 梅田 優祐

**第17期決算公告** 令和7年5月8日  
 東京都中央区銀座二丁目3番4号  
**株式会社フランカー**  
 代表取締役 東 靖雄  
 貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	12,453
固定資産	4,936
合 計	20
負純資産及び部	
流動負債	41,159
固定負債	5,116
資本	△28,865
資本剰余金	1,000
資本利益	△29,865
資本剰余金	△29,865
その他利益剰余金	(3,628)
合 計	17,410

**合併公告**  
 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。  
 この合併に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
 (甲) 左記のとおりです。  
 (乙)・(丙)  
 計算書類の公告義務はありません。  
 令和七年五月八日  
 東京都中央区銀座二丁目3番4号  
 (甲) 株式会社フランカー  
 代表取締役 東 靖雄  
 東京都中央区銀座二丁目3番4号  
 (乙) 有限会社フッカ  
 取締役 東 靖雄  
 東京都中央区銀座二丁目3番4号  
 (丙) 有限会社バンデスト  
 代表取締役 東 恒子

**官報**は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。  
<https://www.kango.go.jp>



内閣府

## 第35期決算公告

令和7年5月8日

東京都千代田区神田練塀町300番地  
住友不動産秋葉原駅前ビル14階

ハーマンインターナショナル株式会社

代表取締役 桑原 拓磨

## 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	9,856,283
	固定資産	1,060,314
資産合計		10,916,597
負債及び純資産の部		
流動負債	9,952,619	
貯蓄引当金	12,746	
製品保証引当金	73,348	
固定負債	—	
株主資本	963,978	
資本準備金	300,000	
資本剰余金	1,022,510	
資本準備金	50,000	
その他資本剰余金	972,510	
利益剰余金	664,291	
利益準備金	18,900	
その他利益剰余金	645,391	
(うち当期純損失)	(363,875)	
自己株式	△1,022,824	
負債・純資産合計	10,916,597	

## 第11期決算公告

令和7年5月8日

神戸市中央区北長狭通三丁目6番4号

SKビル401号

株式会社 Tax Accounting

代表取締役 押田 隆広

## 貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	6,018
	固定資産	4,093
合計		10,112
負純 資 産 及 の び 部	流動負債	2,221
資 本	負債	4,500
利 益	債	3,389
剰 余 金	本	15,000
その他の利益剰余金	△11,610	
(うち当期純損失)	△11,610	
合計	(4,266)	
		10,112

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を五百万円減少し一千円とすることにいたしました。なお減少する五百万円は、資本準備金とします。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を三万八千円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第52期決算公告

令和7年5月8日

大阪市生野区田島五丁目3番9号

株式会社ホクト電機制御

代表取締役 首藤 清高

## 貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	7,807
	固定資産	24,166
合計		31,973
負純 資 産 及 の び 部	流動負債	3,899
資 本	負債	10,675
利 益	債	17,399
剰 余 金	本	10,038
その他の利益剰余金	7,361	
(うち当期純損失)	900	
合計	6,460	
	(3,940)	
		31,973

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を三万八千円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第16期決算公告

令和7年5月8日

岐阜県本巣市早野125番地  
株式会社 軽たろう

代表取締役 山本 栄

## 貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	62,412
	固定資産	4,933
合計		67,345
負純 資 産 及 の び 部	流動負債	11,678
資本	負債	10,000
利	債	45,667
益	本	30,000
剰	金	15,667
その他の利益剰余金	15,667	
(うち当期純利益)	(5,009)	
合計	67,345	

## 第55期決算公告

令和7年5月8日

岐阜県揖斐郡大野町大字稻富1228番地の1  
株式会社 稲富石油

代表取締役 南谷 匠

## 貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	297,294
	固定資産	606,547
合計		903,841
負純 資 産 及 の び 部	流動負債	227,143
資本	負債	138,520
利	債	538,178
益	本	30,000
剰	金	508,178
その他の利益剰余金	6,180	
(うち当期純利益)	501,998	
合計	(16,125)	
		903,841

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
効発生日は令和7年七月一日であり、この合併は令和7年四月十五日に終了しております。  
この合併にております。告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第4期決算公告

令和7年5月8日

東京都千代田区平河町一丁目3番10号

丸猫商事株式会社

代表取締役 宮崎 千尋

## 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	8,932
	合計	8,932
合計		8,932
負純 資 産 及 の び 部	流動負債	2,892
資本	負債	6,040
利	債	3,000
益	本	3,040
剰	金	3,040
その他の利益剰余金	(412)	
合計	8,932	

## 第12期決算公告

令和7年5月8日

東京都千代田区平河町一丁目3番10号

株式会社ソラノイロ

代表取締役 宮崎 千尋

## 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	215,841
	固定資産	67,019
合計		282,860
負純 資 産 及 の び 部	流動負債	75,828
資本	負債	119,767
利	債	87,265
益	本	10,000
剰	金	77,265
その他の利益剰余金	77,265	
(うち当期純利益)	(45,081)	
合計	282,860	

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第43期決算公告** 令和7年5月8日  
東京都文京区音羽二丁目11番14号  
**株式会社アイシーテイ**  
代表取締役 石原 玉青

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	208,238
固定資産	576,100
資産合計	784,339
負純 資産 及の び部	
流動負債	39,410
固定負債	70,500
株主資本	674,429
資本剰余金	10,000
その他資本剰余金	38,831
利益剰余金	625,597
利益準備金	1,300
その他利益剰余金(うち当期純損失)	624,297 (43,147)
負債・純資産合計	784,339

**第46期決算公告** 令和7年5月8日  
東京都文京区音羽二丁目11番14号  
**株式会社アイエスアイ**  
代表取締役 石原 玉青

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	770,478
固定資産	1,430,372
資産合計	2,200,851
負純 資産 及の び部	
流動負債	201,481
株主資本	1,999,369
資本剰余金	10,000
資本準備金	773,513
その他資本剰余金	28,000
利益剰余金	745,513
利益準備金	1,215,856
その他利益剰余金(うち当期純利益)	250 (21,174)
負債・純資産合計	2,200,851

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)及び(乙)左記のとおりです。  
令和7年5月8日

**決算公告**  
令和7年5月8日  
福岡市早良区次郎丸四丁目15-20-105  
**株式会社ACTION-L**  
代表取締役 東館 紫織

貸借対照表の要旨(令和6年2月29日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	3,896,006
固定資産	376,526
資産合計	209,060
負純 資産 及の び部	
流動負債	3,065,321
固定負債	6,538,509
株主資本	△5,122,238
利益剰余金	1,000,000
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△6,122,238 △6,122,238 (6,122,238)
負債・純資産合計	4,481,592

**決算公告**  
令和7年5月8日  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-3  
幕張テクノガーデンC B棟M B P内  
**株式会社ソウルシンクス**  
代表取締役 菊地 雅克

貸借対照表の要旨(令和6年2月29日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	33,391,006
固定資産	1,398,899
資産合計	34,789,905
負純 資産 及の び部	
流動負債	25,366,429
固定負債	11,124,000
株主資本	△1,700,524
利益剰余金	200,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△1,900,524 △1,900,524 (6,933,524)
負債・純資産合計	34,789,905

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
令和7年5月8日  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-3  
幕張テクノガーデンC B棟M B P内  
**(甲) 株式会社ソウルシンクス**  
代表取締役 菊地 雅克  
**(乙) 株式会社ACTION-L**  
代表取締役 東館 紫織

**第7期決算公告**  
令和7年5月8日  
熊本市東区小山二丁目14番12号  
**株式会社アクア・トラスト**  
代表取締役 来海 節雄

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	14,956
固定資産	3,553
合計	18,510
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,964
株主資本	15,546
利益剰余金	1,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	14,546 14,546 (3,060)
合計	18,510

**第28期決算公告**  
令和7年5月8日  
熊本市東区小山二丁目14番12号  
**株式会社リ・ボーン**  
(旧商号 有限会社リ・ボーン)  
代表取締役 来海 節雄

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	61,006
固定資産	70,904
合計	131,933
負純 資産 及の び部	
流動負債	49,426
固定負債	14,013
株主資本	68,493
利益剰余金	3,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	65,493 65,493 (2,942)
合計	131,933

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
令和7年5月8日  
熊本市東区小山二丁目14番12号  
**(甲) 株式会社リ・ボーン**  
代表取締役 来海 節雄  
**(乙) 株式会社アクア・トラスト**  
代表取締役 来海 節雄

**第46期決算公告**  
令和7年5月8日  
名古屋市西区枇杷島三丁目26番11号  
**株式会社名進**  
代表取締役 加藤 淳

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	16,415,766
固定資産	1,121,696
合計	17,537,462
負純 資産 及の び部	
流動負債	16,723,328
固定負債	47,925,928
株主資本	△47,111,794
利益剰余金	10,000,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△57,111,794 △57,111,794 (33,721)
合計	17,537,462

**第20期決算公告**  
令和7年5月8日  
名古屋市西区枇杷島三丁目26番11号  
**株式会社ZUCCOTTO**  
代表取締役 加藤 淳

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	22,150,954
固定資産	85,453,871
合計	107,604,825
負純 資産 及の び部	
流動負債	23,200,973
固定負債	33,328,974
株主資本	51,074,878
利益剰余金	3,000,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	48,074,878 48,074,878 (143,299)
合計	107,604,825

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。名古屋市西区枇杷島三丁目26番1号  
**(甲) 株式会社ZUCCOTTO**  
代表取締役 加藤 淳  
**(乙) 株式会社名進**  
代表取締役 加藤 淳

## 第19期決算公告

令和7年5月8日

広島市西区商工センター二丁目15番1号

株式会社アステイ

代表取締役社長 新井 宏

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資産の部	
流動資産	1,975,676
固定資産	18,681,413
有形固定資産	4,871,776
無形固定資産	13,420
投資その他の資産	13,796,216
合 計	20,657,089
負債及び純資産の部	
流动負債	8,829,047
貰与引当金	62,700
役員貰与引当金	8,600
固定負債	4,070,386
役員株式付与引当金	40,315
負債の部合計	12,899,434
株主資本	2,340,665
資本剰余金	100,000
資本準備金	90,863
その他資本剰余金	67,863
利益剰余金	23,000
その他利益剰余金	2,149,802
(うち当期純利益)	2,149,802
評価・換算差額等	(830,621)
その他有価証券評価差額金	5,416,990
繰延ヘッジ損益	5,437,684
純資産の部合計	7,757,655
合 計	20,657,089

第20期決算公告 令和7年5月8日  
名古屋市守山区大字中志段味字湿ケ2016番地株式会社キタノ 代表取締役 北野 政樹  
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	27,714
固定資産	161,120
合 計	188,834
負純資産及び部	
流動負債	5,319
固定負債	187,833
株主資本	△4,317
資本剰余金	3,000
その他資本剰余金	8,413
利益剰余金	8,413
その他利益剰余金	△15,731
(うち当期純損失)	△15,731
合 計	(8,395)
合 計	188,834

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。お問い合わせは、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を六百四十万円減少し九百六十万円とすることにいたしました。  
効力発生日は令和7年七月一日です。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司の告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司の告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第60期決算公告

令和7年5月8日

東京都目黒区東が丘二丁目11番16号

株式会社東京ソイルリサーチ

代表取締役 辻本 勝彦

貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資産の部	
流動資産	3,305,597
固定資産	1,875,013
資産合計	5,180,610
負債及び純資産の部	
流动負債	524,885
固定負債	62,078
役員退職慰労引当金	4,274
株主資本	4,155,545
資本剰余金	165,000
その他資本剰余金	54,807
利益剰余金	54,807
利益準備金	3,974,658
その他利益剰余金	41,250
自己株式	3,933,408
評価・換算差額等	(313,748)
評価損益換算差額金	△38,920
自己株式	438,101
評価損益換算差額金	438,101
負債・純資産合計	5,180,610

## 第36期決算公告 令和7年5月8日

石川県白山市安田町1番地  
株式会社マックスカンパニー 代表取締役 倉本 和明  
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	8,527
固定資産	4,600
合 計	13,128
負純資産及び部	
流动負債	2,166
固定負債	4,812
株主資本	6,149
資本剰余金	16,000
利益剰余金	△9,850
その他利益剰余金	△9,850
(うち当期純損失)	(2,307)
合 計	13,128

吸収分割公告  
当社(甲)は、吸収分割により優美社産業株式会社(乙)、住所大阪市福島区福島六丁目一三番六号の物販業務に関する権利義務を承継することにいたしました。  
この会社分割に異議のある債権者は、本公司の告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。  
この会社分割に異議のある債権者は、本公司の告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## 第62期決算公告 令和7年5月8日

石川県福島区福島六丁目13番6号

優美社産業株式会社

代表取締役 松田 泰治

貸借対照表の要旨  
(令和6年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の産部	
流動資産	1,212,765
固定資産	953,328
合 計	2,166,093
負債及び純資産の部	
流动負債	1,666,845
固定負債	38,299
(うち修繕引当金)	(22,239)
株主資本	460,948
資本剰余金	84,414
その他資本剰余金	287,575
利益剰余金	287,575
利益準備金	88,958
その他利益剰余金	20,000
利益準備金	68,958
その他利益剰余金	(460,164)
合 計	2,166,093

第16期決算公告 令和7年5月8日  
大阪市中央区北久宝寺町一丁目9番1号  
優美社株式会社 代表取締役 松田 泰治  
貸借対照表の要旨  
(令和6年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の産部	
流動資産	21,352
固定資産	0
合 計	21,352
負債及び純資産の部	
流动負債	53,190
固定負債	△31,838
株主資本	5,000
資本剰余金	3,000
その他資本剰余金	3,000
利益剰余金	△39,838
利益準備金	△39,838
その他利益剰余金	(5,765)
合 計	21,352

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年5月8日

香川県丸亀市蓬萊町28番地の2  
三野津急送株式会社

(甲) 三野津急送株式会社

(乙) 株式会社ミノツ

(丙) 株式会社三紀

(丁) S japan株式会社

香川県丸亀市蓬萊町二八番地の二  
代表取締役 本田 雅  
資産部  
流動資産 125,067,961  
固定資産 745,852,455  
資産合計 870,920,416

## 第3期決算公告

令和7年5月8日

香川県高松市上天神町155番地1  
S japan株式会社

代表取締役 三原 隆喜

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 44,612,714 固定資産 16,066,829
資産合計	60,679,543
負純 資産 及の び部	流動負債 20,834,826 固定負債 30,446,210 株主資本 9,398,507 利益剰余金 5,000,000 その他利益剰余金 4,398,507 うち当期純利益 4,398,507 負債・純資産合計 60,679,543

## 第9期決算公告

令和7年5月8日

香川県高松市上天神町155番地1  
株式会社三紀

代表取締役 三原 隆喜

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 57,396,570 固定資産 127,548,660
資産合計	185,286,970
負純 資産 及の び部	流動負債 57,779,997 固定負債 123,685,040 株主資本 3,821,933 利益剰余金 5,000,000 その他利益剰余金 △1,178,067 うち当期純利益 △1,178,067 負債・純資産合計 185,286,970

## 第53期決算公告

令和7年5月8日

香川県丸亀市蓬萊町28番地の2  
株式会社ミノツ

代表取締役 本田 雅

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 57,811,008 固定資産 73,024,548
資産合計	130,835,556
負純 資産 及の び部	流動負債 106,472,459 固定負債 24,363,097 株主資本 15,100,000 利益剰余金 9,263,097 その他利益剰余金 9,263,097 うち当期純利益 (92,435)
負債・純資産合計	130,835,556

## 第36期決算公告

令和7年5月8日

熊本市南区馬渡二丁目12番35号  
株式会社シニアーズホーム

代表取締役 松岡 章雄

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金額	科 目	金額
流动資産	7,668,233	流动負債	3,525,718
固定資産	2,156,115	固定負債	436,200
延資	12,354	資本	5,874,784
		资本剰余金	100,000
		資本準備金	105
		利益剰余金	105
		利益準備金	5,774,679
		その他利益剰余金	25,000
		うち当期純利益	5,749,679
資産合計	9,836,703	負債・純資産合計	9,836,703

## 第14期決算公告

令和7年5月8日

熊本市南区江越二丁目4番7号  
株式会社サンタ不動産

代表取締役 丸本 文紀

貸借対照表の要旨

(令和6年4月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流动資産 1,774,335 固定資産 146,114 延資 1,520
資産合計	1,921,970
負純 資産 及の び部	流动負債 1,179,005 固定負債 46,250 株主資本 696,714 利益剰余金 20,000 その他利益剰余金 676,714 うち当期純損失 (44,980)
負債・純資産合計	1,921,970

## 第11期決算公告

令和7年5月8日

福岡県大野城市大城二丁目23番30号

株式会社シニアーズエステート

代表取締役 丸本 文紀

貸借対照表の要旨

(令和6年4月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流动資産 1,834,489 固定資産 30,971 延資 2,472
資産合計	1,867,934
負純 資産 及の び部	流动負債 1,903,629 固定負債 △35,695 株主資本 20,000 利益剰余金 △55,695 その他利益剰余金 △55,695 うち当期純損失 (76,213)
負債・純資産合計	1,867,934

## 第2期決算公告

令和7年5月8日

福岡県大野城市大城二丁目23番30号

株式会社シニアーズホームバース

代表取締役 橋本 葵

貸借対照表の要旨

(令和6年4月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流动資産 2,938,383 固定資産 686,459 延資 8,386
資産合計	3,633,230
負純 資産 及の び部	流动負債 3,137,185 固定負債 2,915 株主資本 493,129 利益剰余金 100,000 その他利益剰余金 393,129 うち当期純利益 (426,226)
負債・純資産合計	3,633,230